

文京区基本構想実施計画（平成 29 年度～平成 31 年度）（案）について

1 基本構想実施計画（素案）に対する意見について

パブリックコメント

- ア 実施期間 平成 28 年 12 月 7 日（水）から平成 29 年 1 月 6 日（金）まで
- イ 意見提出者数 61 人
- ウ 意見件数 120 件

区民説明会

- ア 開催状況 平成 28 年 12 月 12 日（月）不忍通りふれあい館
12 月 14 日（水）目白台交流館
12 月 16 日（金）駒込地域活動センター
12 月 18 日（日）文京シビックセンター
- イ 参加区民人数 10 人
- ウ 意見件数 38 件

2 基本構想実施計画（案）について

基本構想実施計画（素案）に対する基本構想推進区民協議会、パブリックコメント、区民説明会及び議会の意見を踏まえ、基本構想実施計画（案）を作成した。

計画事業数

基本構想の体系	事業区分		計
		継続	
子育て・教育	41	31	72
福祉・健康	30	30	60
コミュニティ・産業・文化	34	19	53
まちづくり・環境	18	28	46
計	123	108	231

本計画から新たに計画事業となるもの、事業規模を拡大するもの及び事業の実施方法を変更するものは、「 」の表記で表している。

文京区基本構想実施計画（平成 29 年度～平成 31 年度）（案）
別紙のとおり

文京区基本構想実施計画

(平成29年度～平成31年度)

(案)

平成29年2月
文京区

目次

第1章	策定の考え方	1
第2章	財政状況と今後の財政見通し	7
1	人口動向	8
2	区の財政状況	9
3	今後の財政見通し	17
4	基本構想実施計画期間の財政計画	22
第3章	分野別計画事業	23
1	子育て・教育	33
1 - 1	子育て支援	34
1 - 2	教育	59
1 - 3	青少年の健全育成	79
2	福祉・健康	87
2 - 1	高齢者福祉	88
2 - 2	障害者福祉	104
2 - 3	生活福祉	116
2 - 4	健康づくり	124
2 - 5	生活衛生環境	135
3	コミュニティ・産業・文化	145
3 - 1	地域コミュニティ	146
3 - 2	産業振興	156
3 - 3	生涯学習	166
3 - 4	文化振興	172
3 - 5	スポーツ振興	181
3 - 6	観光	189
3 - 7	交流	198
4	まちづくり・環境	205
4 - 1	住環境	206
4 - 2	環境保護	218
4 - 3	災害対策	228
4 - 4	防犯・安全対策	241
第4章	行財政運営	249
1	区民サービスの向上	252
2	開かれた区役所	257
3	区の公共施設	259
4	行財政運営	266

第 1 章 計画策定の考え方

1 基本構想（平成 22 年 6 月策定）

区における総合的かつ計画的な行政運営指針として、行政計画の最上位に位置付けられるものであり、区の政策の大綱を示しています。

基本構想では、区の将来都市像を「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京（ふみのみやこ）』」と定め、「子育て・教育」「福祉・健康」「コミュニティ・産業・文化」「まちづくり・環境」「行財政運営」の分野について、10年後のあるべき姿と、その実現に向けた基本的取組を掲げています。

2 基本構想実施計画

（1）基本構想を具体化する総合的な行財政計画

基本構想に掲げる将来都市像を具体化するための行財政計画であり、事業の実効性を確保するため、計画期間中の財政状況の推計を行い、予算と連動した行財政計画です。

（2）他の計画・関連事業との連携

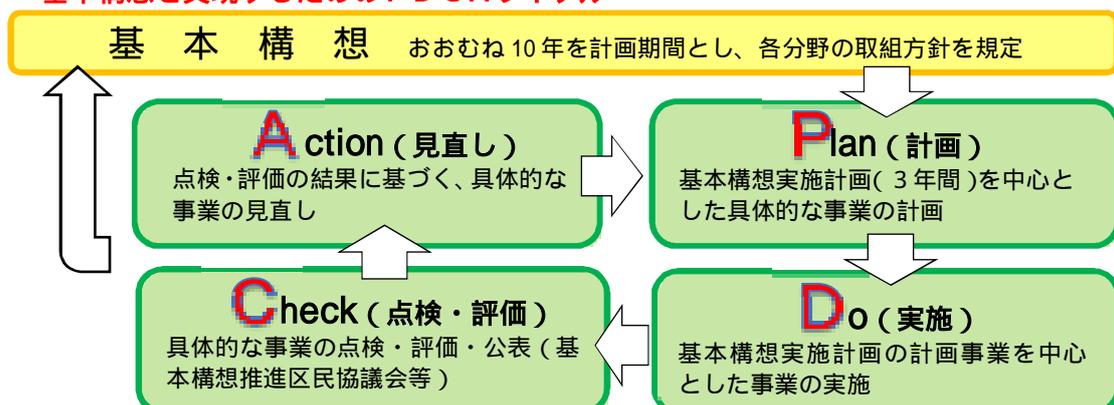
他の計画・事業と関連を持ちつつ、総合的な行財政運営を目指す計画であり、他の計画において、実施計画の期間中に区の事業として実施するものについては、その規模、内容等は、原則、本計画に定めるところによるものとします。

（3）基本構想の進行管理

実施計画に基づく事業等を実施していく上では、計画事業等の進行管理や各分野の目標達成度の評価などにより、行政におけるPDCAサイクルの着実な推進を図る必要があります。

そのため、「基本構想推進委員会」において、全庁横断的に基本構想の適切な進行管理を行います。あわせて、区民委員（無作為抽出・公募）や団体代表、学識経験者により構成する「基本構想推進区民協議会」において、実施計画の策定や、その後の進行管理について、意見を聴取し、反映させるなど、区民参画による基本構想の進行管理を進めていきます。

基本構想を実現するためのPDCAサイクル

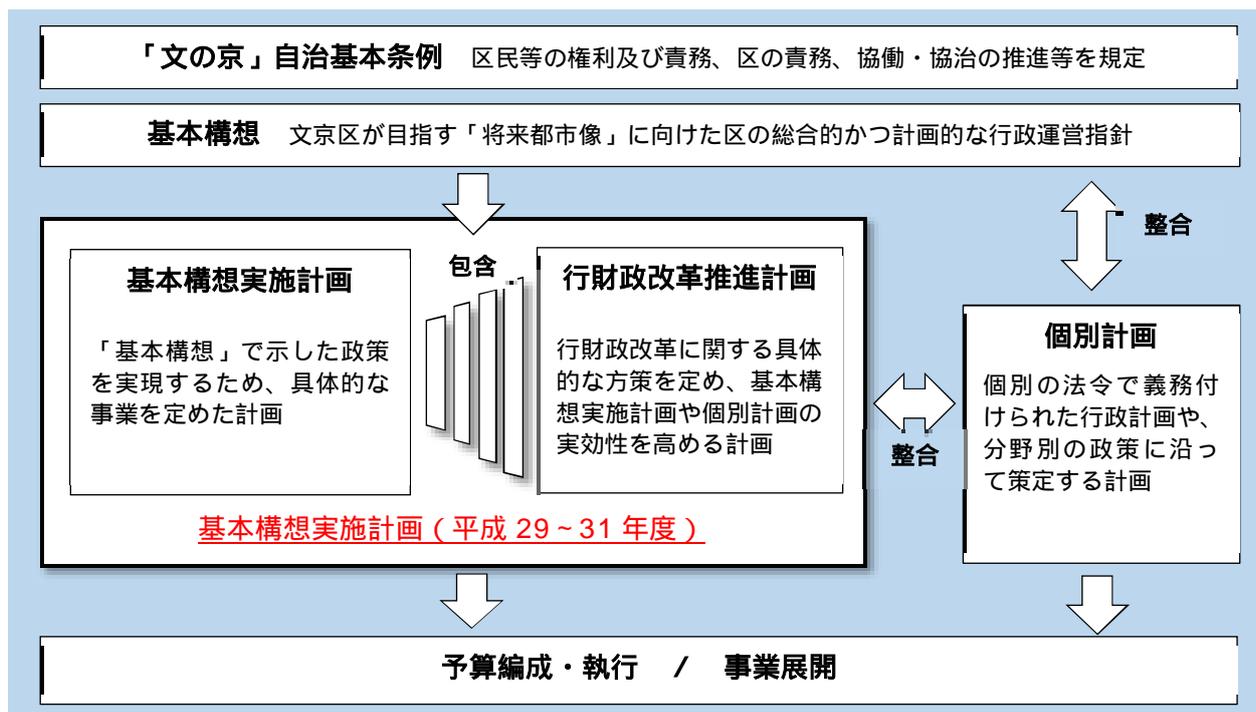


3 基本構想実施計画(平成 29 年度～平成 31 年度)

(1) 特徴

ア 「行財政改革推進計画」を包含

今回策定する基本構想実施計画は、総合的な見地から事務事業をより効果的に進めていくため、「行財政改革推進計画」を包含しています。基本構想を実現するための基盤整備として「行財政運営」分野を捉え、各分野との連動を図りながら、「*品質志向の区政運営」を推進する効率的な行政体制を構築します。



イ 現行の基本構想に基づく第 3 期の計画

これまでの実施計画を踏まえ、基本構想に掲げる将来都市像の実現に必要な部分を中心にその方向性を示し、計画事業を着実に実行します。

ウ 新たな行政課題等への対応

人口構成の変化や「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」など、様々な社会動向の変化に対応した行政サービスのあり方が問われている中で、関連分野との連携による事務事業の見直しや効率的・効果的な体制整備等により、総合的な施策の推進を図り、新たな行政課題や、分野を超えて組織横断的に対応すべき課題にも的確に対応します。

* 品質志向の区政運営 限られた経営資源の下で、区民ニーズに合ったサービスを効果的に実施するために、個々のサービスに求められる品質を高めることで、本区の現在と未来に責任を持つ区政運営を行い、区民からの長期的な信頼を得ること。

(2) 主な内容

ア 財政状況と今後の財政見通し

将来的な人口構成の変化は、生産年齢人口の減少による税収の減少や区民ニーズの変化など、行政サービスのあり方に大きな影響を及ぼすことから、将来の人口推計とともに、多くの予算を必要とする公共施設の改修経費などを見込んだ、10年間の中長期的な財政見通しを示しています。

イ 分野別計画事業

分野（大項目・中項目）

No	大項目	中項目
1	子育て・教育	子育て支援 / 教育 / 青少年の健全育成
2	福祉・健康	高齢者福祉 / 障害者福祉 / 生活福祉 健康づくり / 生活環境衛生
3	コミュニティ・産業・文化	地域コミュニティ / 産業振興 / 生涯学習 文化振興 / スポーツ振興 / 観光 / 交流
4	まちづくり・環境	住環境 / 環境保護 / 災害対策 防犯・安全対策

中項目ごとに基本的取組（小項目）があります。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、中項目ごとに、現状や課題を捉えながら、計画期間の3年間で特に注力していく取組を記載しています。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

中項目ごとに掲げた今後3か年の方向性について、その実現度を測る指標を設定しています。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業（231事業）

基本構想を実現するために重点的に取り組む必要がある事業で、中項目ごとに掲げる基本的取組（小項目）に該当するものを選定しています。

事業の単位

事業を評価し、管理する観点から、事業単位は、原則として予算の中事業単位としますが、複数の事業から構成される事業などは、統合・分割をしています。

また、前期の実施計画と比較してレベルアップする事業は、レベルアップに伴う増部分だけでなく、事業全体を計画事業の単位とします。

事業量・事業費

事業単位ごとに事業量・事業費を記載します。ただし、計画期間中の事業規模が不確定なため事業費の算出が困難なものなどについては、事業概要のみを記載します。

ウ 行財政運営

基本構想の「行財政運営」分野に掲げる、「区民サービスの向上」「開かれた区役所」「区の公共施設」「行財政運営」の四つの視点から、それぞれの将来像を実現するための分野横断的な取組を「行財政運営」分野に示しています。

加えて、分野別計画事業に起因して、組織横断的な対応が必要なものや、関連する事業の見直し等を図るものは、「子育て・教育」「福祉・健康」「コミュニティ・産業・文化」「まちづくり・環境」の各分野に、「行財政運営の視点」として示しています。これらの取組を計画事業と合わせて進めることで、様々な課題にも、きめ細かに対応していきます。

分野別計画と関連する「行財政運営の視点」

大項目	中項目	小項目	行財政運営の視点	
			関連する計画事業等	取組
1 子育て支援	1-1 子育て支援	子どもの権利保障	児童相談所設置に向けた検討	児童相談所設置に向けた対応
		保育内容の充実	区立幼稚園の認定こども園化	区立幼稚園の認定こども園化
		多様な支援メニューの整備	放課後全児童向け事業の推進	児童館のあり方の検討
		ひとり親家庭等の支援	子どもの貧困対策	子どもの貧困対策・低所得者対策
2 福祉・健康	2-1 高齢者福祉		高齢者福祉(中項目全般)	超高齢社会に向けた事業の改善・見直し
	2-2 障害者福祉	心のバリアフリー	障害者差別解消の推進	障害者差別解消法への対応
3 コミュニティ・産業・文化	3-1 地域コミュニティ	地域コミュニティ参画	男女平等参画の推進	男女平等参画の推進と人権啓発
	3-5 スポーツ振興	観るスポーツ	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への対応
4 まちづくり・環境	4-1 住環境	バリアフリー化	バリアフリー基本構想の推進	バリアフリー対策
			バリアフリーの道づくり	

4 計画期間

本計画の期間は、平成29年度から31年度までの3年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより、特に必要が生じた場合には、計画期間中においても、必要な見直しを行うことがあります。

第2章 財政状況と今後の財政見通し

「第2章 財政状況と今後の財政見通し」における表記について

- 1 各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入しています。
- 2 増減率及び構成比などは、原則として各表内計数により計算しています。

1 人口動向

(1) 人口の推移

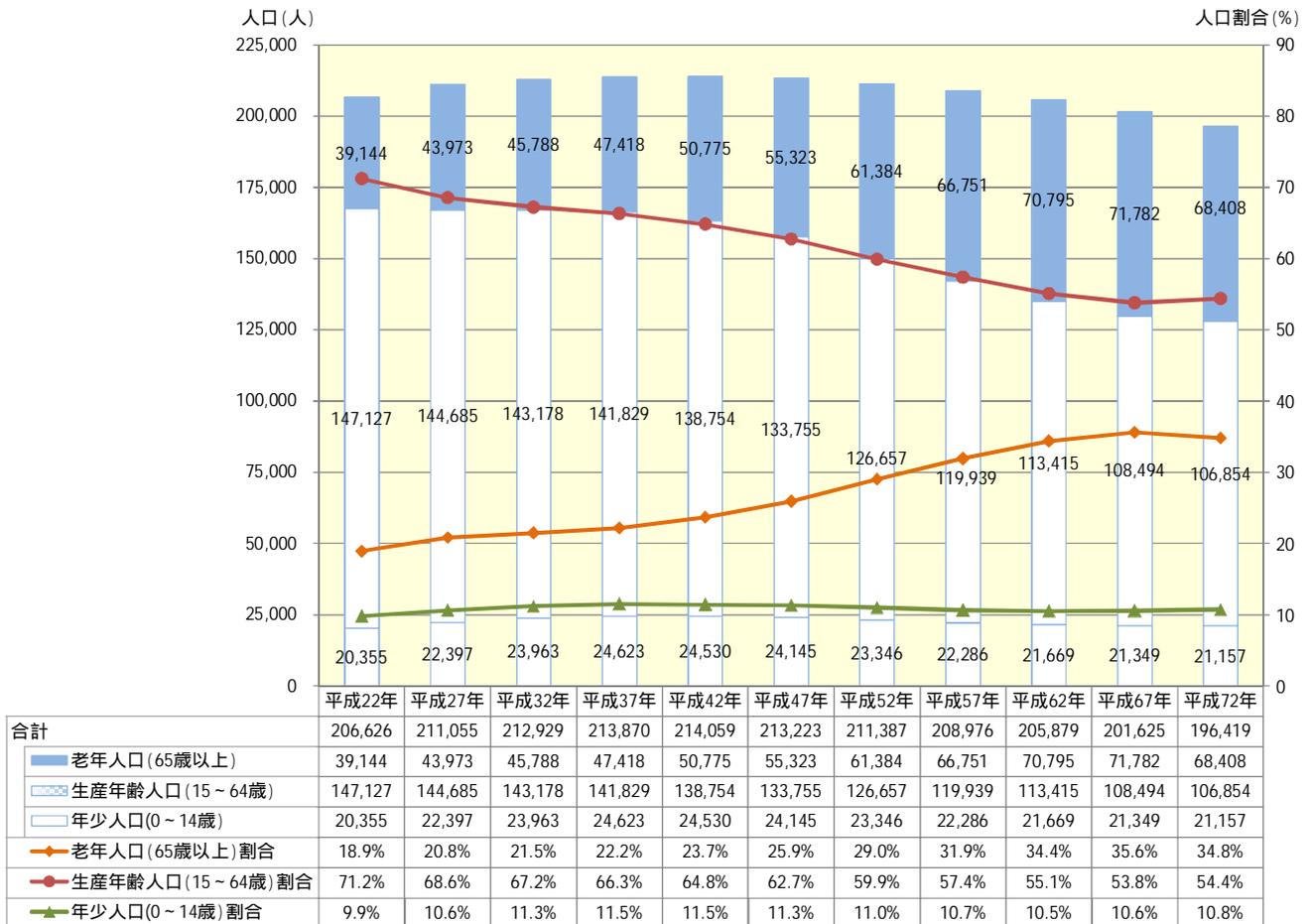
本区の人口は、平成10年に165,864人まで減少しましたが、以降は増加に転じています。また、転入者数が転出者数を上回る社会増に加え、平成23年からは、安定的に出生数が死亡数を上回る自然増も継続しています。

(2) 将来の人口推計

本区では、平成27年9月に策定した「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において、将来人口についての独自推計を行っています。そこでは、今後、老年人口が平成67年まで増え続ける一方、生産年齢人口が減少し続けるとともに、平成37年を過ぎると年少人口も減少するため、本区の人口は減少に転じると予測されています。

本実施計画の計画期間中における人口構成の大きな変動はないものの、将来人口は、今後のまちの規模や活力を表す指標の一つであることから、「基本構想」の実現に向けて「実施計画」に掲げる各計画事業を展開することにより、将来的な人口構成の変化に備える必要があります。

図1 将来人口推計（独自推計）



割合は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

2 区の財政状況

(1) 予算の規模（一般会計）

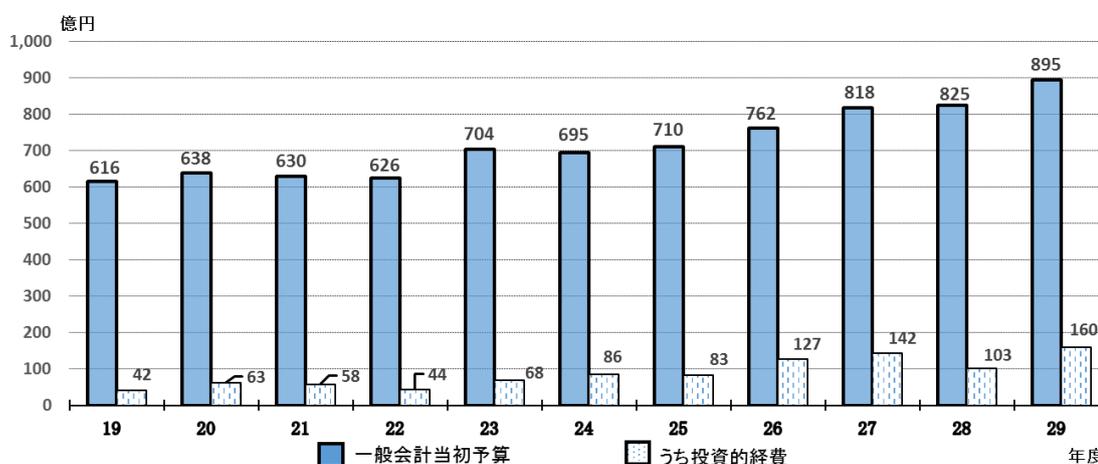
一般会計当初予算は、27年度以降、800億円を超えています。

29年度一般会計当初予算（895億3,400万円）（案）は、過去最大規模の予算となりました。

19年度と比較すると279億円、45.3%の増となっており、年々、予算規模が拡大していることがわかります。

そのうち、*投資的経費は、26年度以降、100億円を超える予算額で推移しており、予算規模が拡大した大きな要因の一つとなっています。

図2-1 一般会計当初予算の状況



(2) 歳出の状況（*普通会計）

ア 性質別歳出

義務的経費（*人件費、*扶助費、*公債費）は、家計に例えると食費や光熱水費など日常生活に欠かせない費用に当たり、削減することが非常に難しい経費です。

27年度普通会計決算の義務的経費は、歳出総額の43.9%を占めており、その主な内容は次のようになっています。

○ 人件費は188億円、歳出全体の22.0%を占めています。その推移は、団塊世代の職員の大量退職期と職員数適正化の取組により減少傾向にありますが、歳出全体に占める割合は特別区を上回る状況にあります。

○ 扶助費は172億円、歳出全体の20.1%を占めています。19年度と比較すると89億円、107.2%の増となっています。

また、投資的経費は102億円、歳出全体の12.0%を占めています。その推移は増加傾向にあり、19年度と比較すると66億円、183.3%の増となっています。

* 投資的経費 道路、公園、学校等の建設整備や用地取得に要する経費

* 普通会計 各地方自治体が設けている会計区分の範囲が異なっていること等により地方公共団体間の財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政の統計上、統一的に用いられる会計区分

* 人件費 職員や非常勤職員に対し、勤労の対価や報酬として支払う経費、退職手当等

* 扶助費 社会保障制度として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等への支援に要する経費

* 公債費 過去に借り入れた特別区債の各年度における元金と利子を償還するための経費

図 2 - 2 普通会計決算（性質別歳出）の状況

単位：億円

区分	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
義務的 経費	人件費	200	196	199	193	193	186	182	188	188
	扶助費	83	88	95	123	135	137	141	154	172
	公債費	39	32	31	26	22	20	21	16	15
	小 計	322	316	325	342	350	343	344	358	374
投資的経費		36	56	84	45	63	85	74	117	102
その他経費		274	238	261	256	231	224	272	228	299
他会計繰出金		65	73	65	59	70	74	69	71	78
合 計		697	683	735	702	714	726	759	774	854

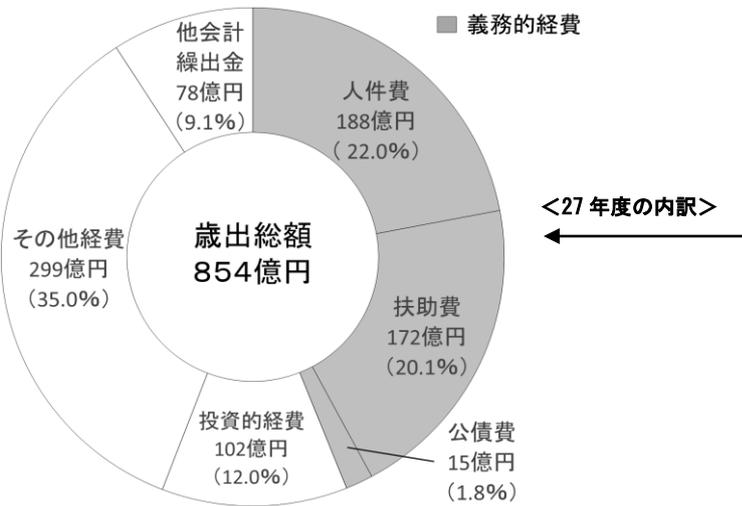
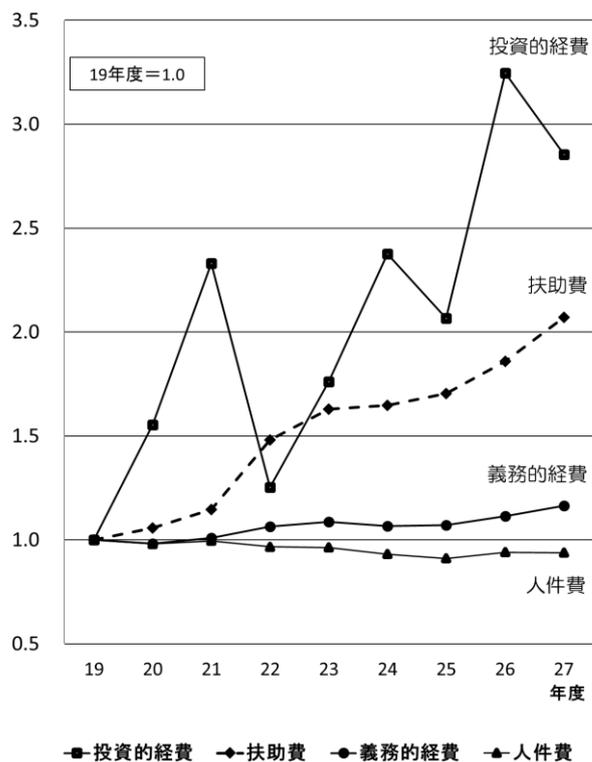


図 2 - 3 人件費比率の状況

単位：%

区分	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
文京区		28.7	28.7	27.1	27.5	26.9	25.6	24.0	24.3	22.0
特別区		22.8	21.8	20.4	20.6	20.1	19.5	18.7	17.3	16.9

図 2 - 4 投資的経費と扶助費等の状況（19年度対比）



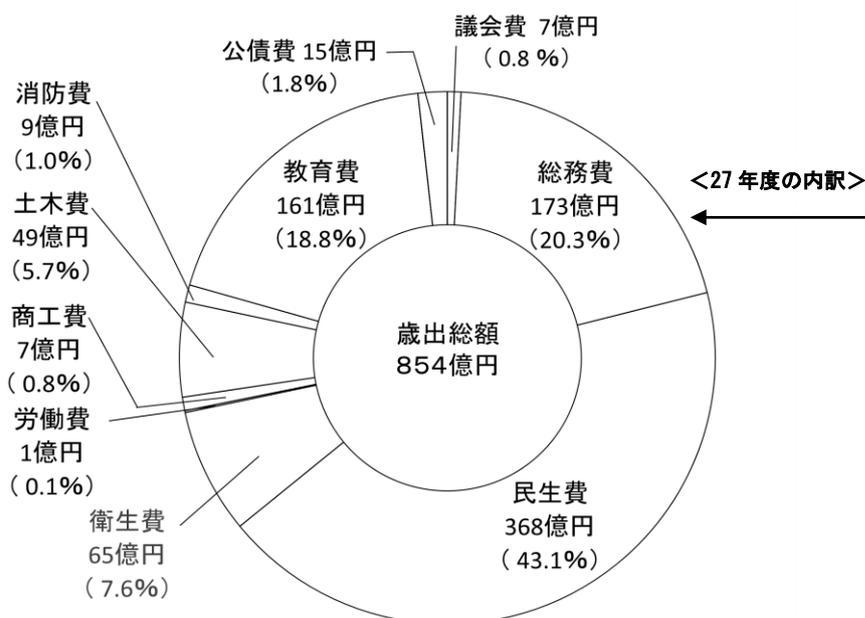
イ 目的別歳出

27年度普通会計決算の主な内容は、次のようになっています。

- *総務費は173億円、歳出全体の20.3%を占めています。前年度から39億円、29.1%の増となっています。区民施設の改修工事や区民施設整備基金への積立て等が増加したことが主な要因となっています。
- *民生費は368億円、歳出全体の43.1%を占めています。その推移は増加傾向にあり、19年度と比較すると141億円、62.1%の増となっています。児童福祉費や老人福祉費等が著しく増加しています。
- *教育費は161億円、歳出全体の18.8%を占めています。前年度から38億円、30.9%の増となっています。小中学校の改修工事や学校施設建設整備基金への積立て等が増加したことが主な要因となっています。

図2-5 普通会計決算（目的別歳出）の状況

区分	年度									
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
議会費	6	6	6	6	7	7	6	6	7	
総務費	175	150	156	171	147	119	113	134	173	
民生費	227	243	254	274	300	313	318	371	368	
衛生費	67	63	64	65	65	65	64	66	65	
労働費	1	1	4	5	4	2	2	1	1	
農林水産費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
商工費	7	8	38	8	8	7	7	6	7	
土木費	47	61	59	45	38	36	38	39	49	
消防費	5	5	5	6	7	11	10	11	9	
教育費	123	113	119	96	115	146	180	123	161	
災害復旧費	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
公債費	39	33	30	26	22	20	21	16	15	
諸支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	697	683	735	702	714	726	759	774	854	

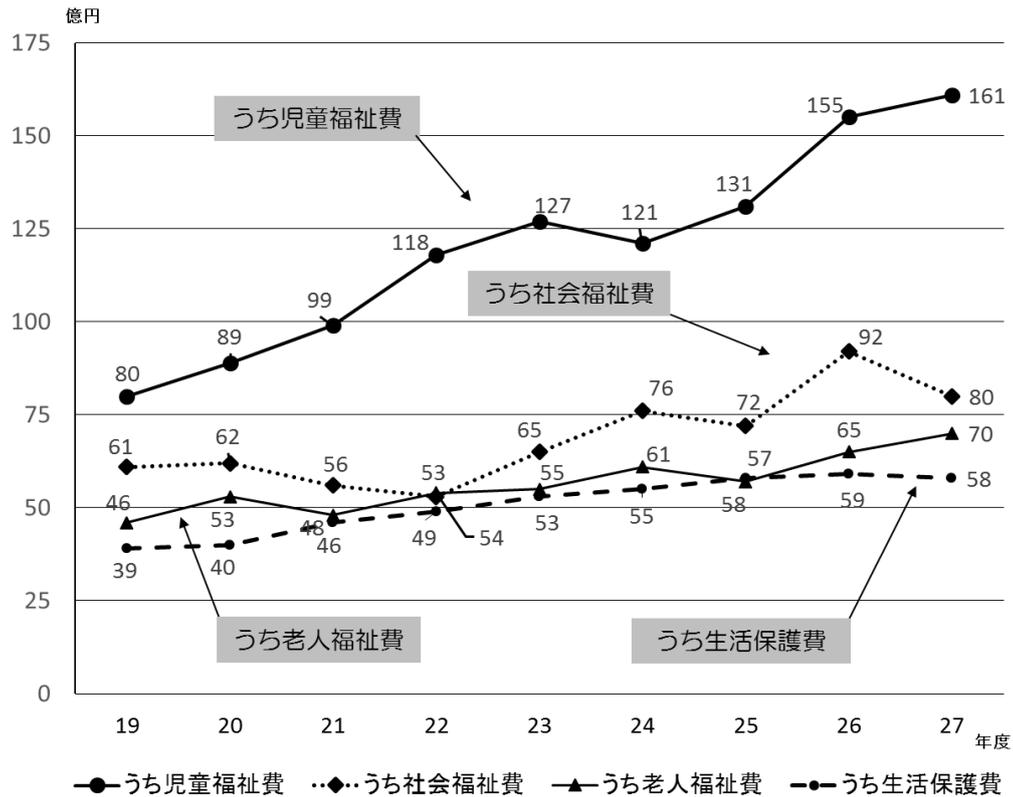


* 総務費 税務、戸籍及び選挙に要する経費の他、庁舎や財産の維持管理等に要する経費

* 民生費 高齢者福祉や生活保護、児童福祉等に要する経費。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を含む。

* 教育費 学校の建設や運営等に要する経費

図 2 - 6 民生費の状況



(3) 歳入の状況 (普通会計)

歳入は、その用途が特定されない一般財源 (*特別区税や*特別区交付金等) と用途が特定される特定財源に分類されます。

27年度普通会計決算における一般財源は、歳入全体の66.3%を占めており、その大半が、特別区税と特別区交付金です。

特別区税は、納税義務者等の伸びにより23年度から増加傾向にあります。

特別区交付金は、企業業績の回復等を背景として、25年度から増加傾向に転じています。

これらの一般財源は、過去、景気の急激な落ち込みにより大幅に減少した実績があるため、社会経済の動向や税制改正等の影響を受けやすいものと言えます。

* 特別区税 特別区が課税する税。特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び入湯税がある。

* 特別区交付金 東京都が市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の3税を課税・徴収し、都区財政調整制度に基づき、その55%を特別区の財政需要に応じて交付するもの。

図 2 - 7 普通会計決算（歳入）の状況

		単位：億円									
区分	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
一般財源	特別区税	282	288	296	276	277	282	288	302	310	
	特別区交付金	219	211	182	188	162	160	173	187	193	
	その他	59	53	51	49	49	47	52	61	83	
	小計	560	552	529	513	488	489	513	550	585	
特定財源	国庫・都支出金	67	74	117	105	115	113	121	128	134	
	繰越金	28	34	65	50	33	36	38	29	47	
	繰入金	26	33	28	20	65	72	62	58	64	
	その他	51	55	46	47	49	54	53	56	53	
	小計	172	196	256	222	262	275	274	271	298	
合計		732	748	785	735	750	764	787	821	883	

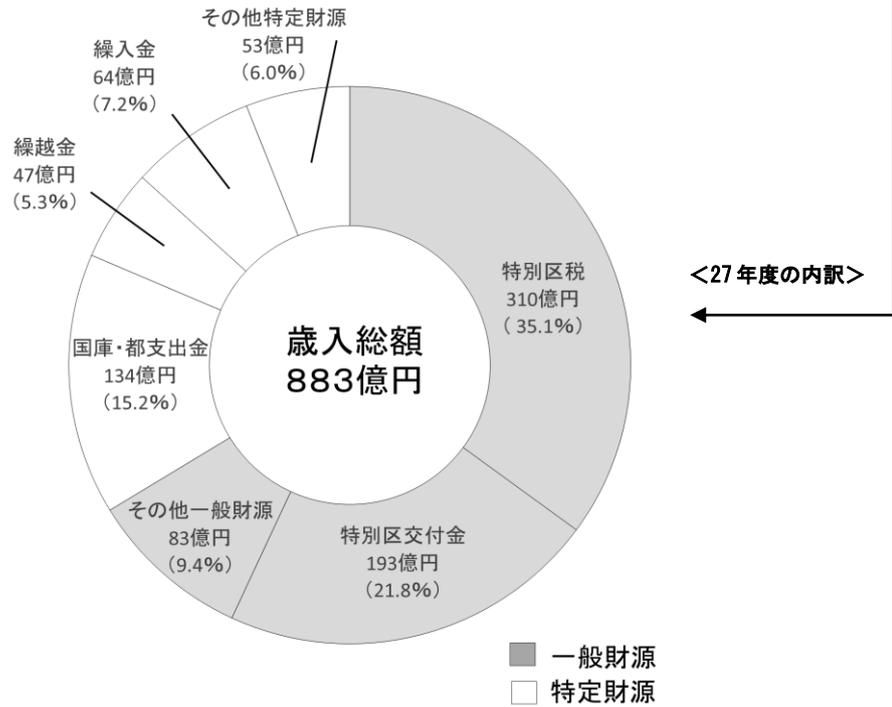
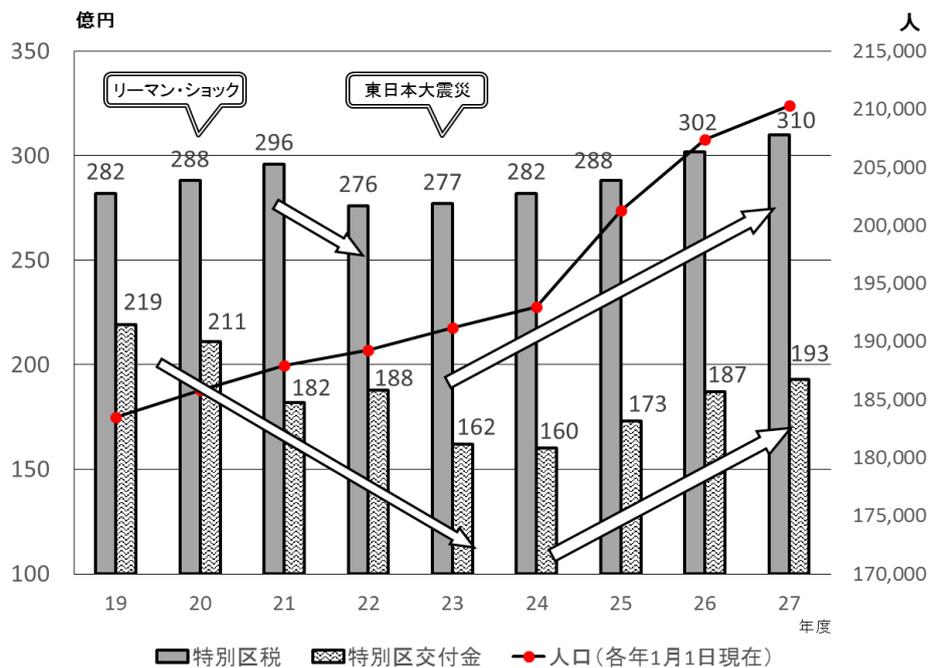


図 2 - 8 特別区税・特別区交付金と人口の状況



(4) 基金の状況（一般会計）

基金は、家計に例えると貯金に当たるものです。*財政調整基金と*特定目的基金（*減債基金及び介護給付費準備基金（特別会計）を含む。）に分類できます。

財政調整基金は、急激な景気の変動による歳入減や臨時的な歳出増に対応するため、柔軟に活用しています。

特定目的基金には、区民施設整備基金や学校施設建設整備基金等があり、区民施設や学校施設の改修・改築等に活用しています。23年度以降、第六中学校の改築、総合体育館建設、福祉センター及び教育センター建替え等の大規模施設の整備に充当しました。

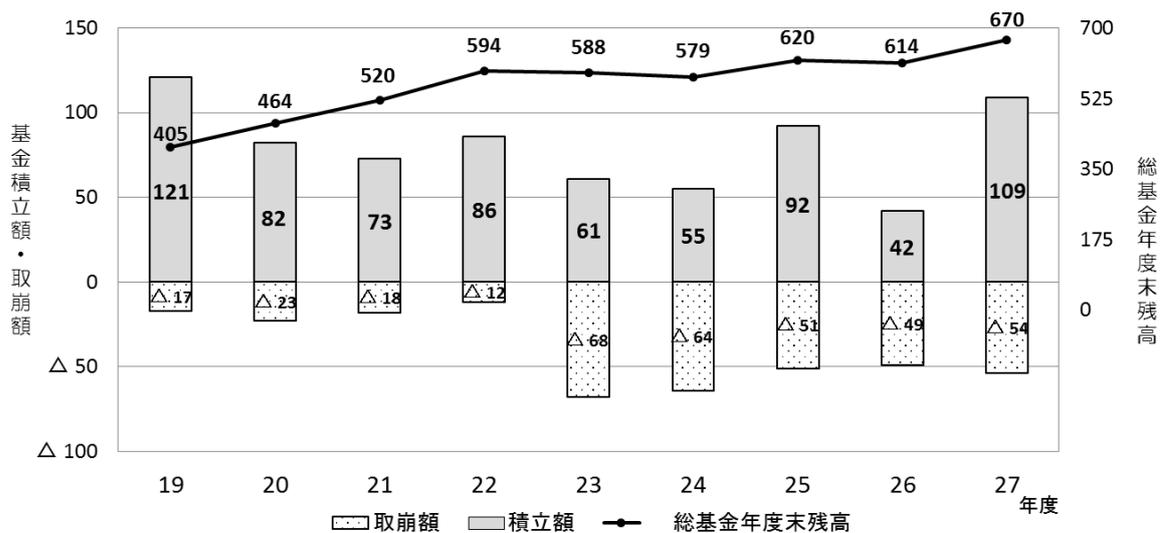
財政調整基金や特定目的基金には、毎年度の決算剰余金等を積み立てています。

総基金の年度末残高は、3年度の674億円から13年間で504億円減少し、16年度末残高は170億円になりました。

その後、企業業績の回復や納税義務者数の増加等による一般財源の増加により、11年間で500億円増加し、27年度末残高は670億円となっています。

図2-9 基金積立額・取崩額と総基金年度末残高の状況

単位：億円



単位：億円

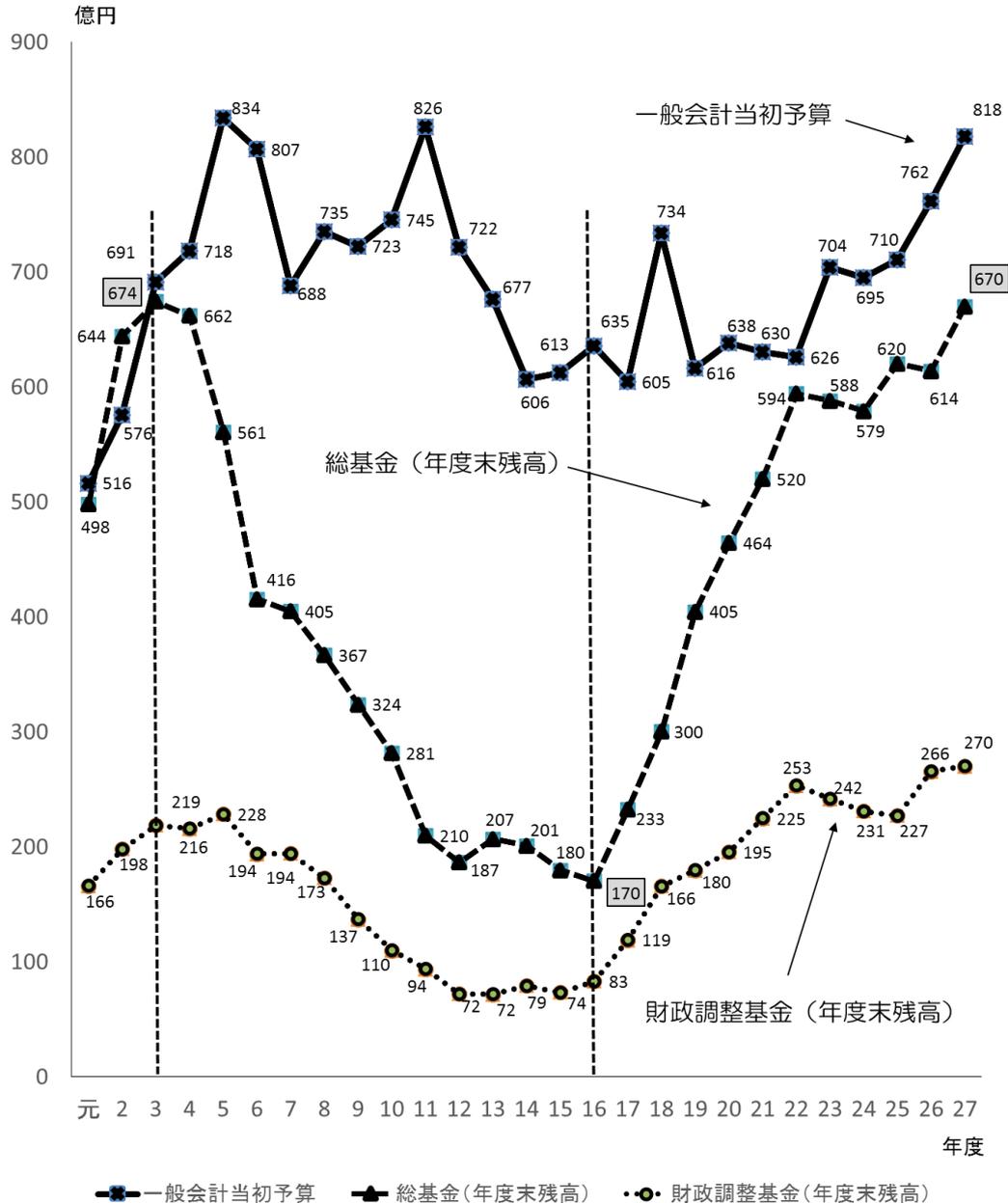
区分	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総基金年度末残高		405	464	520	594	588	579	620	614	670
	内訳									
	財政調整基金	180	195	225	253	242	231	227	266	270
	特定目的基金	225	269	295	341	347	348	393	349	399
基金積立額		121	82	73	86	61	55	92	42	109
基金取崩額		17	23	18	12	68	64	51	49	54

* 財政調整基金 年度間における財政調整の役目を果たす基金。区では、地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、毎年度の決算剰余金（歳入－歳出）の2分の1を下らない金額をこの基金に積み立てている。

* 特定目的基金 施設建設や教育等、個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金

* 減債基金 満期一括償還など、将来の特別区債償還に備えて積み立てる基金

図 2-10 総基金（年度末残高）と財政調整基金（年度末残高）等の状況



(5) 財政指標の状況

ア *経常収支比率（普通会計）

財政構造の弾力性を測る指標です。

家計に例えると食費や光熱水費など日常生活に欠かせない費用が、給与のような毎月決まって得られる収入に占める割合を表しています。

適正水準は、一般的に 70%から 80%とされており、この値が高くなってくると新たな施策を実施することが難しくなってきます。

22 年度以降、一般財源の減収や扶助費の増加等により、80%を上回る水準が続いていましたが、27 年度は適正水準になりました。

* 経常収支比率 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、特別区税、特別区交付金のような毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合

図 2-1-1 経常収支比率等の状況（主な一般財源との比較）

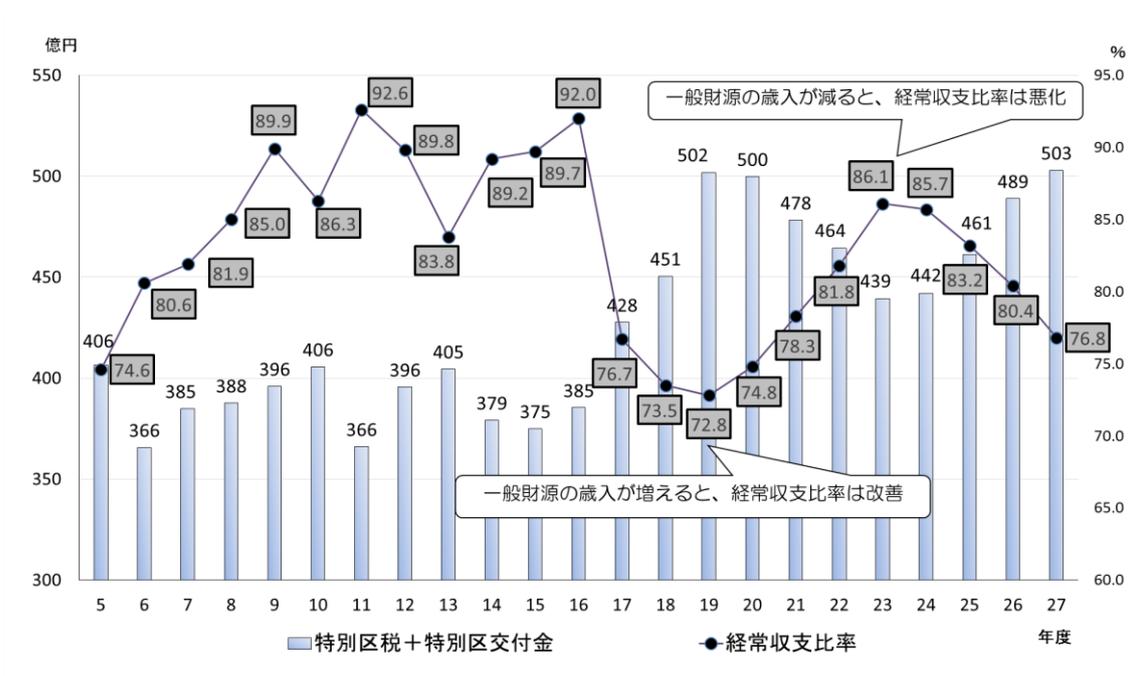


図 2-1-2 経常収支比率の状況（特別区等との比較）

区分	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
文京区		72.8	74.8	78.3	81.8	86.1	85.7	83.2	80.4	76.8
特別区		75.3	76.1	82.1	85.7	86.4	85.8	82.8	80.7	77.8
全国市町村		92.0	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7	90.2	91.3	

単位：%

イ 区民一人当たりの総基金（年度末残高）と特別区債（年度末残高）の差引額（普通会計）

区の貯金である基金と、借金である特別区債の年度末残高について、区民一人当たりの差引額を次の表で示しています。

27年度における区民一人当たりの総基金（年度末残高）は、約31万7千円ですが、それに対する特別区債（年度末残高）は約3万9千円となっています。

差引額は約27万8千円となり、これは、貯金が借金を上回っていることを示しています。

なお、特別区では約19万5千円となっています。

図 2-1-3 区民一人当たりの総基金（年度末残高）と特別区債（年度末残高）の差引額

区分	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
文京区		99	142	178	225	234	232	254	250	278
特別区		43	67	69	152	71	148	162	168	195

単位：千円

3 今後の財政見通し

(1) はじめに

将来にわたり安定的な行政サービスを提供するためには、今後の行政需要を的確に把握し、その変化にも対応し得る財政基盤を築くことがとても重要です。

本区では、将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を行っていくため、歳入歳出予算や基金等における中長期的な推計を行いました。

(2) 歳入歳出予算の中長期的な見通し

基本的な考え方

ア 対象

一般会計当初予算を対象とします。

イ 期間

29年度から38年度までの10年間とします（ただし、29年度は、実際の当初予算額（案）です）。

ウ 基本的な条件

以下のとおりとします。

なお、費目別の詳細な推計の条件は、別表①「費目別の推計の条件」のとおりとします。

区分	基本的な条件																								
歳入	<p>○一般財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府「中長期の経済財政に関する試算（29年1月）」のベースラインケース（名目GDP成長率）に基づき推計します。発表されていない38年度の数值は、37年度の名目GDP成長率の数值を使って推計します。 <p>なお、名目GDP成長率と連動しないと判断するものは、29年度一般会計当初予算を据え置きます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>ベースラインケース 単位：%程度</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目GDP成長率</td> <td>2.5</td> <td>1.7</td> <td>1.9</td> <td>1.8</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>34</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>(1.3)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 財政調整基金は単年度収支不足額に充当することを想定しているため、歳入における推計には含まれていません。 <p>○特定財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表①「費目別の推計の条件」のとおり 	年度	29	30	31	32	33	名目GDP成長率	2.5	1.7	1.9	1.8	1.4		34	35	36	37	38		1.3	1.3	1.3	1.3	(1.3)
年度	29	30	31	32	33																				
名目GDP成長率	2.5	1.7	1.9	1.8	1.4																				
	34	35	36	37	38																				
	1.3	1.3	1.3	1.3	(1.3)																				
歳出	<ul style="list-style-type: none"> 別表①「費目別の推計の条件」のとおり 																								
共通	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率は、31年10月の引上げ（軽減税率の影響を除く。）を見込み、32年度以降、歳入（地方消費税交付金）・歳出（物件費、投資的経費及び維持補修費）に反映させています。 																								

<別表①「費目別の推計の条件」>

区 分		推 計 の 条 件	
歳 入	一 般 財 源	特別区税	①29年度一般会計当初予算をベースとする。②「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。③「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の人口推計を見込む。 ※ただし、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税は、29年度一般会計当初予算を据え置く。
		特別区交付金	①29年度一般会計当初予算をベースとする。②「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。③法人住民税の一部国税化（26年度税制改正で、地方自治体の財源である法人住民税の一部を国税としたもの）等の影響を見込む。
		地方消費税 交付金	①29年度一般会計当初予算をベースとする（消費税率の引上げによる影響の平年度化は32年度以降とする）。②「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。
		その他	①利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金は「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース（名目GDP成長率）を見込む。②自動車取得税交付金、地方譲与税交付金、地方特例交付金、特別会計繰入金、競馬組合分配金、繰越金は、29年度一般会計当初予算を据え置く。
	特 定 財 源	国庫・都支出金	①29年度一般会計当初予算をベースとする。②扶助費及び投資的経費における歳出額と連動させる。
		特定目的基金 繰入金	①29年度一般会計当初予算をベースとする。②投資的経費における歳出額と連動させる。③減債基金からの繰入額を見込む。
		特別区債	①直近5か年（25～29）の一般会計当初予算中、発行している年度での平均額等で見込む。
		その他	①分担金及び負担金は、直近5か年（25～29）の一般会計当初予算の推移で見込む。②交通安全対策特別交付金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入、寄付金は、29年度一般会計当初予算を据え置く。
歳 出	義 務 的 経 費	人件費	①29年度一般会計当初予算をベースとする。②退職手当を見込む。
		扶助費	①29年度一般会計当初予算をベースとする。②直近5か年（25～29）の一般会計当初予算の扶助費（1人当たり）の推移を見込む。③「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の人口推計を見込む。
		公債費	①既発行の特別区債の償還額等を見込む。②新規発行の特別区債は、10年満期一括償還を想定する。
	投資的経費	①29年度一般会計当初予算をベースとする。②「公共施設等総合管理計画（案）」及び「文京区シビックセンター改修基本計画（案）」の将来更新費用等を見込む。③主な大規模施設整備等の投資的経費を見込む。	
	他会計繰出金	①29年度一般会計当初予算をベースとする。②直近5か年（25～29）の一般会計当初予算の他会計繰出金（1人当たり）の推移を見込む。③「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の人口推計を見込む。	
その他	①物件費、維持補修費は、直近5か年（25～29）の一般会計当初予算の推移等を見込む。②積立金は、特別区債の償還のための経費や基金への積立を見込む。③補助費、貸付金は、29年度一般会計当初予算を据え置く。		

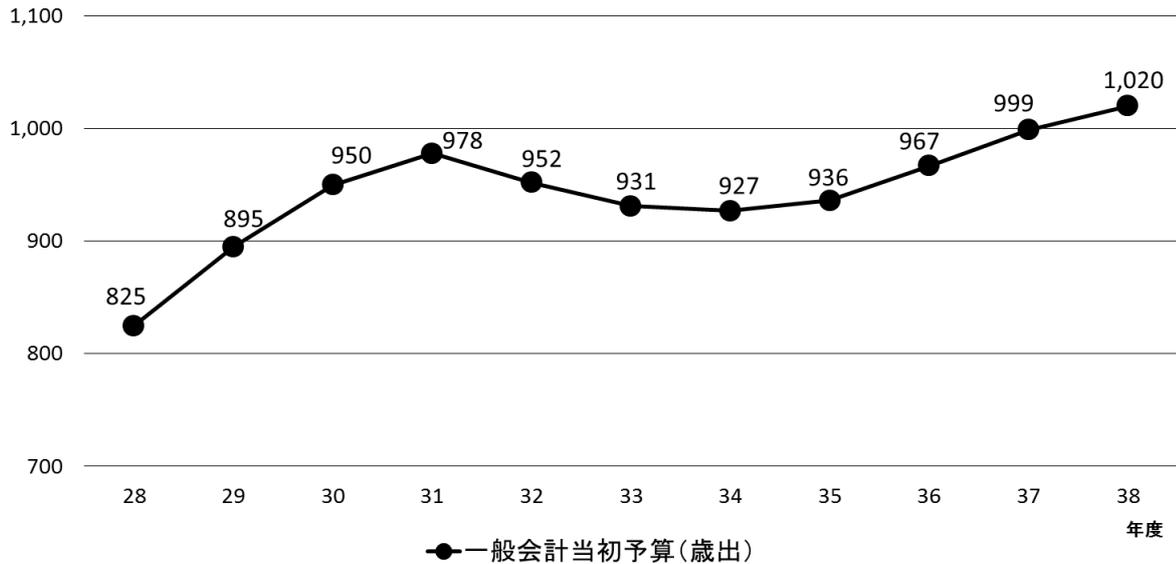
図 2 - 1 3 歳入歳出予算の推計

単位：百万円

区分		年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
歳入	一般財源	特別区税	32,040	32,466	32,949	33,413	33,778	34,119	34,463	34,750	35,100	35,421	
		うち特別区民税	30,845	31,271	31,754	32,218	32,583	32,924	33,268	33,555	33,905	34,226	
		地方消費税交付金	5,300	5,430	5,520	7,080	7,160	7,240	7,320	7,400	7,480	7,560	
		特別区交付金	16,400	17,030	17,750	18,420	17,790	17,640	17,390	17,160	17,130	17,340	
		その他	1,260	1,277	1,287	1,296	1,303	1,310	1,317	1,323	1,331	1,338	
		小計	55,000	56,203	57,506	60,209	60,031	60,309	60,490	60,633	61,041	61,659	
	特定財源	国庫・都支出金	19,530	20,814	21,706	19,533	17,751	18,146	18,726	19,524	20,367	21,303	
		特別区債	800	1,000	1,000	800	800	800	800	800	800	800	
		繰入金	4,033	6,181	7,849	5,723	5,792	3,223	2,528	2,698	3,028	2,528	
		その他	6,243	6,110	6,229	6,422	6,562	6,701	6,814	6,954	7,093	7,232	
		小計	30,606	34,105	36,784	32,478	30,905	28,870	28,868	29,976	31,288	31,863	
	歳入合計 (A)		85,606	90,308	94,290	92,687	90,936	89,179	89,358	90,609	92,329	93,522	
	歳出	義務的経費	人件費	19,987	19,945	19,841	20,154	19,862	20,008	20,154	20,216	20,195	19,716
			扶助費	19,402	20,596	21,860	23,200	24,543	25,963	27,464	29,051	30,728	32,587
			公債費	2,007	1,097	738	645	458	381	301	418	688	127
投資的経費		16,042	20,310	21,085	16,238	12,035	8,831	6,886	6,886	6,886	6,886		
他会計繰出金		7,512	7,734	7,964	8,202	8,458	8,722	8,994	9,275	9,565	9,850		
その他		24,584	25,336	26,277	26,788	27,806	28,822	29,839	30,838	31,806	32,823		
歳出合計 (B)		89,534	95,018	97,765	95,227	93,162	92,727	93,638	96,684	99,868	101,989		
単年度収支不足額 (A-B)		△ 3,928	△ 4,710	△ 3,475	△ 2,540	△ 2,226	△ 3,548	△ 4,280	△ 6,075	△ 7,539	△ 8,467		

図 2-14 一般会計当初予算（歳出）の見通し

単位：億円



(3) 基金等の中長期的な見通し

基本的な考え方

ア 対象

財政調整基金、特定目的基金（減債基金及び介護給付費準備基金（特別会計）を含む。）及び特別区債の年度末残高とします。

イ 期間

28年度から38年度までとします。

ウ 基本的な条件

別表②「基金等の推計の条件」のとおりとします。

なお、推計は「歳入歳出予算の中長期的な見通し」と連動させるとともに、毎年度の決算剰余金等を財政調整基金や特定目的基金に積み立てることを想定しています。

<別表②「基金等の推計の条件」>

区分		推計の条件
財政調整基金	取崩額	①毎年度の単年度収支不足額を取り崩す。
	積立額	①一般会計当初予算の一定の決算剰余金を見込み、2分の1の金額を積み立てる。ただし、34年度以降は、その10分の8の金額を積み立てる。②他会計から繰入金を見込む。
特定目的基金	取崩額	①毎年度の繰入金を取り崩す。②特別区債における満期一括償還に要する経費を取り崩す。
	積立額	①一般会計当初予算の一定の決算剰余金を見込み、2分の1の金額を積み立てる。ただし、34年度以降は、その10分の2の金額を積み立てる。②毎年度の積立金を積み立てる。
特別区債		①既発行分の特別区債の他、主要な公共施設等整備事業の実施による新規の特別区債（毎年度8億円（ただし、30・31年度は10億円）・10年満期一括償還）を想定する。

※特定目的基金における介護給付費準備基金（特別会計）は、28年度末残高見込み（875,032千円）を据え置いて推計します。

図 2 - 1 5 基金等（年度末残高）の推計

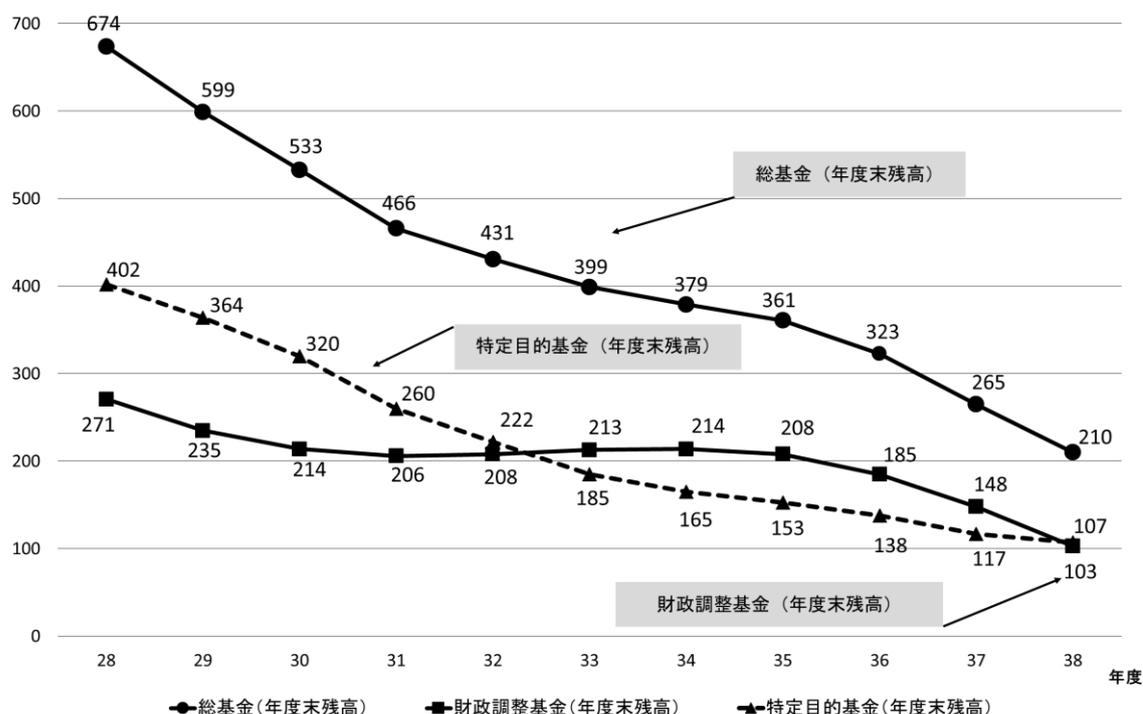
単位：百万円

区分	年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	総基金（年度末残高）		67,365	59,890	53,336	46,574	43,073	39,857	37,944	36,101	32,257	26,459
財政調整基金（年度末残高）		27,124	23,508	21,365	20,577	20,802	21,340	21,430	20,818	18,477	14,792	10,304
特定目的基金（年度末残高）		40,241	36,382	31,971	25,997	22,271	18,517	16,514	15,283	13,780	11,667	10,653

区分	年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	特別区債（年度末残高）		6,696	5,577	5,541	5,849	6,043	6,420	6,872	7,402	7,815	7,955

図 2 - 1 6 基金（年度末残高）の見通し

単位：億円



4 基本構想実施計画期間の財政計画

基本構想実施計画事業（231事業）に係る財政計画を示しています。

3か年で計画事業を実施するために必要な予算の総額は、約900億円になっており、これは、一般会計当初予算3か年総額の約31.9%を占めています。

今後3か年における財政見通しを考慮しつつ、着実に基本構想実施計画事業を実施していきます。

図2-17 基本構想実施計画期間の財政計画

単位：百万円

歳入	3か年計画額	3か年計画外	3か年総額	構成比
一般財源	41,340	139,482	180,822	64.05%
特別区税	22,280	75,175	97,455	34.52%
特別区交付金	11,701	39,479	51,180	18.13%
その他	7,359	24,828	32,187	11.40%
特定財源	48,892	52,603	101,495	35.95%
国庫支出金	18,727	25,488	44,215	15.66%
都支出金	8,666	9,169	17,835	6.32%
地方債	2,800	0	2,800	0.99%
その他	18,699	17,946	36,645	12.98%
合計	90,232	192,085	282,317	100.00%

歳出	3か年計画額	3か年計画外	3か年総額	構成比
義務的経費	17,621	107,852	125,473	44.44%
人件費	3,622	56,151	59,773	21.17%
扶助費	13,999	47,859	61,858	21.91%
公債費	0	3,842	3,842	1.36%
投資的経費	52,459	4,978	57,437	20.35%
一般行政費	20,152	79,255	99,407	35.21%
物件費	15,039	41,721	56,760	20.11%
維持補修	21	2,025	2,046	0.72%
補助費等	5,070	10,928	15,998	5.67%
その他	22	24,581	24,603	8.71%
合計	90,232	192,085	282,317	100.00%

第3章 分野別計画事業

「第3章 分野別計画事業」における表記について

1 「3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標」の数値について

- (1) 平成23年度から27年度までの数値については、実績値です。
- (2) 28年度の数値については、特に記載のないものは推計値です。
- (3) 29年度から31年度までの数値については、目標値です。

2 「4 将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業」における各計画事業について

(1) 事業区分について

本計画は、3年間というスパンで各事業の事業量及び事業費を示すことで、その実効性を担保しています。

そのため、前実施計画（26年度～28年度）と比較して区民サービスの向上を図る事業について「」印を記載しています。

その視点は以下のとおりです。

- ・本計画から新たに計画事業となるもの
- ・前実施計画（26年度～28年度）と比較して、事業規模を拡大するもの
- ・前実施計画（26年度～28年度）と比較して、事業の実施方法を変更するもの

基本構想実施計画(平成29～31年度)の体系

- ・基本構想の体系の項目順に、計画事業を当てはめています。
- ・基本構想に掲げる「分野別の将来像」を、それぞれ大項目、中項目に分類し、「実現に向けた基本的取組」を小項目として分類しています。なお、小項目は略称を使用しています。
- ・計画事業に付している事業番号は、小項目ごとの一連番号です。そのため、複数項目に該当する事業は、小項目ごとに別の事業番号を付しています。この場合、本計画の中では事業概要を掲載する項目を一つとしており、それ以外の項目については、以下の表中で「再掲」と表示しています。
- ・本実施計画からの新規事業や、前実施計画(平成26～28年度)からレベルアップする事業等は、区分欄に「 」を表示しています(前頁を参

大項目	中項目	小項目	計画事業				
			事業番号	区分	事業名	主たる項目 (事業番号)	
1 子育て・教育	1-1 子育て支援	子どもの権利保障	子01-01		子ども家庭相談事業		
			子01-02		児童虐待防止対策事業		
			子01-03		児童相談所設置に向けた検討		
			子01-04		乳幼児家庭支援保健事業		
			子01-05		子どもの貧困対策	再掲	子08-02
			子01-06		乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	再掲	子04-11
		子育て・親育ち	子02-01		親子ひろば事業		
			子02-02		家庭教育支援の推進		
			子02-03		ふれあいいきいきサロンへの助成	再掲	高福02-01
			子02-04		子育てひろば事業	再掲	子04-01
			子02-05		地域団体による地域子育て支援拠点事業	再掲	子04-06
			子02-06		子ども家庭相談事業	再掲	子01-01
			子02-07		児童虐待防止対策事業	再掲	子01-02
			子02-08		児童相談所設置に向けた検討	再掲	子01-03
			子02-09		乳幼児家庭支援保健事業	再掲	子01-04
			子02-10		乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	再掲	子04-11
			子02-11		文京区版ネウボラ事業	再掲	子04-13
		社会資源の活用	子03-01		ファミリー・サポート・センター事業		
			子03-02		子育てサポーター認定制度		
			子03-03		区立お茶の水女子大学こども園の運営	再掲	子05-05
		各種子育て支援施策の充実	子04-01		子育てひろば事業		
			子04-02		子育て情報提供事業		
			子04-03		ベビーシッターの派遣による子育て支援		
			子04-04		一時保育事業		
			子04-05		ショートステイ・ワイルドステイ事業		
			子04-06		地域団体による地域子育て支援拠点事業		
			子04-07		地域子育てステーション		
			子04-08		特定不妊治療への支援		
			子04-09		ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト		
			子04-10		妊婦健康診査		
			子04-11		乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)		
			子04-12		母親・両親学級の実施		
			子04-13		文京区版ネウボラ事業		
			子04-14		子ども家庭相談事業	再掲	子01-01
			子04-15		児童虐待防止対策事業	再掲	子01-02
			子04-16		児童相談所設置に向けた検討	再掲	子01-03
			子04-17		親子ひろば事業	再掲	子02-01
			子04-18		乳幼児家庭支援保健事業	再掲	子01-04
			子04-19		文京版 スターティング・ストロング・プロジェクト ～人生の始まりこそ力強く～	再掲	子05-12

大項目	中項目	小項目	計画事業					
			事業番号	区分	事業名	主たる項目 (事業番号)		
		保育内容の充実	子05-01		私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策			
			子05-02		保育園障害児保育			
			子05-03		多様な保育サービス事業の実施			
			子05-04		文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践と検証			
			子05-05		区立お茶の水女子大学こども園の運営			
			子05-06		青柳保育園改築			
			子05-07		区立幼稚園の認定こども園化			
			子05-08		区立幼稚園の預かり保育			
			子05-09		幼稚園特別保育			
			子05-10		育成室の整備拡充			
			子05-11		育成室への障害児受入れ			
			子05-12		文京版「スターティング・ストロング・プロジェクト」～人生の始まりこそ力強く～			
		多様な支援メニューの整備	子06-01		病児・病後児保育事業			
			子06-02		放課後全児童向け事業の推進			
			子06-03		民間学童クラブ(都型学童クラブ)による小学生の受入れ			
			子06-04		ショートステイ・ワイルドステイ事業	再掲	子04-05	
		男女協力の子育て	子07-01		母親・両親学級の実施	再掲	子04-12	
			子07-02		文京区版ネウボラ事業	再掲	子04-13	
		ひとり親家庭等の支援	子08-01		母子家庭等自立支援事業			
			子08-02		子どもの貧困対策			
			子08-03		母子生活支援施設保護事業	再掲	生福02-01	
			子08-04		ベビーシッターの派遣による子育て支援	再掲	子04-03	
		子育てにやさしいまち	子09-01		バリアフリー基本構想の推進	再掲	住03-01	
			子09-02		バリアフリーの道づくり	再掲	住03-02	
			子09-03		コミュニティ道路整備	再掲	安03-03	
		1-2 教育	豊かな人間性の育成	教01-01		いじめ問題対策事業		
				教01-02		文京ふるさと学習プロジェクトの推進	再掲	教05-02
			学力やささまざまな知恵	教02-01		科学教育事業		
				教02-02		地域大学等連携事業		
			健康教育の充実	教03-01		健康・体力増進事業		
			地域とのかかわりと体験	教04-01		学校防災宿泊体験事業		
			伝統・文化を活かした教育活動	教05-01		学校給食における「和食の日」の導入		
				教05-02		文京ふるさと学習プロジェクトの推進		
教05-03				アウトリーチ事業	再掲	文03-01		
教05-04				文化財行政の推進	再掲	文01-05		
基礎・基本の学力育成	教06-01			小中連携教育のあり方の検討				
	教06-02			学習内容定着状況調査活用事業				
	教06-03			英語力向上推進事業				
	教06-04			大学との連携による学校活動支援事業				
保・幼・小・中の連携	教07-01			保・幼・小・中の連携教育の推進				
	教07-02			小中連携教育のあり方の検討	再掲	教06-01		
関係機関との連携推進	教08-01			大学との連携による学校活動支援事業	再掲	教06-04		
	教08-02			地域大学等連携事業	再掲	教02-02		
特別支援教育等の推進	教09-01			合理的配慮の推進				
	教09-02			中学校部活動支援				

大項目	中項目	小項目	計画事業						
			事業番号	区分	事業名	主たる項目 (事業番号)			
		学校支援機能の強化	教10-01		教員研修・研究事業				
			教10-02		総合相談事業				
			教10-03		科学教育事業	再掲	教02-01		
			教10-04		地域大学等連携事業	再掲	教02-02		
		地域ぐるみの学校支援	教11-01		学校支援地域本部				
			教11-02		青少年委員による学校支援活動等の推進				
		教育環境の整備	教12-01		老朽校舎の改築				
			教12-02		外壁・サッシ改修				
			教12-03		給食室の整備				
			教12-04		校庭の改修				
			教12-05		学校施設の快適性向上				
			教12-06		教育情報ネットワーク環境整備の充実				
			教12-07		誠之小学校改築				
			教12-08		明化小学校等改築				
			教12-09		柳町小学校等改築				
			教12-10		ハケ岳高原学園の改修				
		1-3 青少年の健全育成	地域との交流	青01-01		青少年健全育成会活動支援			
				青01-02		青少年ブラザ事業	再掲	青05-01	
			社会体験・異年齢交流	青02-01		青少年の社会参加推進事業			
				青02-02		青少年ブラザ事業	再掲	青05-01	
			地域ぐるみの支援	青03-01		文京区社会を明るくする運動			
				青03-02		子ども110番ステッカー事業			
			家族のふれあい	青04-01		青少年健全育成会活動支援	再掲	青01-01	
			青少年の健全育成活動	青05-01		青少年ブラザ事業			
				青05-02		STEP～ひきこもり等自立支援事業～			
				青05-03		青少年健全育成会活動支援	再掲	青01-01	
			2 福祉 ・ 健康	2-1 高齢者福祉	生活環境の整備	高福01-01		民間事業者による高齢者施設の整備	
						高福01-02		旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	
		高福01-03					文京すまいるプロジェクトの推進		
		高福01-04					特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷の大規模改修		
		高福01-05					地域密着型サービス施設整備費補助		
		高福01-06					バリアフリー基本構想の推進	再掲	住03-01
高福01-07		バリアフリーの道づくり				再掲	住03-02		
生きがいづくり・介護予防	高福02-01				ふれあいいきいきサロンへの助成				
	高福02-02				地域の支え合い体制づくり推進事業				
	高福02-03				ミドル・シニア社会参加推進事業				
	高福02-04				シルバー人材センターの活動支援				
	高福02-05				生活支援体制整備事業				
	高福02-06				元気高齢者が活躍！介護施設ワークサポート事業				
	高福02-07				一般介護予防事業の推進				
地域の見守り	高福03-01				みまもり訪問事業				
	高福03-02				小地域福祉活動の推進				
	高福03-03				高齢者緊急連絡カード設置				
	高福03-04				ハートフルネットワーク事業				
	高福03-05				認知症施策の総合的な推進				

大項目	中項目	小項目	計画事業			
			事業番号	区分	事業名	主たる項目 (事業番号)
2 - 2 障害者福祉	介護の負担軽減	介護の負担軽減	高福04-01		介護人材確保・定着等支援事業	
			高福04-02		地域密着型サービス施設等整備補助	再掲 高福01-05
		高齢者権利擁護	高福05-01		権利擁護センター事業の充実	
		地域包括ケア	高福06-01		地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)の充実	
			高福06-02		医療と介護の連携強化	
			高福06-03		地域包括ケア推進委員会の運営	
			高福06-04		地域医療連携	再掲 健03-01
	高福06-05			在宅療養者等歯科訪問健診事業	再掲 健03-02	
	障害福祉サービスの充実	障福01-01		日中活動系サービス施設の整備		
		障福01-02		障害者地域自立支援協議会の運営		
		障福01-03		障害者基幹相談支援センターの運営		
		障福01-04		障害者虐待の防止		
		障福01-05		地域生活支援拠点等の整備		
		障福01-06		難病患者等への支援		
		障福01-07		精神障害回復途上者デイケア事業		
		障福01-08		権利擁護センター事業の充実	再掲 高福05-01	
		障福01-09		精神障害者の地域移行・地域定着支援体制の強化	再掲 障福02-03	
		施設整備・地域の見守り	障福02-01		グループホームの整備	
			障福02-02		福祉作業所の大規模改修	
			障福02-03		精神障害者の地域移行・地域定着支援体制の強化	
		障害者就労支援	障福03-01		障害者就労支援事業の充実	
			障福03-02		精神障害回復途上者デイケア事業	再掲 障福01-07
		障害者の地域交流	障福04-01		障害者事業を通じた地域交流	
			障福04-02		文京スポーツボランティア事業	再掲 ス01-03
			障福04-03		ふれあいいきいきサロンへの助成	再掲 高福02-01
			障福04-04		障害者就労支援事業の充実	再掲 障福03-01
	まちのバリアフリー	障福05-01		障害者差別解消の推進	再掲 障福07-01	
		障福05-02		バリアフリー基本構想の推進	再掲 住03-01	
		障福05-03		バリアフリーの道づくり	再掲 住03-02	
	情報バリアフリー	障福06-01		障害者差別解消の推進	再掲 障福07-01	
	心のバリアフリー	障福07-01		障害者差別解消の推進		
		障福07-02		障害者就労支援事業の充実	再掲 障福03-01	
	2 - 3 生活福祉	生活困窮者	生福01-01		生活保護受給者就労意欲喚起支援事業	
生福01-02				生活困窮者自立支援総合相談事業		
生福01-03				路上生活者対策事業		
ひとり親世帯・若者		生福02-01		母子生活支援施設保護事業		
		生福02-02		母子家庭等自立支援事業	再掲 子08-01	
		生福02-03		子どもの貧困対策	再掲 子08-02	
DV防止		生福03-01		女性・母子父子相談体制の充実		
		生福03-02		母子・女性緊急一時保護事業		
		生福03-03		男女平等参画の推進	再掲 地06-01	
		生福03-04		母子生活支援施設保護事業	再掲 生福02-01	
公的保険制度		生福04-01		ジェネリック医薬品の普及		
地域の支え合い		生福05-01		小地域福祉活動の推進	再掲 高福03-02	
		生福05-02		路上生活者対策事業	再掲 生福01-03	

大項目	中項目	小項目	計画事業				
			事業番号	区分	事業名	主たる項目 (事業番号)	
2 - 4 健康づくり	健康づくり	健康づくり	健01-01		食育普及		
			健01-02		健康診査・保健指導		
			健01-03		生活習慣改善の支援		
		健康診断・健康相談	健02-01		各種がん検診		
			健02-02		歯周疾患検診		
			健02-03		結核・感染症予防対策事業		
			健02-04		予防接種の推進		
			健02-05		公害保健福祉・予防事業		
		地域保健医療	健03-01		地域医療連携		
	健03-02			在宅療養者等歯科訪問健診事業			
	医療情報	健04-01		医療安全対策の推進			
	2 - 5 生活衛生環境	健康危機管理体制	衛01-01		新型インフルエンザ等感染症対策の連携体制の構築		
			衛01-02		災害時医療の確保	再掲 災対04-04	
		衛生管理	衛02-01		環境衛生監視の充実		
			衛02-02		公衆浴場承継総合バックアップ事業		
		生活環境づくり	衛03-01		特定建築物衛生検査の充実		
		薬品等の適正管理	衛04-01		医薬品等の安全対策の推進		
有害食品・食中毒		衛05-01		食品の安全対策の推進			
動物との共生		衛06-01		動物との共生社会支援事業			
3 コミュニティ・産業・文化	3 - 1 地域コミュニティ	地域コミュニティ活性化	地01-01		町会・自治会活動の支援		
			地01-02		地域活動センター・区民会館の整備		
			地01-03		地域活動センター運営の充実		
			地01-04		ふれあいサロン事業		
		コミュニティ意識醸成	地02-01		町会・自治会活動の支援	再掲	地01-01
			地02-02		地域活動センター運営の充実	再掲	地01-03
			地02-03		ふれあいサロン事業	再掲	地01-04
			地02-04		新たな公共の担い手との協働の推進	再掲	地05-01
			地02-05		小地域福祉活動の推進	再掲	高福03-02
			地02-06		災害ボランティア体制の整備	再掲	災対04-03
		地域活動情報	地03-01		町会・自治会活動の支援	再掲	地01-01
			地03-02		地域活動センター運営の充実	再掲	地01-03
			地03-03		新たな公共の担い手との協働の推進	再掲	地05-01
		地域との協働	地04-01		「文京バックアップーズ」～大学生ボランティアのススメ～		
			地04-02		大学連携の推進	再掲	学01-01
		新たな公共の担い手	地05-01		新たな公共の担い手との協働の推進		
		地域コミュニティ参画	地06-01		男女平等参画の推進		
		3 - 2 産業振興	人材発掘・育成	産01-01		就労支援対策事業	
				産01-02		中小企業支援事業	再掲 産02-01
	企業支援		産02-01		中小企業支援事業		
			産02-02		チャレンジショップ支援事業		
			産02-03		大学発ベンチャー支援事業		
			産02-04		医療関連産業支援事業		
			産02-05		仕事とくらしの調和事業		
			産02-06		就労支援対策事業	再掲 産01-01	

大項目	中項目	小項目	計画事業					
			事業番号	区分	事業名	主たる項目 (事業番号)		
		産業情報	産03-01		産業情報の発信			
			産03-02		中小企業支援事業	再掲	産02-01	
			産03-03		商店街支援事業	再掲	産04-01	
		商店街支援	産04-01		商店街支援事業			
			産04-02		文京ウエルカム商店街事業			
			産04-03		無料公衆無線LANの整備	再掲	観01-01	
			産04-04		「来て見て体験」文京の伝統工芸	再掲	文02-01	
		消費生活	産05-01		消費者啓発・教育の推進			
			産05-02		消費生活相談室運営			
		3-3 生涯学習	生涯学習機会	学01-01		大学連携の推進		
	学01-02				生涯学習講座			
	生涯学習情報		学02-01		生涯学習相談			
			学02-02		生涯学習支援者の育成及び活動機会の提供			
	講座・発表の場		学03-01		生涯学習講座	再掲	学01-02	
			学03-02		生涯学習支援者の育成及び活動機会の提供	再掲	学02-02	
	図書館機能の充実	学04-01		小石川図書館改築の検討				
	3-4 文化振興	歴史・文化情報	文01-01		文の京ゆかりの文化人顕彰事業			
			文01-02		協定締結都市等との文化交流事業			
			文01-03		文化資源構想事業			
			文01-04		「don't know(能)…No(能) problem! ～みんなで親しむ「能(Noh)プロジェクト」～			
			文01-05		文化財行政の推進			
		伝統工芸・伝統文化	文02-01		「来て見て体験」文京の伝統工芸			
			文02-02		「かるたの街 文京」を発信!	再掲	文03-04	
		文化・芸術活動	文03-01		アウトリーチ事業			
			文03-02		シビックホールでの文化芸術振興事業の実施			
			文03-03		文化祭/各種発表会/若手芸術家支援			
			文03-04		「かるたの街 文京」を発信!			
文03-05			「don't know(能)…No(能) Problem! ～みんなで親しむ「能(Noh)プロジェクト」～	再掲	文01-04			
3-5 スポーツ振興	スポーツ施設	ス01-01		スポーツ交流ひろば(スポーツ開放)事業				
		ス01-02		スポーツセンターの改修				
		ス01-03		文京スポーツボランティア事業				
	指導者育成	ス02-01		スポーツ指導者の育成と活用				
	観るスポーツ	ス03-01		スポーツ関係団体等との協働事業の推進				
		ス03-02		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進				
	スポーツ技能	ス04-01		スポーツ交流ひろば(スポーツ開放)事業	再掲	ス01-01		
		ス04-02		スポーツ指導者の育成と活用	再掲	ス02-01		
		ス04-03		スポーツ関係団体等との協働事業の推進	再掲	ス03-01		
3-6 観光	観光情報	観01-01		無料公衆無線LANの整備				
		観01-02		観光リーフレット作成				
		観01-03		観光インフォメーションの運営				
		観01-04		吾輩探訪～漱石が過ごした文京・新宿を辿る～				
		観01-05		文京区デジタルジャーニー ～展望ラウンジからつながる観光情報発信～				

大項目	中項目	小項目	計画事業						
			事業番号	区分	事業名	主たる項目 (事業番号)			
		観光資源	観02-01		サブカルチャーによる観光資源の魅力発信				
			観02-02		「来て見て体験」文京の伝統工芸	再掲	文02-01		
			観02-03		文化資源構想事業	再掲	文01-03		
			観02-04		「かるたの街 文京」を発信！	再掲	文03-04		
			観02-05		観光インフォメーションの運営	再掲	観01-03		
			観02-06		吾輩探訪～漱石が過ごした文京・新宿を辿る～	再掲	観01-04		
			観02-07		観光ガイド事業の充実	再掲	観03-01		
		おもてなしの心	観03-01		観光ガイド事業の充実				
			観03-02		「文の京」外国人おもてなし隊育成事業				
			観03-03		文京ウエルカム商店街事業	再掲	産04-02		
		協力・連携	観04-01		文京花の五大まつり等の支援				
			観04-02		自転車シェアリング事業実証実験				
			観04-03		吾輩探訪～漱石が過ごした文京・新宿を辿る～	再掲	観01-04		
			観04-04		サブカルチャーによる観光資源の魅力発信	再掲	観02-01		
		3-7 交流	交流情報	交01-01		国内交流の推進	再掲	交02-02	
				交01-02		協定締結都市等との文化交流事業	再掲	文01-02	
	交01-03				「文の京」外国人おもてなし隊育成事業	再掲	観03-02		
	交01-04				海外都市との交流事業	再掲	交02-03		
	交01-05				外国人参加型交流事業	再掲	交04-01		
	国内外の交流		交02-01		山村体験交流事業				
			交02-02		国内交流の推進				
			交02-03		海外都市との交流事業				
			交02-04		協定締結都市等との文化交流事業	再掲	文01-02		
	在住外国人支援		交03-01		外国人参加型交流事業	再掲	交04-01		
	外国人の参画		交04-01		外国人参加型交流事業				
			交04-02		「文の京」外国人おもてなし隊育成事業	再掲	観03-02		
	4 まちづくり・環境		4-1 住環境	地域主体のまちづくり	住01-01		地区まちづくりの推進		
					住01-02		再開発事業の推進		
					住01-03		景観まちづくりの推進	再掲	住02-01
					住01-04		公園再整備事業	再掲	住05-01
		景観まちづくり		住02-01		景観まちづくりの推進			
				住02-02		区道870号無電柱化事業	再掲	災対03-04	
バリアフリー化		住03-01			バリアフリー基本構想の推進				
		住03-02			バリアフリーの道づくり				
		住03-03			公衆・公園等トイレの整備				
		住03-04			シビックセンター改修	再掲	災対03-05		
良質な住宅の整備		住04-01			マンション管理適正化支援事業				
		住04-02			再開発事業の推進	再掲	住01-02		
		住04-03			不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業の推進	再掲	災対03-02		
オープンスペース		住05-01			公園再整備事業				
		住05-02			肥後細川庭園からはじめる緑と歴史のまちづくり				
		住05-03			教育の森公園施設改修工事				
		住05-04			公衆・公園等トイレの整備	再掲	住03-03		
公共交通機関		住06-01			コミュニティバス運行				
		住06-02			自転車シェアリング事業実証実験	再掲	観04-02		
		住06-03			コミュニティ道路整備	再掲	安03-03		
	住06-04		自転車走行空間整備	再掲	安03-05				

大項目	中項目	小項目	計画事業					
			事業番号	区分	事業名	主たる項目 (事業番号)		
4 - 2 環境保護	安全で快適な環境		住07-01		公害防止指導			
			住07-02		歩行喫煙等の防止啓発			
	環境負荷の低減		環01-01		環境改善舗装			
			環01-02		みどりのふれあい事業			
	普及啓発・環境教育		環02-01		温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進			
			環02-02		文京ecoカレッジ			
			環02-03		ごみ減量と3Rによる循環型社会の形成に向けた取組の推進			
			環02-04		リユース(再使用)の推進			
			環02-05		資源の集団回収支援	再掲	環04-01	
			環02-06		事業系ごみ対策	再掲	環04-03	
	温室効果ガス削減		環03-01		街路灯LED化事業			
			環03-02		新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進			
			環03-03		温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進	再掲	環02-01	
			環03-04		文京ecoカレッジ	再掲	環02-02	
			環03-05		シビックセンター改修	再掲	災対03-05	
	資源の循環利用		環04-01		資源の集団回収支援			
			環04-02		資源回収事業			
			環04-03		事業系ごみ対策			
			環04-04		文京ecoカレッジ	再掲	環02-02	
			環04-05		ごみ減量と3Rによる循環型社会の形成に向けた取組の推進	再掲	環02-03	
			環04-06		リユース(再使用)の推進	再掲	環02-04	
	自然との共生		環05-01		みどりのふれあい事業	再掲	環01-02	
	ヒートアイランド現象緩和		環06-01		環境改善舗装	再掲	環01-01	
			環06-02		みどりのふれあい事業	再掲	環01-02	
	4 - 3 災害対策	防災意識・知識		災対01-01		地域防災訓練等		
				災対01-02		耐震改修促進事業		
				災対01-03		不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業の推進	再掲	災対03-02
				災対01-04		細街路の整備	再掲	災対03-03
		地域の防災力		災対02-01		区民防災組織の育成		
				災対02-02		避難所運営協議会運営支援		
災対02-03					中高層共同住宅の支援			
災対02-04					福祉避難所の整備・拡充及び妊産婦・乳幼児救護所の充実			
災対02-05					地域防災訓練等	再掲	災対01-01	
災対02-06					避難行動要支援者の支援	再掲	災対04-01	
災対02-07					文京区空家等対策事業	再掲	安01-02	
災害に強い都市			災対03-01		熊本地震を踏まえた災害対策の充実・強化			
			災対03-02		不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業の推進			
			災対03-03		細街路の整備			
			災対03-04		区道870号無電柱化事業			
			災対03-05		シビックセンター改修			
			災対03-06		無料公衆無線LANの整備	再掲	観01-01	
			災対03-07		地区まちづくりの推進	再掲	住01-01	
			災対03-08		再開発事業の推進	再掲	住01-02	
			災対03-09		耐震改修促進事業	再掲	災対01-02	
	災対03-10			文京区空家等対策事業	再掲	安01-02		
	災対03-11			環境改善舗装	再掲	環01-01		
	災対03-12			橋梁アセットマネジメント整備	再掲	安03-04		

大項目	中項目	小項目	計画事業				
			事業番号	区分	事業名	主たる項目 (事業番号)	
4 - 4 防犯・安全対策	災害対策協力体制	災害対策協力体制	災対04-01		避難行動要支援者の支援		
		災害対策協力体制	災対04-02		災害協定の拡充		
		災害対策協力体制	災対04-03		災害ボランティア体制の整備		
		災害対策協力体制	災対04-04		災害時医療の確保		
		災害対策協力体制	災対04-05		地域防災訓練等	再掲	災対01-01
		災害対策協力体制	災対04-06		福祉避難所の整備・拡充及び妊産婦・乳幼児救護所の充実	再掲	災対02-04
		災害対策協力体制	災対04-07		熊本地震を踏まえた災害対策の充実・強化	再掲	災対03-01
		災害対策情報共有・交換	災対05-01		地域防災訓練等	再掲	災対01-01
	地域の防犯・事故防止	地域の防犯・事故防止	安01-01		安全対策推進		
		地域の防犯・事故防止	安01-02		文京区空家等対策事業		
		地域の防犯・事故防止	安01-03		子ども110番ステッカー事業	再掲	青03-02
	防犯に配慮した施設等	防犯に配慮した施設等	安02-01		安全対策推進	再掲	安01-01
		防犯に配慮した施設等	安02-02		街路灯LED化事業	再掲	環03-01
	道路の安全性	道路の安全性	安03-01		交通安全普及広報活動		
		道路の安全性	安03-02		総合的な自転車対策の推進		
		道路の安全性	安03-03		コミュニティ道路整備		
		道路の安全性	安03-04		橋梁アセットマネジメント整備		
		道路の安全性	安03-05		自転車走行空間整備		
		道路の安全性	安03-06		自転車シェアリング事業実証実験	再掲	観04-02
		道路の安全性	安03-07		区道870号無電柱化事業	再掲	災対03-04

1 子育て・教育

1-1 子育て支援

将来像

地域の思いやりにあふれた「おせっかい」の輪の中で、
みんなが楽しく育ち合えるまち

子どもと大人が笑い声の中で、楽しく安心して育ち合い、それを区民や子育てにかかわるすべての人たちが、思いやりにあふれた「おせっかい」の心で支え合うまちを目指します。

■ 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成28年4月現在、本区の0歳から5歳までの乳幼児人口は11,077人、23年と比較して1,965人、21.6%増加しています。また、本区の合計特殊出生率は、27年には1.17となり、5年前と比較して0.2ポイント回復しています。

このような中、出産や子育ての不安を軽減するため、妊娠から出産、子育て期にわたり、より身近な場で子育てを支える環境づくりが重要となっています。

また、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境が著しく変化する中、増大する保育ニーズにスピード感を持って対応するなど、子育て支援の更なる充実が必要となっています。

そこで、27年4月施行の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、私立認可保育所の整備など、幼児期の教育や保育の量の拡充と質の向上を図ってまいります。

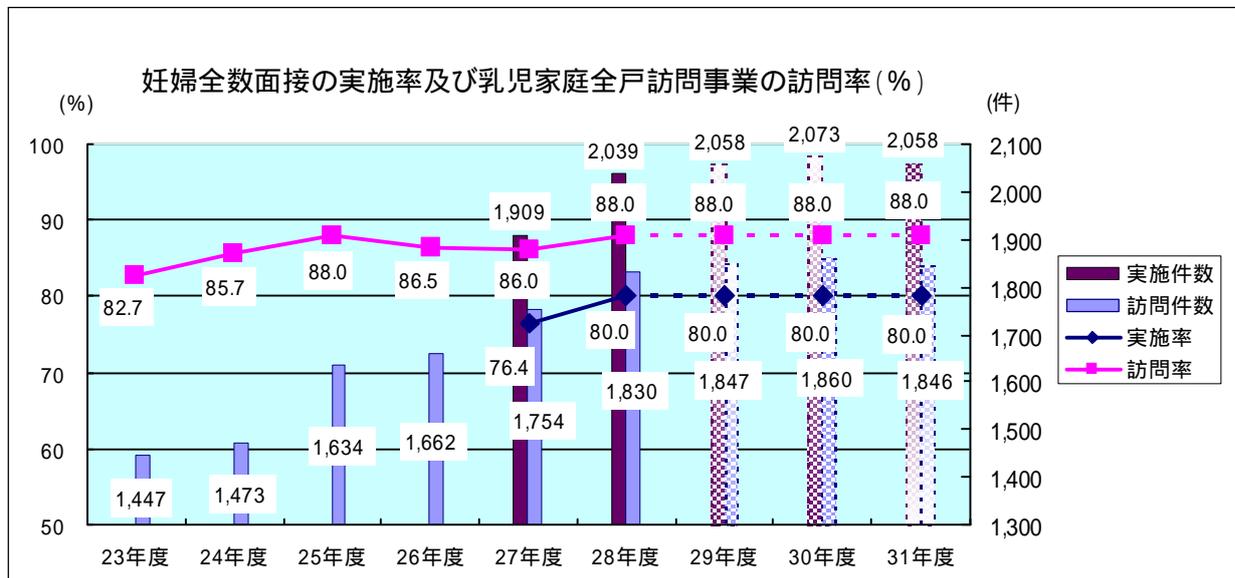
さらに、子どもの健やかな成長と子育て家庭の健康を確保するため、ネウボラ面接や乳児家庭への訪問、子育て応援メールマガジンなどにより、出産や子育てに関する不安の軽減を図るなど、妊娠期から切れ目のない支援を行ってまいります。

また、全ての子育て家庭が安心して子育てできるよう、一時保育や育成室、放課後全児童向け事業の実施など子育て支援の充実に努めるとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律等の施行を踏まえ、子どもの貧困対策に必要な教育支援、生活支援、経済的支援など、必要な施策を推進してまいります。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童相談の第一義的窓口である基礎的自治体として、児童虐待の未然防止から社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築するため、児童相談所の設置に向けた検討を進めます。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

子どもの健やかな成長と子育て家庭の健康の支援



妊婦全数面接は、27年11月開始

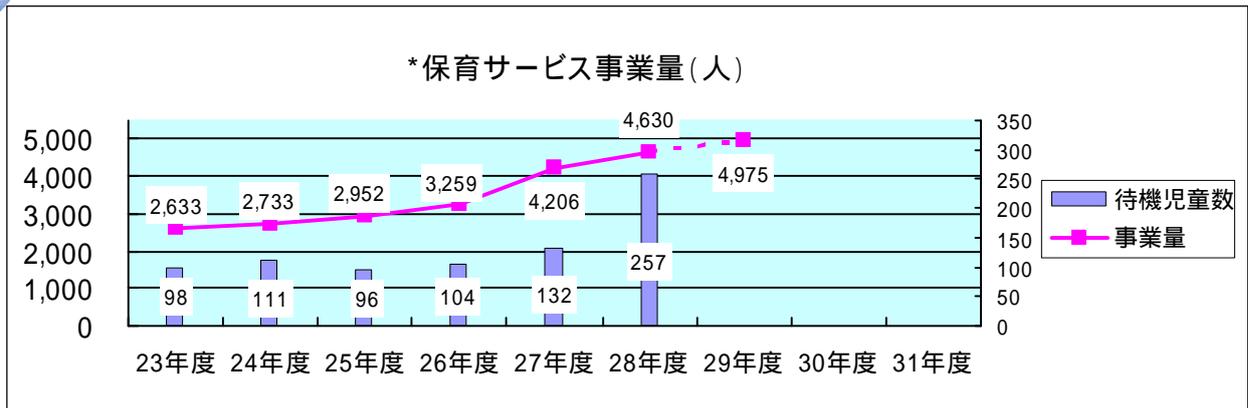
【指標の内容、設定理由・根拠】

核家族化と共に少子化が進む中で、両親ともに育児に関する知識・体験が乏しく、また、周囲からの支援を受けることが困難な状況となっています。

そのため、保健師・助産師等の専門職が、全ての妊婦に対し面接を行うとともに、生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を訪問し、出産・子育てに関する情報提供を行うとともに、各家庭のニーズに応じた支援を、妊娠期から切れ目なく行っていきます。

妊婦全数面接及び乳児家庭全戸訪問事業は、出産・子育ての不安を軽減し、子どもの健やかな成長と子育て家庭の健康の確保につながることから、その実施率を指標とします。妊婦全数面接は、事業を開始した平成27年度の実績76.4%を踏まえ、80.0%の実施を目指します。また、乳児家庭全戸訪問事業は、対象者数や困難ケースが増加する中でも訪問率88.0%の実施を目指し、孤立しがちな子育て家庭の不安や悩みの軽減に加え、虐待の予防や早期発見など、各家庭の状況に合わせた適切な支援を着実に行っていきます。

幼児期の教育や保育の量の拡充と質の向上



28年度は実績値

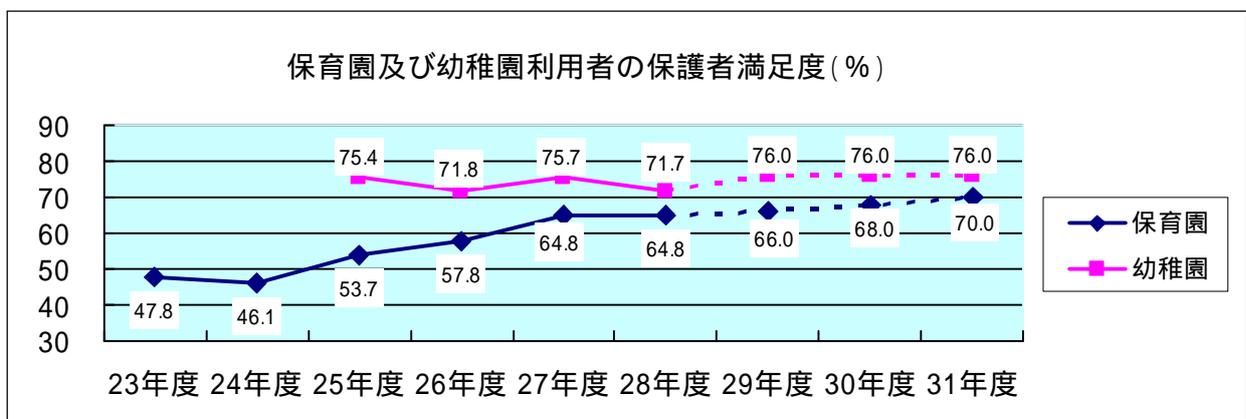
実績値は、各年4月1日時点

27年度以降の数値は、子ども・子育て支援新制度の指針に基づき事業量を算定

【指標の内容、設定理由・根拠】

未就学児童人口の著しい増加等による保育ニーズの高まりに迅速に対応するため、私立*認可保育所の整備を中心とした保育サービス事業量を指標とし、待機児童対策に取り組みます。

平成29年度の事業量は、子ども・子育て支援計画に基づくものとします。30年度以降については、子ども・子育て支援計画の見直しを踏まえて設定することとし、増大する保育ニーズを的確に反映した目標値とします。



幼稚園については、25年度からアンケート調査を開始

28年度(幼稚園)は実績値

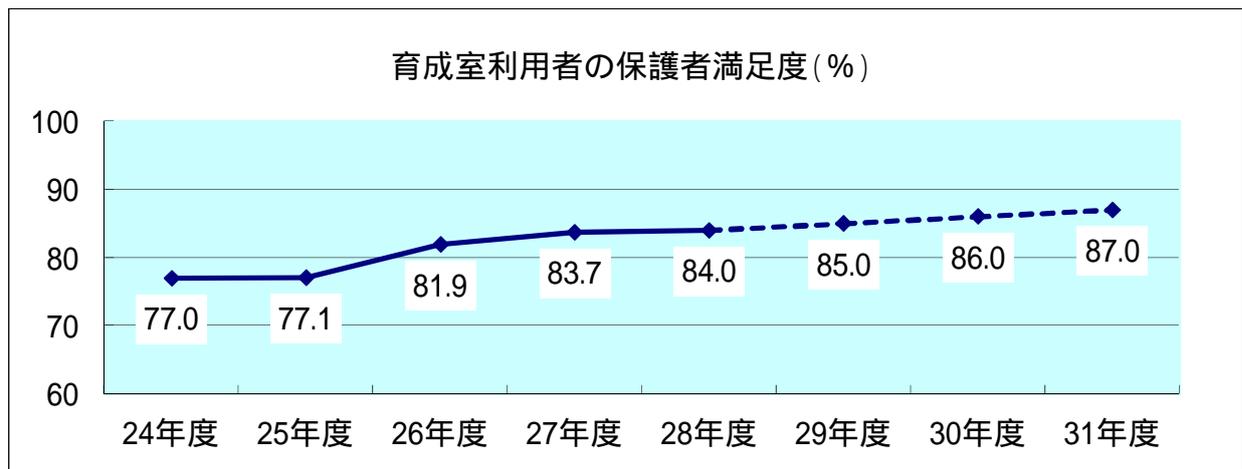
【指標の内容、設定理由・根拠】

区立保育園や幼稚園における保護者アンケートにより、保護者や地域住民の保育・幼児教育に対する要望や満足度を把握することで、内容の充実を図り、更なる保育・幼児教育の質の向上を目指します。区立保育園では、保護者アンケートの「総合的評価」において、「大変満足している」を指標とし、7割の保護者からそう評価される保育サービスを目指します。また、区立幼稚園においては、保護者アンケートの「現在の本園に総合的に満足している」を指標とし、対象の幼児が変わる中でも、継続的に8割弱の保護者から「とてもあてはまる」と評価される幼児教育を維持することを目指します。

*保育サービス事業量 保育所の入所可能人数等、保育サービスを提供できる量

*認可保育所 国の基準に基づき都道府県が認可した施設で、保護者が仕事などで子どもの保育ができない(保育の必要性のある)理由があるときに、子どもを保育する通所の施設

子育て支援の充実



24年度からアンケート調査を開始

【指標の内容、設定理由・根拠】

区内全ての育成室においてアンケートを実施し、保護者の満足度を把握することで、保護者の多様なニーズを的確に捉え、保育の質の向上を図ります。

育成室保護者アンケートにおける、保育指針に沿った育成室の運営に関する設問に対し、「はい」(できている)と回答しているものを「評価」とし、その平均を指標とします。過去の実績を踏まえ、おおむね 85%を目標とし、毎年度 1ポイントの増加を目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 子どもの権利保障 ■

子どもの権利を保障し、子どもが健やかに成長していくため、児童虐待やいじめを見逃さない仕組みを充実させ、子どもの人権が尊重されるまちをつくります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
子01-01		子どもと家庭に関する総合的な相談や児童虐待通告に対応し、児童相談所などの専門機関や地域と連携しながら、要保護・要支援家庭を支援するとともに、児童虐待の未然防止と早期発見・対応を図ります。			
子ども家庭相談事業		事業量	一般相談 専門相談 子どもの最善の利益を守る法律専門相談	事業費	89百万円
子01-02		地域において子どもと家庭に関する支援のネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営するほか、児童虐待対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭に育児支援ヘルパーを派遣します。 また、子育て支援講座の開催、児童虐待防止啓発事業、養育家庭普及活動を行います。			
児童虐待防止対策事業		事業量	要保護児童対策地域協議会開催 育児支援ヘルパー派遣 2,040回 子育て支援講座 6回 養育家庭体験発表・児童虐待防止講演会 3回 児童虐待防止啓発パンフレット等作成	事業費	28百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
子01-03		改正児童福祉法により、特別区が児童相談所を設置することが可能となり、国は、施行後5年以内を目途として設置に向けた支援や必要な措置を講ずることとしています。	
児童相談所設置に向けた検討		本区においても、早期設置に向け、所管部署や全庁的な検討体制の設置など、具体的な検討・準備を行います。	
【行財政運営の視点】			
～児童相談所設置に向けた対応～			
現 状			
区として、移管に当たっての課題の抽出・整理を行った上で、ロードマップを作成するとともに、特別区においては「児童相談所移管準備連絡調整会議」の下、特別区としての全体のロードマップを作成するなど準備を進めています。			
課 題			
特別区全体で連携し、各区の共通課題の抽出や整理を行い、円滑に移管できるよう都と協議を進めていく必要があります。区では、この協議を踏まえた上で早期の設置を目指し、施設整備、人材の確保育成、児童相談所設置市事務の検討等に取り組んでいく必要があります。			
方向性			
児童相談所の早期開設に向けた具体的な準備に着手します。児童相談所の業務は、児童相談業務や一時保護所運営のほか、児童相談所設置市事務など、多岐にわたるため、全庁的な検討体制のもとに検討を行い、的確に準備を進める必要があります。このため、平成29年度組織改正では、専管組織として、児童相談所準備担当を設置します。また、心理職などの専門職については、計画的な採用を検討していきます。			
子01-04		乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業において虐待予防のスクリーニングを実施し、虐待の予防を図るとともに、子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行います。	
乳幼児家庭支援保健事業		事業量	事業費
		4か月児健診 180回 支援検討会 36回 4か月心理相談 72回 親グループワーク 72回 子どもグループワーク 144回 講演会 12回	11百万円
子01-05			
子どもの貧困対策		事業概要は、子08-02(ページ)に掲載	

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
子01-06		事業概要は、子04-11(ページ)に掲載
乳児家庭全戸訪問事業（こ んにちは赤ちゃん訪問事 業）		

■ 子育て・親育ち ■

子育て中の世帯が孤立することがないよう、世代を超えて地域ぐるみで子育て・親育ちを支援します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
子02-01		3歳未満の親子が楽しく遊びながら、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供するとともに、支援員による子育てに関する助言や、子ども家庭支援センターのサポートなど必要な支援につなげます。			
親子ひろば事業		事業量	開所日 月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く。) 講座等 36回	事業費	4百万円
子02-02		子どもたちの健やかな成長を図るため、家庭教育に関する保護者向けの講座や座談会、情報提供を行うなど、親子の育ちと子育て世代のネットワークづくりを支援します。			
家庭教育支援の推進		事業量	家庭教育講座 24回 ワールドカフェ方式を用いた子育て座談会 3回 家庭教育講座運営委員会 3回	事業費	1百万円
子02-03		事業概要は、高福02-01(ページ)に掲載			
ふれあいいいききサロンへの助成					
子02-04		事業概要は、子04-01(ページ)に掲載			
子育てひろば事業					
子02-05		事業概要は、子04-06(ページ)に掲載			
地域団体による地域子育て支援拠点事業					

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
子02-06		事業概要は、子01-01(ページ)に掲載
子ども家庭相談事業		
子02-07		事業概要は、子01-02(ページ)に掲載
児童虐待防止対策事業		
子02-08		事業概要は、子01-03(ページ)に掲載
児童相談所設置に向けた検討		
子02-09		事業概要は、子01-04(ページ)に掲載
乳幼児家庭支援保健事業		
子02-10		事業概要は、子04-11(ページ)に掲載
乳児家庭全戸訪問事業(こ んにちは赤ちゃん訪問事 業)		
子02-11		事業概要は、子04-13(ページ)に掲載
文京区版ネウボラ事業		

■ 社会資源の活用 ■

区内の豊かな社会資源を活かし、子育てを支援するため、大学などの教育機関と連携するとともに、大学生や高齢者など、さまざまな人材の活用を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
子03-01		<p>子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で子育ての相互援助活動を行います。</p> <p>また、「子育てサポーター認定制度」を活用し、提供会員の掘り起こしと育成を行い、保育の質の向上を図ります。</p>	
ファミリー・サポート・センター事業		事業量	事業費
		センター 1か所	47 百万円
子03-02		<p>地域の子育て世帯をサポートする人材の掘り起こしと育成を目指し、子育てサポーター認定研修を実施します。子育てサポーターは、ファミリー・サポート・センター事業の担い手となり、段階的なスキルアップを図りながら、地域の子育て世帯をサポートします。</p>	
子育てサポーター認定制度		事業量	事業費
		子育てサポーター 150人	12 百万円
子03-03		事業概要は、子05-05(ページ)に掲載	
区立お茶の水女子大学こども園の運営			

■ 各種子育て支援施策の充実 ■

安心して子どもを生み、地域で楽しく子育てができるよう、情報提供、相談体制、各種子育て支援施策の充実を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
子04-01		乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、専門指導員が子育てに関する相談を受けるなど、子育ての支援を図ります。			
子育てひろば事業		事業量	施設 5か所 開館日 月曜日から土曜日（休日、年末年始を除く。） 汐見、江戸川橋は日曜日にも開館 講演会等 180回	事業費	111百万円
子04-02		子育て支援サービスの周知を目的として、民生委員・児童委員との協働により子育てガイドを作成し、配付します。 また、子どもの成長に合わせた子育て支援情報を、子育て応援メールマガジンで配信します。			
子育て情報提供事業		事業量	子育てガイドの発行 15,000部 子育て応援メールマガジン登録者 2,800人	事業費	10百万円
子04-03		ベビーシッターサービスを希望する2歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、サービスを一定の負担で利用できる子育て訪問支援券を交付します。 また、小学校6年生までの児童がいるひとり親の家庭を対象に、「ひとり親家庭子育て訪問支援券事業」及び「ひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業」を行います。			
ベビーシッターの派遣による子育て支援		事業量	延べ交付件数 5,100件 延べ利用件数 18,000件	事業費	206百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
子04-04		<p>学校等の行事参加やリフレッシュなど、多様な保育需要に対応するため、キッズルーム等で一時保育事業を行います。</p> <p>また、在宅子育て家庭の支援のため、区立保育園において、一時的に保育が必要な児童を対象に、緊急一時保育事業を実施します。</p> <p>なお、緊急一時保育事業に空きがある場合、理由を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施します。</p>	
一時保育事業		事業量 キッズルーム 3か所 緊急一時保育 17園 リフレッシュ一時保育 17園	事業費 755百万円
子04-05		<p>保護者が病気や出産、就労等の理由により、一時的に子どもを自宅で保育することが困難になった場合、宿泊又は夜間の時間帯における一時預かりを行います。</p>	
ショートステイ・トワイライトステイ事業		事業量 乳幼児ショートステイ実施施設 1か所 子どもショートステイ・トワイライトステイ実施施設 1か所	事業費 65百万円
子04-06		<p>地域団体等による地域子育て支援拠点の開設及び運営経費の一部を助成します。実施する事業は、親子の交流の場の提供、子育て相談、情報の提供、子育て支援に関する講習、子どもの一時預かり等、段階的に拡充します。</p> <p>また、地域子育て支援拠点を、子育てサポーター等の活躍の場とすることにより、地域における子育て支援の担い手を増やします。</p>	
地域団体による地域子育て支援拠点事業		事業量 地域子育て支援拠点 3か所	事業費 69百万円
子04-07		<p>在宅子育て家庭の支援のため、区立保育園において、子育てに関する相談や情報提供を行う地域子育てステーション事業を実施します。</p>	
地域子育てステーション		事業量 保育園 18園	事業費 4百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
子04-08		<p>特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）について、治療費の融資あっせん及び利子の一部助成を行うほか、治療費の助成を行います。</p> <p>また、男性不妊検査についても、当該検査に係る費用の一部を助成します。</p>			
特定不妊治療への支援		事業量	治療費助成 810 件 融資あっせん 30 件 男性不妊検査費助成 240 件	事業費	67 百万円
子04-09		<p>子どもを望む全ての人々が安心して子どもを産み、育てられるよう、区民自らの主体的な健康維持・増進に向けた取組を支援するとともに、妊娠・出産等に関する正確な情報を提供していくため、ぶんきょうハッピーベイビー応援団を設置し、少子化対策の推進を図ります。</p>			
ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト		事業量	ぶんきょうハッピーベイビー応援団 12 回 講演会等 3 回	事業費	8 百万円
子04-10		<p>妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。</p>			
妊婦健康診査		事業量	妊婦健診延べ 87,452 人 子宮頸がん検査 8,084 人 超音波検査 20,724 人 妊婦歯周疾患検診 3,052 人	事業費	677 百万円
子04-11		<p>生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聴き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けます。</p>			
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）		事業量	訪問指導 5,553 件 心理相談 18 回 研修会 6 回	事業費	33 百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)	
事業名			
子04-12		妊婦及びパートナーを対象に、妊娠、出産、子育てについて学び、妊娠中の不安を解決し、仲間づくりを行うため、講義、実習等を実施します。	
母親・両親学級の実施		事業量 母親学級 66回 母親学級(土曜) 12回 両親学級 72回	事業費 21百万円
子04-13		妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援によって、より身近な場で妊産婦などを支える仕組みをつくるため、保健師、助産師等が産前・産後の健康や子育ての相談に応じるネウボラ相談のほか、妊娠中の様々な不安の軽減を図る妊婦全数面接を実施します。 また、産後には宿泊型ショートステイ、サタデーパパママタイムなど保護者を対象とした交流事業も実施します。	
文京区版ネウボラ事業		事業量 ネウボラ面接 6,189人 産後セルフケア教室 72回 育児グループ 216回 サタデーパパママタイム 72回 宿泊型ショートステイ 延べ1,764日 母乳相談 延べ1,332回	事業費 163百万円
子04-14		事業概要は、子01-01(ページ)に掲載	
子ども家庭相談事業			
子04-15		事業概要は、子01-02(ページ)に掲載	
児童虐待防止対策事業			
子04-16		事業概要は、子01-03(ページ)に掲載	
児童相談所設置に向けた検討			
子04-17		事業概要は、子02-01(ページ)に掲載	
親子ひろば事業			

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
子04-18		事業概要は、子01-04(ページ)に掲載
乳幼児家庭支援保健事業		
子04-19		事業概要は、子05-12(ページ)に掲載
文京版 スタートアップ・ストロング・プロジェクト ~人生の始まりこそ力強く~		

■ 保育内容の充実 ■

子どもの豊かな成長のため、保育園・幼稚園の保育内容の充実その他子育て支援施策の質の向上に努めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
子05-01		<p>未就学児童の著しい増加や保育サービスの利用ニーズの高まりに迅速に対応するため、私立認可保育所の誘致を中心として、スピード感を持って保育所待機児童の解消に取り組みます。</p> <p>また、保育の質・安全確保を図るため、私立認可保育所等への巡回指導を強化します。</p>			
私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策		事業量	私立認可保育所、認証保育所、認可外保育施設における預かり数 2,856人	事業費	16,616百万円
子05-02		<p>区立保育園において、保育の必要性の認定を受けた児童のうち、心身の発達に偏りがあるなどにより、特別な配慮を要する児童の保育を実施します。</p> <p>また、教育センターと連携し、保育内容の充実を図ります。</p>			
保育園障害児保育		事業量	保育園 18園	事業費	446百万円
子05-03		<p>未就学児童の著しい増加や保育サービスの利用ニーズの高まりに迅速に対応するため、民間活力を活用して小規模保育事業等の整備運営を行い、スピード感を持って保育所待機児童の解消に取り組みます。</p>			
多様な保育サービス事業の実施		事業量	小規模保育所、居宅訪問型保育における預かり数 15人	事業費	80百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)	
事業名			
子05-04		区立保育園、区立幼稚園において等しく質の高い幼児教育・保育を提供するため、文京区版幼児教育・保育カリキュラムについて各園で実践、検証するとともに、平成30年度から適用される新たな幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、現行のカリキュラムを改定します。	
文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践と検証		事業量 現行カリキュラムの実践・検証 検討委員会の設置 改訂版カリキュラムの策定・実践・検証	事業費 3百万円
子05-05		認可保育所に幼稚園機能を備えた保育所型認定こども園である区立お茶の水女子大学こども園を、国立大学法人お茶の水女子大学への委託により運営します。当該施設で質の高い保育サービス・幼児教育を提供するとともに、教育カリキュラム開発等の実践研究を通じて、望ましい幼児教育・保育環境を探求し、その研究成果を区内の保育・幼児教育施設に還元します。	
区立お茶の水女子大学こども園の運営		事業量 こども園の運営 定員93人 保育者向け研修等の実施 研究成果の報告 3回	事業費 529百万円
子05-06		青柳保育園の老朽化した園舎を全面改築することにより、安全・安心な保育を実現し、子どもたちの健全な発達を促します。 また、改築に合わせ、0歳児保育を実施します。	
青柳保育園改築		事業量 仮園舎建設 仮園舎・本園舎移転 本園舎解体・建設	事業費 858百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
子05-07		区立幼稚園の認定こども園への移行については、校舎の改築・改修にあわせ整備する方針とし、その時々における保育所待機児童数や幼稚園の充足率等の状況、区内の地域バランス等について、総合的に考慮の上、個別に検討していきます。
区立幼稚園の認定こども園化		
<p>【行財政運営の視点】</p> <p>～区立幼稚園の認定こども園化～</p> <p>現 状</p> <p>区立幼稚園は、区内に10園あります。そのうち1園は、平成18年4月から幼稚園と保育園が併設された幼保一元化施設「柳町こどもの森」として運営しています。</p> <p>幼稚園3歳児においては、定員を上回る入園の応募があることから28年度の募集から千駄木幼稚園の定員拡大と第一幼稚園の3歳児新規募集を実施しました。</p> <p>また、保育需要が高まる中においても、保育のみでなく幼児教育を受けさせたいと望む保護者の増加や、保護者が短時間勤務の場合には保育所への入園が難しい等の状況から、預かり保育の拡充を28年4月から行いました。</p> <p>課 題</p> <p>平成27年4月から子ども子育て支援新制度が本格施行されたことを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するためには、幼稚園の認定こども園化が必要となりますが、限られた敷地の中で、保育室や調理室の設備への対応等、施設整備面に課題があります。</p> <p>また、現在の幼稚園の入園率を考慮すると、幼稚園の定員を減らすことなく、*保育の必要性の認定区分が2号認定・3号認定の子どもの入園が可能な認定こども園とすることが必要です。</p> <p>方向性</p> <p>教育大綱や子育て支援計画を踏まえ、施設の改築・改修計画に合わせ、区立幼稚園の認定こども園化を検討します。</p> <p>具体的には、柳町こどもの森、明化幼稚園の認定こども園化を進めるとともに、その他の幼稚園については、施設整備面の課題等を考慮しながら認定こども園化の可否について個別に検討します。</p>		

* 保育の必要性の認定区分 教育・保育施設等を利用するに当たり、保護者の就労状況等により認定される区分。1～3号の認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なる。

1号認定：子どもが満3歳以上の就学前の子どもで、幼稚園等での教育を希望する場合

2号認定：子どもが満3歳以上の就学前の子どもで「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

3号認定：子どもが満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
子05-08		幼稚園の教育課程の開始前又は終了後及び長期休業中に、区立幼稚園全園で預かり保育を実施します。			
区立幼稚園の預かり保育		事業量	全園において実施	事業費	402百万円
子05-09		心身に障害を有する児童が、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その児童の発達を促していくことを目的として、幼稚園において保育します。 教育センター等と連携し、保育内容の充実を図ります。			
幼稚園特別保育		事業量	全園において実施	事業費	124百万円
子05-10		予想される待機児童の解消を図るため、暫定受入れ等の対策を講じるとともに、必要な地域に新たな育成室を整備拡充します。			
育成室の整備拡充		事業量	育成室37室(新設3室) 事業量については、子ども・子育て支援事業計画に基づくものですが、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、一部見直しを必要に応じて行います。	事業費	1,654百万円
子05-11		心身の発達に遅れがあるなど、特別な配慮を要し、かつ、放課後に家庭で適切な保育を受けることができない児童を育成室に受け入れ、必要に応じて学年延長を行います。 また、個別指導プログラムの作成や非常勤職員の配置など、受入環境の整備や保育内容の充実を図ります。			
育成室への障害児受入れ		事業量	全育成室において実施	事業費	749百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
子05-12		<p>小学校で授業に支障を来すなど、行動・社会性に課題がある子どもが増加しています。</p> <p>そのため、集団参加や対人コミュニケーション等の社会的スキルが乳幼児期から身に付くよう、臨床心理士等の専門家チームが幼稚園・保育園、児童館等を訪問し、専門的発達支援等を行います。</p> <p>また、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えていき、全ての子どもたちの育児環境の全体的な底上げを行います。</p>	
文京版 スタートアップ・ストロング・プロジェクト ~人生の始まりこそ力強く~		事業量 区内幼稚園、保育園、子育てひろば、児童館訪問 9回 / 施設 保健サービスセンターニューボラ事業等訪問 30回 職員向け研修会 30回 保護者向け育児講座 30回	事業費 63 百万円

■ 多様な支援メニューの整備 ■

保護者が仕事と生活の調和も踏まえた上で、子育て支援にかかわるメニューを柔軟に選択できるよう、区民等の参画により、多様な支援メニューを整備します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
子06-01		病中又は病後回復期の児童を家庭で保育することが困難なときに、医療機関等で一時的に預かるほか、ベビーシッターの派遣による訪問型の病児・病後児保育サービスについて、保育利用料の一部を助成します。			
病児・病後児保育事業		事業量	病児・病後児保育施設 1か所 病後児保育施設 1か所 訪問型病児・病後児保育利用料助成件数 450件	事業費	105百万円
子06-02		学校施設を活用し、地域の方々、運営事業者等による見守りの下、児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる「小学生を対象とした放課後の居場所づくり」を実施することで、児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。			
放課後全児童向け事業の推進		事業量	計画期間中に全区立小学校 20校 において実施	事業費	745百万円
<p>【行財政運営の視点】 ～児童館のあり方の検討～ 現 状 児童館は、児童を健全に育成するための施設として、区内 16 か所に設置しています。 課 題 放課後全児童向け事業は、区立小学校の放課後や休業日に校庭等を開放し、子どもが安心して活動できる居場所を提供するもので、平成 31 年度までに全区立小学校での実施を計画しています。児童館との関係においては、対象とする利用者に重複があります。 方向性 放課後全児童向け事業の実施状況を踏まえながら、児童館のあり方を検討しています。</p>					

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
子06-03		既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受入れ等の保育ニーズに対応するため、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者に経費の一部を補助します。	
民間学童クラブ(都型学童クラブ)による小学生の受入れ		事業量	運営に係る経費の補助
		事業費	70百万円
子06-04		事業概要は、子04-05(ページ)に掲載	
ショートステイ・トワイライトステイ事業			

■ 男女協力の子育て ■

男女が共に協力して子育てができるよう、育児休業制度などについての区民や事業者等に対する情報提供や啓発、育児に関する講座の開催や保育環境の整備などに取り組んでいきます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
子07-01		事業概要は、子04-12(ページ)に掲載	
母親・両親学級の実施			
子07-02		事業概要は、子04-13(ページ)に掲載	
文京区版ネウボラ事業			

■ ひとり親家庭等の支援 ■

ひとり親家庭や特別な支援を必要とする子どもがいる家庭など、特に配慮を必要とする子どもや家庭が安心して暮らしていけるよう、心理的不安感の解消や経済的負担の軽減など、状況に応じた支援を推進していきます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
子08-01		児童扶養手当受給水準にある母子家庭の母又は父子家庭の父で、知識・技能を習得するための講座を受講している人を対象に、生活の安定を図るため、資格の取得ができるよう給付金を支給します。			
母子家庭等自立支援事業		事業量	教育訓練給付金 15人 高等技能訓練促進費等 45人	事業費	25百万円
子08-02		子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、子どもの貧困対策を推進するため、相談体制の強化やふるさと納税を活用した「(仮称)子ども宅食プロジェクト」、子ども食堂等に対する支援などを行います。			
子どもの貧困対策		事業量	子ども応援サポート室 (仮称)子ども宅食プロジェクト 子ども食堂等支援金補助 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援 中学校新入学用品費の入学前支給 奨学金の拡充策の検討	事業費	104百万円

【行財政運営の視点】

～子どもの貧困対策・低所得者対策～

現 状

子どもの貧困対策については、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現する」との基本理念が定められました。26年には、「子供の貧困対策に関する大綱」が、27年12月に国は、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を策定しました。

課 題

貧困にある子どもの実態把握や庁内の情報の共有・連携により、子どもの貧困対策に必要な施策を推進するとともに、民間主体の取組も広がりを見せつつある中で、協働していくことが求められています。

方向性

全庁的な連携により、子どもの貧困対策に必要な教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、様々な貧困の環境に対する必要な施策を推進します。また、社会福祉協議会やNPO等、支援を行う団体とより一層の協力・協働を図ります。さらに、「ふるさと納税」を活用し、個人や企業からの寄付を原資とする事業を実施します。なお、中学校新入学用品費を入学前に支給するとともに、奨学金制度の拡充策について、国や都の動向を注視しながら、そのあり方を検討していきます。

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
子08-03		事業概要は、生福02-01(ページ)に掲載
母子生活支援施設保護事業		
子08-04		事業概要は、子04-03(ページ)に掲載
ベビーシッターの派遣による 子育て支援		

■ 子育てにやさしいまち ■

子ども連れで外出しやすくするため、*ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、人にやさしいまちを目指します。

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
子09-01		事業概要は、住03-01(ページ)に掲載
バリアフリー基本構想の推進		
子09-02		事業概要は、住03-02(ページ)に掲載
バリアフリーの道づくり		
子09-03		事業概要は、安03-03(ページ)に掲載
コミュニティ道路整備		

*ユニバーサルデザイン あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人たちが利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

1-2 教育

将来像

豊かな環境と人とのかかわりの中で、
子どもが「個」として尊重され、共に学び合うまち

文京区は、緑や歴史、文化、教育環境などに恵まれています。そのような中で、学校や地域での人とのかかわりを通して、豊かな知性と確かな学力や他人を思いやる心を身に付けるとともに、学校を核として家庭や地域が連携し、子ども一人ひとりが「個」として尊重され、共に楽しく学び合うまちを目指します。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の年少人口が増加する中、平成 28 年度において、区立小学校の児童は 8,112 人で増加傾向にあります。区立中学校の生徒は 2,022 人で減少傾向にありますが、児童数増の影響が次第に表れ、今後増加することが想定されます。

今日、子どもを取り巻く教育環境も、情報化やグローバル化が一層進展する社会経済を反映し、急速に変化しています。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、体力向上・生涯スポーツへの関心を高めるとともに、子どもたちが何らかの形で、東京 2020 大会に貢献する態度を育成していくことも求められています。

そこで、全ての子どもが社会や環境の変化に対応していくため、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を一層育てていきます。

また、コミュニケーション能力や情報活用能力を高め、よりよい人間関係を築くとともに、社会の一員としての自覚を持ち、地域や社会の発展に貢献する力を育てます。

さらに、特別な支援が必要な子どもを含めた一人ひとりの個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自尊感情、自己肯定感を高めていく教育活動を推進します。

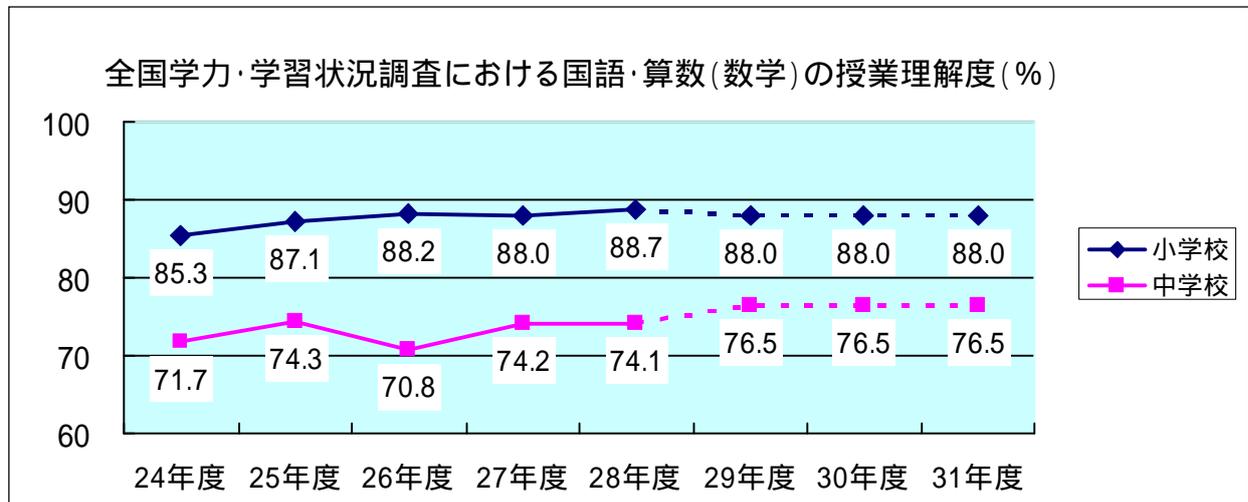
地域ぐるみの学校支援としては、地域の人材の力を得て、学校、家庭、地域の連携・協力体制の整備を進めます。

また、区内大学等と連携した不登校対策事業の強化や乳幼児期から青年期までの継続的な発達支援・相談体制の充実等を図ります。

このほか、教育環境を向上させるため、老朽化した校舎等の改築・改修や教育情報ネットワークの環境整備を図ります。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

自ら学び考え課題を解決する子どもの育成



23年度は東日本大震災の影響等により調査を実施していない。

28年度は実績値

【指標の内容、設定理由・根拠】

学習指導要領では基礎的・基本的な知識・技能の習得並びに習得した知識等を活用し、問題解決するために必要な思考力・判断力・表現力及び体験活動を通して主体的に学習に取り組む態度を育成することが求められています。

教育振興基本計画では、「生きる力」＝「知・徳・体のバランスのとれた力」の育成を教育施策の柱に位置付け、「授業改善推進プラン」に基づく指導方法の工夫・改善などにより、児童・生徒の学力の向上を図っています。その「知」の指標として、児童生徒の授業理解度を設定します。

全国学力・学習状況調査において、「国語、算数(数学)の授業の内容はよく分かりますか」の項目に、国語で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合の合計と算数(数学)で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計の平均を指標とします。

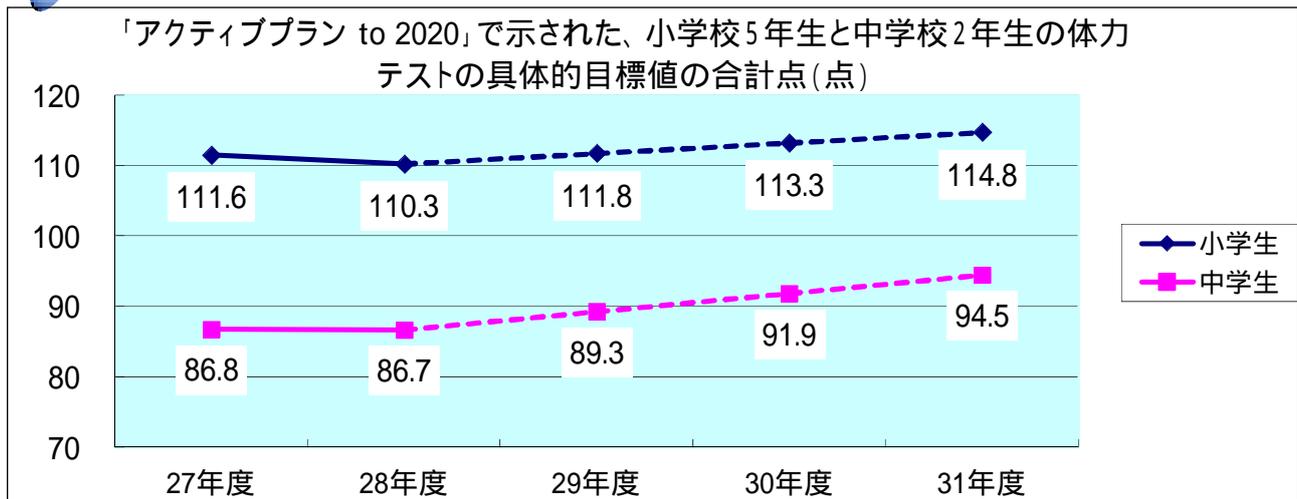
【小学校】

平成28年度の区の実績が88.7%で、都の82.2%、国の80.5%を上回っています。高水準の維持を目指し、対象の児童が変わる中でも継続的に88.0%以上を保つことを目標とします。

【中学校】

平成28年度の区の実績が74.1%で、都の73.2%、国の71.8%を上回っています。高水準の維持を目指し、対象の生徒が変わる中でも継続的に76.5%以上を保つことを目標とします。

小・中学生の体力の増進



28年度は実績値

【指標の内容、設定期理由・根拠】

保健体育科では、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視しています。また、「アクティブプラン to 2020 総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)」(東京都教育委員会)では、体力を高める基礎を、児童・生徒の「基本的な生活習慣の定着」「栄養・運動・休養(健康三原則)」「アクティブライフの実践」と捉え、総合的に児童・生徒の体力・運動能力を向上させていくことが示されました。区においても、小学校での「体力向上推進プラン」の実践や実技の専門指導員の派遣に加え、中学校における連合体育行事、運動部活動の充実、武道・ダンス指導員の配置などにより、児童・生徒の体力の向上を図っています。そこで、東京都統一体力テストにおける体力合計点を指標とし、総合的に児童・生徒の体力・運動能力を向上させていきます。

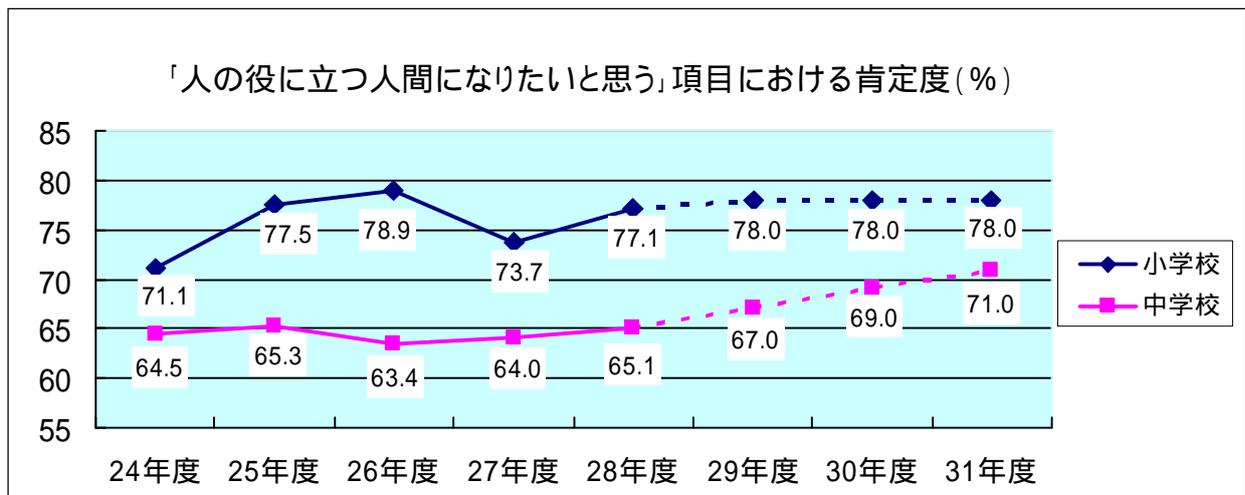
【小学校第5学年】

平成28年度の実績値は都の平均とほぼ同じです。都が設定した32年度までの目標値(男女の合計点116点)を目指します。

【中学校第2学年】

平成28年度の実績値は都の平均を下回っています。都が設定した32年度までの目標値(男女の合計点97点)を目指します。

豊かな人間性の育成



23年度は東日本大震災の影響等により調査を実施していない。

28年度は実績値

【指標の内容、設定理由・根拠】

教育振興基本計画では、「生きる力」＝「知・徳・体のバランスのとれた力」の育成を教育施策の柱に位置付け、自他の違いを認め、自分も他者も大切にできる心の教育、いのちの教育を進めるとともに、社会の一員としての規範意識や倫理観、全ての人への思いやりの心などを育む道德教育を進めています。その「徳」の指標として、全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の項目に「当てはまる」と回答した割合を指標として設定します。

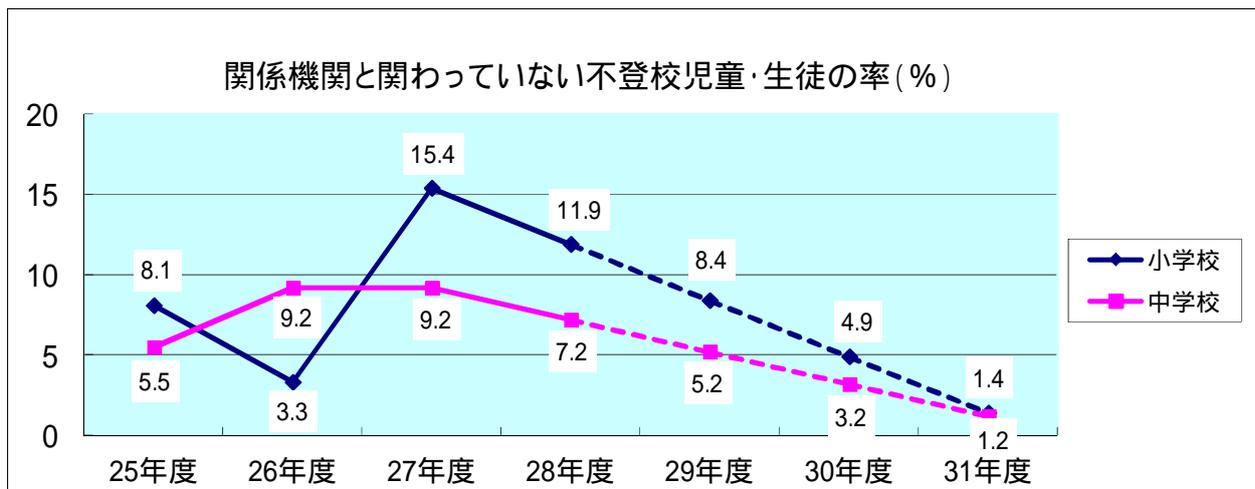
【小学校】

平成28年度の区の値が国の71.2%、都の69.8%を上回っているため、高水準の維持を目指し、対象の児童が変わる中でも継続的に78.0%以上を保つことを目標とします。

【中学校】

平成28年度の区の値が国の69.3%、都の65.9%を下回っているため、国・都の水準を目指し、31年度までに71.0%とすることを目標とします。

いずれの関係機関にも関わっていない不登校児童・生徒数の減少



【指標の内容、設定理由・根拠】

不登校の背景は多様であり、更に様々な要因が複合的に重なり合っていることから、不登校児童・生徒への対応には、児童・生徒一人ひとりの気持ちに寄り添って、その状況を十分把握し、様々な関係機関との関わりの中で、児童・生徒及び保護者へのきめ細かい支援を継続していくことが重要です。

そこで、「いずれの関係機関にも関わっていない」という不登校児童・生徒の率を指標とし、その人数を減少させることで、学校復帰や社会的自立を支援します。

【小学校】

関係機関や各小学校との連携を促進することにより、「いずれの関係機関にも関わっていない」という人数を毎年度 3.5 ポイントずつ減少させ、平成 31 年度までに 1.4% とすることを目指します。

【中学校】

関係機関や各中学校との連携を促進することにより、「いずれの関係機関にも関わっていない」という人数を毎年度 2 ポイントずつ減少させ、平成 31 年度までに 1.2% とすることを目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 豊かな人間性の育成 ■

互いに信頼し合い、他人を思いやる心を養うため、集団生活を通じ、子ども一人ひとりの個性を尊重しながら、いじめの未然防止や男女平等などの人権教育をはじめ、豊かな人間性の育成を図る教育を推進します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
教01-01		<p>いじめ対策について点検するとともに、関係機関との連携を深め、いじめ問題への対応力の強化を図ります。</p> <p>また、早期発見・早期対応に向けた組織的な対応力を高めるとともに、いじめ対応マニュアルの改訂により、教員の対応力を向上させます。</p>			
いじめ問題対策事業		事業量	「いじめ対応マニュアル」の改訂 いじめ対策委員会 6回 いじめ問題対策委員会 15回 アサーションプログラム 延べ90校 ゲートキーパー研修 3回	事業費	1百万円
教01-02		事業概要は、教05-02(ページ)に掲載			
文京ふるさと学習プロジェクトの推進		事業概要は、教05-02(ページ)に掲載			

■ 学力やさまざまな知恵 ■

社会で自立して生きていくことができるよう、知識・理解にとどまらず、問題を発見し、解決する力など、広い意味での学力やさまざまな「知恵」を育みます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
教02-01		<p>発達段階に応じた自然科学教室を実施し、子どもたちの自然科学に対する豊かな感性や科学的な見方・考え方を育むとともに、専門指導員による出前授業や理科実験支援により、学校の理科教育を支援します。</p> <p>また、プログラミングやものづくりを体験するパソコン教室を実施し、子どもたちの情報科学への興味・関心を高めます。</p>			
科学教育事業		事業量	自然科学教室 180回 パソコン教室 150回 専門指導員派遣 105回	事業費	111百万円
教02-02		<p>区内大学等の高度な専門性や多様な人材を活用し、科学教育事業や教員研修・研究事業等の拡充を図るとともに、教員等を志望する学生のキャリアアップを支援します。</p>			
地域大学等連携事業		事業量	スクールモバイルミュージアム 6テーマ 個別学習相談 30ケース 科学教室連携講座 39講座 区内大学等連携施設利用助成 45校 インターンシップ生受入れ 6人 教員研修・研究 3回	事業費	11百万円

■ 健康教育の充実 ■

子どもたちの健やかな成長を促すため、学校と家庭とが協力し、基本的な生活習慣の定着を図るなど、健康教育を充実させます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
教03 - 01		<p>区内大学と連携し、幼稚園・小学校への体力向上アドバイザー等の派遣や小学校での健康トレーナーの巡回相談のほか、体力向上イベントや健康教室を実施します。</p> <p>あわせて、区内病院及び大学と連携し、がん教育を推進します。</p>			
健康・体力増進事業		事業量		事業費	
		体力向上アドバイザー等派遣 660回 教員実技研修会 3回 体力向上イベント 12回 健康トレーナー巡回相談 540回 健康教室 12回 がん教育に関する授業講師派遣 30校 がん教育講習会 3回 小学校がん教育モデル作成	37百万円		

■ 地域とのかかわりと体験 ■

心身ともに健康で、人間性豊かな子どもを育成するため、スポーツ、遊びなどのさまざまな体験や地域の多様な人たちとのかかわりを通じ、絆をさらに強いものとします。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
教04 - 01		災害から自らの命を守るための力を身に付けるとともに、協力して身近な人を助け、地域に貢献できる人間を育てるために、全小・中学校で防災宿泊体験を実施します。	
学校防災宿泊体験事業		事業量	小学校 延べ 60 校 中学校 延べ 30 校
		事業費	21 百万円

■ 伝統・文化を活かした教育活動 ■

子どもたちが文京区の歴史や文化を大切にする心を持てるよう、本区に培われた伝統と文化などを活かした教育活動を進めます。

分野・No	区分	事業概要(3年間)	
事業名			
教05-01		<p>次世代を担う子どもたちに日本の伝統的な食文化である「和食」の良さを再認識してもらい、世界に誇れる「和食」について情報発信できる子どもを育成するため、学校給食において「和食の日」を導入します。</p> <p>また、年3回の和食の日のうち、1回は新潟県魚沼市で収穫された新米を味わう日を設けます。</p>	
学校給食における「和食の日」の導入		事業量 「和食の日」実施 9回 講習会・講演会 リーフレット作成	事業費 10百万円
教05-02		<p>文京区の伝統や文化、ゆかりのある人物等への関わりを深めながら、ふるさと文京への理解、愛する心、道徳教育の充実及びシチズンシップ教育等、教育内容や教育方法の充実を図ります。</p>	
文京ふるさと学習プロジェクトの推進		事業量 副読本の改訂・発行等 副読本指導書(手引き)の改訂・発行等 教育課題研修会等の実施	事業費 10百万円
教05-03		<p>事業概要は、文03-01(ページ)に掲載</p>	
アウトリーチ事業			
教05-04		<p>事業概要は、文01-05(ページ)に掲載</p>	
文化財行政の推進			

■ 基礎・基本の学力育成 ■

子ども一人ひとりの基礎・基本の学力を育成するため、発達段階に応じた指導方法を充実させます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
教06-01		学校教育法の改正により、平成28年度から9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が制度化されたことを踏まえ、児童・生徒の発達の段階に応じた小中連携教育について検討を進めます。			
小中連携教育のあり方の検討		事業量	小中連携教育検討委員会	事業費	6百万円
教06-02		学力・学習状況調査の分析結果を基に、授業改善推進プランを作成し、区立小・中学校の指導方法の工夫・改善や家庭学習の進め方の助言に生かします。			
学習内容定着状況調査活用事業		事業量	区の調査(小学校第4学年・中学校第1学年) 都の調査(小学校第5学年・中学校第2学年) 国の調査(小学校第6学年・中学校第3学年)	事業費	13百万円
教06-03		小学校第1学年から中学校第3学年までの9年間で、外国人英語指導員（ALT）を活用した授業を行うとともに、これまで実施してきた実用英語技能検定（英検）受検料補助を1級まで拡大することで基礎・基本の学力を育成します。			
英語力向上推進事業		事業量	外国人英語指導員の配置 実用英語技能検定5～1級受検料補助	事業費	117百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
教06-04		区内大学との相互協力協定に基づき、大学生及び大学院生を学習指導補助員として区立小・中学校に派遣し、授業の担任指導補助、放課後補習教室、夏季補習教室の指導補助等として活用します。			
大学との連携による学校活動支援事業		事業量	学生指導補助員 全区立小・中学校	事業費	17百万円

■ 保・幼・小・中の連携 ■

各成長段階の連続性を踏まえた指導を充実させるため、保・幼・小・中の連携を進め、つながりを強化します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
教 07 - 01		就学前教育、小学校及び中学校の円滑な接続、「小1問題」、「中1ギャップ」の未然防止を図るため、各学校・園の連携による教育課程改善、学力向上策、相互交流、家庭教育との連携等による教育的効果を総合的に検討し、更なる推進を図ります。			
保・幼・小・中の連携教育の推進		事業量	保・幼・小・中連携プロジェクトチームの開催 9回 アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの改善 ブロック別連携協議会(9ブロック) 54回 幼児・児童・生徒の交流活動	事業費	3百万円
教 07 - 02		事業概要は、教 06 -01(ページ)に掲載			
小中連携教育のあり方の検討					

■ 関係機関との連携推進 ■

子どもたちの学力向上に向けたシステムを構築するため、地域、区内の教育機関及び事業者などとの連携を推進します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
教 08 - 01		事業概要は、教 06 -04(ページ)に掲載
大学との連携による学校活動支援事業		
教 08 - 02		事業概要は、教 02 -02(ページ)に掲載
地域大学等連携事業		

■ 特別支援教育等の推進 ■

特別な支援が必要な子どもたちが、社会の一員として自立し、充実した生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育等を推進するとともに、学校を中心とした関係機関の協力体制を構築します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
教 09 - 01		<p>「交流及び共同学習支援員」や*バリアフリーパートナー等を活用し、交流及び共同学習を継続して推進します。</p> <p>また、小・中学校の教員を対象とした特別支援教育に関する研修を実施するとともに、特別支援学級設置校に専門家を派遣し、合理的配慮の内容、提供について実践研究を継続します。</p> <p>さらに、東京都特別支援教育第三次実施計画に基づき、全ての小学校に「特別支援教室」を設置します。</p>			
*合理的配慮の推進		事業量	合理的配慮協力員派遣、校内研修等 210回	事業費	8百万円
教 09 - 02		<p>区立中学校 10校に部活動指導補助員を配置し、教員の指導を補助しながら部活動を充実させます。さらに、特別な支援が必要な生徒たちが社会の一員として自立し、充実した生活を送れるよう、部活動指導補助員を増員します。</p>			
中学校部活動支援		事業量	部活動指導補助員 部活合宿指導補助員	事業費	44百万円

*合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない程度）が該当する。

*バリアフリーパートナー 心身の発達に遅れがあるなど、学校教育の場で特別な支援を必要とする子どもたちが、その持てる力を高め、学習上の困難を改善し、又は克服できるよう、手伝いをするボランティア

■ 学校支援機能の強化 ■

学校支援機能を高めるため、教育センターを核として、教員の資質向上のための研修を充実させるとともに、療育部門など関係機関と連携し、総合教育相談事業の機能強化を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
教 10 - 01		幼稚園、小・中学校教員に対して、学校組織の一員として求められる力の育成や、教員としての専門性の向上を図るため、講義や演習、授業観察、授業研究等による研修を行います。			
教員研修・研究事業		事業量	教育課題研修 45 講座 174 回 教育アドバイザー派遣 1人 33 回 区教育研究会助成 24 回	事業費	55 百万円
教 10 - 02		いじめや不登校、非行、発達障害、集団不適應等の幼児・児童・生徒の問題行動及び教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けて、子どもと保護者及び学校への支援を行います。			
総合相談事業		事業量	総合相談室(教育相談、発達相談、専門訓練、区内幼稚園・保育園・育成室への発達支援巡回相談) スクールカウンセラー配置・派遣 適応指導教室 スクールソーシャルワーカー配置 巡回相談員派遣 学校と家庭の連携推進事業	事業費	833 百万円
教 10 - 03		事業概要は、教 02 -01(ページ)に掲載			
科学教育事業					
教 10 - 04		事業概要は、教 02 -02(ページ)に掲載			
地域大学等連携事業					

■ 地域ぐるみの学校支援 ■

地域ぐるみで子どもたちの学びを支えられるよう、地域住民の学校教育への参画を促進するとともに、地域とのかかわりを大切にした学校支援体制を整備します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）		
事業名				
教 11 - 01		地域住民等の学校教育支援活動により教員の負担を軽減し、子どもへのきめ細かな対応につなげるため、青少年委員等が担う地域コーディネーターが学校との調整を図り、学校ニーズを踏まえた支援を行います。		
学校支援地域本部		事業量	事業費	55 百万円
		学校支援地域本部 20 校 放課後学習支援活動 9校 地域教育協議会 地域コーディネーター連絡協議会 9回 学校支援地域本部事業実行委員会 9回		
教 11 - 02		地域ぐるみで子どもたちの学びを支えられるよう、地域住民の学校教育への参画を促進するとともに、地域との関わりを大切にした学校支援を推進します。		
青少年委員による学校支援活動等の推進		事業量	事業費	19 百万円
		学校支援地域本部への参画 青少年委員連絡会 36 回 研修会 3回 青少年委員広報誌 6回 学校支援事業		

■ 教育環境の整備 ■

子どもたちが、のびのびと学校生活を送れるような教育環境を整えるため、学校の適正規模・適正配置を進めるとともに、校舎等の整備を行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
教 12 - 01		老朽化した学校の校舎改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設面の整備を図ります。			
老朽校舎の改築		事業量	小学校 2校(改築基本構想)	事業費	11 百万円
教 12 - 02		区立小・中学校の老朽化している外壁・サッシの改修工事を行います。			
外壁・サッシ改修		事業量	小学校 3校 中学校 1校	事業費	587 百万円
教 12 - 03		給食施設の衛生環境を一層充実させるため、老朽化した給食室を学校給食衛生管理基準に則した*ドライシステム施設に改修します。			
給食室の整備		事業量	小・中学校 3校	事業費	640 百万円

*ドライシステム 厨房施設において、床に水を流さずに乾いた状態で調理や洗浄作業を行う方式

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
教 12 - 04		全天候型舗装校庭を採用している学校のうち、舗装が老朽化している区立小・中学校について、整備を行います。	
校庭の改修		事業量 小学校 1校 中学校 1校	事業費 204 百万円
教 12 - 05		築 30 年以上が経過している区立小・中学校の内装を改修し、快適な教育環境の整備を図ります。	
学校施設の快適性向上		事業量 小学校 10 校 中学校 6 校	事業費 3,266 百万円
教 12 - 06		児童・生徒の情報活用能力の育成や、教科指導における* I C T 機器活用の推進、校務の情報化による教員の負担軽減などを図るため、質の高い教育情報ネットワーク環境を整備し、教育の質の向上につなげます。	
教育情報ネットワーク環境整備の充実		事業量 児童・生徒用タブレット端末の整備	事業費 380 百万円
教 12 - 07		教育振興基本計画及び誠之小学校改築基本構想に基づき、誠之小学校の全面改築を進めます。	
誠之小学校改築		事業量 既存校舎解体、新校舎建設等	事業費 6,552 百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
教 12 - 08		<p>教育振興基本計画及び明化小学校改築基本構想に基づき、明化小学校の全面改築を進めます。改築に当たっては、歴史の継承及び最新の教育環境の整備を基本的な考え方として整備を図ります。</p> <p>また、敷地を有効に活用するため、明化幼稚園も含めて一体的な整備を図ります。</p>	
明化小学校等改築		事業量	事業費
		基本設計・実施設計、改築工事等	2,263 百万円
教 12 - 09		<p>教育振興基本計画及び柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想に基づき、柳町小学校等の全面改築を進めます。改築に当たっては、敷地を有効に活用するため、柳町こどもの森・児童館・育成室も含めて一体的な整備を図ります。</p>	
柳町小学校等改築		事業量	事業費
		基本設計・実施設計、改築工事等	2,421 百万円
教 12 - 10		<p>劣化が著しい設備及び浴室棟の改修に向けた設計を実施します。</p>	
八ヶ岳高原学園の改修		事業量	事業費
		実施設計	45 百万円

1-3 青少年の健全育成

将来像

地域で人とのかかわりを学びながら、
光る笑顔の青少年が育つまち

未来を担う青少年一人ひとりの自主性を尊重し、開かれた地域の中で、人とのつながりを大切にすることを育てていくまちを目指します。そして、青少年が笑顔で輝きながら、自立して社会の中で成長していくとともに、思いやりの心を持てるよう、青少年を受け止め、支え、共に歩いていくまちを目指します。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

都市化の進展により、地域社会の連帯感が希薄になるとともに、子育て家庭の転入、出生数の増加により児童人口が増加しています。

また、情報技術の更なる進展に伴い、インターネット等によるコミュニケーションが常態化し、子どもたちが集団での遊びや活動の中で、社会性を身に付ける機会が減少しています。

一方、地域の中では、青少年健全育成会のほか、スポーツ団体やNPO等により、子どもたちが社会参加・社会参画できる機会が提供されており、子どもたちの中には、様々な活動や交流を通じ、社会性や自立性を身に付けようとする姿も見受けられます。

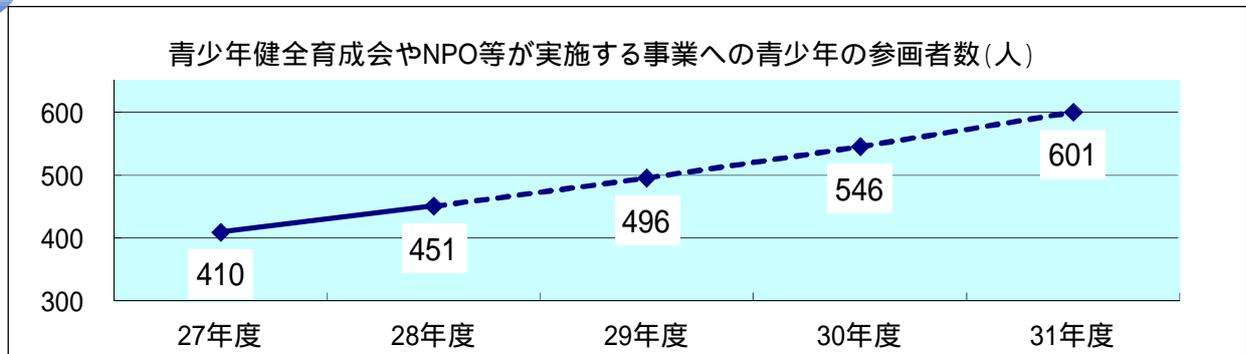
そこで、子どもたちが、更に社会性を身に付け自立した大人に成長していくため、青少年健全育成会等が実施する事業を通して、地域の大人や子ども同士でふれあう機会を提供するとともに、子どもたちが事業の企画段階から参画することにより、社会参加の充実を図ります。

また、子どもたちが安全に安心して暮らせる環境を整えるため、地域ぐるみで子どもたちを温かく見守る取組を進めます。

さらに、青少年プラザ事業等を通して、子どもたちの自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支えます。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

ふれあいや社会参加の充実

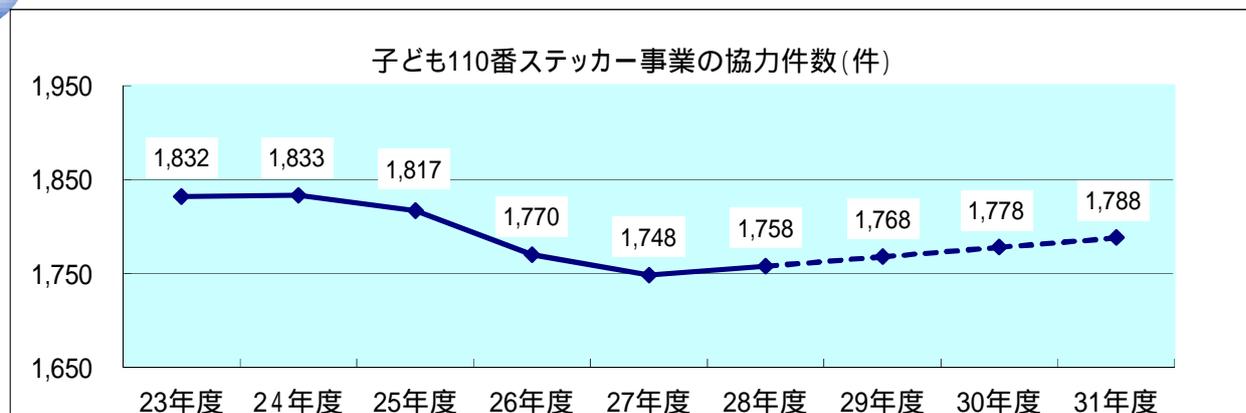


【指標の内容、設定理由・根拠】

青少年が地域団体等の事業の企画や運営に参画することにより、地域でのふれあいや社会参加の充実が図られることが想定されるため、青少年健全育成会やNPO等が実施する青少年の社会参加推進事業等への参画者数を指標とし、青少年の社会参加・社会参画を推進します。

これまで、年間約400人の青少年が青少年健全育成会等の事業に参画している状況を踏まえ、事業への参画者を毎年度10%増加させていくことを目指します。

地域での見守り

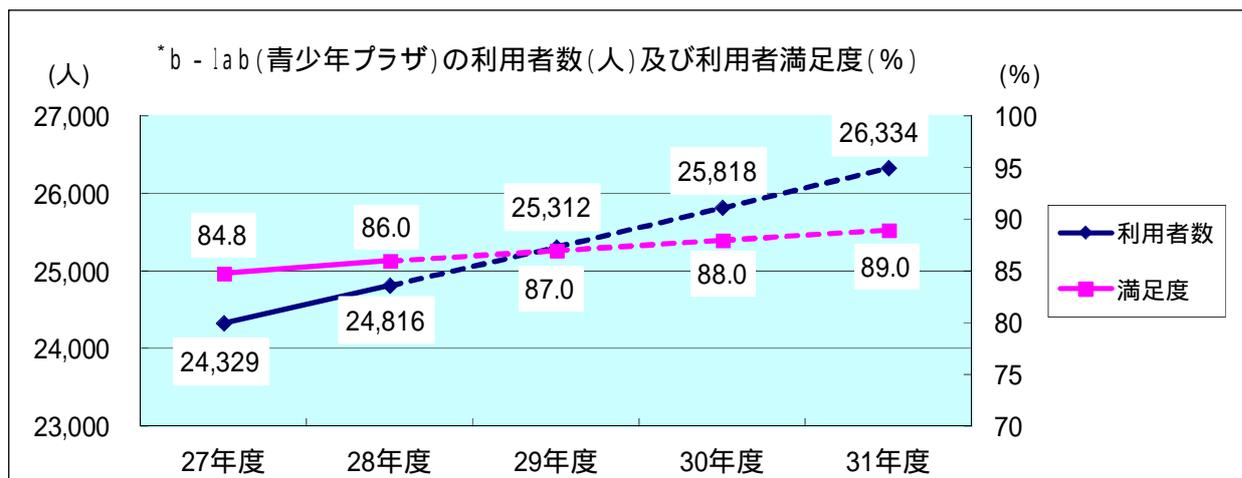


【指標の内容、設定理由・根拠】

緊急時に子どもが駆け込める避難場所を示す、子ども110番ステッカー事業を継続して実施することにより、子どもたちにとって、より安全な地域環境づくりを推進するとともに、地域における防犯意識の向上と犯罪抑止のため、本ステッカーの協力件数を指標とします。

区立小学校PTAの協力により、ステッカー貼付箇所の確認と新規協力の依頼を行います。例年、新たに協力していただける方がいる一方、転居や高齢などを理由に協力を終了する方もいる中で、協力者を毎年度10件増加させることを目指します。

自立のきっかけづくり



27年度に開館

【指標の内容、設定理由・根拠】

b-lab(青少年プラザ)の利用者が増加し、子どもたちの自主的な活動を支援する機会を増やすことで、自立した大人への成長のきっかけとなることが想定されるため、利用者数を指標とします。各種事業の展開、広報活動を通して、b-labの利用促進を図り、利用者を毎年度2%増加させていくことを目指します。

また、利用者の満足度が高まることは、中高生の自主的な活動を通じた自立のきっかけづくりの、更なる促進につながることから、b-lab利用者に対するアンケート調査の満足度を指標とします。その結果に基づく事業を実施し、自立した大人へ成長していく機会の拡大を図ることで、利用者アンケートで「満足している」と回答する割合を毎年度1ポイント増加させていくことを目指します。

*b-lab(青少年プラザ) 中高生の自主的な活動を応援するために設置した、区内初の中高生向け施設。愛称は公募で、b-lab(ビーラボ)(bunkyo laboratoryの略称)に決定した。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 地域との交流 ■

青少年が地域の人たちとのかかわりの中で成長していけるよう、幼少の頃から地域の集まりに参加し、交流できるような場づくりを、青少年の視点を踏まえて充実させます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
青 01 - 01		青少年健全育成活動に対する補助を行うとともに、合同行事や委員研修会などその活動を支援します。 あわせて、合同行事などを通して「家庭の日」の啓発に取り組みます。			
青少年健全育成会活動支援		事業量	青少年健全育成事業に対する補助 合同行事への支援 「家庭の日」啓発	事業費	26 百万円
		青 01 - 02	事業概要は、青 05 -01(ページ)に掲載		
青少年プラザ事業					

■ 社会体験・異年齢交流 ■

さまざまな交流の中で青少年の自立を促し、社会性を育てていくため、多様な社会体験や異年齢交流の場づくり、社会参加の促進に取り組みます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
青 02 - 01		区内でNPO等が実施する、地域の人たちとの交流により青少年の主体的な社会参加を図る事業や、青年育成を推進する事業に対し、補助金を交付します。			
青少年の社会参加推進事業					
青 02 - 02		事業概要は、青 05 -01(ページ)に掲載			
青少年プラザ事業					

■ 地域ぐるみの支援 ■

地域全体で青少年の健やかな成長を支援できるよう、地域ぐるみで温かく青少年を見守りながら、青少年が健全に育つ環境をつくれます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
青 03- 01		法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の趣旨に基づき「東京ドーム周辺広報啓発活動」「文京区社会を明るくする大会」「文京矯正展」を実施し、本運動の趣旨を広く区民に呼び掛けます。			
文京区社会を明るくする運動		事業量	東京ドーム周辺広報啓発活動 文京区社会を明るくする大会 文京矯正展	事業費	3百万円
青 03 - 02		緊急時に子どもが駆け込める避難場所を示す子ども110番ステッカーを、協力者の自宅や事業所などに貼付するとともに、小学校1年生に事業周知用のステッカーを配付します。 また、小学校PTAの協力により、ステッカー貼付箇所の確認等を行います。			
子ども110番ステッカー事業		事業量	ステッカー・プレートの作成・配布 貼付状況の調査、協力者名簿の作成 見舞金保険	事業費	1百万円

■ 家族のふれあい ■

青少年を健やかに育てていくため、家族のふれあいや結び付きが深まるよう、家庭の重要性の啓発に努めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
青04-01		事業概要は、青01-01(ページ)に掲載
青少年健全育成会活動支援		

■ 青少年の健全育成活動 ■

青少年が主体的に考え、積極的に行動できるように育成するため、さまざまな青少年健全育成活動の活性化、活動団体の連携の強化を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
青 05 - 01		<p>中高生世代の自主的な活動・交流の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を実施します。 また、ホームページ、広報誌の発行等の広報活動を通して、施設及び事業の周知を図ります。</p>			
青少年プラザ事業		事業量	文化・スポーツ事業 学習支援事業 中高生の自主企画事業	事業費	172 百万円
青 05 - 02		<p>ひきこもり状態にある若者やその家族を支援するため、相談事業、フリースペース、社会経験を積むための段階的な支援プログラム等を実施するとともに、講演会や個別相談会、茶話会を開催します。</p>			
STEP～ひきこもり等自立支援事業～		事業量	相談事業 フリースペース事業 講演会・個別相談会、茶話会 関係機関連絡会	事業費	20 百万円
青 05 - 03		<p>事業概要は、青 01 - 01(ページ)に掲載</p>			
青少年健全育成会活動支援					

2 福祉・健康

2-1 高齢者福祉

将来像

歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち

高齢者一人ひとりがいつまでも、住み慣れた地域で、自立した暮らしができるよう、*自助・互助・共助・公助の組み合わせによって、地域全体で支え、安心して暮らせる居住空間の整備やさまざまなバリアフリー化、活躍できる場づくりなどの高齢者福祉施策の向上を図り、生涯にわたって、いきいきと、その人らしい生活が送れるまちを目指します。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の人口全体に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成29年1月現在で19.8%（42,433人）であり、区民の5人に1人が高齢者となっています。平成37年（2025年）には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、また、ひとり暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加も予想されます。

こうした中、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本区の人口構成の特徴を踏まえ、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していきます。

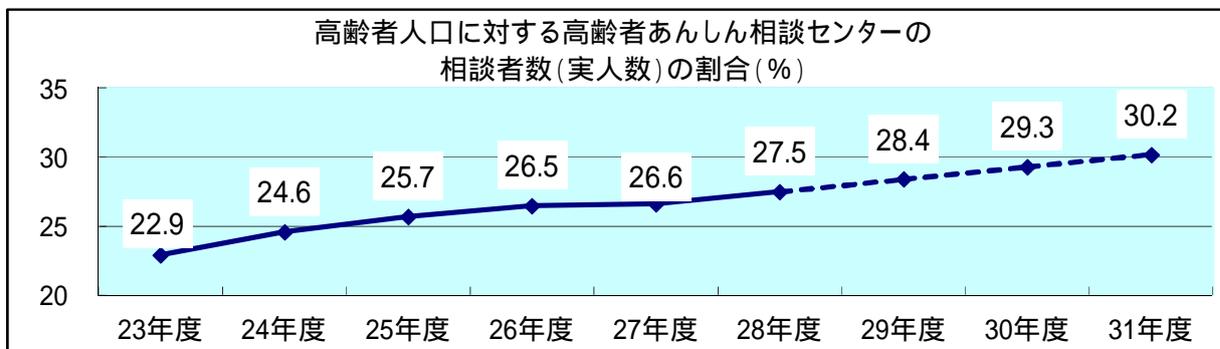
そこで、地域包括ケアシステムの拠点として高齢者あんしん相談センターの充実を図るとともに、*地域ケア会議等を通じ、行政、関係機関・団体、区民等が連携を深め、「地域ぐるみの支え合い」を進めていきます。また、元気高齢者や*ミドル・シニアを始めとする区民や団体等が主体となって、高齢者の見守りや日常生活をサポートする体制をつくるため、多様な人材を発掘し、サービスの担い手になっていくような取組を進めていきます。

さらに、認知症施策を総合的に推進していくとともに、医療と介護を必要とする高齢者が、適切な支援やサービスを受けられるよう、高齢者を取り巻く関係機関との協働による医療・介護連携の推進を図ります。また、介護保険制度の基盤をより一層整備するため、在宅サービスの充実と合わせ、介護施設の整備を進めるとともに、介護人材の確保に取り組んでいきます。

加えて、介護予防分野では健康寿命を延伸するため、高齢になっても、自分らしくいきいきと生活できるよう、生きがいくりの支援や地域活動の担い手として活躍する場を整えていきます。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

地域で支え合うしくみの充実



【指標の内容、設定期理由・根拠】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域における高齢者福祉の拠点である高齢者あんしん相談センターが広く認知されるとともに、必要な人に必要な支援が確実にされるよう、特にアウトリーチ(訪問支援)を含めた相談支援、認知症高齢者に対する支援、総合事業及び介護予防の拠点並びに在宅医療・介護連携の推進といった役割を果たしていく必要があります。また、地域ケア会議等を通じて、地域団体、介護事業者、医療関係者、NPO法人、民間企業等の様々な団体等がネットワーク化し、地域課題に取り組むことで、地域を支え合うしくみの充実を図っていくことが急務です。

このような地域に根づいた活動を推進するため、高齢者あんしん相談センターの役割や相談・支援内容等について、積極的な周知を図るとともに、高齢者人口に対する高齢者あんしん相談センターの相談者数(実人数)の割合を指標として把握し、その結果に基づき、高齢者あんしん相談センターの充実を図ることで地域包括ケアシステムの構築を行っていきます。

これらの取組により、平成31年度に相談者数(実人数)が高齢者人口の約30%となることを目指します。

*福祉分野では、様々な助け合いの形態を、次のように定義する。

自助 自ら働いて、又は自らの年金収入などにより、自らの生活を支え、自ら健康を維持すること。

互助 インフォーマルな相互扶助、例えば、近隣の助け合いやボランティアなど

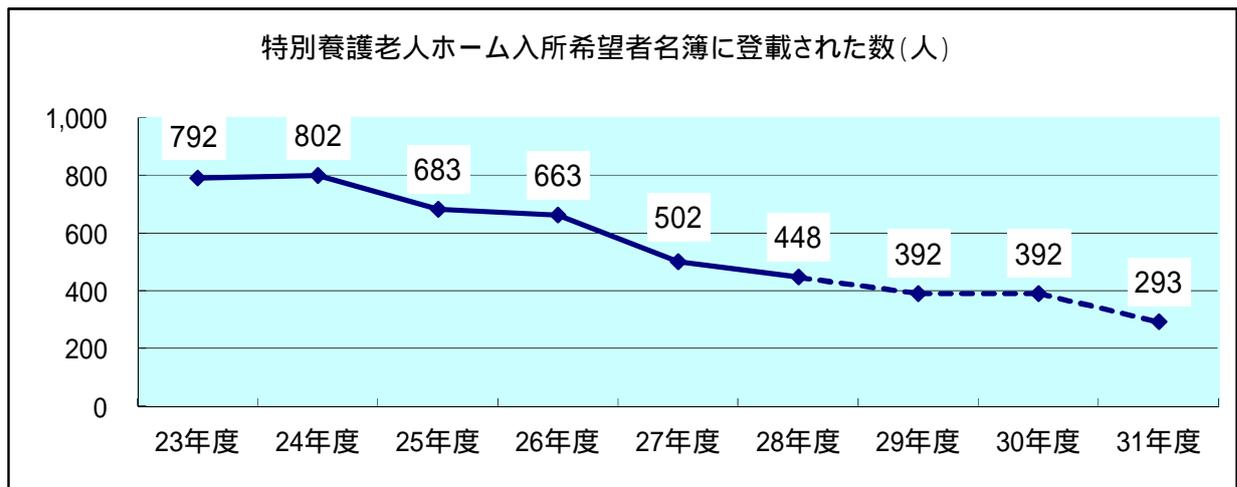
共助 社会保険のような制度化された相互扶助

公助 自助・互助・共助では対応できない困窮などの状況に対し、支給要件を定めた上で必要な生活保障を行うことなど

*地域ケア会議 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくために開催する医療、介護等の多職種協働による会議

*ミドル・シニア 元気高齢者が地域での居場所や活躍の場をつくるには、高齢期への助走として準備期間が必要となるため、おおむね50歳以上を対象としたミドル・シニア講座等を実施している。なお、ミドル・シニアは文京区の造語である。

在宅サービスの充実と多様な住まい方の支援や取組



28年度は実績値

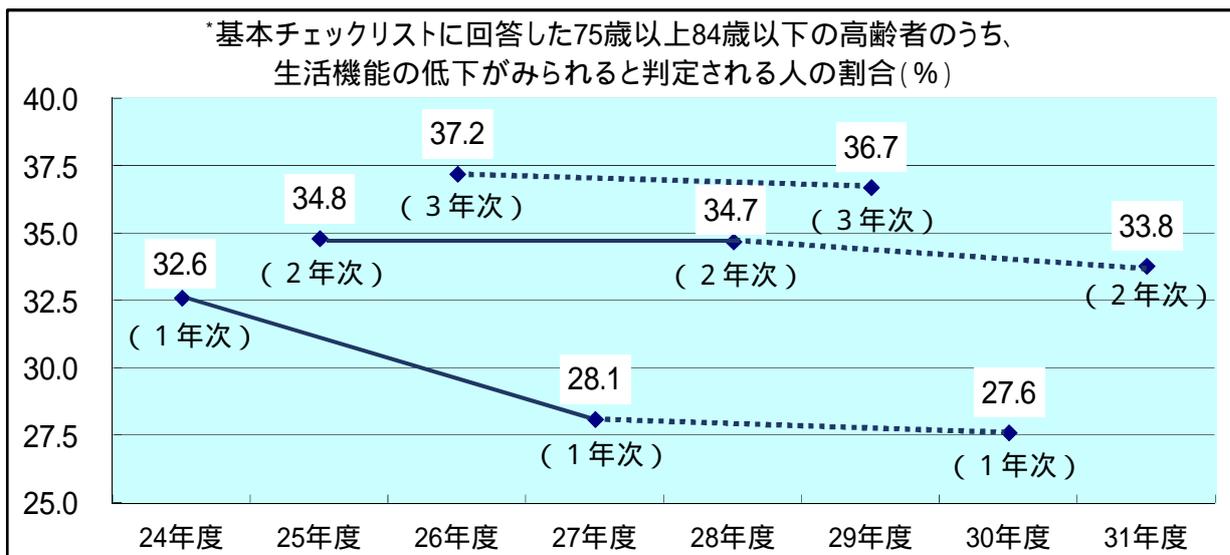
【指標の内容、設定理由・根拠】

今後、高齢者人口の増加が見込まれる中、施設入所希望者も増えていくことが予想されます。介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、区内に特別養護老人ホームなどの整備を図るとともに、在宅サービスを充実し、本人や家族の希望に沿った多様な住まい方を支援できるよう取り組んでいきます。

また、「医療と介護の連携」「多様な主体による生活支援サービスの開拓」「効果的な介護予防事業の展開」を進めることで、在宅生活が続けられるよう取り組んでいきます。

こうした取組を通じて、特別養護老人ホーム入所希望者名簿に登載される人数が減少していくことを目指します。

健康で豊かな暮らしの実現



24年度から調査方法及び調査範囲を変更

【指標の内容、設定理由・根拠】

これまで介護予防については、広く周知啓発を図ることにより、高齢者の健康維持・増進への意識・関心は高まってきました。そのため、地域での高齢者の活動及び区の介護予防事業への参加は増えており、生活機能の低下がみられる人は減少してきています。様々な活動によって介護予防を実践している高齢者を評価する指標として、高齢者に送付している基本チェックリストにおいて生活機能の低下と判定される人の割合を設定します。

基本チェックリストによる調査は、3年間を1サイクルとして実施しており、調査1年次に対象者全員に送付し、2年次、3年次は未回答者に送付しています。そのため、各サイクルの同じ年次の結果同士を比較し、前回の調査より該当率が低くなること(生活機能の低下がみられる人が減少すること)を目指します。

*基本チェックリスト 65歳以上の方を対象に要介護状態とならず、元気な生活を送っていただくため、運動機能、口腔機能などの生活機能等の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 生活環境の整備 ■

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者本人、家族、地域などが役割を分担して協力しながら、まちのバリアフリー化や施設整備などのハード面と、介護、医療体制の充実などのソフト面の両面から生活環境を整備します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
高福01-01		民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備します。			
民間事業者による高齢者施設の整備		事業量	特別養護老人ホームの開設 2施設 介護老人保健施設の開設 1施設	事業費	187百万円
高福01-02		経年により老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホーム（文京大塚みどりの郷を除く。）について、事業運営を継続しながら、施設、設備等の機能を原状回復する工事を行います。			
旧区立特別養護老人ホームの大規模改修		事業量	文京くすのきの郷 実施設計、改修工事 文京白山の郷 基本計画策定、実施設計、改修工事 文京千駄木の郷 基本計画策定	事業費	883百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)	
事業名			
高福01-03		住宅の確保に配慮を要する高齢者等に対し、住まいの確保と、有する能力に応じ可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるよう住まい方の支援を行うとともに、居住継続をサポートするため、居住支援協議会において、必要な支援策について協議します。	
文京すまいるプロジェクトの推進		事業量 すまいる住宅の登録及び入居した場合のオーナーへの謝礼等 住まいの協力店の民間住宅情報提供等連携 ライフサポートアドバイザーによる安否確認、生活指導及び相談事業等 住まい方の支援 ライフプランセミナー 3回 居住支援協議会 6回 居住支援事業 2回	事業費 208 百万円
高福01-04		平成31年度の開設に向けて、当該施設を*サテライト型特別養護老人ホームに転換するための改修工事を運営法人と協議の上行います。	
特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷の大規模改修		事業量 実施設計、改修工事	事業費 1,100 百万円

*サテライト型特別養護老人ホーム 他の場所で運営する本体施設と密接な連携を確保することにより、人員及び設備基準が一部緩和された定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム

分野・No	区分	事業概要(3年間)	
事業名			
高福01-05		地域密着型サービス事業のうち、*小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む。) *認知症対応型共同生活介護及び*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設整備に係る費用の一部を補助することにより、サービス基盤の整備を促進します。	
地域密着型サービス施設整備費補助		事業量	事業費
		小規模多機能型居宅介護拠点 2施設 認知症高齢者グループホーム 1施設 地域密着型特別養護老人ホーム 2施設 認知症対応型デイサービス 1施設	485百万円
高福01-06		事業概要は、住03-01(ページ)に掲載	
バリアフリー基本構想の推進			
高福01-07		事業概要は、住03-02(ページ)に掲載	
バリアフリーの道づくり			

*小規模多機能型居宅介護 通いを中心として、利用者の態様や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するもの

*認知症対応型共同生活介護 認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを提供するもの

*地域密着型介護老人福祉施設 定員が29人以下の特別養護老人ホーム

■ 生きがいづくり・介護予防 ■

高齢者の生きがいづくりを推進するため、地域や事業者と連携・協力しながら、高齢者の知識や経験を活かした社会参加、活動の場の充実、介護予防への取組などを促進します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
高福 02 - 01		社会福祉協議会が実施する、ふれあいいきいきサロンを支援し、高齢者を始め、障害者、子育て中の保護者等が地域で交流を深めることにより、住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めます。			
ふれあいいきいきサロンへの助成		事業量	サロン設置数 109 箇所	事業費	9 百万円
高福 02 - 02		地域住民が集うことのできる居場所づくりを展開する団体に対して、事業運営に必要となる経費の補助を実施します。 また、介護予防・日常生活支援総合事業の地域介護予防活動支援事業における、「住民主体の通いの場」の活動支援を実施します。			
地域の支え合い体制づくり推進事業		事業量	補助実施件数 延べ 72 件	事業費	14 百万円
高福 02 - 03		おおむね 50 歳以上の区民が、生きがいづくりや地域活動等を開始する契機として、社会参画促進事業（ミドル・シニア講座、高齢者施設ボランティア講座、絵本の読み聞かせ講座）を実施します。			
ミドル・シニア社会参加推進事業		事業量	ミドル・シニア講座 6 回 フォローアップ講座 3 回 高齢者施設ボランティア講座 9 回 絵本の読み聞かせ講座 39 回	事業費	19 百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
高福 02 - 04		健康で働く意欲のある高齢者のニーズに対応しつつ、地域貢献にもつながるよう、シルバー人材センター会員を派遣する事業（シルバーお助け隊、買物支援おたがいさまサービス）に対し補助を行います。	
シルバー人材センターの活動支援		事業量	事業費
		会員数 1,100 人	113 百万円
高福 02 - 05		介護予防・日常生活支援総合事業において様々な主体によるサービス提供を進めるため、生活支援コーディネーターが地域人材を発掘し、サービス提供の担い手になってもらうよう働き掛ける活動を支援します。	
生活支援体制整備事業			
高福 02 - 06		シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を立ち上げ、元気高齢者が介護施設の臨時的又は軽易な業務を請け負うことにより、高齢者の活躍の場を提供するとともに、介護人材不足を側面から支援します。また、「介護施設就業体験セミナー」を開催し、介護施設お助け隊に従事する元気高齢者の人材育成を図ります。	
元気高齢者が活躍！介護施設ワークサポート事業		事業量	事業費
		介護施設お助け隊 200 時間 / 年 × 25 施設 介護施設就業体験セミナー 8クール	22 百万円
高福 02 - 07		高齢者が要介護状態になることを予防するため、文の京介護予防体操の普及を進めます。また、活動の担い手となる文の京介護予防体操推進リーダーを計画的に養成し、介護予防を推進します。	
一般介護予防事業の推進		事業量	事業費
		地域会場 14 会場 (うち二部制 12 会場) 介護予防体操推進リーダー養成 60 人 推進リーダー登録者 120 人	5 百万円

■ 地域の見守り ■

閉じこもりの予防、非常時・災害時の対応、一人暮らしや認知症の高齢者の支援などのため、地域での見守りや支え合いを進めるとともに、高齢者や家族への情報提供を充実させます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
高福 03 - 01		社会福祉協議会が実施する、みまもり訪問事業を支援し、訪問が必要な高齢者の把握やサポーターの養成等を進め、高齢者の安否確認や孤立防止を図ります。	
みまもり訪問事業		事業量	利用者 97 人 サポーター 68 人 連絡会 84 回
		事業費	2 百万円
高福 03 - 02		社会福祉協議会が実施する、小地域福祉活動を支援するため、地域福祉コーディネーターを配置して、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域での住民同士の支え合いの体制づくりに取り組みます。	
*小地域福祉活動の推進		事業量	相談等件数 20,700 件
		事業費	73 百万円
高福 03 - 03		「65 歳以上のひとり暮らし世帯」及び「80 歳以上の高齢者のみの世帯」の緊急事態に適切に対処するため、住所・氏名・緊急連絡先、かかりつけ医等を記載したカードを作成し、対象者宅に設置します。	
高齢者緊急連絡カード設置		事業量	65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯調査 全件調査 1 回 補充調査 2 回 80 歳以上の高齢者のみの世帯調査 全件調査 1 回 補充調査 2 回
		事業費	5 百万円

* 小地域福祉活動 地域の住民がその地域の課題を共有し、解決方法を考え、実践していくこと。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
高福 03 - 04		高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、民間事業者、団体、公共機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行います。（平成 27 年度末現在、累計 666 機関が協力）	
ハートフルネットワーク事業			
高福 03 - 05		<p>認知症予防のための各種事業、認知症高齢者等の適時・適切な対応の充実等を進めることにより、地域で医療、介護サービス、見守り等の日常生活の支援サービスが包括的に提供される体制を整えます。</p> <p>また、行方不明となるおそれがある認知症高齢者等を見守るため、SOSメールを協力者に一斉発信し、捜索に協力してもらう事業を実施するほか、若年性認知症対策の検討を行います。</p>	
認知症施策の総合的な推進		事業量 認知症の普及啓発 認知症介護予防 認知症相談 認知症ケアパスの活用 認知症支援コーディネーター及び 嘱託医配置 認知症初期集中支援チームの設 置 認知症サポーターの養成 家族支援 認知症高齢者等徘徊対策事業 登録者数 182 人 協力者数 1,000 人 模擬訓練 3回	事業費 57 百万円

■ 介護の負担軽減 ■

介護家族の負担軽減のため、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みや居宅での介護を支えるサービスの充実、相談対応などの環境づくりを推進します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
高福04-01		区内の介護サービス事業所の人材確保・定着に向けて、事業者と連携しながら、介護従事者に住宅費を補助する。また、中学・高校生向けに介護の仕事の魅力を発信する事業として、介護職紹介冊子の配付や出張講座を実施します。	
介護人材確保・定着等支援事業		事業量	住宅費補助事業 170人 中学生等向け介護職紹介冊子の配付 2,700人 出張講座の実施等
		事業費	22百万円
高福04-02		事業概要は、高福01-05(ページ)に掲載	
地域密着型サービス施設等整備補助			

■ 高齢者権利擁護 ■

高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の普及啓発や、虐待防止のための広報活動を推進するとともに、関係機関などの連携・協力を図り、人権がより尊重される社会を目指します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
高福 05 - 01		<p>社会福祉協議会の権利擁護センターあんしんサポート文京が実施している、成年後見制度申立て支援や、福祉サービス利用援助事業等を支援します。</p> <p>また、地域の中でよりきめ細やかな身上監護ができる人材を確保すべく、専門職や親族後見人ではない、いわゆる市民後見人の活用について検討します。</p>	
権利擁護センター事業の充実		事業量	事業費
		法人後見受任 21 件 申立費用助成 普及啓発 運営委員会 成年後見学習会 / 講座 24 回 専門相談 108 回 福祉サービス / 財産保全 福祉サービスの苦情受付	10 百万円

■ 地域包括ケア ■

高齢者が併せ持つ医療と介護のニーズに対応するため、医療機関などと介護サービスの連携を強化するとともに、地域包括支援センターの機能を強化し、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアの充実を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
高福 06 - 01		<p>高齢者が住みなれた地域で可能な限り自分らしく暮らし続けられるよう、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントの基本機能を向上するとともに、地域ケア会議、在宅医療・介護の連携、認知症施策を推進し、超高齢社会に向けた体制強化を図ります。</p>	
地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)の充実			
高福 06 - 02		<p>今後の高齢者人口の増加に向け、切れ目のない医療と介護サービスが提供でき、高齢者が可能な限り地域で尊厳ある生活が送れるよう、医療と介護の連携を強化します。</p>	
医療と介護の連携強化			
高福 06 - 03		<p>地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、地域包括ケア推進委員会を運営します。</p> <p>また、高齢者あんしん相談センター点検評価及び医療介護連携等について、専門的・効果的に検討するため、専門部会を運営します。</p>	
地域包括ケア推進委員会の運営		<p>事業量</p> <p>地域包括ケア推進委員会 幹事会 19回 委員会 19回 高齢者あんしん相談センター評価 専門部会 9回 医療介護連携専門部会 9回</p>	<p>事業費</p> <p>4百万円</p>

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
高福06-04		事業概要は、健03-01(ページ)に掲載
地域医療連携		
高福06-05		事業概要は、健03-02(ページ)に掲載
在宅療養者等歯科訪問健診事業		

【行財政運営の視点】

～超高齢社会に向けた事業の改善・見直し～

現 状

国の高齢化率は27.2%（平成28年8月1日現在）となり、今後も高齢化率が進むと予想される中、平成37年には団塊世代が後期高齢者となります。75歳以上の後期高齢者になると医療・介護の必要性が高まるため、将来的には、社会保障関連経費が急激に増大すると考えられています。

本区の場合、29年1月1日現在において高齢者数42,433人、高齢化率19.8%ですが、いずれも平成67年まで延び続けると予想しています。また、平成37年を境にすると、32年から37年までは1,630人増、37年から42年までは3,357人増と、高齢者人口の増加数が倍増すると推計しています。

このような見通しの下、人生90年時代にふさわしい施策への転換が求められています。

課 題

今後、高齢者人口が増加しても、安心して暮らし続けられる体制（地域包括ケアシステム）の構築が急務であり、推進していくための有機的な連携が求められています。

また、平均寿命と健康寿命の差を縮め、平均寿命が延びても、医療や介護の負担増を回避することが極めて重要です。

かつて世界のどこの国も経験したことのない超高齢社会を乗り切るため、前述の課題と危機意識を区民や関係者と共有し、本区の特徴をいかした施策を進めていくことが必要です。

方向性

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係各部署が組織横断的に取り組める体制を整えるほか、区民や各専門分野の委員により構成された各種会議体等において検討・協議を行っていきます。また、高齢者あんしん相談センターの機能強化を図るとともに、区と社会福祉協議会が綿密に連携し、地域連携の推進に当たります。

さらに、*健康寿命の延伸は、国も重要課題としており、制度の見直しが続いているため、これらに適切に対応しながら、高齢者への介護予防等を推進していきます。あわせて、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような取組を検討していきます。

超高齢社会に向けた施策を推進するためには、様々な分野の連携が必要であり、公的機関に限らず、民間事業者や区民の団体等が主体となって、相互に連携し、実効性のある幅広い取組を目指し、高齢者福祉関連事業を再構築して施策を推進していきます。

*健康寿命 東京都保健所長会方式による65歳健康寿命のこと。65歳の人が必要介護認定（要介護2）を受けるまでの状態を「健康」と考え、その年齢を平均的に表したもの

2-2 障害者福祉

将来像

だれもお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち

*ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重される、一層ふれあいのある社会にしていきます。また、住み慣れた地域社会で豊かな生活が送れるよう、居住空間の整備や地域全体のバリアフリー化などを進めるとともに、就労支援などを推進することで、障害者の自立生活や社会参加が実現できるまちを目指します。

■ 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成 26 年 1 月、国は障害に基づくあらゆる形態の差別を禁止する「障害者権利条約」を批准し、28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行されました。同法では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現が求められ、本区においても、「障害者差別解消支援地域協議会」の設置や、様々な普及啓発活動に取り組んでまいりました。

28 年 4 月には、改正障害者雇用促進法も施行され、平成 30 年に予定される法定雇用率の引上げや増加する雇用者に向けた定着支援の充実も求められています。

そこで、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、公有地を活用するなどにより、地域の理解を得ながら、*グループホームの基盤整備を行います。

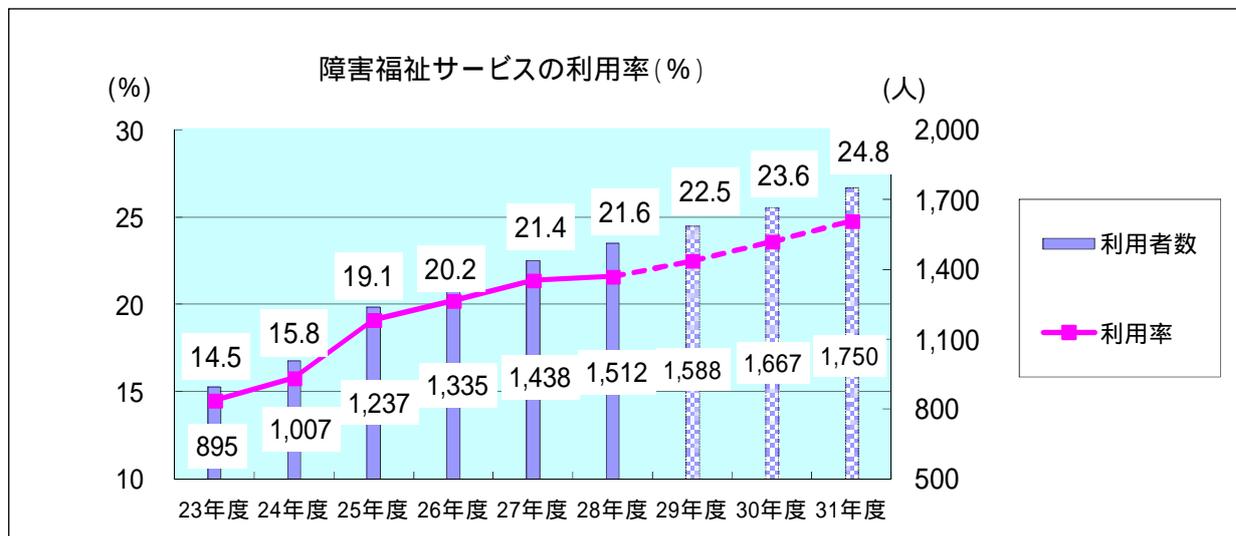
また、精神科病院に長期入院している精神障害者が地域生活に円滑に移行し、安定した生活を送ることができるよう、障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援の実施や障害者の地域移行・地域定着促進のための関係機関のネットワーク構築など、障害者基幹相談支援センターを中心とした支援体制の強化を図ります。

あわせて、バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路のバリアフリー整備を進め、ひとにやさしいまちづくりを推進するとともに、印刷物における SP コードの活用やデジ版の作成等による情報のバリアフリー化や手話等様々なコミュニケーション支援を推進することにより、障害者の社会参画の推進を図ります。

さらに、障害者の就労支援については障害者の意欲と能力に応じて働けることや職場定着が重要となるため、障害者就労支援センターが主体となり、障害者の一般就労を促進するための働き掛けや、継続して働き続けられるためのきめ細かな支援を行うとともに、障害者施設での就労（福祉的就労）の充実を図ります。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

障害者の日常生活・社会生活の総合的な支援



【指標の内容、設定理由・根拠】

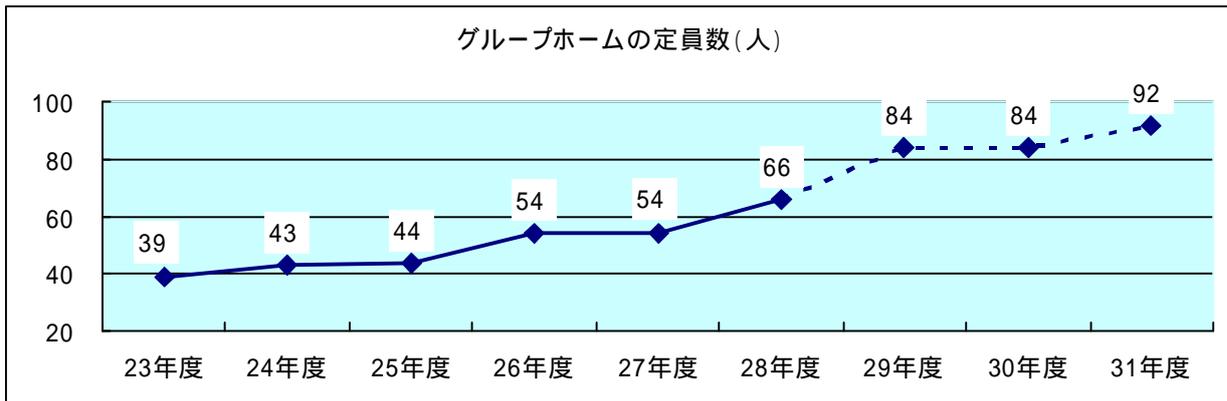
障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、互いに認め合う社会を実現するため、障害福祉サービス対象者のうち利用した人の割合を指標とし、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに適切に提供されているかどうかを把握します。

また、障害福祉サービス対象者と利用者の過去の実績を踏まえ、毎年度、利用率の前年度比5%程度の増加を目指します。

*ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、全ての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

*グループホーム 日常生活上の支援を受けながら、地域において家庭的に共同生活を行う住居。

安心して地域生活を継続できるための基盤整備



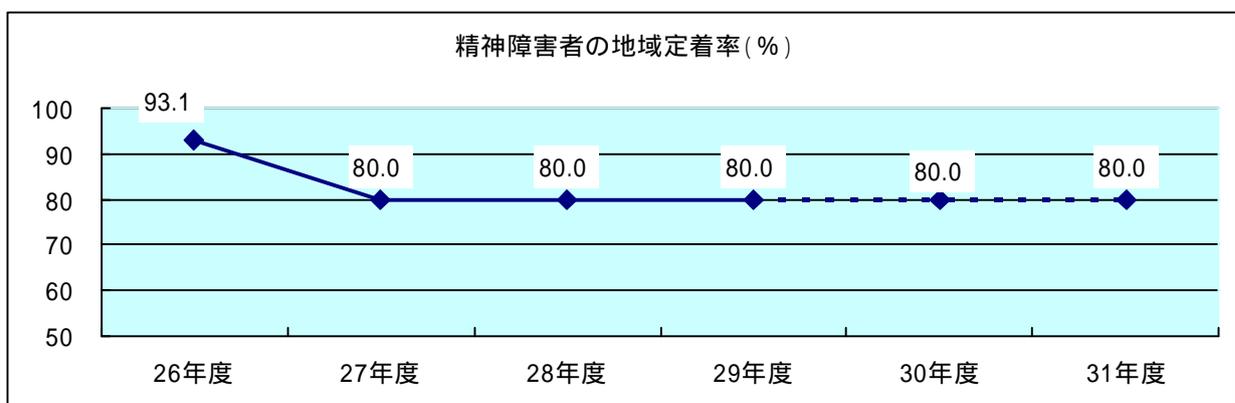
28年度は実績値。

【指標の内容、設定理由・根拠】

ノーマライゼーションの理念の下、施設入所者等の地域移行や親からの独立など、障害者が可能な限り地域の中で自立して生活ができるよう、安心・快適に生活できる知的・身体・精神障害者のグループホームを整備していく必要があります。その達成度を測るため、グループホームの定員数を指標とします。

グループホームの利用ニーズを一律に把握することはできませんが、知的・身体・精神障害者の数が年々増加していることから、これまでの実績を勘案し、平成31年度までに定員92人の達成を目指します。

精神障害者の地域生活の継続



25年度から調査を開始し、26年度の評価データとする。

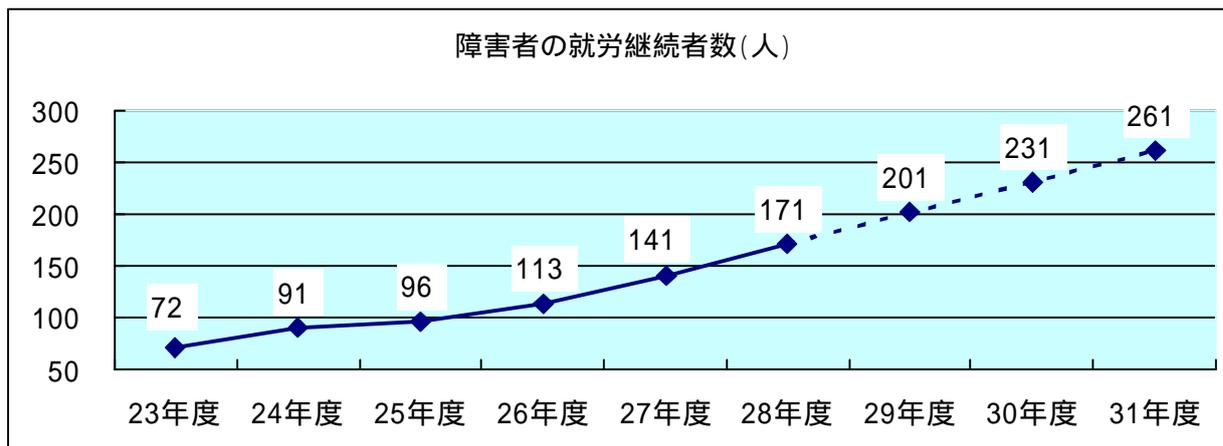
【指標の内容、設定理由・根拠】

退院する精神障害者及び在宅精神障害者に対して、地域定着支援や24時間緊急時相談支援等事業、地域生活安定化支援事業、グループホーム利用などの障害福祉サービスを活用して、地域定着化を図っていきます。

服薬や受診を中断すると病状が悪化し、再入院となることが多いため、上記の事業を着実に実施しながら、精神障害者の地域生活を支援していく必要があります。

そのため、新たな退院者を分母として、1年以上再入院せずに地域で生活を維持できている人の割合を指標とします。厚生労働省の調査等から、退院後3か月以内に再入院する割合が約2割と推定されることから、80%以上の地域定着率を目指します。

障害者就労支援の充実



【指標の内容、設定理由・根拠】

障害者が当たり前働き、地域において自立した生活ができるよう、障害者就労支援センターが、本人及び企業に対して支援を行うとともに、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めます。

就労支援は、職に就くことが到達点ではなく、長く働き続け、地域において自立した生活ができることが重要であるため、障害者就労支援センター登録者のうち、前年度の3月31日時点において、継続して働き続けている障害者の人数を指標とします。

平成30年度に法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることに伴い、企業における法定雇用率の引き上げも予定されているため、今後、新規就労者数の増が見込まれます。

一方、就労継続者数について、27年度は、対前年度28人増となり、24年度から26年度に比べて増えています。また、精神障害者の就職が増えています。定着率が低いこと、企業側において十分な準備がないままでの採用が増えることも予想されます。

これらを踏まえ、29年度以降は、毎年度30人の就労継続者の増加を目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 障害福祉サービスの充実 ■

障害者が自立した生活を営むため、障害の種類・程度やそれぞれのライフステージなどに応じた支援を行うとともに、障害者のネットワークづくりの推進、障害者自ら相談に応じることを含めた相談体制の強化など、障害者福祉サービスの充実を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
障福 01 - 01		特別支援学校卒業生等の受入れ先を拡大するため、障害者通所施設等整備費補助制度を活用し、民間事業者の誘致等による整備を計画的に進めます。			
日中活動系サービス施設の整備		事業量	2棟整備	事業費	20百万円
障福 01 - 02		地域の障害者福祉のシステム等を検討するとともに、相談支援、就労支援、権利擁護、障害当事者の専門部会において、当事者委員を交え、障害者の自立に向けた支援体制やネットワークの強化、情報発信等の検討を進めます。			
障害者地域自立支援協議会の運営		事業量	障害者地域自立支援協議会 12回 相談支援専門部会 9回 就労支援専門部会 9回 権利擁護専門部会 12回 障害当事者部会 15回	事業費	5百万円
障福 01 - 03		障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行います。			
障害者基幹相談支援センターの運営		事業量	3障害及び難病に関する相談 障害者等からの権利擁護に関する相談等 手話通訳が可能な職員の配置	事業費	259百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)	
事業名			
障福01-04		<p>障害者虐待防止リーフレットの配布や、障害者施設等従事者への研修会等を通じ、広報・啓発活動を進めます。また、障害者虐待の通報等を受ける障害者虐待防止センターにおいて、関係機関との連携を図りつつ、虐待の防止や早期発見、障害者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行います。</p>	
障害者虐待の防止		事業量 障害者施設等従事者向け研修会 6回 区民向け講演会 3回 障害者虐待防止センターの運営	事業費 2百万円
障福01-05		<p>区内事業所との連携により、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の充実を図り、障害者の生活を地域で支えるサービス提供体制を構築します。</p>	
地域生活支援拠点等の整備			
障福01-06		<p>難病患者等及びその家族の生活の質の向上を図るため、難病リハビリ教室や障害福祉サービス、難病医療費助成申請受付等を実施し、在宅療養への支援を行います。</p>	
難病患者等への支援		事業量 難病リハビリ教室 72回 難病医療費等助成申請受付 6,534件 保健師等による相談指導 1,359件 障害者福祉サービス 42件	事業費 25百万円
障福01-07		<p>回復途上にある精神障害者を対象に、集団生活指導や生活技能訓練など各種のプログラムを用いて、対人関係の障害を改善するとともに、日常生活の自立や社会復帰の促進を図ります。</p>	
精神障害回復途上者デイクア事業		事業量 生活技能訓練(教育プログラム) 地域交流祭、季節の行事、施設見学会 登録者 30人 参加者 延べ4,500人	事業費 13百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
障福01-08		事業概要は、高福05-01(ページ)に掲載
権利擁護センター事業の充実		
障福01-09		事業概要は、障福02-03(ページ)に掲載
精神障害者の地域移行・地域定着支援体制の強化		

■ 施設整備・地域の見守り ■

障害者が安心して地域で暮らすため、障害者グループホームや*ケアホームなどを整備するとともに、地域の中で障害者を見守る体制をつくります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
障福 02 - 01		障害者が住み慣れた地域において自立した社会生活を送れるよう、グループホームの整備費補助制度及び民間建物等の借上げに係るグループホーム開所費用補助制度を活用し、民間事業者の誘致等による整備を計画的に進めます。	
グループホームの整備		事業量	グループホームの整備 3棟、定員 25 人
		事業費	49 百万円
障福 02 - 02		経年により老朽化が進んでいる区立小石川福祉作業所及び大塚福祉作業所について、円滑な事業運営を確保するため、施設、設備等の機能を原状回復する工事を実施します。	
福祉作業所の大規模改修		事業量	実施設計、改修工事
		事業費	756 百万円
障福 02 - 03		精神障害者が地域で安心した生活を送れるよう、障害福祉サービスや地域安心生活支援事業等を実施します。 また、継続的な収入を得ることが難しい重度の精神障害者に対し、区独自の手当を支給することで、生活の安定を支援します。	
精神障害者の地域移行・地域定着支援体制の強化		事業量	障害福祉サービス 10,242 件 地域生活支援 4 か所 地域生活安定化支援 3 か所 地域安心生活支援 17,808 件 地域移行支援の関係者会議 9 回 精神障害者福祉手当の支給 36 回 等
		事業費	1,571 百万円

*ケアホーム 障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月 1 日）に伴い、26 年 4 月 1 日からケアホームはグループホームに一元化された。

■ 障害者就労支援 ■

障害者が自らに合った仕事に就けるよう、就労関係機関などとの連携を強化しながら、相談体制の充実をはじめ、きめ細やかで総合的な支援を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
障福 03 - 01		<p>区内在住の障害者及び区内企業を対象に、職業相談、就職準備支援、職場定着支援等の各種支援を実施します。</p> <p>また、障害者施設での受注の拡大に向けた事業所ネットワークを構築するとともに、文の京ハートフル工房（障害者施設商品販売会）の更なる充実を図り、各施設での工賃向上を推進します。</p>			
障害者就労支援事業の充実		事業量	<p>障害者就労支援センターへの手話通訳が可能な職員の配置</p> <p>職業準備訓練（企業等実習・庁内インターンシップ）</p> <p>文の京ハートフル工房 72回</p> <p>ネットワーク（受注・販売）会議 30回</p>	事業費	163 百万円
障福 03 - 02					
精神障害回復途上者ダイケア事業		事業概要は、障福 01 - 07(ページ)に掲載			

■ 障害者の地域交流 ■

地域の中で障害者が交流を深められるよう、地域との連携により、さまざまな地域活動への参画を推進します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
障福 04 - 01		心身障害者・児通所施設合同運動会や、「ふれあいの集い」（障害者・児の作品展示及び障害者スポーツのデモンストレーション）を開催することで、心身障害者（児）の様々な地域活動への参画を推進します。	
障害者事業を通じた地域交流		事業量	ふれあいの集い 3回 心身障害者・児通所施設合同運動会 3回
		事業費	11 百万円
障福 04 - 02		事業概要は、ス 01 -03(ページ)に掲載	
文京スポーツボランティア事業			
障福 04 - 03		事業概要は、高福 02 -01(ページ)に掲載	
ふれあいいいききサロンへの助成			
障福 04 - 04		事業概要は、障福 03 - 01(ページ)に掲載	
障害者就労支援事業の充実			

■ まちのバリアフリー ■

ひとにやさしいまちづくりのため、公共施設、交通機関、道路などのバリアフリー化を、障害者の参加・協力も得ながら、さまざまな事業者と連携して推進します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
障福 05 - 01		事業概要は、障福 07 - 01(ページ)に掲載
障害者差別解消の推進		
障福 05 - 02		事業概要は、住 03 -01(ページ)に掲載
バリアフリー基本構想の推進		
障福 05 - 03		事業概要は、住 03 -02(ページ)に掲載
バリアフリーの道づくり		

■ 情報のバリアフリー ■

障害者の社会参加を促進するため、情報のバリアフリーを推進し、必要な情報が入手しやすい環境をつくれます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
障福 06 - 01		事業概要は、障福 07 - 01(ページ)に掲載
障害者差別解消の推進		

■ 心のバリアフリー ■

「合理的配慮」の考え方を浸透させ、差別のない社会としていくため、障害のある人とな
い人との交流の場づくりや啓発活動などを通して、心のバリアフリーなどを推進します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
障福 07 - 01		障害の有無にかかわらず安心して地域で生活できる共生社会の実現を目指し、周知啓発や、障害者差別解消の推進のためのネットワークづくり、手話通訳が可能な職員の配置を始めとした環境の整備などの取組を行います。			
障害者差別解消の推進		事業量	障害者差別解消支援地域協議会 2回 普及啓発(講演会等の開催、パンフレットの作成等) 環境整備(手話通訳が可能な職員の配置、点字プリンター・タブレットの導入等)	事業費	9百万円
		<p>【行財政運営の視点】</p> <p>～ 障害者差別解消法への対応～</p> <p>現 状</p> <p>平成 28 年 4 月から施行された障害者差別解消法の趣旨について、職員に対しては職員研修や様々な機会を通じて周知徹底を図っています。</p> <p>また、区民や事業者に対しては、区報での周知や小冊子等を作成し、配布するだけでなく、各種団体の研修等に出向き講習会を実施するなど、様々な啓発活動を行っています。さらに、28 年度には、多様な主体からなる障害者差別解消支援地域協議会を設置しました。</p> <p>課 題</p> <p>障害者差別に対する解消の取組は、障害当事者や行政に限らず事業者も法の趣旨を理解して、取り組んでもらうことが必要です。</p> <p>また、区民も障害や障害者のことを正しく理解していくことで、障害の有無にかかわらず、共に交流し、支え合う共生社会を実現していくことが求められています。</p> <p>方向性</p> <p>周知・啓発については、区民・職員・事業者に対して、引き続き法の趣旨の理解を進めるべく教育委員会とも連携をとりながら、区報、小冊子などや啓発グッズ、CATV などの広報媒体、出前講座の活用や様々な研修の機会を捉え実施していきます。</p> <p>あわせて、障害当事者や事業者など多彩な主体により構成される障害者差別解消支援地域協議会において、差別事例の情報の集約や共有を行い、差別のない共生社会の実現を目指していきます。</p>			
障福 07 - 02		事業概要は、障福 03 - 01(ページ)に掲載			
障害者就労支援事業の充実					

2-3 生活福祉

将来像

だれもが住み慣れたところで自立して暮らせる、 セーフティネットのあるまち

加齢や疾病などさまざまな事情により、生活していくことが困難な状況に至った場合でも、区民が互いに助け合い、また、必要かつ柔軟な支援が行われることで、だれもが社会生活から遠ざけられることなく、地域で自立した生活を送ることができる、セーフティネットのあるまちを目指します。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の生活保護受給世帯数と対前年伸び率は、平成 24 年度には 2,131 世帯、4.7%増と増加してきましたが、25 年度には 2,179 世帯、26 年度は 2,187 世帯と横ばい状態となり、27 年度は 2,157 世帯と減少に転じています。しかし、23 年度に 2,000 世帯を超えて以降、受給世帯数は依然として高止まりの状態にあると言えます。

このような状況の中、生活をしていく上で困難を抱える人の自立に向けたステップは様々であることから、各々の状況に応じた的確な支援を行っていきます。

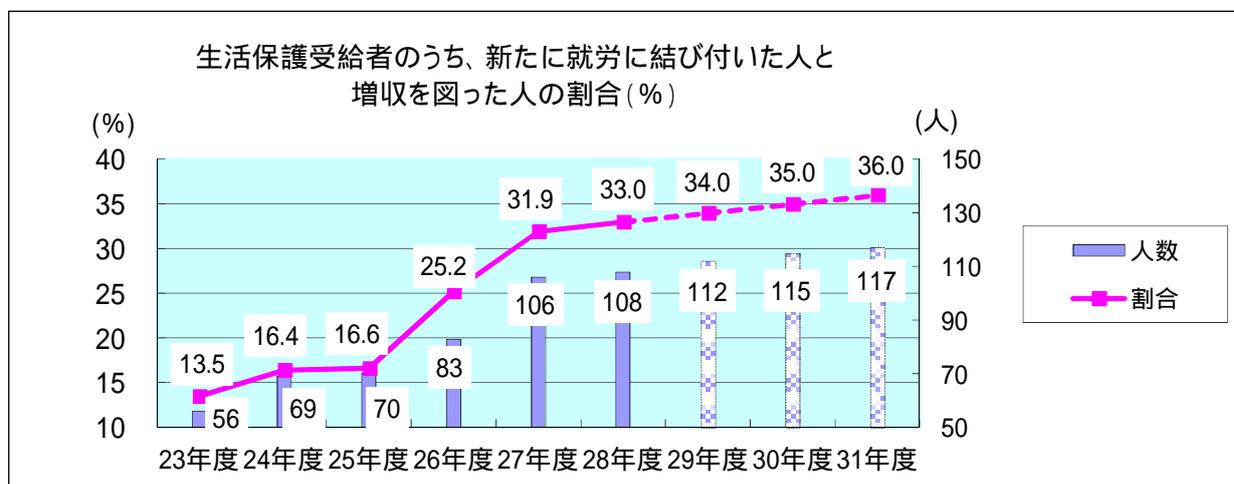
まず、生活保護受給者の自立した生活を実現するために、26 年度から開始した「就労意欲喚起事業」を強化するとともに、ハローワークや東京しごとセンター等と連携を図り、就労を支援していきます。

また、27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、本区でも、27 年度からは必須事業である「自立相談支援事業」「住宅確保給付金」や、任意事業の「学習支援事業」を実施し、28 年度からは更に、「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」を実施するなど、総合的な支援体制の下で包括的に生活困窮者の自立支援をしています。

区内の路上生活者数については、26 年 8 月には 16 人と最低値となりましたが、28 年 1 月には 19 人と微増しており、依然として一定数の路上生活者が存在する実態があります。これらの人の中には、路上生活の長期化や高齢化などの問題があり、路上生活からの脱却を促すための路上生活者対策事業を継続します。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

生活保護受給者の自立した生活

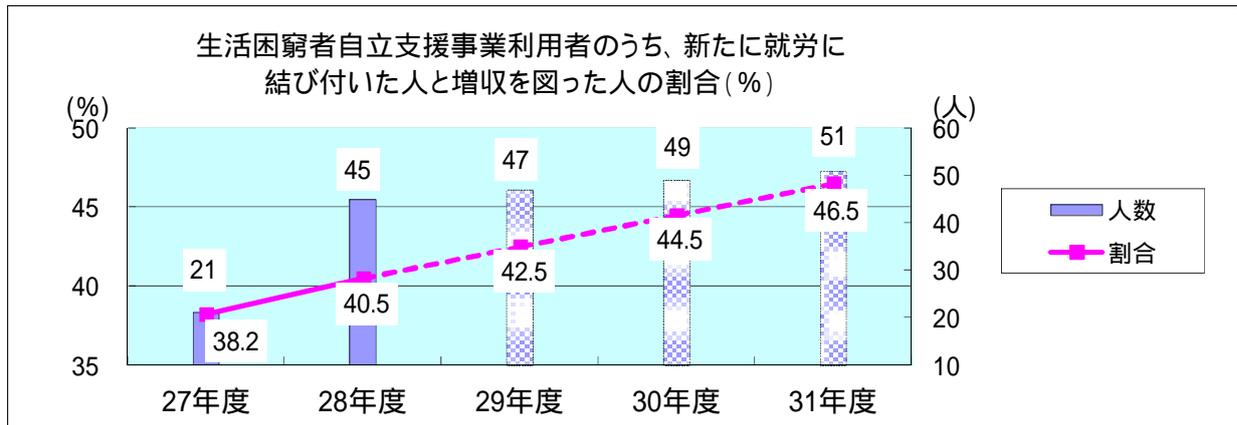


【指標の内容、設定理由・根拠】

生活保護制度は、単に生活困窮している人に対して最低限の生活を保障するというだけでなく、更に積極的にそれらの人々の自立を支援していくことを目的としています。そのため、就労可能と見られる人の中で自立に至らないまでも、現に就労していない人が新たな就労に結び付いた人数及び既に就労している人が増収を図った人数の割合を指標とします。

開始から3年が経過した就労意欲喚起事業の実績を踏まえ、毎年度1ポイント増を目指します。

生活困窮者の自立した生活



27年度から新規事業を実施

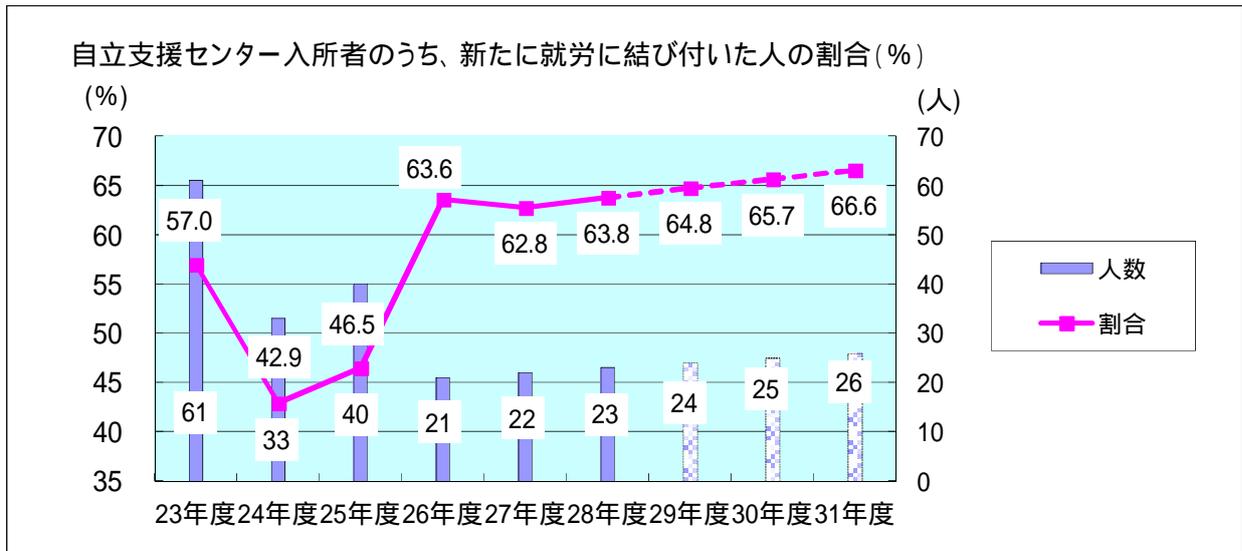
【指標の内容、設定理由・根拠】

生活困窮者自立支援事業は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人に対して、自立相談支援事業を実施し、住居確保給付金の支給や就労支援、家計相談支援、就労準備支援等の支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促進することを目的としています。

生活困窮者の自立支援においては就労を通じた経済的自立が重要であることから、本事業を利用している人のうち、現に就労していない人が新たに就労に結び付いた人数及び既に就労している人が増収を図った人数の割合を指標とします。

国の掲げる、生活困窮者自立支援制度における「就労・増収率」の目安値（平成27年度40%）を基準として、毎年度2ポイント増を目指します。

路上生活者の自立した生活



【指標の内容、設定理由・根拠】

特別区と都が共同して、路上生活者の巡回相談から緊急一時保護、就労自立支援、地域生活継続支援に至る一連の路上生活者対策事業を実施しています。

このような取組の効果もあり、本区の路上生活者数は 28 年 1 月現在 19 人であり、25 年 1 月現在の 24 人から 3 年間で 20% 減となっています。

文京・台東・北・荒川の 4 区では、自立支援センター台東寮において、路上生活者の自立支援事業を実施しています。自立支援センターの目的は、路上生活者が就労し社会的自立を達成することにあります。自立支援センターに入所した人のうち新たに就労に結び付いた人の割合を指標に設定し、毎年度 1 ポイント増を目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 生活困窮者 ■

生活困窮者が自立した社会生活を送れるよう、的確な就労支援や生活・医療支援、充実した相談対応などの総合的な支援、居住環境の整備を行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
生福01-01		就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、体験就労、求職活動支援及び就職後の定着支援など、就労意欲喚起のために必要な支援を行います。			
生活保護受給者就労意欲喚起支援事業		事業量	支援者 延べ600人	事業費	45百万円
生福01-02		生活困窮者の自立促進を図るため、「自立相談支援事業」、「住居確保給付金」、「家計相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」を実施し、生活困窮者の状況に応じた総合的かつ継続的な支援を行います。			
生活困窮者自立支援総合相談事業		事業量	支援員 3人	事業費	66百万円
生福01-03		路上生活者自立支援センターにおいて、巡回相談から就労・自立に至るまでの一貫した自立支援システムを構築し、路上生活者を社会生活に復帰させ、生活環境の向上を図ります。			
路上生活者対策事業		事業量	巡回相談 緊急一時保護 自立支援事業(就労支援・地域生活移行支援) 地域生活支援	事業費	14百万円

■ ひとり親世帯・若者 ■

ひとり親世帯や若者、子どもたちが、貧困に陥ることなく自立した社会生活を送れるよう、就労支援など適切な支援が受けられる体制を充実させていきます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
生福02-01		配偶者のいない、又はこれに準ずる事情にある女性で、養育すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合に、申請に基づき、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護します。	
母子生活支援施設保護事業		事業量	入所世帯 延べ 288 世帯 入所人員 延べ 384 人
		事業費	116 百万円
生福02-02		事業概要は、子08-01(ページ)に掲載	
母子家庭等自立支援事業			
生福02-03		事業概要は、子08-02(ページ)に掲載	
子どもの貧困対策			

■ DV防止 ■

*ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止と早期発見のため、意識啓発や関係機関と連携した相談体制の整備を充実し、被害発生時に安心して生活が送れるように必要な支援を行います。

分野・No	区分	事業概要(3年間)			
事業名					
生福03-01		配偶者等からの暴力、妊娠や出産等の相談に対応するため、婦人相談員を配置するとともに、母子及び父子家庭の自立を支援するために母子父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ります。			
女性・母子父子相談体制の充実	事業量	女性相談件数 延べ17,100件 母子父子相談件数 延べ5,400件	事業費	34百万円	
生福03-02		配偶者等からの暴力被害により、緊急に保護を必要とする母子や女性に対し、公的施設のほか、近隣のホテルや民間のシェルターを活用した保護を行います。			
母子・女性緊急一時保護事業	事業量	母子生活支援施設等保護 延べ90泊 ホテル等保護 延べ60泊	事業費	2百万円	
生福03-03		事業概要は、地06-01(ページ)に掲載			
男女平等参画の推進					
生福03-04		事業概要は、生福02-01(ページ)に掲載			
母子生活支援施設保護事業					

*ドメスティック・バイオレンス(DV) 一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体的・性的・精神的暴力のこと。

■ 公的保険制度 ■

医療・介護・年金などの公的保険の制度を将来にわたって維持・充実していくため、制度の周知・啓発などを通じ、利用しやすい仕組みづくりを進め、適切な制度運用に努めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
生福 04 - 01		国民健康保険被保険者に対して、服薬中の薬をジェネリック医薬品に変えた場合の自己負担額の差額をお知らせするなど、ジェネリック医薬品の普及を推進します。			
*ジェネリック医薬品の普及		事業量	差額通知 12,000 通 希望シール等配布 105,000 枚	事業費	2百万円

■ 地域の支え合い ■

生活困窮者が孤立することなく安心して暮らせるよう、地域での助け合いや見守りなど、支え合いの仕組みづくりを進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
生福 05 - 01		事業概要は、高福 03 -02(ページ)に掲載			
小地域福祉活動の推進					
生福 05 - 02		事業概要は、生福 01 - 03(ページ)に掲載			
路上生活者対策事業					

*ジェネリック医薬品 先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造販売される、同一成分（同一効能・効果）を持つ安価な後発医薬品のこと。

2-4 健康づくり

将来像

だれもがいつまでも笑顔で健康に暮らせるまち

生活習慣病の予防をはじめとして、区民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かに充実して暮らせるよう、区民の健康づくりの取組を支援・推進します。また、病気になった場合には、安心して医療サービスが受けられるまちを目指します。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

食事、運動、休養、そして飲酒・喫煙などの嗜好品の摂取などの生活習慣が、悪性新生物（がん）や糖尿病・高血圧などの生活習慣病の発症に關与していることが明らかになってきています。

区民のがんや生活習慣病を早期に発見する取組である、健（検）診等の受診率はこれまでの取組により漸増している状況です。また、予防接種は、感染症へのり患や疾病の重症化を予防するために重要なものです。

区民が自身の健康の保持・増進に取り組むための知識や方法の周知・啓発に努めるとともに、がんや生活習慣病の早期発見のための健（検）診等や各種予防接種を勧奨する必要があります。あわせて、区民が健（検）診等を受診しやすい環境を整える必要もあります。

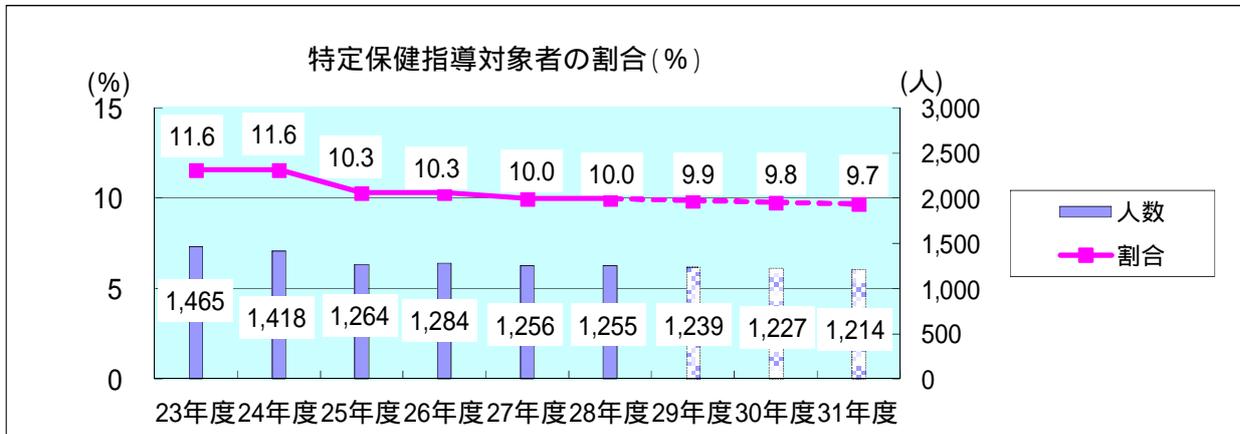
そこで、区民の健康づくりの取組を支援・推進していくため、ライフステージに合わせて、食生活の改善や運動習慣の定着などの生活習慣病対策を推進するとともに、関係機関と連携し、各種健（検）診等の受診環境の改善やより効果的な保健指導への参加勧奨などに取り組んでいきます。

また、社会全体の免疫水準の維持が期待できる定期予防接種について、ワクチンの意義・効果や副反応などの情報提供を行い、一定の接種率を確保するよう、周知や接種勧奨を行っていきます。

さらに、かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師の定着促進などによって、地域医療の連携を支援し、区民が住み慣れたまちで、適切な医療を受けながら生活するための情報提供や相談体制の充実をしていくことで、在宅療養の推進を図っていきます。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

生活習慣病予防対策



【指標の内容、設定期由・根拠】

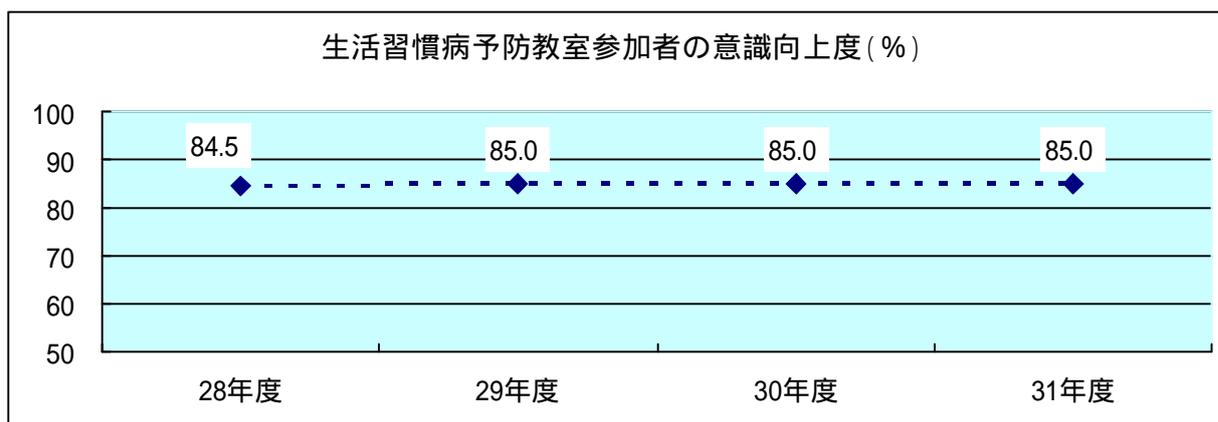
区民が健康で長生きできるようにするためには、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立が重要です。

区の特定健康診査等実施計画（平成25年度～29年度）に基づき、区民が自らの健康状態を把握できる健康診査の受診率向上を図るとともに、メタボリックシンドロームの対象者に対して特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの対象者を減少させていきます。

これらのことから、特定健康診査の受診者に対する特定保健指導対象者の割合を生活習慣病予防対策の指標とし、過去の実績を踏まえ、目標値は毎年度のポイント減を目指します。

また、40歳未満の区民に向けた新たな取組として若年層へ向けた健康意識の醸成を図ります。

生活習慣の改善に向けた支援



28年度から意識向上度の調査を開始

【指標の内容、設定理由・根拠】

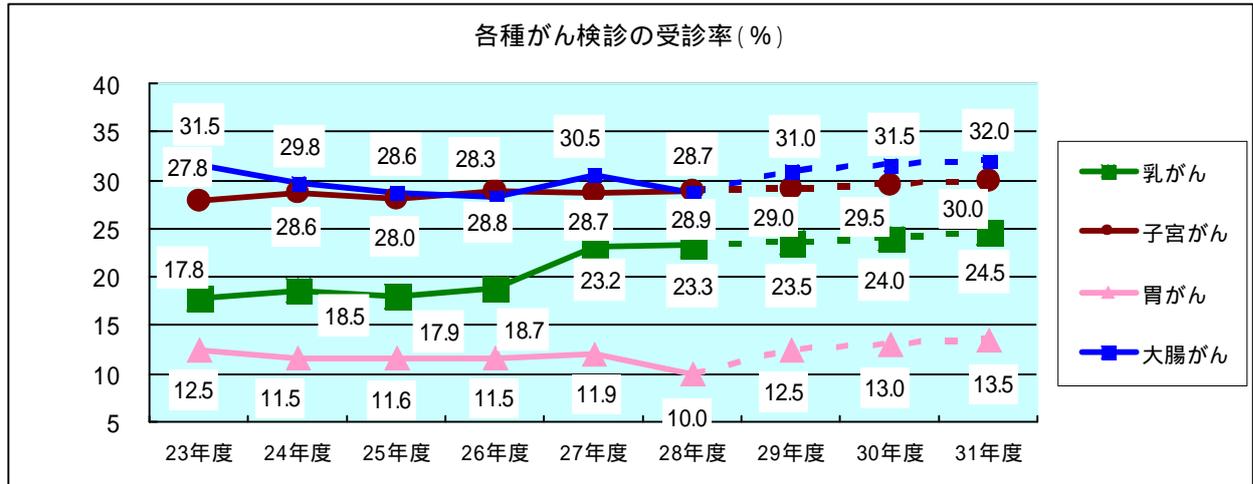
健康日本 21 においては、『生活習慣の改善』が基本的な方向の一つとして掲げられています。また、文京区健康に関するニーズ調査において運動を行っていない理由として「時間がない」や「面倒」などが上位を占めていることから、日常生活の中で気軽に体を動かせる習慣を定着させていくことが必要といえます。

そのため、区民が主体的に健康的な生活習慣を取り入れるような動機付けや行動変容を支援する取組として、予防教室や講演会等の生活習慣病予防教室などを実施しています。

こうした支援により区民の意識が向上することは生活習慣の改善につながるため、複数の教室等への参加者に統一的なアンケートを実施し、意識の向上度を指標とします。

なお、従来、教室等のアンケート方法や内容が異なっていたため、現状においてはおおむね 8 割程度の方に意識の向上が見られているものと推定し、より向上度を高め、85%の意識向上度を目指します。

がんの早期発見・早期治療



胃がんは28年度実績値

【指標の内容、設定理由・根拠】

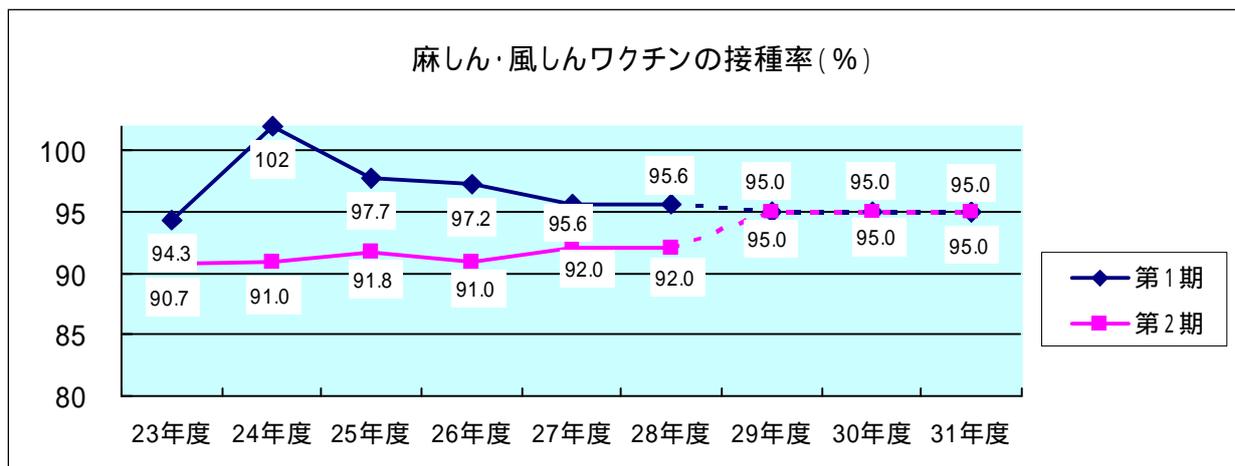
区では、がん検診に関する国の指針（対象年齢、受診間隔、検診項目、精度管理等）に基づき、各種のがん検診を実施しています。

がんは、早期発見、早期治療により延命率が向上するとされていることから、がん予防行動のきっかけとなるよう検診の普及啓発を図るとともに、受診者の利便性に配慮することで、各種がん検診の受診率増加を目指します。

このため、区民の健康づくりの指標として、各種がん検診の受診率を指標として設定します。

なお、本区の検診受診率は、全ての検診で都全体の検診受診率を上回っておりますが、国の目標等も見据えた更なる検診受診率の向上に向け、過去の実績を踏まえたポイント増を目指します。

予防接種の勧奨



【指標の内容、設定理由・根拠】

国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、それぞれ接種率の目標が95%以上とされていることから、定期予防接種であるMR(麻しん・風しん混合)ワクチンの第1期及び第2期の接種率を指標とし、それぞれ95%以上とすることで、ウイルス伝播が起こりにくい集団免疫の獲得を目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 健康づくり ■

ライフステージに応じた健康づくりに、区民が主体的に取り組み、心身ともに健康的な生活習慣を確立するため、必要な相談や支援、意識啓発などを行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
健01-01		食育イベントや、生活習慣病予防や食習慣をテーマにした講習会、食育ボランティアの育成、ホームページでの情報発信等を通じ、健全な食生活を支援します。	
食育普及		事業量	事業費
		野菜塾 12回 子ども野菜塾 3回 野菜大使 60人 *ハピベジ加盟店 新規30店 食育イベント 3回	9百万円
健01-02		40歳以上の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者等に対し健康診査及び保健指導を実施するとともに、40歳未満の若年層に向けた取組を行い、健康に対する意識の醸成を図り、行動変容を促します。 また、次期特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画を策定し、計画に基づいて事業を実施します。	
健康診査・保健指導		事業量	事業費
		特定健康診査受診者数 43,099人 特定保健指導実施者数 1,230人 若年層の健康意識醸成 12,000人 生活習慣病リスクの高い若年層への重症化予防 720人 特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画策定	1,037百万円

* ハピベジ 区民による野菜メニューの提供・普及事業として、実施する「ぶんきょう Happy Vegetable 大作戦」の通称

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
健 01 - 03		メタボリックシンドロームの予備軍等を対象に、栄養・運動の実践を取り入れた健康づくり教室を開催するなど、生活習慣病に関する正しい知識を普及し、区民の生活習慣病を予防します。			
生活習慣改善の支援	事業量	講習会	6回	事業費	12 百万円
		予防教室	21回		
		栄養指導	27回		
		ウォーキング	144回		
		健康スキルアップ	144回		
		禁煙指導	237回		
		ファミリースポーツデー	3回		

■ 健康診断・健康相談 ■

疾病の早期発見・早期治療とその回復につなげるため、各種健康診断や健康相談等の予防のための活動を進めるなど、必要な支援を行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
健02-01		がんを早期に発見し、治癒効果を高めるため、各種がん検診を実施します。			
各種がん検診	事業量	受診者 延べ 135,183 人	事業費	1,234 百万円	
健02-02		歯周疾患の早期発見、早期治療、悪化を予防し、成人の口腔衛生の保持増進を図るため、区民（30歳から70歳まで5歳ごと）を対象とし、歯周疾患検診を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を推進します。			
歯周疾患検診	事業量	受診者 9,521 人	事業費	59 百万円	
健02-03		感染症の予防及びまん延防止の対策として、結核患者の治癒支援、感染症発生時の防疫措置、エイズ・性感染症予防の普及啓発等を実施します。			
結核・感染症予防対策事業	事業量	結核患者医療費公費負担 1,956 件		事業費 51 百万円	
		定期病状調査・服薬支援 915 件 感染症積極的疫学調査 150 件 レッドリボン展 3回			

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
健02-04		実施医療機関との契約及び特別区間相互委託等、予防接種を受けやすい環境を整備していくとともに、予防接種の必要性や効果等の周知及び接種時期が到来する対象者に向けた積極的な接種勧奨を行います。	
予防接種の推進		事業量	定期予防接種 227,706 人 任意予防接種 10,128 人
		事業費	2,354 百万円
健02-05		公害健康被害被認定者及びそれに準ずる区民を対象に、病状の改善・予防を目的とした事業を実施します。	
公害保健福祉・予防事業		事業量	呼吸器健康講座 12 回 家庭療養指導 105 人 インフルエンザ予防接種助成 435 人 アレルギー講演会 6 回 小児ぜん息等健康相談 72 回 ぜん息児水泳教室 6 回 ぜん息・慢性閉塞性肺疾患予防事業 3 回 水泳奨励事業 2,034 回
		事業費	15 百万円

■ 地域保健医療 ■

区民が切れ目ない医療を受けられるよう、かかりつけ医や薬局を持つための支援、医療機関の連携と役割分担の明確化を図り、地域における保健医療体制づくりを進めます。あわせて、慢性疾患の方への療養支援を行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
健03-01		<p>地域医療連携推進協議会等を開催するほか、退院支援ガイドブックを作成し、区内大学病院等に配付することで、地域医療の連携強化を図るとともに、在宅医療・介護連携推進事業の取組を進め、医療と介護の連携を強化します。</p>	
地域医療連携	事業量	地域医療連携推進協議会・検討部 会 24回 退院支援ガイドブック 在宅医療・介護連携推進事業	事業費 41百万円
健03-02		<p>在宅での療養者や寝たきり高齢者に対し、歯科訪問健診・予防相談指導事業を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促進し、口腔機能の改善及び向上を図ります。</p> <p>また、地区歯科医師会による在宅歯科診療推進のため、医療機器購入の助成を行い、在宅歯科診療を推進します。</p>	
在宅療養者等歯科訪問健診事業	事業量	受診者 480人	事業費 28百万円

■ 医療情報 ■

区民が適切な受診行動を取れるよう、医療機関などに関する情報提供や相談機能を強化し、*インフォームドコンセントに立脚した医療機関と区民との信頼関係の構築を支援します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
健 04 - 01		<p>診療所等の医療機関に対し、医療安全に関する体制整備状況の確認及び情報提供を行います。</p> <p>また、区民に向けては、専任の看護師が診療所等に関する相談・苦情に対応する医療相談事業を行います。</p>			
医療安全対策の推進		事業量	立入検査 573 件 医療職免許等取扱い 18,062 件 医療相談 1,143 件	事業費	20 百万円

*インフォームドコンセント 医師などが医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、患者が理解し同意すること。

2-5 生活衛生環境

将来像

だれもが快適で健康に暮らせる、安全で清潔なまち

区民が健康で安全に暮らせるよう、感染症などの健康危機から区民を守るとともに、快適な生活環境の確保や、食品、医薬品などの安全の確保を図ります。また、人と動物とが共生できるまちを目指します。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

食品に関する健康被害相談や食肉の生食が原因と疑われる食中毒の発生とともに、食品表示の偽装事件の発生など、食に関する信頼の確保が求められており、飲食店やイベント会場での食中毒等の発生を予防し、又は防止する対策の強化が必要です。

また、プールや公衆浴場などの利用者が不特定多数の環境衛生施設においては、衛生管理の状況によっては、重篤な健康被害を引き起こす可能性があり、水質管理状況等を定期的に検査して、良好な衛生状態を維持していくことが必要です。

さらに、医薬品や医療機器に関する規制改革や国や都からの権限委譲が進められていることから、区の医療安全対策の重要性が増加しています。

また、動物の適正な飼育による生活衛生環境の保持についても求められています。

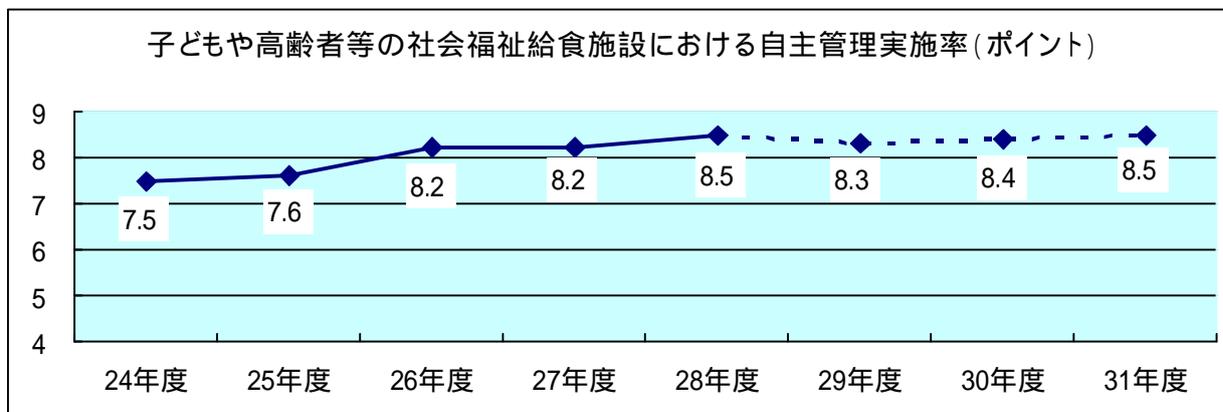
そこで、食品と環境衛生の安全・安心のために、各種監視業務を強化するとともに、食中毒の発生を防止するための啓発活動の一層の推進と感染症の発生防止対策の充実を図ります。

また、医療安全対策の推進のため、関連情報の提供を積極的に行います。

さらに、動物の飼育マナーの普及・啓発の充実や飼い主のいない猫の去勢・不妊手術事業の推進を図ります。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

食品衛生に関する安全・安心の確保



24年度から導入
28年度は実績値

【指標の内容、設定理由・根拠】

文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保するため、文京区食品衛生監視指導計画を作成し、食品関係施設の自主管理を推進しています。

食中毒の防止対策としては、食中毒発生時に大規模な患者発生につながる大量調理施設、特に学校、保育園、社会福祉施設及び病院等の集団給食施設に対する保健所による監視指導を重点的に実施していますが、食品関係事業者の責務で行う自主管理の実施が最も重要になります。

そのため、施設の衛生管理の特に重要な個所について、保健所が実施状況をポイント化して指標とします。

指標は、以下の6項目について実施状況を確認し、10ポイント満点としてポイント数の向上を目指します。

点検表の整備及びその記録

検食の保存

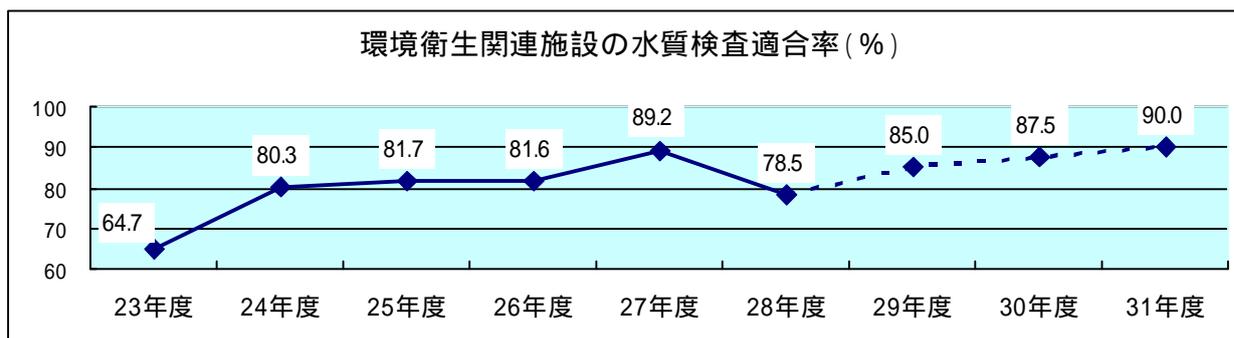
食品関係従事者の検便の実施

食品衛生責任者の食品衛生実務講習会等の受講

食品衛生従事者に対する衛生教育の実施

緊急時の連絡体制の整備

環境衛生に関する安全・安心の確保



【指標の内容、設定期由・根拠】

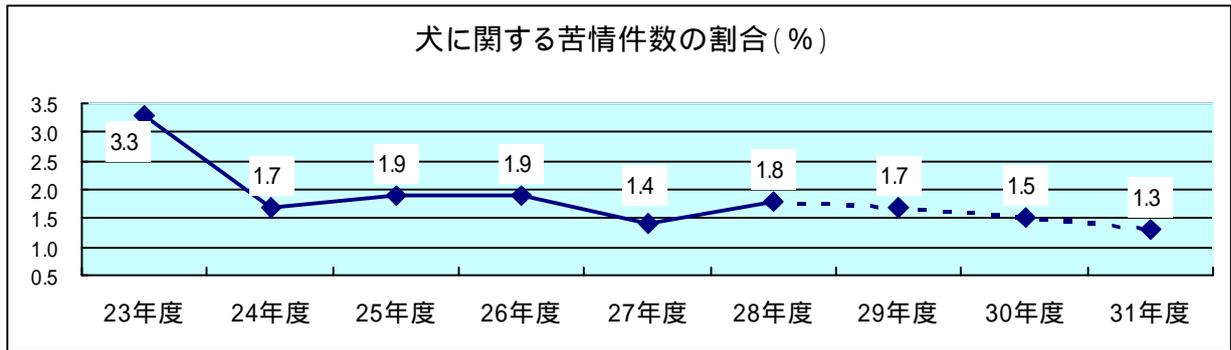
環境衛生関係営業施設では衛生的で安全・安心な施設環境を確保することが重要です。そのためには、保健所の監視・指導と営業者・管理者が自主的に行う衛生管理の双方が欠かせません。

営業者・管理者が自主的に行う衛生管理の手法が、適切な成果に結び付いているかを客観的に評価し、改善点を探るために、保健所では理化学検査を実施しています。

利用者が多い業態で、管理状況によっては重篤な健康被害を引き起こす可能性のある浴場施設、プール施設及び介護施設(浴室)の水質管理状況を検査し、水質検査適合率を指標とします。

科学的な根拠に基づいた衛生指導を積み重ねることにより営業者・管理者の管理方法の改善を図り、水質検査適合率を3年間で5ポイント向上させることを目指します。

人と動物の共生のための適正な飼育の普及・啓発



【指標の内容、設定理由・根拠】

近年、動物を飼養する家庭は増加しています。地域の中で人と動物が共生するためには、飼い主がマナーを守ることや、ペットを飼っていない区民が動物への理解と愛護の意識を持つことが大切です。マナーやモラルの向上を啓発することにより、ペットを飼っている人と飼っていない人とがお互いを理解し、気持ちよく生活できる地域社会を築きます。

犬の登録頭数を 100 としたときの、苦情件数の割合を指標とし、平成 25 年度から平成 27 年度までの実績を踏まえ、苦情件数の減少を目指します。

犬猫の正しい飼い方普及員を増やす等により、犬及び猫の正しい飼い方について一層の普及啓発に努め、区内の動物の飼養管理の適正化を図ります。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 健康危機管理体制 ■

新たな感染症など健康を脅かす事態に際し、最善の対応や対策を行うため、区民や地域活動団体、医療機関と連携し、健康危機管理体制の充実を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
衛01-01		新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を開催し、新型インフルエンザ等対策について地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、医療機関、警察、消防等関係機関との情報共有及び連携体制を構築します。			
新型インフルエンザ等感染症対策の連携体制の構築		事業量	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議 3回	事業費	2百万円
衛01-02		事業概要は、災対04-04(ページ)に掲載			
災害時医療の確保					

■ 衛生管理 ■

理・美容所や公衆浴場、旅館などの利用者の健康・安全を守るため、事業者は自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区は衛生管理に必要な支援や監視・指導を行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
衛 02 - 01		理・美容所、公衆浴場など環境衛生関係営業施設等への保健所の監視指導と事業者の自主衛生管理によって、より衛生的な施設環境の確保を図り、区民の健康・安全を守ります。			
環境衛生監視の充実		事業量	環境衛生関係施設等への監視・指導 1,296 件	事業費	4 百万円
衛 02 - 02		公衆浴場改修・改築費用等の補助、土地及び建物の賃料補助や専門家派遣の実施など、公衆浴場経営を次世代へ承継することに対する総合的な支援を行います。			
公衆浴場承継総合バックアップ事業		事業量	改修・改築及び必要設備整備費補助 事業承継を行った公衆浴場に対する他補助金返還債務の免除 土地や建物に係る賃料を 12 月補助 区の融資あっせん制度を活用した利子補給 専門家等の派遣等	事業費	34 百万円

■ 生活環境づくり ■

住まいやオフィスにおける快適な生活環境づくりのため、区民・事業者に対し、有害な化学物質の発生抑制などに必要な支援や指導を行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
衛 03 - 01		法に規定する特定建築物のうち、その延べ床面積が、3,000～10,000 m ² の建物について、衛生的環境を確保するため立入検査及び指導を行います。	
特定建築物衛生検査の充実	事業量	特定建築物一般立入検査 96 件 講習会 3回	事業費 2百万円

■ 薬品等の適正管理 ■

薬局や医薬品販売店、毒物劇物営業施設などにおける薬品等の適正な保管管理・流通を確保するため、事業者に対する監視・指導を徹底し、事件事故の発生を防止します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
衛 04 - 01		医薬品、医療機器、毒物劇物、規制対象家庭用品等取扱施設に対する許可・登録事務、監視・指導及び規制対象家庭用品の調査・指導等を計画的に実施します。	
医薬品等の安全対策の推進	事業量	重点監視指導 2,700 件 高度管理医療機器等監視指導 450 件 医薬品・家庭用品の検体検査 120 件 講習会 450 施設 特定保険医療材料価格本調査 400 件	事業費 11 百万円

■ 有害食品・食中毒 ■

有害食品の排除や食中毒の防止のため、事業者による自主管理や区による監視・指導を徹底するとともに、区・事業者・区民の連携による情報共有などを図り、食の安全を確保します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
衛 05 - 01		食の安全を確保するため、食品衛生関係施設への衛生監視・指導及び自主管理推進の支援、流通食品の監視、食の安全性情報の共有化事業を実施します。			
食品の安全対策の推進	事業量	食品衛生監視指導	18,000 件	事業費	53 百万円
		情報共有事業	150 回		
		収去品等の検査	21,000 項目		
		食品衛生推進員	36 人		
		食中毒対策	1,590 検体		

■ 動物との共生 ■

人と動物とが共生できるよう、地域主体の取組を支援するとともに、適正な飼育の普及・啓発や飼い主のマナー向上を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
衛06-01		人と動物との共生のため、地域全体の取組を支援するとともに、適正な飼育の普及・啓発や飼い主のマナー向上を図ります。	
動物との共生社会支援事業	事業量	動物との共生社会普及・啓発事業 6回	事業費 50百万円
		飼い主のいない猫対策事業 行政執行分 180匹 定額助成制度 1,500匹 指導員 48人 普及員 36人 協力員 39人 狂犬病予防対策 飼い犬の登録数 18,900頭 狂犬病予防注射数 13,422頭	

3 コミュニティ・産業・文化

3-1 地域コミュニティ

将来像

みんなが集う、おせっかいのまち

区民をはじめ、文京区にかかわるあらゆる世代の人が積極的に地域活動に参加し、活発な話し声が聞こえてくる、活気にあふれるまちを目指します。そして、男女が平等な立場であらゆる分野に参画できるまち、新たな仲間を地域で温かく迎え、いざというときは地域で助け合う、思いやりあふれる、いつまでも住み続けたいまちを目指します。

■ 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

地域活動センターは、礒川・大原・向丘地域活動センターがリニューアルオープンしたことにより利用者数は増加傾向です。また、地域活動センターのリニューアルオープンに伴い「ふれあいサロン」事業の実施数も増えています。

しかしながら、町会・自治会の加入率は、平成24年度の65%に対し、27年度は66.4%とほぼ横ばいで、地域においては、人口は増加しているものの、高齢化や核家族化の進展の影響による地域コミュニティの希薄化など、依然として多くの社会的課題が複雑化し、かつ、多様化している状況にあります。他方、地震等の災害が各地で発生し、特に防災に対する地域コミュニティの大切さが見直されています。

このような中で、地域コミュニティ活動の核となる団体が必要であり、とりわけ長年、その活動の中心的な役割を果たしてきた町会・自治会の活動を支えていくことは重要な取組であります。さらには、NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業を推進することで、地域課題の解決を図って行く必要があります。

そこで、町会・自治会のPRや活動の支援など、地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。

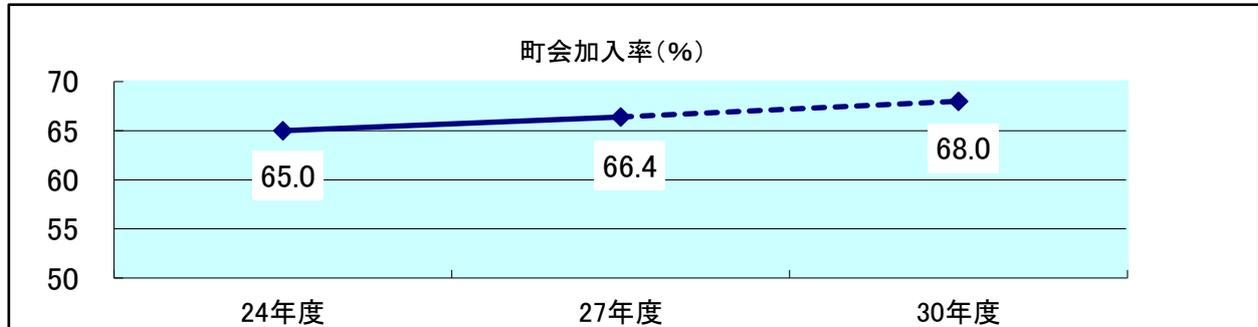
また、地域の拠点施設としての地域活動センターの利用促進を図るとともに、地域活動センターなどの活動を通じ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたおもてなしの心を育むような地域活動の支援を行います。

さらに、各種地域活動団体の拠点として地域活動センター及び区民センター内の文京区社会福祉協議会が運営する中間支援施設「フミコム」の利用促進を図り、NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業を推進するとともに、*新たな公共の担い手を創出することで、地域課題を解決し、豊かな地域社会の実現を図っていきます。

*新たな公共 これまで地方自治体が提供主体と認識されてきた公共的サービスについて、地方自治体だけでなく、区民、地域活動団体、NPO、事業者など地域の様々な主体が担うこと。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

地域コミュニティの活性化



※ 出典：「文京区政に関する世論調査」

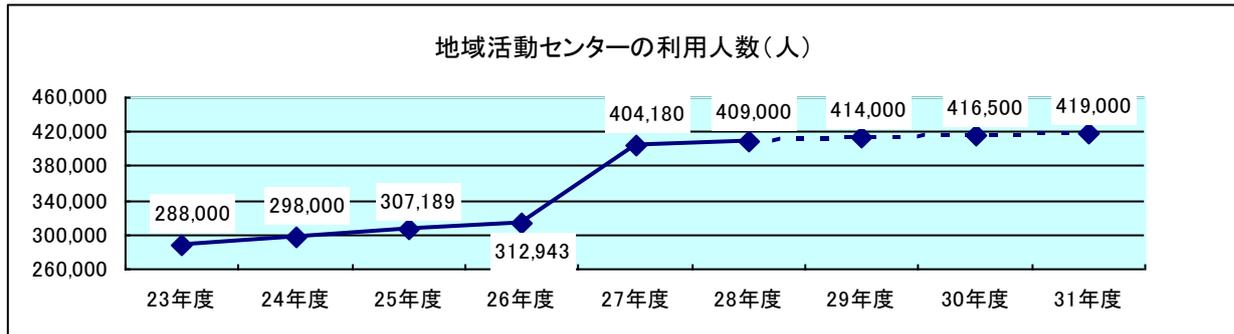
【指標の内容、設定理由・根拠】

地域コミュニティの活性化を図るためには、町会・自治会の継続した運営が必要です。そのためには、町会・自治会への更なる加入促進を推進することが重要であることから、町会・自治会への加入率を指標とします。

町会・自治会への加入者が増えることで地域の交流がより一層活発になり、地域の活性化につながることから、町会活動の周知をはじめとする支援体制の拡充や、地域の様々な交流事業の機会を捉えたマンション住民への働き掛けなどによる加入促進を図り、過去の実績などを踏まえて、平成30年度までに68.0%の加入率を目指します。

なお、加入率の実績値は3年に一度の世論調査により推計します。

交流・活動の場の提供

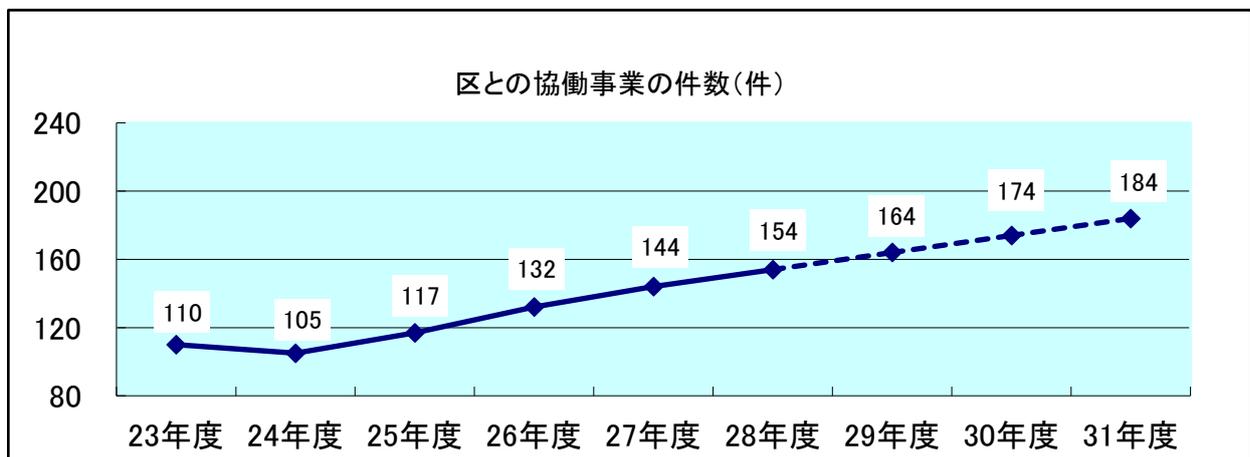


【指標の内容、設定理由・根拠】

地域コミュニティの活性化には、地域活動団体や地域住民の方々の活動の場が必要です。地域活動センターの会議室の利用者と、ふれあいサロン事業などの参加者を合計した利用人数を指標とし、地域の方々が気軽に参加できる交流・活動の場として地域活動センターの利用促進を図ります。

利用人数については、礪川・大原・向丘地域活動センターのリニューアルに伴い、平成27年度以降、大幅に増加しています。そこで、29年度は、過去の実績や音羽地域活動センターがリニューアルオープンすることを踏まえ5,000人増とし、その後は、毎年度2,500人増加を目指します。

NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業の推進



【指標の内容、設定理由・根拠】

協働の推進について検討する庁内組織である協働推進委員会で組織横断的に協働を推進し、NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業を実施することで、地域課題の解決を図り、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

区民参画現況調査による、区と地域活動団体等との協働事業の件数を指標とし、過去4年間の平均増加件数を踏まえて、毎年度10件の増を目標値とします。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 地域コミュニティ活性化 ■

地域コミュニティのさらなる活性化を図るため、地域コミュニティの核となる町会・自治会への加入促進の取組や、人材・組織の育成を支援するとともに、活動の場を提供します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
地 01 - 01	◎	地域コミュニティの活性化を図るため、町会・自治会への加入促進や魅力ある地域活動を展開するための支援を行うほか、課題解決のための助言を行います。			
町会・自治会活動の支援		事業量	各種事業補助 町会連合会、地区町会連合会 (9地区)、町会・自治会(155 団体) 地域広報誌発行補助 課題解決のための取組	事業費	86 百万円
地 01 - 02	◎	地域コミュニティの拠点である地域活動センターの機能や、地域活動の場の充実を図るため、複合施設として建て替えを行います。			
地域活動センター・区民会館の整備		事業量	(建て替え) 音羽地域活動センター(移転) 本郷会館 動坂福祉会館跡地区民施設	事業費	210 百万円
地 01 - 03		身近な区民サービスを提供する地域活動センターの利用促進を図るとともに、地域コミュニティの拠点である地域活動センターの円滑な運営管理を行います。			
地域活動センター運営の充実		事業量	地域活動センター(9所)の管理運営 地域活動センター広報誌 地域活動団体懇談会	事業費	322 百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
地 01 - 04	◎	あらゆる世代が気軽に地域活動に参加できる交流の場を提供するとともに、地域活動を担う人材発掘・育成を支援するため、様々なふれあいサロン事業を実施し、住民の相互交流を促進します。平成 31 年度には全地域活動センターで実施し、地域コミュニティの更なる活性化を図っていきます。	
ふれあいサロン事業		事業量	地域の人材を活用した講座 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関連した事業
		事業費	26 百万円

■ コミュニティ意識醸成 ■

地域住民の思いやりの心を育み、コミュニティ意識の醸成を図るため、地域活動にだれもが気軽に参加できる環境づくりを支援します。特に、新たに転入してきた区民や単身世帯への働きかけを行い、地域の一体感を高めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
地 02 - 01	◎	事業概要は、地 01 - 01(〇〇ページ)に掲載
町会・自治会活動の支援		
地 02 - 02		事業概要は、地 01 - 03(〇〇ページ)に掲載
地域活動センター運営の充実		
地 02 - 03	◎	事業概要は、地 01 - 04(〇〇ページ)に掲載
ふれあいサロン事業		
地 02 - 04	◎	事業概要は、地 05 - 01(〇〇ページ)に掲載
新たな公共の担い手との協働の推進		
地 02 - 05		事業概要は、高福 03 - 02(〇〇ページ)に掲載
小地域福祉活動の推進		
地 02 - 06		事業概要は、災対 04 - 03(〇〇ページ)に掲載
災害ボランティア体制の整備		

■ 地域活動情報 ■

あらゆる世代の地域活動への参加を促進するため、区政に関する情報だけでなく、町会・自治会など地域活動団体が行う地域のイベント、活動内容等の情報についても、区報をはじめとするさまざまな情報媒体を活用して発信し、その共有化を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
地 03 - 01	◎	事業概要は、地 01 - 01(〇〇ページ)に掲載
町会・自治会活動の支援		
地 03 - 02		事業概要は、地 01 - 03(〇〇ページ)に掲載
地域活動センター運営の充実		
地 03 - 03	◎	事業概要は、地 05 - 01(〇〇ページ)に掲載
新たな公共の担い手との協働の推進		

■ 地域との協働 ■

地域の課題を地域で解決するため、町会・自治会間の連携に加え、企業、大学、NPO（非営利活動団体）・ボランティアなども含めた多様な団体と地域住民との協働を進めていくための環境づくりを行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
地 04 - 01	◎	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてコミュニティサイトを設置し、区内在住・在学の大学生等に対し、O2O（オンライン to オフライン）の手法を活用してボランティア活動への積極的な参加を促します。これにより、ボランティア人材を創出するとともに、行政とつながりにくかった大学生等とのコミュニケーション手段を獲得します。	
「文京バックアップーズ」～大学生ボランティアのススメ～		事業量	事業費
		SNS コミュニティの開設・運営 ボランティア情報の発信 関連イベント	22 百万円
地 04 - 02		事業概要は、学 01 - 01(〇〇ページ)に掲載	
大学連携の推進			

■ 新たな公共の担い手 ■

新たな公共の担い手を創出するため、団塊の世代などがその知識や経験を地域に還元できる仕組みづくりや、地域活動に意欲のある区民に対し、適切な助言ができるシステムづくりを行います。また、NPO(非営利活動団体)・ボランティアなどの活動支援に取り組めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
地 05 - 01	◎	<p>NPOや事業者など、多様な主体との協働事業を推進することで、様々な地域課題の解決に取り組んでいきます。</p> <p>また、社会福祉協議会が運営する中間支援施設「フミコム」を中心に、地域課題の解決を図る担い手の創出や団体の育成と支援をしていきます。</p>	
新たな公共の担い手との協働の推進		事業量	事業費
		<p>中間支援施設「フミコム」の機能強化</p> <p>担い手の創出育成支援</p> <p>地域活動情報サイト等による情報発信の充実</p> <p>提案公募型協働事業の実施</p>	46 百万円

■ 地域コミュニティ参画 ■

男女が性別にかかわらず、平等な立場で地域コミュニティに参画できるよう、情報提供や意識啓発などさまざまな取組を進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
地 06 - 01	◎	性別にかかわらず平等な立場で様々な機会に参画できる男女平等参画社会の実現を目指し、男女平等センターを拠点とした情報提供や意識啓発などの充実を図ります。			
男女平等参画の推進	事業量	講演会・セミナー等	15回	事業費	224 百万円
		相談事業	3回/週		
		男女平等参画推進会議	12回		
		男女平等センターの管理運営			
		グローバル推進事業	3回		

【行財政運営の視点】

～男女平等参画の推進と人権啓発～

■ 現 状

近年、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「男女雇用機会均等法」等が改正され、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という。）」の制定、また、第4次男女共同参画基本計画が策定されるなど、男女平等に関連する法制度等が整備されました。また、育児・介護休業法や雇用機会均等法の改正により、職場におけるハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられました。

また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行などの社会状況等を踏まえ、本区でも男女平等施策と人権施策を一体的に推進するため、平成28年4月に総務部にダイバーシティ推進担当を設け、啓発活動に取り組んでいます。

■ 課 題

男女平等推進の観点からも、誰もが働きやすい社会の実現と、平成25年に制定した文京区男女平等参画推進条例に基づき、性自認及び性的指向が非典型である方も含めた差別の禁止など、人権尊重の新たな取組が必要です。

また、配偶者や近しい人からの暴力（ドメスティックバイオレンス）の相談件数が増加の傾向にあり、相談体制の整備が必要です。

■ 方向性

平成27年度に開設されたアジア唯一のUNW o m e n 国別事務所（日本事務所）との連携により、国連「女性のエンパワーメント原則の推進」や、女性への暴力撤廃国際デーなど国際的なジェンダー施策を含めて周知に取り組んでいきます。

また、性自認及び性的指向が非典型である方が差別されることのないよう、「文京区職員・教職員のための性自認及び性的指向に関する対応指針」による職員等への周知啓発や、当事者の方々が語り合える場を検討します。

また、引き続き人権の尊重について啓発に取り組むほか、配偶者暴力相談支援センターの機能を整備します。

3-2 産業振興

将来像

豊かな区民生活を支える、活力みなぎる産業と商店のあるまち

地域の特性を活かした産業振興を積極的に推進することによって、未来を担う子どもたちがあこがれ、より豊かで文化的な区民生活を支える、活力みなぎる産業のあるまちを目指します。また、利用者の多様なニーズに対応し、安心して買い物ができる商店のあるまち、子どもから高齢者まで多くの人でにぎわう活気にあふれるまちを目指します。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

国が実施した経済センサスの調査によれば、平成24年と26年の、区内事業所の従業者数及び事業所数をそれぞれ比較すると、従業者数は3,463人増加し、事業所数も55事業所増加しています。

内閣府の月例経済報告では「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」(平成29年1月)とされており、「先行きについては、所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」が、先行きの不透明さは否めない状況です。

商店街を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化、インターネット通販の普及、複合店舗との競争、経営者の高齢化や後継者難など、様々な理由により厳しい状況となっています。さらに本区の商店会加入数が減少傾向にあるなかで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、外国人への対応力の強化も求められています。

また、消費者教育の推進に関する法律が施行され、各年代に適した体系的な消費者教育を実施することが求められています。

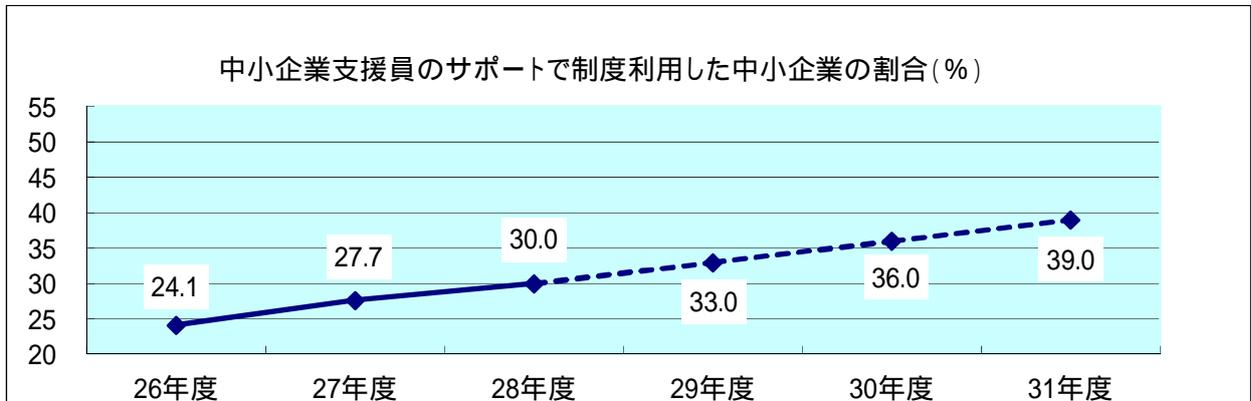
そこで、異業種交流によって企業間交流、販路拡大、経営課題の解決等につながりをもたせることにより、産業の振興を図るとともに、産業競争力強化法により認定された創業支援事業計画に基づき、地域の支援機関等と連携して、起業希望者を支援し、区内での創業を促進します。

また、販売促進事業や環境整備事業補助等を活用して、商店街を活性化するとともに、商店の商店会への加入を促進します。

さらに、区民がより良い消費生活を送れるよう、消費者トラブルを防止するための様々なテーマの研修会を各年代の特性に配慮しながら実施することで、消費者の自立を支援します。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

中小企業の経営基盤強化



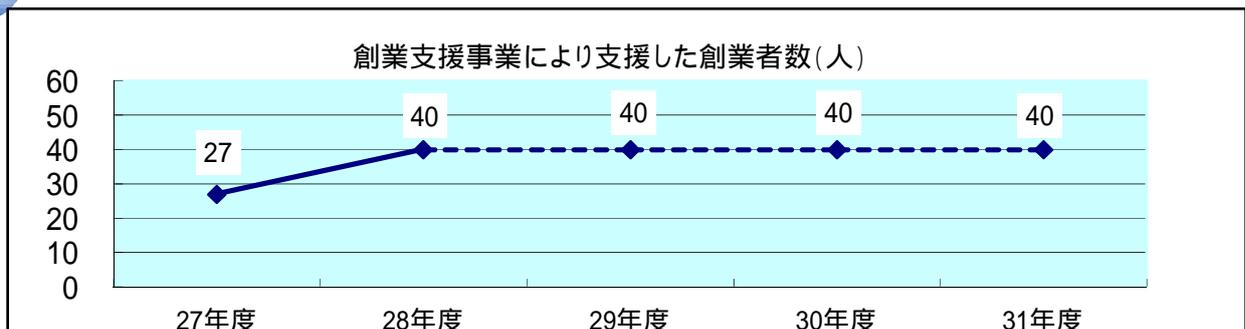
【指標の内容、設定理由・根拠】

平成 26 年度から、企業で経営等に携わった経験のある専門職員を雇用し、区内中小企業を巡回して経営や事業の課題解決などのサポートを行う中小企業支援員制度を開始しました。

中小企業支援員は、経営に関する相談を受け解決策を助言するとともに、中小企業の経営基盤の強化に向け、区内中小企業の現状や課題にあった施策の紹介や申請手続の支援を行っています。

そこで、中小企業支援員がサポートした中小企業のうち、経営相談、専門家派遣、展示会助成、東京都知的財産総合センターの利用支援など、国や都、区の支援制度を利用し、経営基盤の強化を図った企業の割合を指標とし、区内産業の活性化に取り組みます。

創業支援の充実

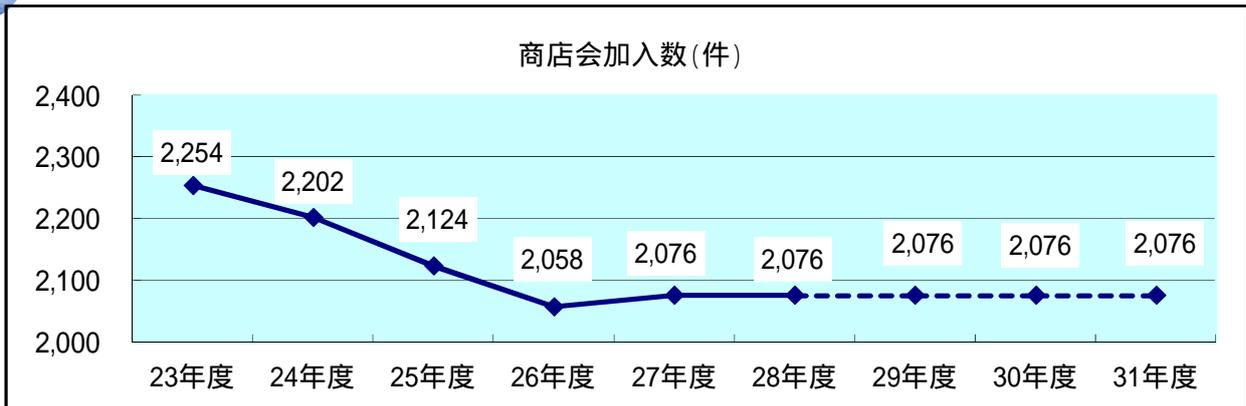


【指標の内容、設定理由・根拠】

民間活力を高めるためには、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進める必要があります。区では、産業競争力強化法により認定を受けた創業支援事業計画(平成 27 年度～平成 29 年度)に基づき、創業支援セミナー等の創業支援事業を実施しています。

そこで、創業支援事業により支援した創業者の数で成果を測ることとし、具体的には、セミナー受講者のうち創業した方及び中小企業向け融資あっせん制度の創業支援資金を利用した方の合計数を指標とします。

商店街の活性化

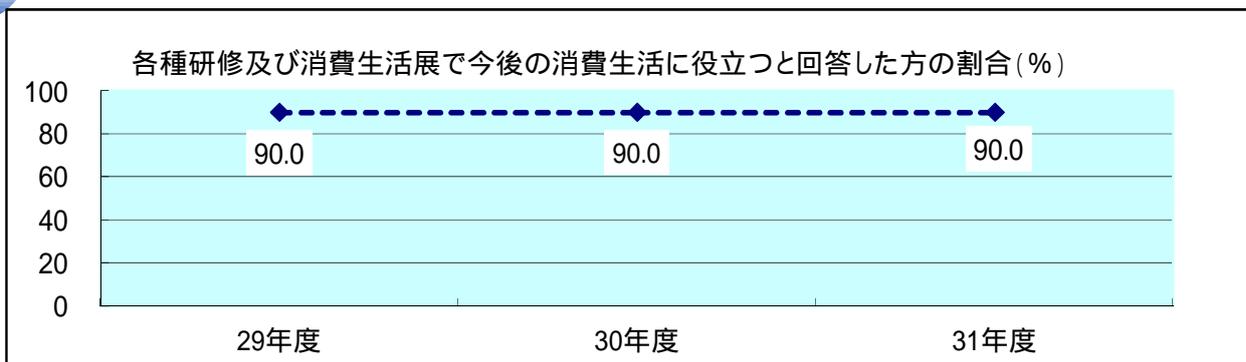


【指標の内容、設定理由・根拠】

商店街は、地域の住民や働く人にとって身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちのにぎわいを創り出すために欠かせない存在であることから、区内商店会に加入する店舗の数を指標とします。

この結果に基づき、必要となる商店街活性化策について検討し、商店街振興施策の充実を図ります。過去の実績を踏まえ、店主の高齢化などに伴い廃業する場合もあることから、現状維持を目指します。

消費者の自立支援



【指標の内容、設定理由・根拠】

29年度からアンケート実施

区へ寄せられる消費者相談の件数は、ここ数年横ばい傾向にあるものの、相談内容は多様化・複雑化しています。このことから、より良い消費生活を送るためには、消費者被害の未然防止や消費者の自立支援等について、様々な手法により、時勢に合った内容の啓発や情報提供をしていくことが必要です。その一環として、あらゆる世代に応じた適切なテーマを選定した各種研修や、区内登録消費者団体による研究成果の発表及び関係団体による展示を行う消費生活展を開催しています。

そこで、より質の高い各種研修や消費生活展を開催し、消費者の自立支援につなげるため、研修受講者及び消費生活展への来場者が今後の消費生活に役立つと回答した方の割合を指標とします。アンケートにおいて「大いに役立つ」「役立つ」「あまり役立たない」「全く役立たない」の選択肢のうち、「大いに役立つ」及び「役立つ」と回答した割合が90%となることを目標とします。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 人材発掘・育成 ■

区内の産業を担う人材の発掘及び技術者などの養成のため、商店街のリーダー育成や中小企業などの後継者育成を支援するとともに、技術の伝承を図ります。また、職業体験などを通じて、若年者の就業意識や起業意識の醸成を図ります。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
産01-01		若者を中心とした求職者に対して、就職活動に役立つ情報の提供やビジネススキルアップの講座等を開催するとともに、ハローワーク飯田橋等の雇用労働関係機関と連携して、求職者と区内中小企業とのマッチングを図ります。	
就労支援対策事業		事業量	事業費
		講演会、講座(若者向け・保護者向け)、区内中小企業インターンシップ 3回 ミニ就職面接会 24回	9百万円
産01-02		事業概要は、産02-01(ページ)に掲載	
中小企業支援事業			

■ 企業支援 ■

新たな事業へチャレンジできるよう、創業・起業支援や、経営環境の安定化支援を行うとともに、地域の特性を活かすことにより、新たな価値を生み出す企業を支援します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
産 02 - 01		区内中小企業に向けて、経営相談や企業経営の専門家（中小企業支援員）派遣による経営支援、融資あっせんによる金融支援、様々な補助金を活用した研究開発や営業活動の支援を行うとともに、企業同士の交流を図る場を設けて商談や経営ノウハウの共有化などを促進します。さらに、新たな創業を支援することで、区内産業の活性化を図ります。			
中小企業支援事業		事業量	(経営相談) 経営相談 3,900 件 支援員相談 900 件 (交流事業) ビジネス交流フェスタ 60 社 5区合同ビジネスネット 30 社 ビジネス交流フォーラム 60 社 支援制度説明会 90 社 (各種補助事業) 新製品・新技術開発費 3 件 展示会等出展費用 129 件 経営改善専門家派遣 33 件 エコサポート 15 件 (融資あっせん) 融資あっせん利子補給 9,750 件 (創業支援) 創業支援セミナー 3 回	事業費	732 百万円
産 02 - 02		区内商店街の空き店舗で創業した事業者に対して、店舗賃借料の一部助成及び専門家の現地派遣による経営診断を実施します。			
チャレンジショップ支援事業		事業量	家賃補助 18 件 専門家派遣 180 回	事業費	13 百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)			
事業名					
産02-03		区内産業の発展及び新産業の創出を図るため、大学の研究成果を活用した起業や学生自身による起業など、大学発ベンチャー企業の新製品や新技術の開発等に要する経費の一部を助成します。			
大学発ベンチャー支援事業		事業量	事業費補助 9件	事業費	12百万円
産02-04		文京区の医療機器産業と連携を希望する自治体と、医工連携に係る協議会の設置・運営を行い、共催事業を開催します。また、区内医療機器関連企業が海外展示会に出展するためのセミナーを開催します。			
医療関連産業支援事業		事業量	医工連携自治体協議会 6回 医工連携(主催)事業 3回 医療機器海外展示会等セミナー 9回	事業費	7百万円
産02-05		区内中小企業に向けてワークライフバランスを推奨するための講演会や研修会などを行います。			
仕事とくらしの調和事業		事業量	講演会 3回 研修会 6回 交流会 6回	事業費	4百万円
産02-06		事業概要は、産01-01(ページ)に掲載			
就労支援対策事業					

■ 産業情報 ■

区内外を問わず、多くの人に区の産業を知ってもらうため、区内の企業や商店などの商品、イベントなどの産業情報を、展示や体験など、さまざまな形で広く発信します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
産 03 - 01		区内中小企業が必要とする経済、経営等の情報の発信・提供を行い、区内産業の振興・発展を図ります。			
産業情報の発信		事業量	産業情報誌「ビガー」の発行 12回 中小企業サポートブック 3回 文京博覧会 3回	事業費	15 百万円
産 03 - 02		事業概要は、産 02 - 01(ページ)に掲載			
中小企業支援事業					
産 03 - 03		事業概要は、産 04 -01(ページ)に掲載			
商店街支援事業					

■ 商店街支援 ■

魅力と活気にあふれる商店街が増えるよう、地域性や独自性を兼ね備えた取組や、利用者のニーズにこたえ、楽しく安心して買い物ができるような環境整備を支援します。また、*コミュニティビジネスの創造や、空き店舗などの商店街が抱える問題を解決しながら新たなビジネスに結び付ける取組を支援します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）		
事業名				
産 04 - 01		<p>商店街販売促進事業補助や商店街環境整備事業補助等を利用して商店街を活性化するとともに、商店の商店会への加入を促進します。</p> <p>また、これらの事業について、*エリアプロデューサーを設置することで、より効果のある活用を可能にします。</p>		
商店街支援事業		事業量	事業費	147 百万円
		<p>(販売促進事業補助) 新・元気を出せ！商店街事業補助 105 件 販売促進事業補助 45 件 (環境整備事業補助) 新・元気を出せ！商店街事業補助 9 件 環境負荷低減街路灯整備事業 9 件 環境・防災対応型商店街活性化事業 3 件 (加入促進支援) 商店会加入促進調査 功績が著しい商店会の表彰 15 商店会 (商店街エリアプロデュース事業) 重点エリアへの支援 270 回 文京区商店街連合会への支援 72 回</p>		

*コミュニティビジネス 地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組

*エリアプロデューサー 全国の様々な商店街施策に精通し、商圈分析を基に具体的な企画立案を支援する専門家

分野・No	区分	事業概要(3年間)	
事業名			
産 04 - 02		東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、文京区を訪れる外国人を店舗で温かく迎えるため、外国人対応に関するセミナーや補助事業を実施します。	
文京ウェルカム商店街事業		事業量	外国人対応セミナー 3回 外国人対応店舗化に向けた補助 90 店舗
		事業費	5 百万円
産 04 - 03		事業概要は、観 01 -01(ページ)に掲載	
無料公衆無線 LAN の整備			
産 04 - 04		事業概要は、文 02 -01(ページ)に掲載	
「来て見て体験」文京の伝統 工芸			

■ 消費生活 ■

区民が安全で安心な消費生活を営むことができるよう、情報提供や相談体制、被害防止策を充実させ、消費者の自立を支援します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
産 05 - 01		<p>消費生活に関する知識を習得するため、出前講座・研修会・消費生活展の実施、情報誌の作成を行うとともに、地域住民に啓発活動を行う人材を育成します。</p> <p>また、消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行っている消費者団体を支援します。</p>	
消費者啓発・教育の推進		事業量 出前講座 180 回 情報誌の発行 18 回 グループ活動助成 21 回 消費生活研修会 48 回 消費生活推進員養成講座 3 回 消費生活推進員フォローアップ講座 6 回 グリーンコンシューマー普及補助 15 回 消費生活展 3 回	事業費 20 百万円
産 05 - 02		<p>複雑化・高度化している消費生活相談に対して迅速かつ的確に対応するため、相談室の運営強化を図り、消費者の安心安全な消費生活に寄与します。</p>	
消費生活相談室運営		事業量 相談員 延べ 15 人 弁護士相談 72 回 専門家相談 6 回 とびだせ！消費者きょういく(出張相談・消費生活情報の提供) 18 回	事業費 59 百万円

3-3 生涯学習

将来像

いつでも、だれでも、
自分に合った「学び」と出会えるまち

区民の豊かな人生をサポートするとともに、「文教の府」とも呼ばれる文京区の貴重な財産を活かして、多様なニーズに応じた「学び」の機会を提供します。また、いつでも、どこでも、だれでも学びたいと思ったときに、気軽に、楽しく、自分に合った「学び」を見つけて成長することができる生涯学習日本一のまちを目指します。

■ 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区では、区内にある19の大学や様々な企業と協働し、特色ある学びの機会となる「文京アカデミア講座」を開講する等、「区内まるごとキャンパスに～「文の京」、豊かな学びと交流を生み出すまち～」の実現を目指し、いつでも、どこでも、だれでも様々な学習や活動ができるよう、生涯学習の場や機会の充実に取り組んでいます。

また、生涯学習の成果を活かす仕組みとして「*文の京生涯学習司」や「*文の京地域文化インタープリター」資格制度を設けるほか、「*文京アカデミアサポーター」の養成講座を実施するなど、人材育成、活動の場や機会の提供に取り組んでいるところです。

今後は、より広い層の区民が講座に参加できるように、更にわかりやすい情報提供に努めます。

また、学習から活動までスムーズに接続する仕組みや、学ぶ人たちからなるコミュニティを形成し、多様な知識や能力をもった人の活動を支援する仕組みを構築します。

さらに、改修工事を終え、快適な読書環境が整った真砂中央図書館において、今まで以上に充実したサービスを提供するとともに、地区館においても閲覧スペースの整備等の機能拡充を図り、高品質なサービス提供に努めます。

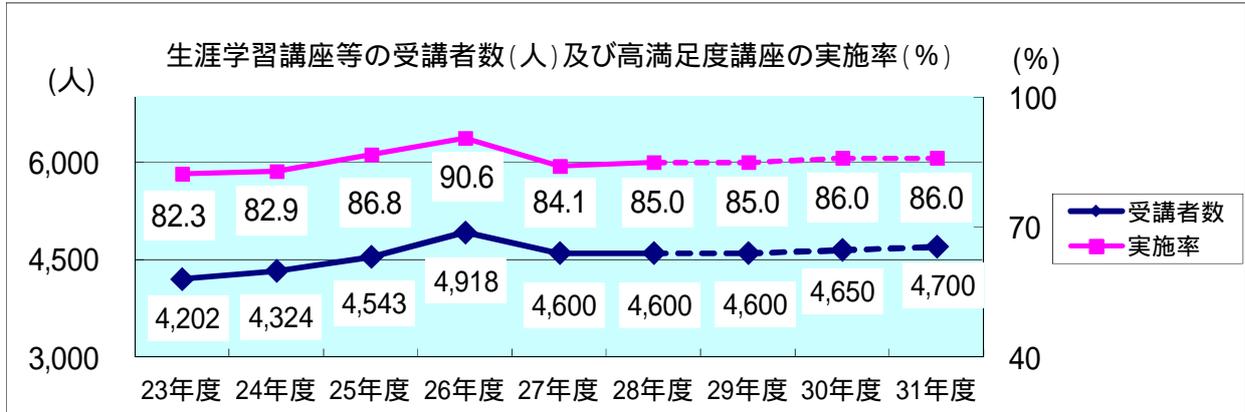
*文の京生涯学習司 生涯学習に関する一定の知識とスキルを習得し、生涯学習事業の企画・調整ができる地域のリーダーとして区が認定した者

*文の京地域文化インタープリター 地域文化の価値を理解するために必要な知識や技術を習得した文京区の文化資源の案内役として区が認定した者

*文京アカデミアサポーター アカデミア講座の運営を支援するために、基礎知識を習得し、生涯学習活動に貢献する者

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

いつでも、どこでも、だれでも学習や活動ができる機会の提供・充実



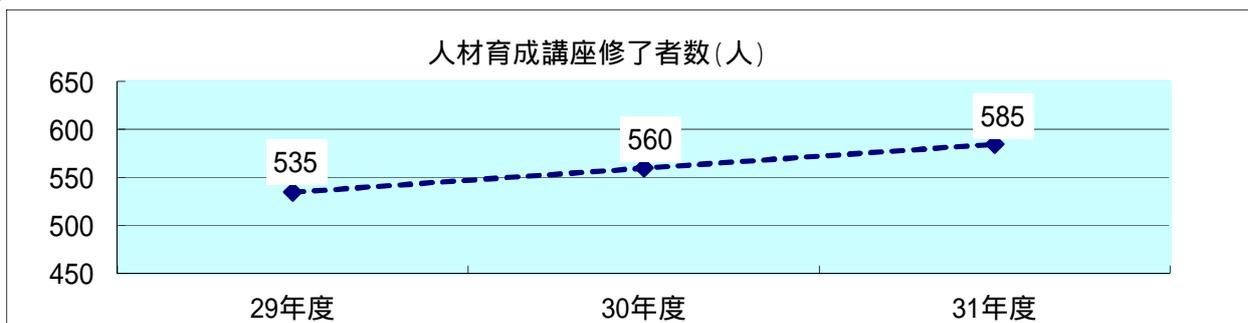
【指標の内容、設定理由・根拠】

より多くの区民が自分に合った「学び」を見付けることができるよう、文京アカデミア講座を始め、様々な講座や講演会について、バラエティに富んだ学習機会の提供・充実が求められています。

そこで、生涯学習講座等の受講者数及び受講者満足度の高い講座実施率を指標とし、区民の生涯学習活動への参加を促進します。

なお、受講者数については3年後に延べ4,700人、満足度80%以上の講座(高満足度講座)が全体の86%となることを目指します。

生涯学習活動支援の人材育成

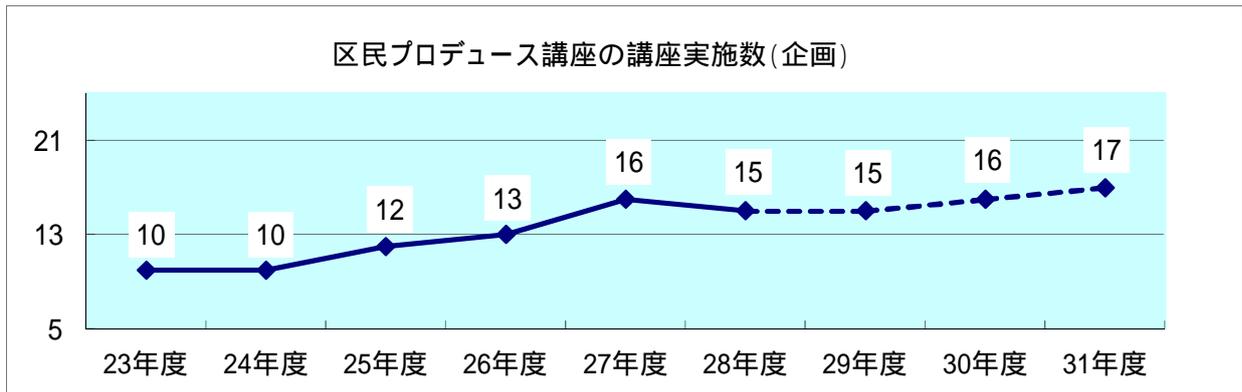


【指標の内容、設定理由・根拠】

本区では、生涯学習の成果を活かす仕組みとして、生涯学習活動に貢献する人材の育成を目的とした、文の京生涯学習司、文の京地域文化インテプリター及び文京アカデミアサポーターの養成講座を実施しています。その結果、講座を修了した区民が、それぞれの場における活動を通じて、地域に学習成果を還元することにもつながっていくものと考えられます。

そこで、生涯学習支援者の拡充状況を捉えるため、これらの人材育成講座のうち、資格の新規取得を目的とした講座の修了者数を指標として、過去の実績から3年間で修了者数585人を目指し、生涯学習活動に貢献する人材の育成に取り組みます。

学びの継続を通じたまちづくり



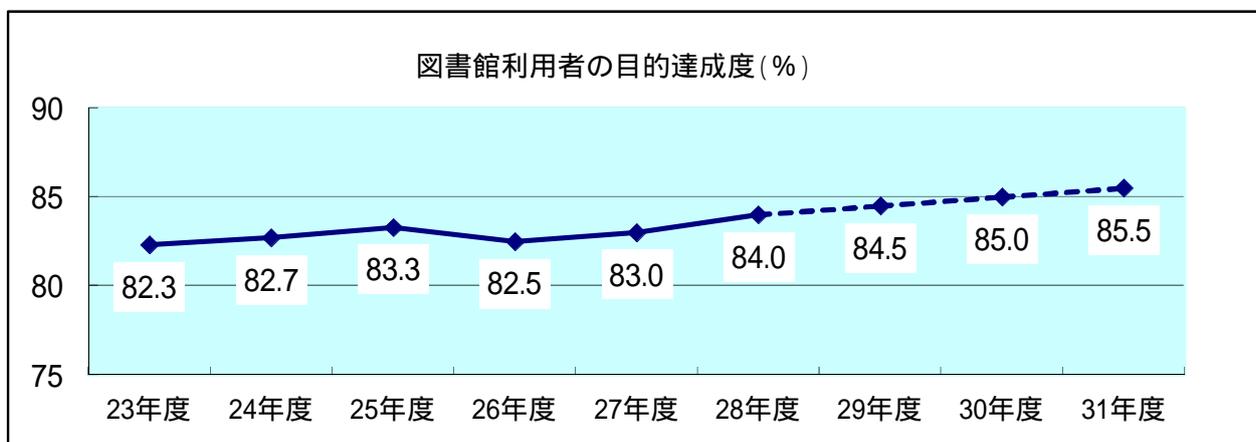
【指標の内容、設定理由・根拠】

区民からの企画を公募する区民プロデュース講座は、区民の学習成果を活かし地域に根ざした生涯学習を推進することを目的として実施しています。

また、本講座は、企画の提案者だけでなく、講座選定や実施に向けたコーディネートなども、区民との協働により実施しています。

そこで、区民プロデュース講座の実施数を指標とし、一人ひとりの学びの成果を活かす機会の拡充に努めます。今後、3年後には17企画の実施を目指します。

図書館サービスの充実



【指標の内容、設定理由・根拠】

区立図書館では、指定管理者の評価に資するとともに、図書館サービスの向上のため、毎年度利用者アンケートを実施し、利用者の動向や様々な項目について調査しています。

その中の図書館への来館時の目的達成度について、「満足」と「やや満足」を合計した数値を指標とし、更なる利用者サービスの向上に努めます。

図書館への来館時の目的を達成し、より多くの図書館利用者に「満足」・「やや満足」と評価されることを目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 生涯学習機会 ■

区民ニーズに合った生涯学習の機会を提供するため、区内の生涯学習関連機関の連携を強化するとともに、多彩な人材の発掘・育成・活用を図ることで魅力的なプログラムを提供し、区民の生涯学習への支援を行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
学01-01		区内大学との連携を進めるため、地域連携担当者会議や大学学長懇談会を実施します。			
大学連携の推進		事業量	大学学長懇談会 3回 地域連携担当者会議 9回 大学連携検討会 6回	事業費	1百万円
学01-02		地域、文学、歴史・社会、自然科学、芸術、暮らし、語学、健康・スポーツ等、バラエティに富んだ講座を行い、いつでも、どこでも、だれでも学習や活動ができる機会を提供します。			
生涯学習講座		事業量	生涯学習講座 360講座 その他講演会・講座 18講座	事業費	98百万円

■ 生涯学習情報 ■

区民がいつでも、どこでも生涯学習に参加できるよう、さまざまな主体が実施している講座の情報を一元化するとともに、気軽に相談できる窓口などの情報拠点を整え、一人ひとりの知識や意欲に応じた「学び」との出会いを支援します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
学02-01		区民がそれぞれのニーズや目的に応じて生涯学習に取り組めるよう、相談コーナーを設置し、生涯学習に関する講座等を総合的に紹介します。			
生涯学習相談		事業量	相談コーナー 1か所	事業費	4百万円
学02-02		地域の生涯学習のリーダーとなる文の京生涯学習司、地域文化事業に貢献する文の京地域文化インタープリター、アカデミア講座の運営を支援する文京アカデミアサポーターなど生涯学習支援者の育成を図るとともに、活動の機会を提供します。			
生涯学習支援者の育成及び活動機会の提供		事業量	生涯学習司養成講座 1講座 地域文化インタープリター養成講座 2講座 文京アカデミアサポーター養成講座 3講座	事業費	21百万円

■ 講座・発表の場 ■

だれでも気軽に、楽しく学び・学び合う機会を提供するため、身近なものから専門的なものまで、バラエティに富んだ講座の充実を図るとともに、学んだことを発表できる場を充実させます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
学 03 - 01		事業概要は、学 01 - 02(ページ)に掲載	
生涯学習講座			
学 03 - 02		事業概要は、学 02 - 02(ページ)に掲載	
生涯学習支援者の育成及び活動機会の提供			

■ 図書館機能の充実 ■

図書館が利用者の多様なニーズやライフスタイルに合った、より質の高いサービスを提供するため、学校図書館との連携を進めるほか、地域の情報収集、発信拠点としての機能を果たしていきます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
学 04 - 01		地域の情報拠点であるとともに、地域住民のコミュニティの場として、あらゆる世代に快適な空間を提供するため、老朽化の進む小石川図書館の改築を検討します。	
小石川図書館改築の検討			
	事業量	改築検討委員会の開催、報告書の作成	事業費 1百万円

3-4 文化振興

将来像

「文の京」の文化や歴史を伝承し、創造する、
心豊かで潤いのあるまち

区内に存在する多くの伝統文化や歴史・文化資産と共に生き、後世に伝えることを目指します。また、多くの区民が文化・芸術活動に参加できる機会や発表する場の提供などを行うことにより、文化の創造を支援し、身近に文化にふれることのできる、心に潤いのあるまちを目指します。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区には、由緒ある寺社や庭園などの文化財や史跡が多くあり、森鷗外、夏目漱石や樋口一葉など多くの文化人が住み、名作を著した地でもあります。また、大学を始めとした教育機関が集積し、ホール等の文化施設にも恵まれるなど、文化・芸術・歴史の香り高い、豊かな地域資源を持っています。こうした環境を活かし、文化芸術の持つ力を、様々な機会を通して区民が享受することができるよう、だれもが文化芸術に親しむことができる環境づくりや鑑賞・創造活動に対する支援を行い、情報の収集・提供に努めてきました。

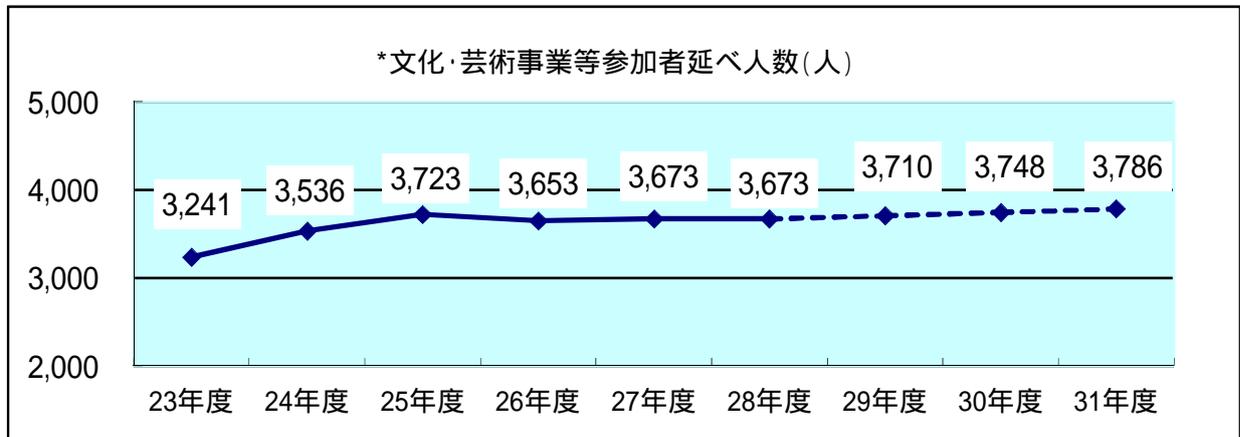
また、子どもや若者に対する伝統文化の継承や地域振興、国際理解への活動等が、今後の文化芸術振興の方向性として期待されています。

引き続き、区民の鑑賞・創造活動をより充実させるため、若年層も含めた作品の発表・鑑賞の機会など多様な場の提供等、文化芸術に触れ合う機会を増やし、日本の伝統芸能に興味・関心を持ってもらう活動の支援に努めます。

また、地域の伝統的な文化を将来に向けて継承し、まちの魅力として活用するための取組を進めるとともに、新たに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムを通じた文化芸術への関心の喚起に努めます。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

だれもが文化芸術に親しむことができる環境づくり



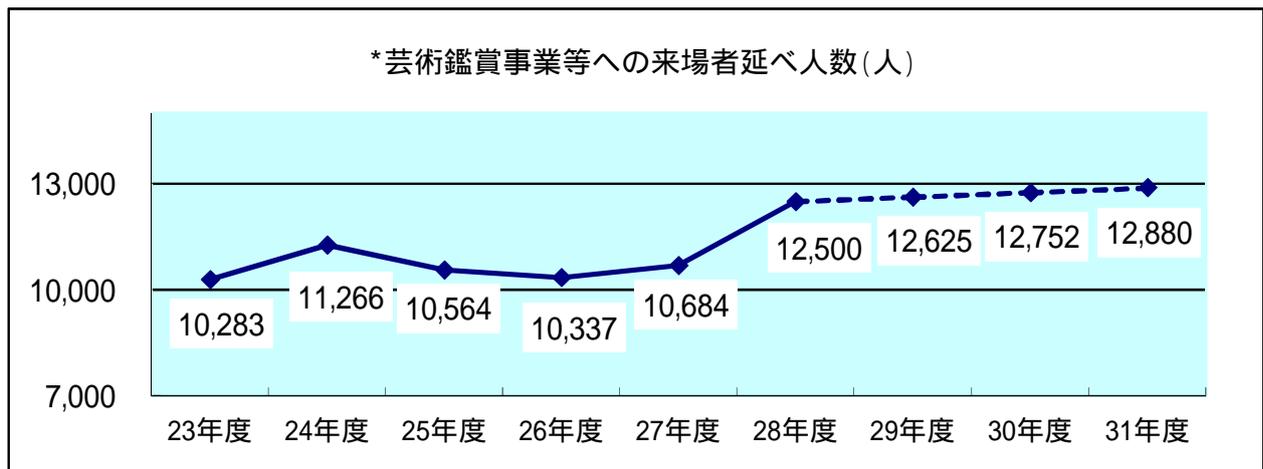
【指標の内容、設定理由・根拠】

文化・芸術の普及・発展のため、区民が日頃の成果を発表できる機会の提供に努めます。その成果を測るため、事業への参加者数を指標とします。

各運営団体・参加者の高齢化・硬直化が見受けられるところですが、文化・芸術に親しむことができる環境を整えていくため、興味や知識を高める講座や企画を充実させるとともに、幅広い世代の区民が文化・芸術に触れる機会や仕組みづくりを積極的に進めることで、毎年度1%の増加を目標とし、堅実に数値を伸ばしていくことを目指します。

*文化・芸術事業 主に区が主催する「文京区秋の文化祭」等を始めとした、各種文化事業

文化芸術を鑑賞し、創造する活動の支援



【指標の内容、設定理由・根拠】

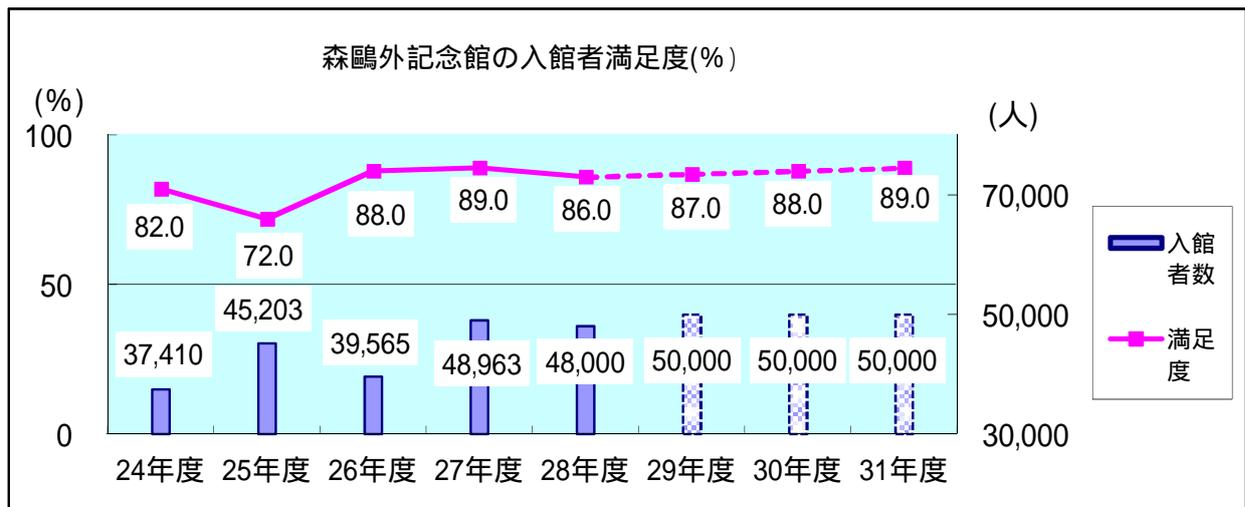
シビックホールを文化・芸術活動の拠点とし、芸術鑑賞事業や区民参加型の事業を行うほか、地域の小・中学校や文化施設等における出前コンサートなどの*アウトリーチ事業を行うことで、区民が身近に文化・芸術に触れ、体験し、創造できる場を提供しています。

これらの芸術鑑賞事業などへの参加者数は、区民の文化・芸術活動に対する関心のバロメーターになるとともに、その先の創造活動にもつながることが期待されるため、鑑賞事業及びアウトリーチ事業への来場者数を指標とし、毎年度1%の増を目標として、堅実に数値を伸ばしていくことを目指します。

*芸術鑑賞事業 主に(公財)文京アカデミーが実施する、シビックホールを文化・芸術活動の拠点としたコンサートなどの鑑賞事業。

*アウトリーチ 公共ホールや博物館、美術館などの文化施設が、日頃、文化・芸術に触れる機会の少ない人々に対して、その生活の場に向いて働きかける活動。本区では、地域の博物館、美術館、学校などに演奏家を派遣して行うミニコンサート等を通じて、文化・芸術普及活動や地域での交流活動を図っている。

「文の京」の文化を守り、伝え、活用する仕組みづくり



24年11月開館

【指標の内容、設定理由・根拠】

文京区ならではの文化や歴史の周知や継承、ゆかりの文化人の顕彰を進めていきます。森鷗外記念館においては、本区ゆかりの代表的文化人である文豪・森鷗外の生涯や活動を広く伝える様々な事業を行い、資料の有効活用に努めます。なお、顕彰、普及啓発及び情報発信の効果を把握するため、入館者へのアンケートによる満足度を指標とし、毎年度1ポイントの増加を目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 歴史・文化情報 ■

区民の歴史や文化への関心を高めるため、企業、文化団体、NPO(非営利活動団体)などと協働し、区内の伝統文化、歴史・文化資産に関する情報や、「文人のまち」、「江戸の香りの残るまち」などのイメージを広く発信するとともに、歴史や文化にふれあう機会を提供します。

分野・No	区分	事業概要(3年間)			
事業名					
文01-01		森鷗外を始めとして、文京区に足跡を残した様々な分野の代表的文化人を顕彰し、本区の多様な文化的資源の継承、発掘及び情報発信を進めます。			
文の京ゆかりの文化人顕彰事業		事業量	顕彰事業(講演会、朗読コンテスト、史跡めぐり等)	事業費	7百万円
文01-02		協定を締結している自治体と協働し、市民レベルの文化交流や相互の地域振興を図ります。			
協定締結都市等との文化交流事業		事業量	文化交流事業 9回	事業費	1百万円
文01-03		千代田、文京、台東3区及び東京文化資源会議との協働により、様々な文化資源に関する情報を共有し、共同で発信します。文化資源の集積した地域としての価値や新たな資源を再発見し、内外に発信します。			
文化資源構想事業		事業量	東京文化資源会議 観光情報の集約・アーカイブ化	事業費	1百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)			
事業名					
文01-04		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとして、宝生能楽堂と連携し、鑑賞イベントやバックステージツアー、AR(拡張現実)メガネを用いた鑑賞体験を実施します。			
I don't know(能)... No(能) problem! ~みんなで親しむ「能(No h)」プロジェクト~		事業量	小中高生とその家族を対象とした 能楽鑑賞イベント バックステージツアー 字幕付きスマートグラスを装用した 能楽鑑賞体験	事業費	3百万円
文01-05		指定文化財について、地域での管理・活用方法を推進するとともに、様々な媒体で広く周知します。 また、埋蔵文化財について、文化財的価値に応じた適切な管理を行い、出土品等の有効活用を図ります。			
文化財行政の推進		事業量	区指定文化財の指定 文京アカデミー生涯学習講座への 講師派遣 埋蔵文化財を活用したイベント 子ども考古学教室	事業費	3百万円

■ 伝統工芸・伝統文化 ■

区内に存在する歴史・文化資産などを後世に伝えていくため、歴史・文化資産の修復・保存・再現に努め、活用するとともに、伝統工芸・伝統文化の保護・継承のため、それらに携わる人たちの養成・育成を支援します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
文02-01		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ものづくりに関心のある区民や国内外からの観光客の集客と、伝統工芸品の魅力発信のため、エリアプロデュース事業や観光事業と連携して、販売、実演、体験ができる伝統工芸イベントを定期的を実施します。	
「来て見て体験」文京の伝統工芸		事業量	イベント開催 72回 伝統工芸マップ 伝統工芸会ホームページの多言語化
		事業費	6百万円
文02-02		事業概要は、文03-04(ページ)に掲載	
「かるたの街 文京」を発信！			

■ 文化・芸術活動 ■

地域の特性を活かした区独自の文化など、区内で新たな文化が創造されるよう、区民が身近に文化・芸術活動に参加・発表できる場の提供や、その支援を行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
文 03 - 01		学校や地域の文化施設など、区民にとって身近な場所で文化・芸術を鑑賞したり、創造的な活動を行ったりする機会を提供します。			
アウトリーチ事業		事業量	小・中学校 延べ 42 か所 文化施設等 6 か所 区内音楽大学生等によるコンサート 36 回 区内大学音楽サークル等によるコンサート 3 回	事業費	41 百万円
文 03 - 02		芸術性の高い優れた音楽、舞台芸術、伝統芸能等の事業を実施するとともに、区民参加型の事業を実施し、区民が身近なホールで文化・芸術を体験し、創造できる場を提供します。			
シビックホールでの文化芸術振興事業の実施		事業量	大ホール事業 12 事業 小ホール事業 18 事業 区民参加型事業 6 事業	事業費	147 百万円
文 03 - 03		多様な伝統文化の次世代への引継ぎと、後継者の育成を目的に各種発表の場を提供し、区民の文化・芸術活動の支援と普及・啓発を図ります。また、若年層を中心とした新たな文化の発信を目指し、ジャンルを超えた交流等を推進します。			
文化祭 / 各種発表会 / 若手芸術家支援		事業量	文化祭(華道展・茶会、書道展、絵画展) つどい・大会(民謡、謡曲、吟剣詩舞道、合唱、日本舞踊、三曲、民踊) ポスターコンクール インタープリターによる出前講座 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム	事業費	37 百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)		
事業名				
文03-04		全日本かるた協会や、漫画「ちはやふる」の著作権をもつ講談社を区内に擁するメリットを生かし、競技かるた体験イベント等を始め、文化・観光・国際交流の多方面から事業を展開します。		
「かるたの街 文京」を発信!		事業量	漫画「ちはやふる」とのコラボレーションイベント かるた関連イベント(かるた関連講座・伝統文化事業等)	事業費 6百万円
文03-05		事業概要は、文01-04(ページ)に掲載		
I don't know(能)... No(能) problem! ~みんなで親しむ「能(No h)」プロジェクト~				

3-5 スポーツ振興

将来像

だれもが、いつでも、安全にスポーツに親しめるまち

だれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツに親しむことで、豊かで健やかな生活を送ることのできるまちを目指します。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

スポーツは心身の健康の保持・増進だけでなく、人や地域の交流を促進する等、区民が健康で豊かな生活を送ることに貢献しています。

そのため区では、施設設備の整備、スポーツ指導者の派遣、スポーツ大会の開催等、区民が様々なスポーツに触れる機会を提供してきました。

今後は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を推進するため、全庁的な取組を行い、大会後のレガシー（有益な遺産）を意識した多角的な事業を行っていく必要があります。

そのため、スポーツ機会拡大を目的として、スポーツセンターの改修を始めとした施設の整備を行うとともに、地域で開催される各種スポーツ事業に従事するスポーツボランティアの育成を行い、スポーツ活動を支えていきます。

あわせて、スポーツを「観る」ことで、スポーツに親しみをもち、スポーツに取り組む一助となるよう、プロスポーツ団体や大学等と協働し、スポーツを「観る」機会を増やしていきます。

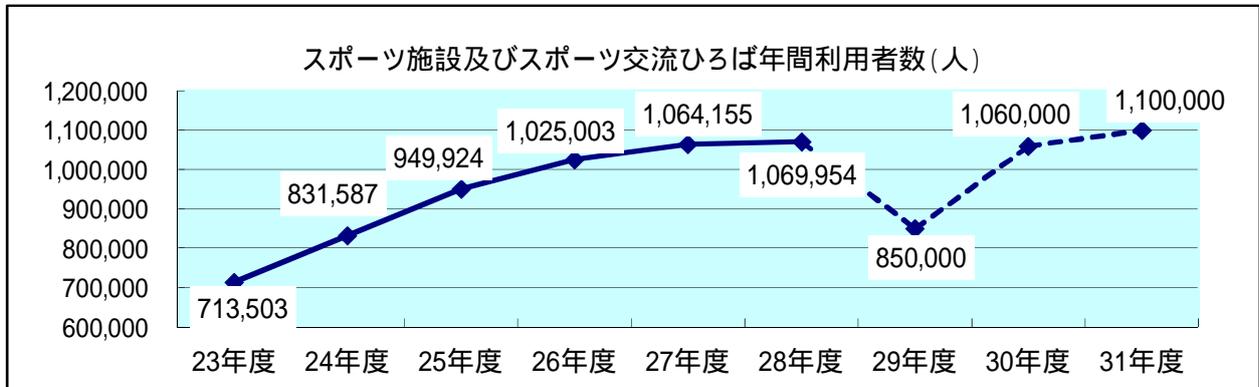
特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成事業としての「観る」スポーツを広げることで、スポーツに親しみをもち、スポーツに取り組む機会をつくることだけでなく、文化や観光資源、学校教育、おもてなしの心など、幅広い取組ができる契機としていきます。

さらに、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる環境整備を推進し、区民のスポーツ技術及び能力の向上を目指します。そして、スポーツを通じて人と人のつながりを育み、スポーツを中心とした地域コミュニティづくりを推進することにより、区民が自発的にスポーツを楽しむ意識の醸成につなげていきます。

また、スポーツ推進委員を始めとした区内スポーツ団体指導者向けの研修の機会を増やしその質を高めることで、スポーツ指導者の資質を向上させていきます。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

スポーツ機会拡大のための施設整備及び人材育成



小石川運動場 24年4月リニューアルオープン
江戸川橋体育館 24年4月開館

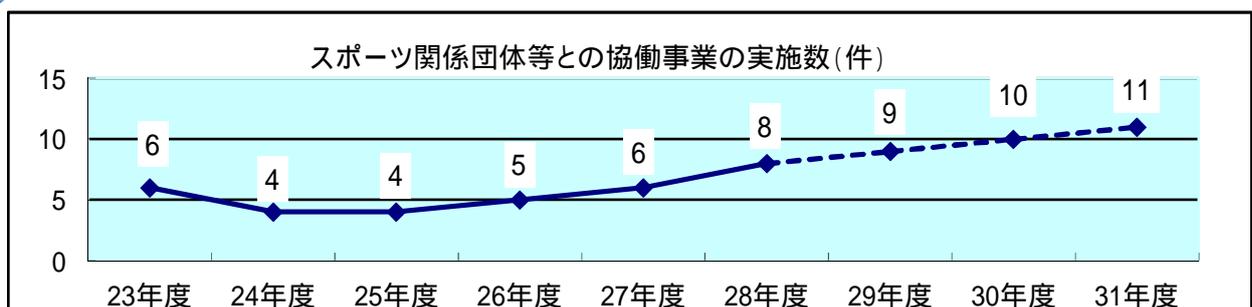
総合体育館 25年4月開館
スポーツセンター30年6月リニューアルオープン予定

【指標の内容、設定理由・根拠】

だれもが、いつでも、身近にスポーツができ、健康で豊かな生活が送れるよう、利用しやすいスポーツ施設の整備や情報提供に努めます。

その成果を測るため、公共スポーツ施設及びスポーツ交流ひろばの年間利用者数を指標とし、過去の実績を踏まえ、スポーツセンター改修工事による利用者数の変動を勘案し、平成29年度の目標数値を設定しました。改修工事終了後、31年度までには、スポーツ交流ひろば利用者を含め1,100,000人の利用を目指します。

スポーツ関係団体等との連携強化

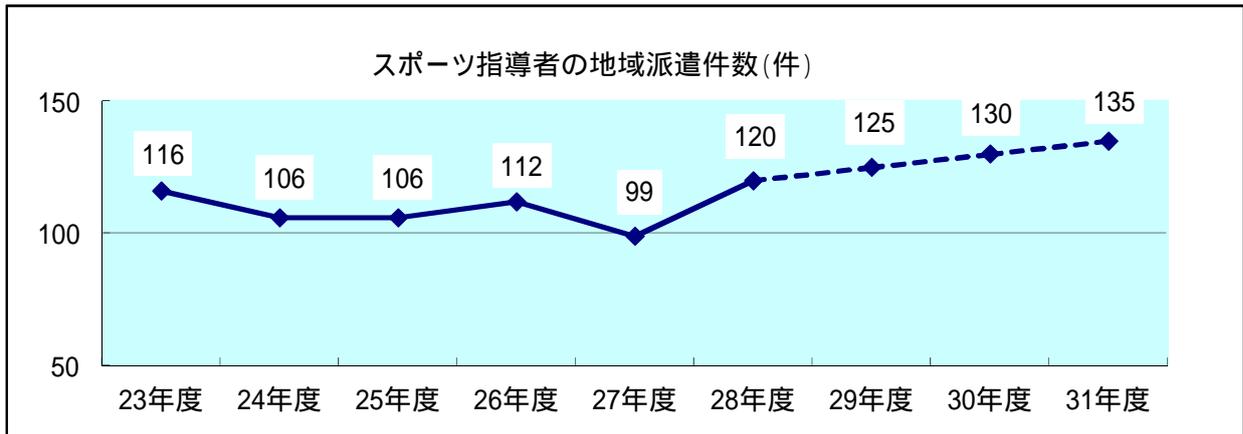


【指標の内容、設定理由・根拠】

区内には、講道館、日本サッカー協会及び日本バスケットボール協会等のスポーツ団体や、スポーツ関連企業、大学等のスポーツに関わりのある団体が多数あります。

そこで、各種団体との協働事業数を指標とし、区内団体・企業との協働事業を通じて多様な競技種目を紹介することにより、広く区民にスポーツへの関心を高めていきます。スポーツをより身近なものとするため、企画段階から、区内プロスポーツ団体、スポーツ関連企業等との連携を密にし、平成31年度には11件のスポーツ体験教室や講演会、大会等を開催していきます。

区民のスポーツ技術と能力の向上

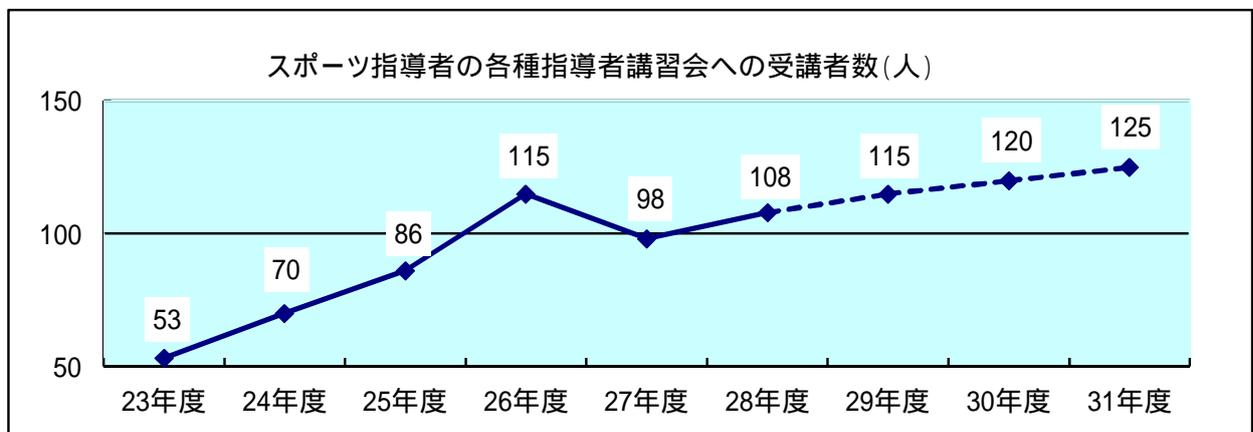


【指標の内容、設定理由・根拠】

区民が安全にスポーツに親しみ、その技術向上を図るためには、高い専門性や熟練した指導方法を習得した指導者による支援が必要です。

そこで、スポーツ指導者の地域派遣件数を指標とし、日程の重複等により実績は伸び悩んでいますが、団体間の調整や区報・ホームページ等による広報活動を一層行うことで、平成31年度には派遣件数135件を目指します。

スポーツ指導者の育成



28年度は実績値

【指標の内容、設定理由・根拠】

区民が安心かつ安全にスポーツに親しみ、スポーツ技術の向上を図るためには、各種教室等に派遣できる十分な人数のスポーツ指導者等の育成が不可欠です。

そこで、スポーツ指導者の各種指導者講習会への受講者数を指標とし、新たに指導者等に就任する人材の確保に努めるほか、各種指導者講習会への受講促進のための広報啓発活動を実施することにより、受講者数の増加に努め、平成31年度には受講者数125人を目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ スポーツ施設 ■

スポーツの機会を拡大するため、スポーツ施設を整備し、充実させるとともに、区内の学校や民間等の施設、人材などの地域資源を活用していきます。また、講習会や教室、イベントを実施するとともに、それらの開催情報などを広く発信します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
ス01-01		区民がより身近な場所でスポーツを楽しめるよう、区立小・中学校施設を利用したスポーツ開放事業を実施します。また、実施日には指導員を配置し、安全管理を行うとともに、実技指導を実施します。			
スポーツ交流ひろば(スポーツ開放)事業		事業量	区立小・中学校 18校 実施種目や実施日の拡大	事業費	42百万円
ス01-02		安全で快適なスポーツ環境を提供するため、老朽化したスポーツセンターの全面的な改修工事を実施します。改修に当たっては、施設全体のバリアフリー化を図るとともに、電気、空調、給排水設備等を更新し、省エネルギー対策にも対応します。			
スポーツセンターの改修		事業量	改修工事・リニューアルオープン	事業費	2,361百万円
ス01-03		スポーツボランティア制度を拡充して障害者ボランティアの育成・登録を行うことで、障害者がスポーツを始めるきっかけを提供し、スポーツ実施率の向上につなげます。 また、近隣区等との連携により、広域かつ多種目でのボランティア活動に従事する機会を確保することで、スポーツボランティア登録者の経験とスキルの向上を図ります。			
文京スポーツボランティア事業		事業量	ボランティア養成講座 24回 ボランティア従事者 短時間 延べ3,640人 長時間 延べ1,090人	事業費	16百万円

■ 指導者育成 ■

区民が適切にスポーツに親しむことができるよう、専門技術や指導方法、安全教育に長けた人材の確保と、新たな指導者の育成に向けた支援を行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
ス02-01		<p>スポーツに関する専門技術や指導技術、安全確保能力に長けたスポーツ指導員を育成するための講習会を実施します。</p> <p>また、学校や地域スポーツ団体等に指導員を派遣し、地域住民主体の活動を支援します。</p>	
スポーツ指導者の育成と活用		事業量	指導者講習会 9回 地域への指導者派遣 390件
		事業費	2百万円

■ 観るスポーツ ■

身近なレクリエーションの一つとしてスポーツに興味を持てるよう、区内のプロスポーツ団体と協働して、「するスポーツ」だけではなく「観るスポーツ」の魅力を発信します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
ス03-01		区内のプロスポーツ団体やスポーツ関連企業、大学等との協働により、講習会や教室、イベント等を実施します。このことにより、「観るスポーツ」をきっかけとしたスポーツを身近に感じる機会の拡充を行います。			
スポーツ関係団体等との協働事業の推進		事業量	読売巨人軍、日本サッカー協会等との協働事業 30事業	事業費	11百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
ス03-02		<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、様々な気運醸成事業等を実施します。</p> <p>また、大会終了後のレガシーとして、区民のスポーツや観光、自国の文化などへの関心をより一層高め、併せて文化振興及びスポーツ振興に寄与する事業として展開します。</p>	
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進		事業量	事業費
		気運醸成イベント 障害者スポーツの理解促進 文化プログラム 2019年ラグビーワールドカップに向けた事業	90百万円
<p>【行財政運営の視点】</p> <p>～東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への対応～</p> <p>現 状</p> <p>平成25年9月に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したことを受けて、26年度から本区でも大会を盛り上げるために様々なイベントや事業を実施しています。28年度は、シビックセンター地下2階区民ひろばで、リオデジャネイロ2016オリンピック・パラリンピック競技大会のパブリックビューイングを行うなど、気運の醸成を図る事業等を実施しました。また、28年12月には、ドイツを相手国とした*ホストタウンの登録が決定しました。</p> <p>課 題</p> <p>東京2020大会を契機として、ホストタウンの相手国であるドイツとの交流を始めとする国際交流や国際理解、おもてなしの心、日本文化の発信や多言語化対応、無料公衆無線LANの整備やバリアフリーのまちづくり、公衆・公園等トイレの整備等、ソフトとハードの両面で準備を進めていく必要があります。</p> <p>また、パラリンピックの開催を通じて障害のある人もない人も互いに尊重し、支えあう共生社会を実現するために、障害や障害者に対する理解を深める取組も重要です。</p> <p>さらに、大会に向けて、ボランティアについての理解や参加を促していく必要があります。</p> <p>方向性</p> <p>リオ2016大会後、東京2020大会開催に向けて限られた期間で準備をしていくに当たって、開催都市の一翼を担うため、区独自の施策を展開するとともに、大会組織委員会や都が進める施策に、全庁横断的な体制をもつて的確に対応していきます。</p>			

*ホストタウン 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体

■ スポーツ技能 ■

区民にスポーツの魅力を伝え、スポーツ愛好者のすそ野を広げるとともに、スポーツ技能を高めるため、地域住民主体のスポーツ団体などの活動を支援します。

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
ス04-01		事業概要は、ス01-01(ページ)に掲載
スポーツ交流ひろば(スポーツ開放)事業		
ス04-02		事業概要は、ス02-01(ページ)に掲載
スポーツ指導者の育成と活用		
ス04-03		事業概要は、ス03-01(ページ)に掲載
スポーツ関係団体等との協働事業の推進		

3-6 観光

将来像

何度も訪れたくなる、魅力とおもてなしの心あふれるまち

豊かな観光資源を活用し、四季折々の文京区の魅力を発掘・発信することで、訪れた人に「何度も行ってみたい」と思われるまちを目指します。また、区民一人ひとりが温かくお客様を迎えるおもてなしの心を持つことで、「いつでも来てほしい」と誇れるまちを目指します。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成27年に東京都を訪れた外国人旅行者は約1,189万人(対前年比34.0%増)、日本人旅行者は約5億1,670万人(同2.1%増)にのぼり、国内外から都を訪れる旅行者の数は年々増加しています。

同様に、国内外から文京区を訪れる観光客も多くなってきており、区の代表的な観光イベントである文京花の五大まつり等への来場者も軒並み増加傾向にあります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えて、より多くの方が本区の魅力を知り、訪れていただくことが重要になっています。

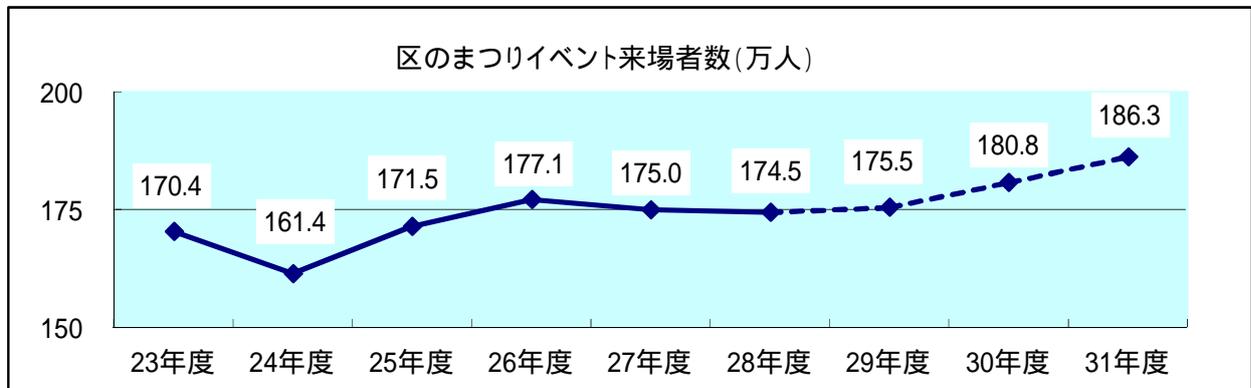
今後とも、文京花の五大まつり等の区内で行われているイベントがより充実した内容で開催できるよう支援します。

また、区内各所にある観光資源について、広く情報提供を行うため、観光インフォメーションの活用を始めとする情報発信の強化を図ります。

さらに、区を訪れた方に「おもてなし」の心を伝える存在である、観光ガイド事業を充実させるとともに、更に増加が見込まれる外国人観光客が安心して区内を周遊できるよう、外国語ボランティアの育成にも努めていきます。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

文京花の五大まつり等の支援

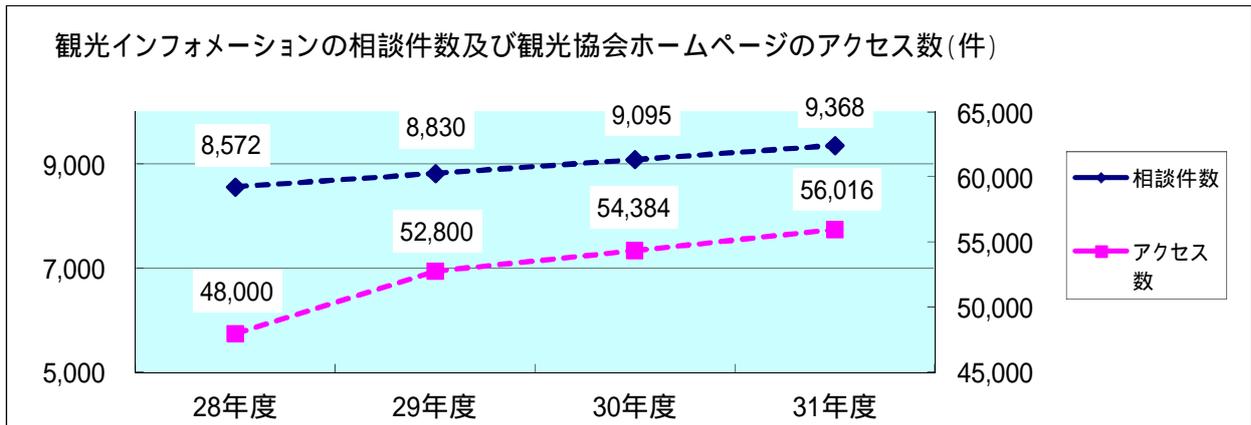


【指標の内容、設定理由・根拠】

区への興味を高めるため、区の代表的イベントである「文京花の五大まつり」、「文京朝顔・ほおずき市」、「根津・千駄木下町まつり」等のポスターやパンフレット等を新たな観光関連施設へ掲出するなど、多様な手段を用いて観光PRを行います。このような取組により、まつりイベントへの来場者数の増加を目指します。そこで、来場者数を観光事業の成果を測る指標とします。

平成28年度の来場者数を過去3か年(25～27年度)の実績の平均値と仮定し、29年度の目標値を過去3か年(26～28年度)の平均値に設定し、30年度及び31年度はそれぞれ前年度からの3%の増加を目標とします。

観光情報の発信



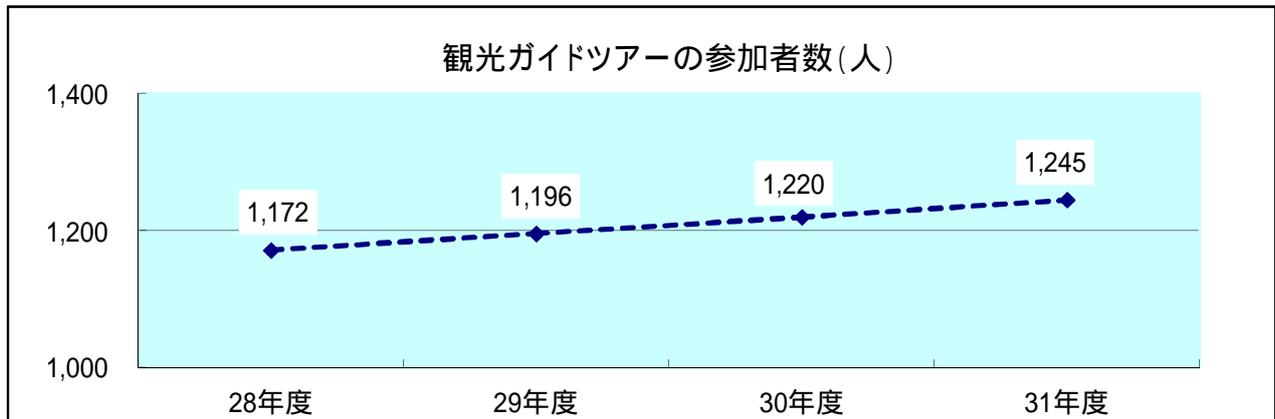
【指標の内容、設定理由・根拠】

観光インフォメーションの相談件数及び観光協会ホームページのアクセス数は、区の観光資源に興味を持った人数と関連すると考えられることから、観光資源の魅力向上と観光情報発信の効果を測るため、指標とします。

相談件数については、平成28年4月から8月までの実績から28年度の相談件数を推計し、29年度以降は毎年度、前年度比3%の増加を目指します。

また、ホームページのアクセス数は、28年6月の実績から、1月当たり約4,000件、年間約48,000件のアクセスが想定されるため、観光協会ホームページのリニューアル直後の29年度は、28年度の10%増を、30年度以降は前年度比3%の増加を目標とします。

観光ガイド事業の充実

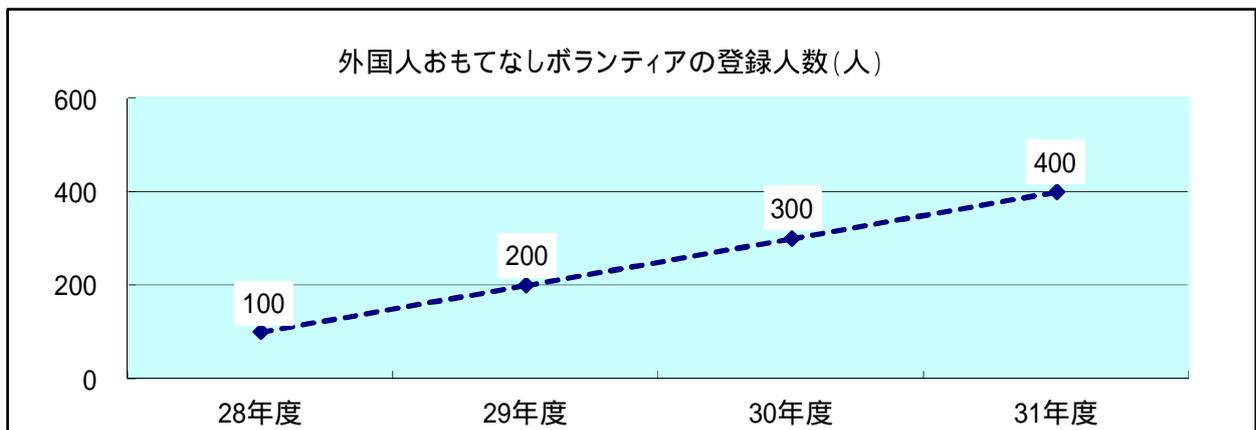


【指標の内容、設定理由・根拠】

観光ガイドツアーへの参加者数は、豊富な観光資源を有する本区の魅力と「おもてなしの心」を伝えた人数であるとともに、参加者数の増加は区の観光資源への興味関心の伸びを示すものと言えるため、観光ガイドツアーの参加者数を指標とします。

平成28年度の参加者数を27年度と同数と仮定し、29年度から毎年度2%の増加を目指します。

外国人観光客への対応の強化



28年度から登録開始

【指標の内容、設定理由・根拠】

まつりなど主要な観光行事や観光スポットで外国人観光客の案内等を行うスキルのあるボランティアを増やすことが、外国人観光客の滞在支援につながるため、外国人おもてなしボランティアの登録人数を指標とします。

外国人おもてなし隊育成事業の年間参加者数約150人のうち、毎年度100人が登録することを目標とします。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 観光情報 ■

より多くの人に訪れてもらうため、案内板など設備の整備や、観光に携わる団体・人材の活用、各種広報媒体を利用した観光情報の発信を積極的に行い、豊かな観光資源を持つ「文の京」の魅力をわかりやすく伝えます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
観 01 - 01		東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、国内外からの観光客や施設利用者に対し、区の観光情報や災害時の情報など、広く区政情報を発信する基盤として、区内施設及び商店街の店舗に無料公衆無線 LAN 環境を整備します。			
無料公衆無線 LAN の整備		事業量	区有施設(運用管理) 6施設 区内商店 360 店舗	事業費	39 百万円
観 01 - 02		区内観光施設、名所・旧跡等、観光資源を紹介する観光リーフレット「おさんぼくん」と、「食の文京ブランド 100 選」として選出された飲食店・菓子店を紹介した「おいしゅうございまっぷ」を作成します。			
観光リーフレット作成		事業量	「おさんぼくん」(多言語版を含む。) 324,000 部 「おいしゅうございまっぷ」(多言語版を含む。) 192,000 部	事業費	20 百万円
観 01 - 03		区の観光情報の収集・発信の拠点として、観光リーフレットの配布や、観光に関する相談、問合せに対応します。			
観光インフォメーションの運営		また、文京シビックセンター25階展望ラウンジでの観光リーフレットの掲出等を行い、情報発信機能を強化し、区内観光を促進します。			
		事業量	観光インフォメーションの運営 シビックセンター展望ラウンジでの 観光案内	事業費	38 百万円

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
観 01 - 04		夏目漱石生誕 150 周年を記念し、平成 29 年 9 月（予定）の新宿区立漱石山房記念館の開館に合わせ、新宿区と連携しながら「夏目漱石」をテーマとする観光イベントやガイドツアー、マップ作成、企画展等を実施し、相互の観光客の周遊を促進します。			
吾輩探訪～漱石が過ごした 文京・新宿を辿る～		事業量	観光ガイドツアー 「ゆかりの地」マップ作成 企画展	事業費	3 百万円
観 01 - 05		シビックセンター25 階の展望ラウンジを始め区内の観光スポット等で利用できる、スマートフォン用の AR（拡張現実）等を活用した多言語アプリケーションを制作し、国内外からの観光客が楽しみながら区内を周遊できる環境を整えます。			
文京区デジタルジャーニー ～展望ラウンジからつながる 観光情報発信～		事業量	AR（拡張現実）アプリケーションの 制作 区内主要観光スポットのコンテンツ 作成・運用	事業費	21 百万円

■ 観光資源 ■

文京区ならではの観光を楽しんでもらうため、歴史・文化の香りや四季を感じる事ができる本区の特性を活かして観光資源を磨き上げるとともに、新たな観光資源の発掘・創出を行うことにより、「まちあるき」が楽しめる魅力的な観光プランを提供します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
観 02 - 01		漫画やアニメーション等のいわゆるサブカルチャーとの連携を進め、人気コンテンツを活用することで、文京区の観光資源の魅力を従来と違った側面から発信し、若い世代を中心とした新たな観光客を誘致します。			
サブカルチャーによる観光資源の魅力発信		事業量	ゆかりの地を巡るスタンプラリー パネルの展示朗読会等	事業費	9百万円
観 02 - 02		事業概要は、文 02 -01(ページ)に掲載			
「来て見て体験」文京の伝統 工芸					
観 02 - 03		事業概要は、文 01 -03(ページ)に掲載			
文化資源構想事業					
観 02 - 04		事業概要は、文 03 -04(ページ)に掲載			
「かるたの街 文京」を発信！					
観 02 - 05		事業概要は、観 01 - 03(ページ)に掲載			
観光インフォメーションの運 営					
観 02 - 06		事業概要は、観 01 - 04(ページ)に掲載			
吾輩探訪～漱石が過ごした 文京・新宿を辿る～					
観 02 - 07		事業概要は、観 03 - 01(ページ)に掲載			
観光ガイド事業の充実					

■ おもてなしの心 ■

文京区を訪れる人を温かく迎えるため、区民が本区への関心と理解を深めるとともに、自分の住むまちに誇りを持てるよう、区内の観光資源の周知をさらに進めます。また、本区を印象付ける魅力の一つとして、区民の「おもてなしの心」を醸成します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
観 03 - 01		<p>養成講座を通じて、知識や技量を備えた観光ガイドの認定・育成をします。観光ガイドが観光施設や史跡等を案内するガイドツアーを実施することで、区の観光資源の魅力とおもてなしの心を来訪者に伝えるとともに、新たなまちあるきコースを開発し、観光資源の新たな魅力を発掘します。</p>	
観光ガイド事業の充実		事業量	観光ガイド養成講座 2回 レベルアップ研修 9回 ガイドツアー 255回
		事業費	5百万円
観 03 - 02		<p>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、外国人観光客が安心して滞在できる環境を整えるため、簡単な英語等で観光地やお店の案内を行うなど、おもてなしの心や区の魅力を伝えられるボランティアを育成します。</p>	
「文の京」外国人おもてなし隊育成事業		事業量	講座・交流会 15回
		事業費	1百万円
観 03 - 03		事業概要は、産 04 -02(ページ)に掲載	
文京ウェルカム商店街事業			

■ 協力・連携 ■

区民等や関係機関と連携して観光振興を推進するため、それぞれの役割を明確にし、協力体制を強化していきます。また、東京都や近隣区と連携し、より効果的な観光振興に取り組みます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
観 04 - 01		文京花の五大まつり（さくら、つつじ、あじさい、菊、梅）文京朝顔・ほおずき市及び根津・千駄木下町まつりの広告・宣伝経費を助成するなど、観光客の誘致に向けた支援を行い、観光振興と地域の発展を図ります。			
文京花の五大まつり等の支援		事業量	実行委員会への補助 7団体 各実行委員会との連絡調整・PR 支援	事業費	31 百万円
観 04 - 02		自転車シェアリングの本格導入に向け、サイクルポートの利用状況や交通行動の実証実験を行い、自転車シェアリングの運営上の課題、公共的な交通手段として定着する可能性等を検証します。			
自転車シェアリング事業実証実験		事業量	実証実験（自転車・サイクルポートの増設等）	事業費	154 百万円
観 04 - 03		事業概要は、観 01 - 04（ ページ）に掲載			
吾輩探訪～漱石が過ごした文京・新宿を辿る～					
観 04 - 04		事業概要は、観 02 - 01（ ページ）に掲載			
サブカルチャーによる観光資源の魅力発信					

3-7 交流

将来像

交流の輪を広げ、互いの魅力を高め合うまち

国内外の垣根を越えて、交流の輪を育むことで、たくさんの人たちとふれあい、多種多様な文化や考え方を尊重し、相互理解を深めていきます。また、他の地域の魅力を学ぶとともに、文京区が持つ未知の魅力を発見し、区外へ発信することで、互いの魅力を高め合うまちを目指します。

■ 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

海外都市との交流については、ドイツ・カイザースラウテルン市との姉妹都市提携から30年が過ぎようとしており、平成27年10月には、トルコ・イスタンブール市ベイオウル区との友好都市協定を締結するなど、順調に進展していますが、その内容等を区民が十分に認知しているとは言えない状況です。区内の外国人人口は、29年1月現在で9,174人、全人口の約4.3%となっており、増加傾向にあります。さらに、今後、区内大学の新たな留学生向け宿舎の建設計画等もあり、日本人と外国人が共に暮らしやすい地域づくりが重要な課題となっています。

そのため、海外都市との交流に更に広げるとともに、1対1の交流にとどまらず、国内の他地域も含めた交流のネットワーク化を図っていきます。

また、海外との様々な交流について、区民の理解促進及び積極的な交流への関与につながるよう、情報発信に努めます。

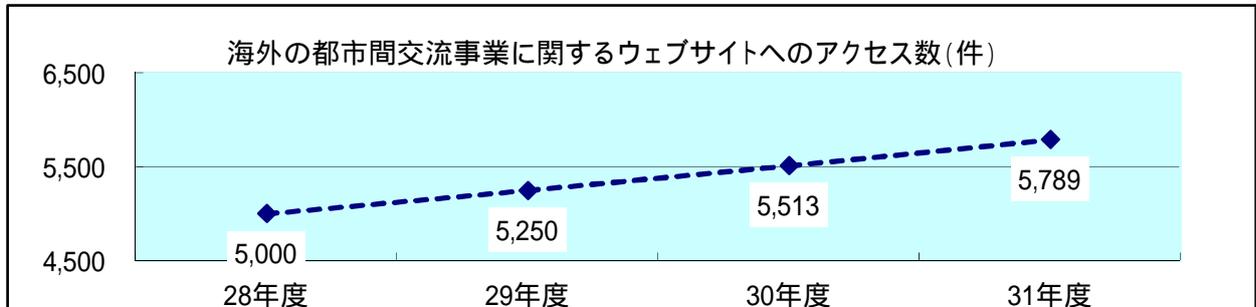
さらに、地域で活動する団体などと連携して在住の外国人との相互理解と交流を促進する活動の充実に努めます。

一方、国内交流については、東京23区において、特別区長会が主導となり、「特別区全国連携プロジェクト」として東京を含めた各地域の経済の活性化、まちの元気につながるような取組を展開しています。国内友好交流事業では、個人や団体で行き来できる機会を増やし、より一層住民間の交流を深めるため、本区と友好関係にある自治体との事業協力を実施していきます。

加えて、全国の自治体との交流事業の実施拡充に努めます。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

海外都市との交流の区民理解の促進



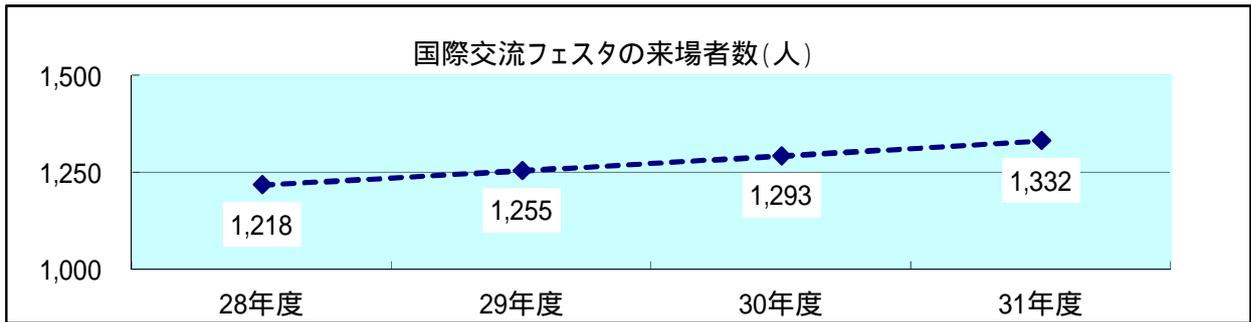
【指標の内容、設定理由・根拠】

交流事業に対する区民の関心を高め、理解を得ていくためには、海外都市との交流事業を行うとともに、その様子をWeb等の活用により発信していくことが必要です。そこで、区ウェブサイトによるカイザーラウテルン市等の海外都市交流を紹介する情報発信を行い、より理解が進むよう努めます。

その成果を測るため、交流事業を紹介するウェブサイトのアクセス数を指標とし、理解の促進を図るとともに、その実績数から情報提供に関する課題を把握し、改善に努めていきます。

なお、平成27年12月から28年5月までの半年間のアクセス数が2,504件であったことから、その約2倍の5,000件を基礎数値とし、毎年度5%の増加を目指します。

外国人参加型交流事業の充実



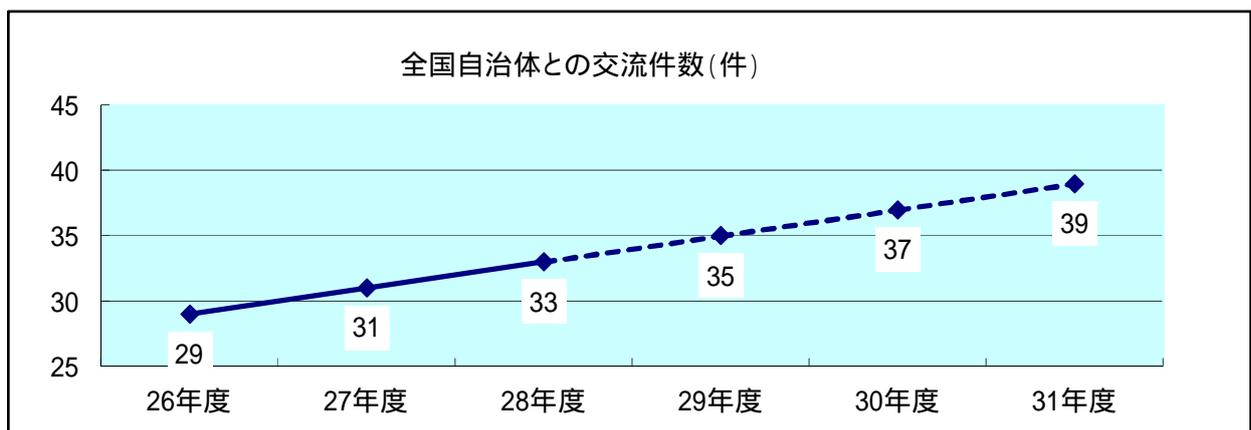
【指標の内容、設定理由・根拠】

増加傾向にある外国人住民と日本人の相互理解を促進するための各種事業を実施し、外国人だけでなく日本人も同じ場に参加することによる交流を促します。

国際交流フェスタは、外国人と日本人の双方が参加する事業として、数多くの参加者が見込まれます。より多くの日本人と外国人が、お互いの文化に触れることや交流することに興味・関心を深めることが、来場者数の増加につながることから、国際交流フェスタの来場者数を指標とします。

過去3年間の文京区の外国人を含めた人口が年間1.5%程度増加していることから、平成28年度の参加者数を27年度の1.5%増と仮定し、29年度から毎年度3%の増加を目指します。

国内交流に係る事業の拡大



【指標の内容、設定理由・根拠】

国内友好交流事業においては、個人や団体で行き来できる機会を増やし、より一層の住民間の交流を深めるため、本区と友好関係にある自治体との事業協力を一層拡充していく必要があります。

そこで、様々な自治体と連携を密にし、交流事業に参加した自治体数を指標として、現在、区が協定等を締結している9自治体を含めた交流事業の拡充を目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 交流情報 ■

多種多様な文化への区民の理解を深めるため、国内交流事業の情報に加え、姉妹都市交流など交流都市に関する情報を積極的に発信し、交流の魅力を伝えていきます。

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
交01-01		事業概要は、交02-02(ページ)に掲載
国内交流の推進		
交01-02		事業概要は、文01-02(ページ)に掲載
協定締結都市等との文化交流事業		
交01-03		事業概要は、観03-02(ページ)に掲載
「文の京」外国人おもてなし隊育成事業		
交01-04		事業概要は、交02-03(ページ)に掲載
海外都市との交流事業		
交01-05		事業概要は、交04-01(ページ)に掲載
外国人参加型交流事業		

■ 国内外の交流 ■

他の地域の文化や考え方を受け入れるとともに、文京区の魅力を発信し、互いに理解し合えるよう、文化・スポーツ活動などを通じて、区民が国内及び海外の人と交流を深める機会を提供します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
交 02 - 01		山村体験宿泊施設の運営事業者が実施する、区民を対象とした田植え、稲刈り、川遊び、雪遊び等の山村体験交流事業に協賛し、参加者募集に係る広報活動を行います。			
山村体験交流事業		事業量	「四季の郷 薬師温泉 やまびこ荘」運営事業者、魚沼市、魚沼市観光協会等と連携した、山村体験交流事業	事業費	4百万円
交 02 - 02		本区と友好関係にある自治体と物産展や相互訪問、文化交流等を行うことで、様々な魅力を発信し、交流自治体相互の魅力を高め合います。			
国内交流の推進		事業量	全国自治体との交流推進事業(物産展、相互訪問、文化交流等)	事業費	1百万円
交 02 - 03		姉妹都市カイザーслаウテルン市など、友好関係にある海外都市と、訪問団の派遣・受入れやホームステイ生徒の交換、文化、芸術、スポーツなどを通じて幅広く交流し、区民の友好、相互理解を深めます。			
海外都市との交流事業		事業量	カイザーслаウテルン市姉妹都市提携 30 周年記念事業 ホームステイ生徒交換事業 3回	事業費	39 百万円
交 02 - 04		事業概要は、文 01 -02(ページ)に掲載			
協定締結都市等との文化交流事業					

■ 在住外国人支援 ■

区内に在住する外国人も安心して快適に生活できるよう、NPO(非営利活動団体)・ボランティアなどとの協働のもとに、子育て・教育・医療・居住などの生活面の手助けや多言語による案内、情報提供、相談事業などの支援を行います。

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
交03-01		事業概要は、交04-01(ページ)に掲載
外国人参加型交流事業		

■ 外国人の参画 ■

地域行事やボランティアなど、さまざまな場面において、外国人や留学生が参画・貢献できるよう、区内で実施される事業に参加できる機会を提供するほか、情報を発信するなど、その環境づくりを行います。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
交 04 - 01		地域で活動する団体等と連携し、地域で行われる事業に外国人が参加する機会を提供し、区民・外国人の交流と相互理解を進める事業を行います。			
外国人参加型交流事業		事業量	地域連携活動事業 9回 国際交流フェスタ 3回 英語観光ボランティア 3回	事業費	7百万円
交 04 - 02		事業概要は、観 03 -02(ページ)に掲載			
「文の京」外国人おもてなし隊育成事業					

4 まちづくり・環境

4-1 住環境

将来像

だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち

地域の特性を活かしたまち並みの保全・創出や、身近な場所で自然に親しむことのできるまちづくりなどを通じ、だれもが住み続けたい、住みたいと思える快適な環境が整った、潤いと魅力にあふれたまちを目指します。

■ 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の人口は、平成29年1月現在213,969人で、都心回帰現象などにより、10年前と比較して約3万人の増加となっています。この傾向は、今後しばらく続くものと推計され、だれもが住み続けたいと感じる快適な住環境の整備が求められています。

27年度における景観事前協議件数は190件で、景観計画の策定に伴い、10年前と比べて約2倍に増えています。

また、道路は、高齢者や障害者等を含む全ての人々に対して、安全かつ快適に利用できるように整備する必要があると、28年3月には、バリアフリー基本構想を策定したことから、特に生活関連経路の整備が求められています。

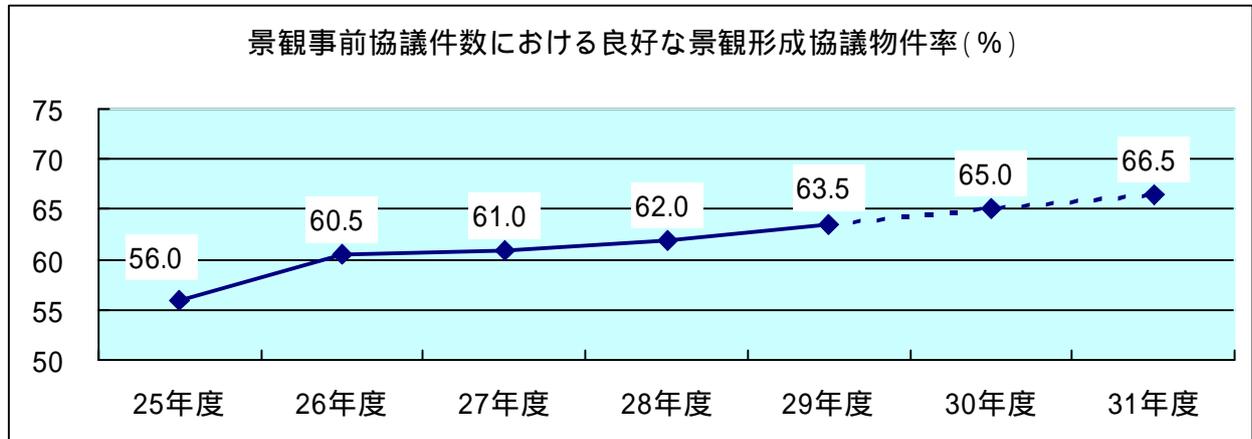
さらに、コミュニティバスは、現在、多くの区民の足として定着してきていますが、今後も、利用者数を維持し、運行収入を確保していくことで、バスを安定的に運行させ、移動しやすい住環境を確立していくことが求められます。

このような中で、本区としては地域の魅力をいかして、良好な景観を形成するため、区民や事業者への啓発活動を実施していくとともに、住宅のバリアフリー化による良質な住宅の確保や、生活関連経路のバリアフリー整備、オープンスペース等の整備、地域美化等の対策などを進めて、安全で快適な住環境を実現していきます。

また、だれもが気軽に移動できるよう、コミュニティバスの安定的な運行の維持に努めます。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

地域の魅力を生かした良好な景観まちづくり



25年度に景観行政団体となり、新条例を施行し、事前協議等の適用を拡大

【指標の内容、設定理由・根拠】

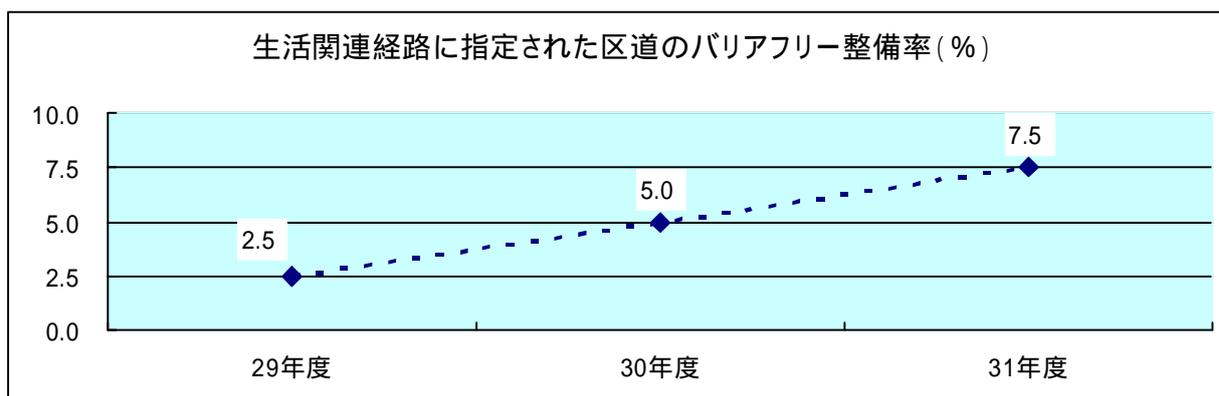
区内には、数多くの坂道や歴史・文化、豊かな緑、人々の賑わいなど、多様な魅力が溢れており、これらは区民等が誇ることができる貴重な資産として、守り、引き継ぎ、創っていかねばならないものです。

だれもが住み続けたいと思う魅力的なまちのため、一定規模の建築物等や屋外広告物の設置について、景観事前協議を通して、文京区にふさわしい良好な景観を形成するように、文京区景観計画への適合を審査しています。景観事前協議の総件数の中で、文京区景観計画に適合するよう適切な誘導を行う必要があるものがあり、このような案件に景観計画に適合するための配慮を求める要請を行っています。

区民や事業者等に対し、景観形成に対する意識の向上を図る取組として、景観啓発を継続的に行っていく必要があり、景観事前協議申請当初から景観への配慮がなされた協議物件を増やすことが重要なポイントとなることから、「要請事項」のない良好な協議件数の割合を上げることを指標として設定します。

年度景観事前協議総件数に対する、景観形成に配慮した良好な協議件数を集計し、毎年度1.5ポイント上昇させることを目指します。

歩行空間の快適性の向上



29年度から生活関連経路を対象に整備を開始

【指標の内容、設定理由・根拠】

道路は、高齢者や障害者等を含む全ての人々に対して、安全かつ快適に利用できるように整備することが求められています。

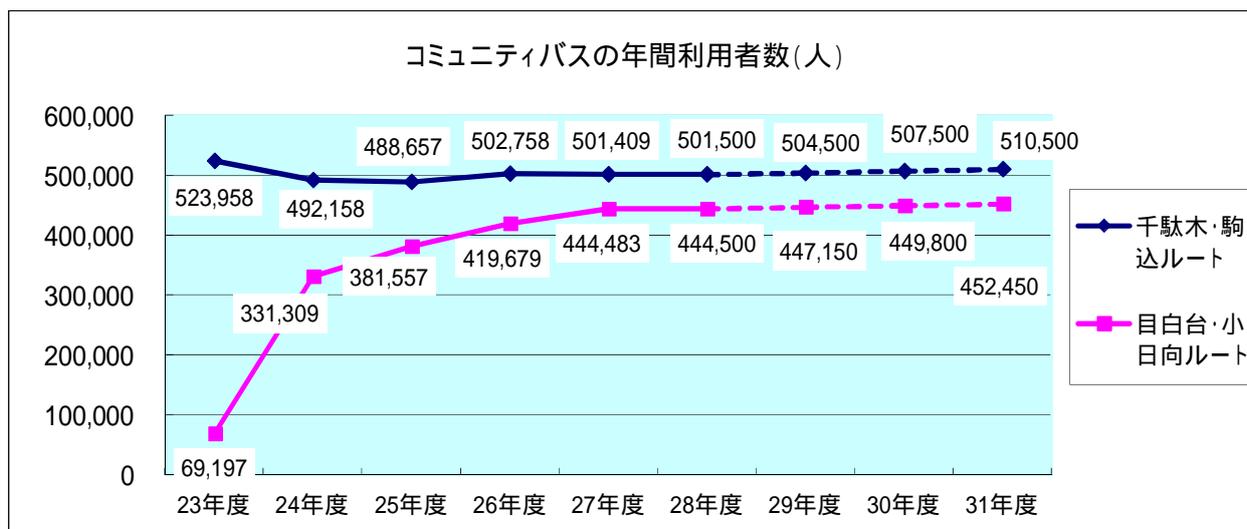
路線単位のバリアフリー化を進めることで、文京区バリアフリー基本構想における*生活関連経路に指定されている区道のうち、一次経路7.0km、歩道のある二次経路6.7kmの計13.7km(バリアフリー基本構想策定時点)について、年間350mの全面改修を行い、整備率を2.5%ずつ上昇させることを目標とします。

また、平成28年度以前にバリアフリー整備を行った路線に関しては、改修時に文京区バリアフリー基本構想の観点を追加し、より安全で快適な道路環境に整備していきます。

さらに、全面改修する路線以外にも、視覚障害者誘導用ブロックや手すりの設置等、必要なバリアフリー整備を行っていきます。

*生活関連経路 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設)相互間の経路

だれもが気軽に移動しやすいまちづくり



【指標の内容、設定理由・根拠】

コミュニティバス「Bーぐる」の第一路線（千駄木・駒込ルート）については、平成19年4月から運行を開始しています。本路線における利用者数は、運行開始から5年目まではそれぞれ前年度実績を上回りつつ推移してきましたが、6年目である24年度に初めて前年度実績を下回りました。その後、利用者数は若干上向いたものの、車両の大きさによる輸送量の限界もあり、近年はおおむね横ばいで推移している状況です。

コミュニティバス「Bーぐる」の第二路線（目白台・小日向ルート）については、23年12月から運行を開始しています。本路線における利用者数は、運行開始から5年目まで前年度実績を上回りつつ推移してきましたが、車両の大きさによる輸送量の限界や第一路線の実績から、計画期間内での利用者数の大幅な増加が想定し難いところです。

こういった状況を踏まえ、コミュニティバスの運行収入を確保していくため、コミュニティバスの年間利用者数を指標とし、現在の利用者数を維持しつつ、乗車率に余裕のある休日に外国人旅行者など観光目的の利用者を増加させることを目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 地域主体のまちづくり ■

「文の京」らしいまちの魅力を高めるため、それぞれの地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
住01-01		良好な市街地環境の早期形成を図るため、地域において住民主体のまちづくり協議会を組織し、手法等を検討しながら、まちづくりを推進します。			
地区まちづくりの推進		事業量	地区まちづくりの推進(本郷七丁目周辺地区・後楽二丁目地区等)	事業費	122百万円
住01-02		防災性の向上や良好な住環境の形成など、公共性の高い都市計画事業である市街地再開発事業に対し、補助金の交付等の支援を行い、事業の推進を図ります。			
再開発事業の推進		事業量	春日・後楽園駅前地区	事業費	18,980百万円
住01-03		事業概要は、住02-01(ページ)に掲載			
景観まちづくりの推進					
住01-04		事業概要は、住05-01(ページ)に掲載			
公園再整備事業					

■ 景観まちづくり ■

それぞれの地域にふさわしい良好な景観を保全・創出するため、周辺環境との調和を考慮した色彩や建築物の高さの適切な誘導などにより、景観まちづくりを進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
住 02 - 01		<p>一定規模の建築物等の建築や屋外広告物の設置に際し、景観アドバイザーを活用して景観事前協議を行うなど、建築主（事業者）に配慮を求めることで、良好な景観形成を図ります。</p> <p>また、区民や事業者が積極的に景観づくりに取り組めるよう、景観啓発を行います。</p>			
景観まちづくりの推進		事業量	景観事前協議 540 件 まち並みウォッチング 6回 文の京都市景観賞 3回	事業費	19 百万円
		住 02 - 02	事業概要は、災対 03 -04(ページ)に掲載		
区道 870 号無電柱化事業					

■ バリアフリー化 ■

だれもが安全で快適に利用できるまちをつくるため、環境に配慮しつつ、既存施設のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインを取り入れた建物・空間の創出を進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
住03-01		<p>バリアフリー基本構想に基づき、地区の特性に応じた特定事業を地区別にとりまとめた重点整備地区別計画を策定し、まちづくり（ハード面）と福祉施策（ソフト面）を連携させながら、区全体のバリアフリー化を推進します。</p>	
バリアフリー基本構想の推進		事業量	重点整備地区別計画の策定 特定事業に対する補助金等の支援
		事業費	48百万円
住03-02		<p>高齢者、障害者等を含む全ての人が円滑に移動できるよう、区道のバリアフリー整備を行います。</p>	
バリアフリーの道づくり		事業量	バリアフリー整備 1,050m
		事業費	444百万円
<p>【行財政運営の視点】 ～バリアフリー対策～ 現 状 誰もが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまちを実現するためには、各施設設置管理者が主体的・継続的にバリアフリー化に向けて取り組む必要があります。 そのために、「バリアフリー基本構想」の重点整備地区別計画を平成28年度及び29年度に策定し、推進を図っていく準備を進めています。</p> <p>課 題 施設設置管理者が、主体的に事業計画を作成し、計画性を持ってバリアフリー化を進めていくことが理想ですが、実効性を担保することが課題です。 また、ハード面の対応は時間的・経費的にも負担が大きいため、並行してソフト施策にも取り組むなど、より効果的な対応が求められています。</p> <p>方向性 引き続き、バリアフリー化の実現に向けた事業の計画化が進むように、施設設置管理者に働き掛けるとともに、区立施設等も計画的にバリアフリー化を推進します。 また、心のバリアフリーの推進など、区民等への周知啓発にも取り組んでいきます。</p>			

分野・No	区分	事業概要(3年間)				
事業名						
住03-03		便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについて、設備等の老朽度や利用状況、災害時の対応等の調査・分析によりまとめた整備方針に基づき、整備を進めます。				
公衆・公園等トイレの整備		事業量	設計	49 箇所	事業費	950 百万円
			工事	31 箇所		
住03-04		事業概要は、災対03-05(ページ)に掲載				
シビックセンター改修						

■ 良質な住宅の整備 ■

だれもが安全に安心して暮らせるよう、手すりの設置、段差の解消などの住宅のバリアフリー化やストックの有効活用などにより、良質な住宅の整備・確保を進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
住04-01		管理組合や区分所有者に対し、マンション管理セミナーの開催や相談員の派遣等を実施することにより、マンションの管理の適正化・建て替え等の円滑化を推進します。	
マンション管理適正化支援事業		事業量	事業費
		マンション管理士派遣 60件 分譲マンション管理個別相談 90件 マンション管理セミナー 6回 マンションアドバイザー制度利用助成 12件	5百万円
住04-02		事業概要は、住01-02(ページ)に掲載	
再開発事業の推進			
住04-03		事業概要は、災対03-02(ページ)に掲載	
不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業の推進			

■ オープンスペース ■

だれもが気軽に憩い、ゆとりと潤いを実感できるまちをつくるため、身近に緑や水に親しむことのできる公園などのオープンスペースや、散歩したくなる緑にあふれる歩行空間の創出・整備を進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
住 05 - 01		区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行います。			
公園再整備事業		事業量	設計 6園 再整備工事 5園	事業費	701 百万円
		住 05 - 02		肥後細川庭園の整備を中心に、周辺地域の道路環境、観光施設との連携等を重視した一体感あるまちづくりを行い、目白台・関口地区を活性化します。	
肥後細川庭園からはじめる 緑と歴史のまちづくり		事業量	庭園改修工事(第3期) 西側道路の整備	事業費	161 百万円
		住 05 - 03		スポーツセンターの改修工事に合わせ、教育の森公園の自由広場や老朽化した施設等の改修工事を行います。	
教育の森公園施設改修工事		事業量	改修工事	事業費	600 百万円
		住 05 - 04		事業概要は、住 03 - 03(ページ)に掲載	
公衆・公園等トイレの整備					

■ 公共交通機関 ■

だれもが気軽に出かけられるよう、公共交通機関の整備など、移動しやすい環境づくりを進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
住 06 - 01		<p>公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めるとともに、病院、福祉施設、観光・文化施設、商業地域を結ぶことにより、人の動きを活発にし、地域の魅力や活力を引き出します。</p> <p>また、運行課題の調査及び課題解決に向けた検討を行います。</p>	
コミュニティバス運行		事業量 バス運行補助 バス利用促進 沿線協議会等の運営支援 運行課題の調査・課題解決に向けた検討	事業費 135 百万円
住 06 - 02		事業概要は、観 04 -02(ページ)に掲載	
自転車シェアリング事業実証実験			
住 06 - 03		事業概要は、安 03 -03(ページ)に掲載	
コミュニティ道路整備			
住 06 - 04		事業概要は、安 03 -05(ページ)に掲載	
自転車走行空間整備			

■ 安全で快適な環境 ■

安全で快適な環境を確保するため、大気汚染・騒音・振動などへの対策や、地域の美化を進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
住 07 - 01		建築物の石綿使用状況把握を推進し、石綿飛散防止対策の徹底を図るとともに、環境・公害関係台帳等の管理を電子化します。			
公害防止指導		事業量	石綿分析費用助成 6件 台帳管理の電子化	事業費	13 百万円
住 07 - 02		区民との協働により、歩行喫煙と吸い殻のポイ捨て防止活動を行うとともに、路上喫煙禁止地区における住民活動を支援し、地域美化を推進します。			
歩行喫煙等の防止啓発		事業量	周知啓発キャンペーン 巡回指導 路面シート設置 指定喫煙所維持管理 3か所 啓発物の多言語化 屋内喫煙所設置助成 電柱看板作成・設置	事業費	176 百万円

4-2 環境保護

将来像

環境にやさしい取組を推進するまち

区、区民、地域活動団体、NPO(非営利活動団体)及び事業者の各主体が、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、協働して環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組み、将来世代に良好な環境を引き継いでいくまちを目指します。

■ 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

区では、文京区環境基本計画に基づき地球温暖化防止対策やごみの減量など低炭素・循環型社会の形成に向けた取組を進めています。

こうした中、区役所の事務事業に係る1年間の電力使用量は、平成17年度3,227万kWhから27年度には2,972万kWhまで減少し、二酸化炭素排出総量は、電力の二酸化炭素排出係数の増加などの影響を受けつつも、17年度の17,338tから27年度は16,160tと減少しています。しかしながら、地球温暖化防止は非常に重要な課題であり、更なる削減に向けた取組が求められます。

また、区収集のごみ量は、23年度45,220tから27年度には43,442tと減少傾向にあるものの、区民が安心して暮らせる循環型社会の実現のため、より一層のごみ減量が必要です。

そこで、区は、第2次文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、率先して二酸化炭素排出量の削減に努めます。

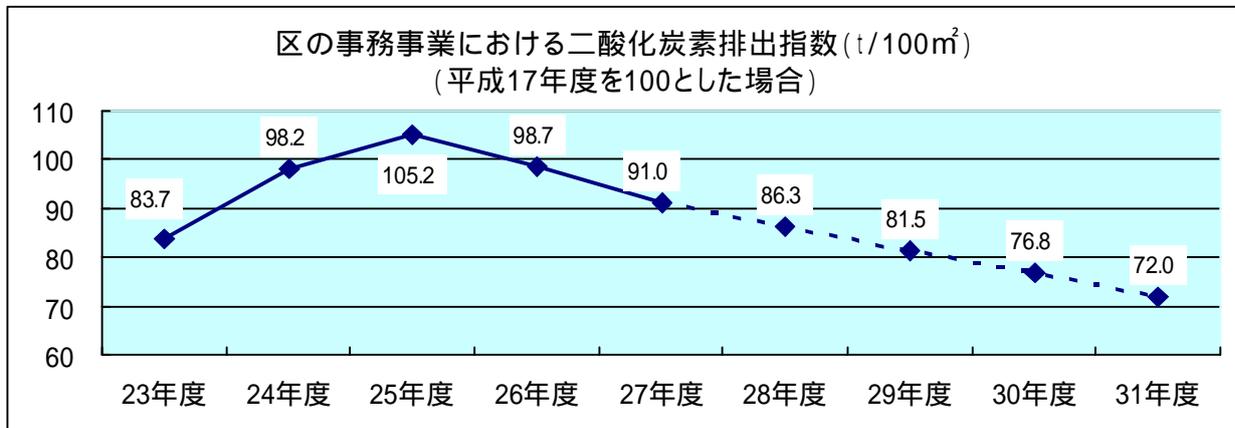
また、新エネルギー・省エネルギー機器の導入について、区内の一般家庭や事業所等に対して積極的に働き掛け、地球温暖化対策についての意識啓発等を進めていきます。

さらに、区民との協働によりリデュース(発生抑制)とリユース(再使用)の2Rをリサイクル(再資源化)に先立って推進し、区民一人当たりのごみ排出量の抑制に努めていきます。

また、28年11月に発効した「パリ協定」を受け、温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進と新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進に関する取組を強化していきます。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

二酸化炭素排出量の削減



出典：「第2次文京区役所地球温暖化対策実行計画」
28年度は目標値

【指標の内容、設定理由・根拠】

本来であれば、区内の実際の二酸化炭素排出量を指標とすべきですが、文京区全体の二酸化炭素の排出量が算定されるのは、3年後となります。

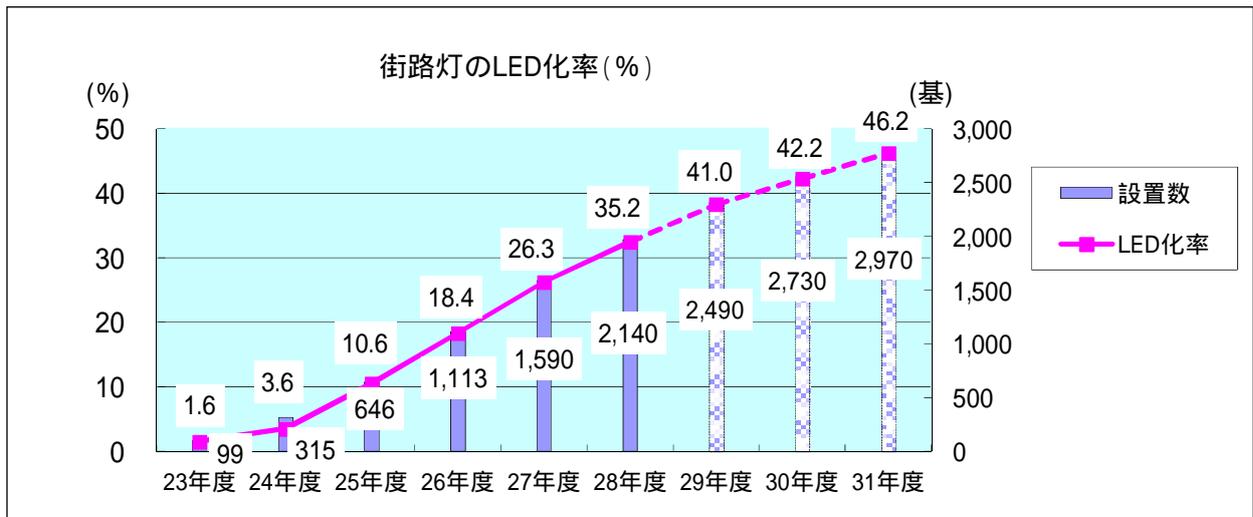
このため、区内全体の二酸化炭素の排出量から比較するとごく一部のものとなりますが、区の実績は、区内事業所等における地球温暖化対策の参考となることから、区の事務事業に係る二酸化炭素排出量の削減率を指標として、区の実績状況を把握し、区内全体の二酸化炭素排出量の削減を更に進めていきます。

区では、第2次文京区役所地球温暖化対策実行計画に掲げる二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、毎年度の削減目標を定め、着実に二酸化炭素排出量の削減に努めます。

なお、平成26年度実績までは、実際の二酸化炭素排出総量の原単位(100m²当たりの排出量t)で、基準年である17年度の排出量の原単位と比較していますが、27年度実績以降については、第2次計画の目標値算定方法(*二酸化炭素排出係数は、23年度の係数で固定して積算する。)で算定した二酸化炭素排出量の原単位で基準年と比較した数値となっています。

*二酸化炭素排出係数 石油・石炭などの化石燃料をある一定量燃焼させた場合に発生する二酸化炭素排出量。この場合の単位は、化石燃料の質量や体積、熱量換算値(J:ジュール)など。
なお、電力については発電に伴い投入された化石燃料を対象とする。

省エネルギーの推進



【指標の内容、設定理由・根拠】

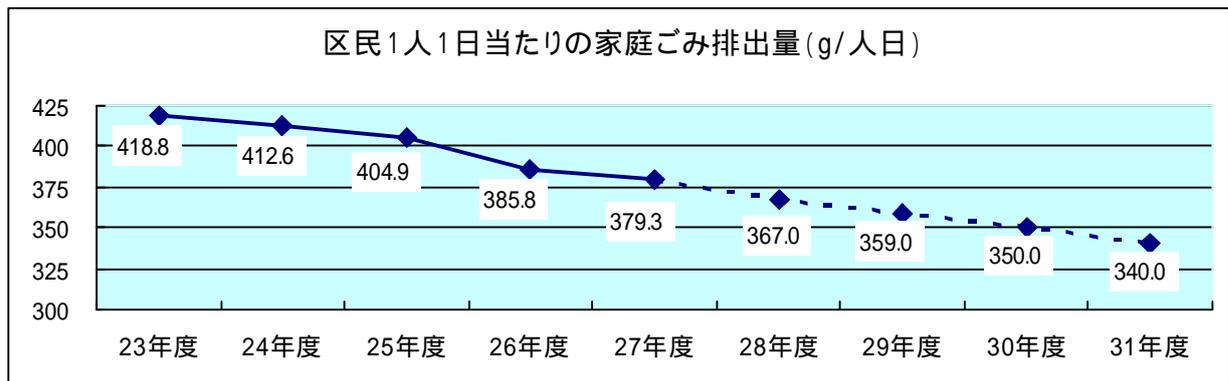
街路灯のLED化により温室効果ガス削減を推進するとともに、不点灯の少ない安全な道路環境の整備を進めます。そのため、区内の街路灯約6,000基(装飾灯等を除く。)におけるLED化率を指標として設定します。

東日本大震災に伴う電力不足を受け開始した街路灯LED化事業ですが、小型灯具を中心に平成28年度末までに2,140基を交換しました。今後は交換対象が中型灯具となり、将来は大型灯具を含め全ての街路灯のLED化を目指します。

老朽化した街路灯の改修時にLED器具に交換しますが、29年度は約350基、30年度以降は、より大きな器具を中心に交換するため、毎年度約240基の設置を目指します。

なお、電力使用量の削減効果としては、水銀灯をLED化した場合で約5分の1、蛍光灯をLED化した場合で2分の1以下になります。

循環型社会の形成の推進



28年度は目標値

【指標の内容、設定理由・根拠】

循環型社会の形成の推進のためには、分別によりごみから資源に回る割合を増やすとともに、ごみの排出量を減らすことが重要です。区で収集しているごみ量は減少傾向にあるものの、引き続きごみ量を削減していくためには、区民1人ひとりが、2R（リデュース、リユース）の取組により、ごみの排出量を減らすことが必要です。

平成28年3月に中間年度改定を行った一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）では、進捗を管理する基本指標として、家庭から排出されるごみ量の合計を区民1人1日当たりの量に換算した「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」を用いています。この基本指標の目標値を循環型社会の形成の推進のための指標とします。

2R推進のための具体的な施策に取り組むことで、一般廃棄物処理基本計画の最終年度である32年度（目標値は332g/人日）までに、26年度の実績から約54g減量させることを目指し、毎年度約10g減少させることを目標とします。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 環境負荷の低減 ■

人と環境の両方にやさしいまちをつくるため、環境負荷の低減に役立つ技術や資材を活用した都市基盤の整備や緑化を進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
環 01 - 01		都市環境の改善を図るため、透水性舗装や排水性舗装等の環境改善舗装を整備します。			
環境改善舗装		事業量	透水性・排水性舗装 面積 18,000 m ²	事業費	198 百万円
環 01 - 02		まちの緑化を推進し、環境負荷を低減させるため、緑化施設の助成や苗木の配付、区民のみどりへの愛護意識を高める啓発事業を行うことで、*緑被率の向上を進めます。			
みどりのふれあい事業		事業量	屋上等緑化補助 3件 生垣造成補助 60m 緑化啓発事業 20回 緑化推進事業(苗木配布) 1,000本	事業費	6 百万円

*緑被率 区全体の面積に対する緑で覆われた土地の面積の割合

■ 普及啓発・環境教育 ■

環境にやさしいライフスタイルや事業活動を促進するため、普及啓発活動や環境教育を強化します。また、環境にやさしい取組を各主体が協働して行う体制を整えるとともに、地域の主体的な活動を支援します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
環 02 - 01		地球温暖化対策地域推進計画に基づき、温室効果ガス排出抑制の啓発活動等を行います。			
温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進		また、区の事務事業について、文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、二酸化炭素排出量の削減に取り組めます。			
		事業量	地球温暖化対策地域推進協議会 文京版クールアースデーの実施 地球温暖化対策地域推進計画の改定	事業費	33 百万円
環 02 - 02		環境に配慮した持続可能な社会を区民と築くため、低炭素社会、循環型社会等に係る講座を体系的に実施し、人材の育成とともに、区との協働及びネットワーク化を推進します。			
文京 eco カレッジ		事業量	親子環境教室 18 回 環境ライフ講座 18～24 回 リサイクル推進サポーター養成講座 3 回 リサイクル施設バス見学会 3 回 公開講座 3 回 生ごみ減量塾 6 回 エコクッキング 9 回 モノ・フォーラム 3 回 エコ先生の特別授業 45 回	事業費	9 百万円
環 02 - 03		3Rの推進、ごみ量の抑制等、広く啓発を行い、区民の意識の向上を図ります。			
ごみ減量と3Rによる循環型社会の形成に向けた取組の推進		また、平成33年度からの一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）の改定に向けた基礎調査等に着手します。			
		事業量	リサイクル清掃審議会 10 回 普及啓発（ごみダイエット通信・「ごみと資源の分け方・出し方」の発行） 「一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」の改定に向けた分析・調査	事業費	21 百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)	
事業名			
環 02 - 04		ごみの発生抑制につながるリユースに対する区民意識の向上を図るため、フリーマーケット(ステージ・エコ)や生活用品・食品の再活用等に関するイベントや、地域情報の提供を行います。	
リユース(再使用)の推進		事業量	ステージエコ(フリーマーケット) フードドライブ 子ども用品の交換会
		事業費	2百万円
環 02 - 05		事業概要は、環 04 - 01(ページ)に掲載	
資源の集団回収支援			
環 02 - 06		事業概要は、環 04 - 03(ページ)に掲載	
事業系ごみ対策			

■ 温室効果ガス削減 ■

地球温暖化を防ぐため、温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。具体的な削減目標の達成に向け、各主体が自然エネルギーの導入、省エネルギーの実践、環境負荷の少ない移動手段の利用などを進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
環 03 - 01		街路灯の改修に合わせて、省エネ効果の高いLED器具を導入します。			
街路灯 LED 化事業		事業量	LED 街路灯の設置 830 基	事業費	184 百万円
環 03 - 02		地球温暖化対策として、住宅等への新エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進し、温室効果ガスの発生抑制を図ります。			
新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進		事業量	住宅用太陽発電システム設置費助成 環境配慮型給湯器設置費助成 家庭用燃料電池設置費助成 家庭用蓄電システム設置費助成	事業費	76 百万円
環 03 - 03		事業概要は、環 02 - 01(ページ)に掲載			
温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進					
環 03 - 04		事業概要は、環 02 - 02(ページ)に掲載			
文京 eco カレッジ					
環 03 - 05		事業概要は、災対 03 - 05(ページ)に掲載			
シビックセンター改修					

■ 資源の循環利用 ■

ごみの減量や再資源化を進めるため、「もったいない」をキーワードに、家庭や事業所からのごみの発生をできる限り抑制(リデュース)した上で、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の順に、資源を循環利用する取組を強化します。

分野・No	区分	事業概要(3年間)			
事業名					
環 04 - 01		町会・自治会やPTA、マンション管理組合等の住民団体による資源の集団回収に対して報奨金などの支援を行うことで、ごみ減量と区民意識の高揚を図ります。			
資源の集団回収支援		事業量	資源回収量 17,916t 実践団体数 600 団体	事業費	99 百万円
環 04 - 02		資源となるものを集積所や回収拠点、店頭回収拠点にて回収し、資源化することにより、資源の有効利用とごみ減量を図り、循環型社会の形成を推進します。			
資源回収事業		事業量	資源回収量 27,036t	事業費	1,224 百万円
環 04 - 03		事業用大規模・中規模建築物の所有者等に対し、ごみの減量及び適正処理の促進、リサイクルの推進の指導を行い、環境負荷の低減や循環型社会の形成を図ります。			
事業系ごみ対策					
環 04 - 04		事業概要は、環 02 - 02(ページ)に掲載			
文京 eco カレッジ					
環 04 - 05		事業概要は、環 02 - 03(ページ)に掲載			
ごみ減量と3Rによる循環型社会の形成に向けた取組の推進					
環 04 - 06		事業概要は、環 02 - 04(ページ)に掲載			
リユース(再使用)の推進					

■ 自然との共生 ■

多様な生物が生息できる環境を育み、自然との共生を図るため、身近な生活空間の緑化を進めるとともに、公園などのオープンスペースの適切な管理や緑を保護する制度の活用などにより、緑地を適切に保全します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
環 05 - 01		事業概要は、環 01 - 02(ページ)に掲載
みどりのふれあい事業		

■ ヒートアイランド現象緩和 ■

都市部特有のヒートアイランド現象を緩和するため、環境に配慮した建築物や緑化の推進、保水性や遮熱性を備えた資材の利用、省エネルギーの実践などによる人工排熱の低減を促進します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
環 06 - 01		事業概要は、環 01 - 01(ページ)に掲載
環境改善舗装		
環 06 - 02		事業概要は、環 01 - 02(ページ)に掲載
みどりのふれあい事業		

4-3 災害対策

将来像

備えと助け合いのある災害に強いまち

区、区民、地域活動団体、NPO(非営利活動団体)及び事業者の各主体が、自らの命は自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという「共助」及び区民の安全を確保する主として公的機関が行う「公助」の役割を果たし、連携しながら地域の防災力が高いまちを目指します。

■ 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

東日本大震災以後、災害対策基本法の改正や東京都地域防災計画の修正等様々な動きがあり、区では「文京区地域防災計画 平成27年度修正(平成24年度修正追補版)」を策定しました。また、平成28年熊本地震では、観測史上初めて同じ場所で震度7の地震が2度起き、避難所生活が長期化するなど、多くの課題が浮き彫りとなっています。

大災害発生時に区の被害を最小限に抑えるためには、地域防災計画に盛り込んだ対策を着実に実行するとともに、過去に発生した災害の教訓を踏まえ、区や区民等が、自助・共助・公助の役割を果たし、連携しながらより一層の地域の災害対応力を高めることが求められています。

区では、防災フェスタ及び年4回の避難所総合訓練を実施するとともに、町会・自治会等の区民防災組織や中高層共同住宅等が実施する防災訓練に対する助成制度を実施して、地域での助け合いを進め、自助及び共助の意識の向上に努めます。

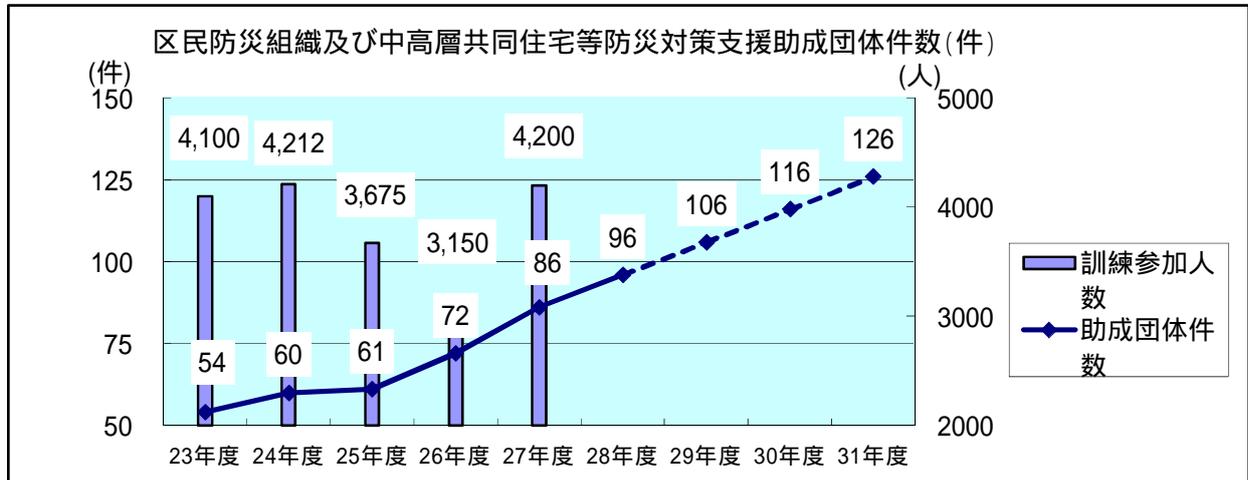
また、地域で主体的に活動するリーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度により、登録者数を増やしながら地域防災力の向上に努めます。

さらに、新たな福祉避難所の整備や、避難行動要支援者名簿の作成を進めるなど、災害時に特に配慮が必要となる方への支援体制の強化を図ります。

あわせて、災害に強いまちづくりを進めるため、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある細街路の拡幅整備を実施します。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

地域主導の防災対策の強化



訓練の実施方法等によって訓練参加人数は変動します。

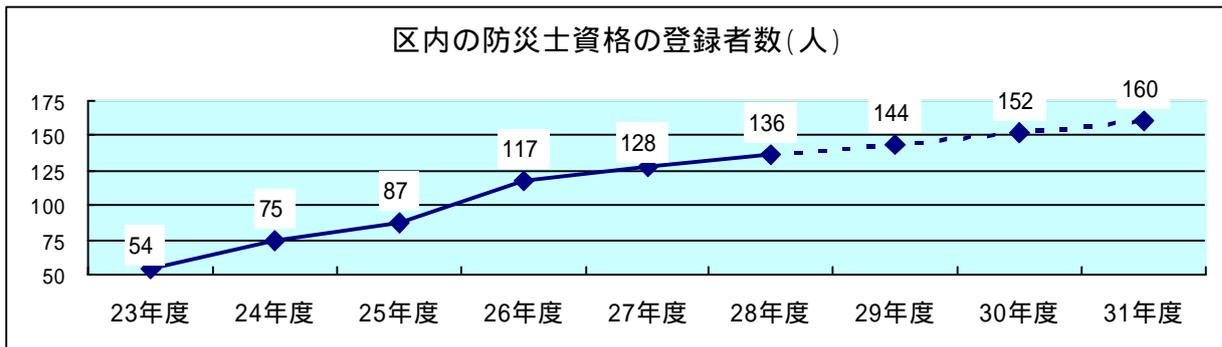
【指標の内容、設定理由・根拠】

区では平成9年度より区民防災組織である町会・自治会等が実施する訓練に対し助成を行っており、25年度からは、中高層共同住宅等への支援として、マンション管理組合等が実施する訓練に対して助成や支援を行っています。

さらに、28年度からは、区民防災組織とマンション管理組合等が共同で防災訓練を実施する場合に、それぞれに対し備蓄品購入費を助成する制度を実施しています。

これらの支援を通じて、災害発生時における区民一人ひとり及び各組織における防災行動力の強化を図るため、年間の助成団体件数(訓練実施件数)を指標とし、毎年度10件の実績増を目指します。

地域防災を担う人材の確保

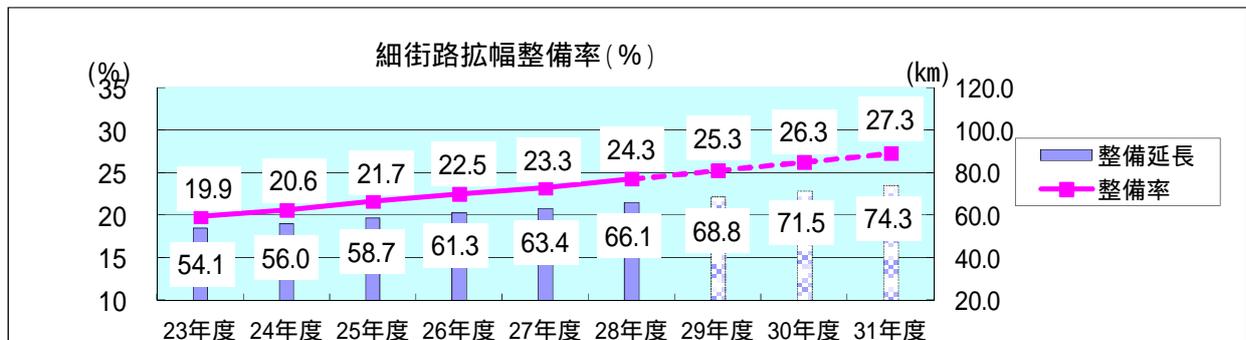


【指標の内容、設定理由・根拠】

大規模災害発災時、避難所運営協議会や区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動するリーダーの役割が重要となります。区では、避難所運営協議会員及び区民防災組織の防災担当者等を対象として、次世代リーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度を平成25年度から実施し、区内における防災士登録者数を増やすことで、地域防災力の向上に努めています。

28年3月末現在、区内の防災士登録者数128人(日本防災士機構調べ)を基本として、防災士のPRに努めつつ、毎年度8人資格取得者を増やし、31年度末までに160人の防災士の登録者を目指します。

災害に強い都市の整備



【指標の内容、設定理由・根拠】

わたしたちの身近にある道路は、住みやすい環境を守り、災害時の避難路として重要な役割を果たしています。しかし、区内には道幅が4mに満たない道路が多く、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある箇所が数多く存在します。

災害に強いまちづくりを進めていくためには、細街路を緊急車両の乗り入れが容易となる4m幅員の道路に拡幅することが重要であることから、細街路の拡幅整備率を指標とします。

細街路は、建築基準法の趣旨に従い、建築時等に合わせて整備しており、毎年度約2.7kmの4m幅員への拡幅整備を行っており、細街路拡幅の整備率を1ポイントずつ上昇させることを目標としながら、細街路拡幅整備率の向上を目指します。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 防災意識・知識 ■

いつ起きるかわからない災害に対して、日頃から備える心構えを醸成し、自主的に適切な対策を講じられるよう、各主体の防災に対する意識や知識を高める啓発活動を推進するとともに、被害を最小にとどめる減災に向けた取組を促進します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
災対01-01		<p>地域等で行われる各種防災訓練の支援を行うとともに、季節や地域特性に着目したテーマで実施する避難所総合訓練や、体験・観覧型の訓練（防災フェスタ）などの総合的な防災訓練を実施します。</p> <p>また、職員の危機管理能力の向上を図るため、地震等の緊急時において適切な業務遂行ができるよう訓練を行います。</p>			
地域防災訓練等		事業量	防災訓練等の支援 30,000人 防災フェスタ 4,500人 避難所総合訓練 3,600人 危機管理対応訓練(区職員) 750人	事業費	66百万円
災対01-02		<p>建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。特に、高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇します。</p>			
耐震改修促進事業		事業量	耐震診断 132件 耐震設計 15件 耐震改修 144件 特定緊急耐震設計 63件 特定緊急耐震改修 42件 分譲マンション耐震診断 18件 分譲マンション耐震設計 12件 分譲マンション耐震改修 6件 普及啓発(相談会、耐震フェア、アドバイザー派遣)	事業費	1,144百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
災対01-03		事業概要は、災対03-02(ページ)に掲載
不燃化推進特定整備地区 (不燃化特区)事業の推進		
災対01-04		事業概要は、災対03-03(ページ)に掲載
細街路の整備		

■ 地域の防災力 ■

自助・共助に根ざした取組を活発化し、地域の防災力を強化するため、各主体が参加する地域主導の災害対策活動を支援します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
災対 02 - 01		<p>区民防災組織等が自主的に実施する防災訓練に対して助成を行うほか、備蓄品購入に掛かる費用の助成を行うことで、区民防災組織等と中高層マンション管理組合の連携を図ります。</p> <p>また、老朽化の著しい防災用資器材格納庫の更新を行うとともに、D級可搬消防ポンプを貸与します。</p>			
区民防災組織の育成		事業量	区民防災組織等活動助成 165件 備蓄品購入費助成 120件 D級ポンプ貸与 3台 防災用資器材格納庫更新・修理 24棟	事業費	16百万円
災対 02 - 02		<p>避難所運営協議会活動を支援し、避難所運営能力のスキルアップを図ります。</p> <p>また、地域における防災活動のリーダーを育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度を実施します。</p>			
避難所運営協議会運営支援		事業量	避難所運営協議会役員全体会 3回 避難所運営訓練 99回 防災士資格取得支援 24人	事業費	13百万円
災対 02 - 03		<p>災害発生時に中高層共同住宅の住民が安全に施設内にとどまることができるよう、備蓄品や資器材の充実等を支援することにより、中高層共同住宅における防災行動力の強化を推進します。</p>			
中高層共同住宅の支援		事業量	防災対策費用・エレベーター閉じ 込め対策経費の助成 195件 パンフレット配布 6,000部 訓練支援 60回	事業費	6百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)	
事業名			
災対 02 - 04		<p>避難所で生活することが困難な要配慮者が避難することができるよう、民間の介護施設等を含めて福祉避難所を指定し、整備していきます。</p> <p>また、妊産婦・乳児救護所の円滑な運営のため、協定を締結した大学等との連携強化を図ります。</p>	
福祉避難所の整備・拡充及び妊産婦・乳児救護所の充実		事業量 (福祉避難所) 福祉避難所指定の検討 備蓄物資、防災行政無線の整備 (妊産婦・乳児救護所) 関係者との意見交換会 3回	事業費 38 百万円
災対 02 - 05		事業概要は、災対 01 - 01(ページ)に掲載	
地域防災訓練等			
災対 02 - 06		事業概要は、災対 04 - 01(ページ)に掲載	
避難行動要支援者の支援			
災対 02 - 07		事業概要は、安 01 - 02(ページ)に掲載	
文京区空家等対策事業			

■ 災害に強い都市 ■

だれもが安全に安心して過ごすことができるまちをつくるため、地震や火災などの災害に強い都市の整備をさらに進めるとともに、都市型水害対策を強化します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
災対 03 - 01		熊本地震を踏まえた災害対策、シビックセンター低層階等における災害対策本部の補完機能及び土砂災害警戒区域等の指定に伴う警戒避難体制について検討を行い、区の災害対策の充実・強化を図ります。			
熊本地震を踏まえた災害対策の充実・強化		事業量	熊本地震関連対策の検討 土砂災害警戒区域等ハザードマップの作成	事業費	2百万円
災対 03 - 02		大塚五・六丁目の不燃化特区事業において、建築物の除却工事費及び戸建て住宅建て替えの建築設計費等の助成額の増額や助成メニューの追加（共同住宅等の建て替えに対する建築設計費等）などにより事業の促進を図ります。			
不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）事業の推進		事業量	建築物の除去工事費等の助成 不燃化相談ステーションでの建替え等の相談	事業費	491 百万円
災対 03 - 03		対象となる建築主に対し、建築確認の申請前に、後退用地の範囲及び管理・整備方法について協議し、建築物の竣工に合わせて道路の拡幅整備工事を行います。 また、申請に基づき拡幅部分における既存塀の撤去や水道メーターの移設等に掛かる費用の一部を助成します。			
細街路の整備		事業量	整備件数 636 件 整備延長 7,926m	事業費	1,098 百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)	
事業名			
災対 03 - 04		沿道に地域災害拠点中核病院である日本医科大学付属病院があり、緊急輸送道路として指定されている区道 870 号について、電線共同溝を整備して無電柱化するとともに、歩道のバリアフリー化を行います。	
区道 870 号無電柱化事業		事業量 電線共同溝予備設計・詳細設計等 支障移設工事	事業費 129 百万円
災対 03 - 05		シビックセンター改修基本計画に基づき、防災拠点としての機能向上、環境負荷の軽減、ユニバーサルデザインの充実等を図るとともに、建物の健全性を確保するため、必要な改修を進める。	
シビックセンター改修		事業量 非常用発電設備増設等防災機能 向上 中央監視システム等設備更新 その他	事業費 1,637 百万円
災対 03 - 06		事業概要は、観 01 -01(ページ)に掲載	
無料公衆無線 LAN の整備			
災対 03 - 07		事業概要は、住 01 -01(ページ)に掲載	
地区まちづくりの推進			
災対 03 - 08		事業概要は、住 01 -02(ページ)に掲載	
再開発事業の推進			
災対 03 - 09		事業概要は、災対 01 -02(ページ)に掲載	
耐震改修促進事業			
災対 03 - 10		事業概要は、安 01 -02(ページ)に掲載	
文京区空家等対策事業			

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
災対03-11		事業概要は、環01-01(ページ)に掲載
環境改善舗装		
災対03-12		事業概要は、安03-04(ページ)に掲載
橋梁アセットマネジメント整備		

■ 災害対策協力体制 ■

災害の未然防止や被害の拡大を防ぐとともに、迅速かつ円滑な救援救護活動を実施できるよう、各主体、消防・警察などの関係機関の協力体制を強化します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
災対 04 - 01		避難行動要支援者名簿及び避難支援計画の作成を行い、関係団体等との連携により、平常時からの顔の見える関係づくりや災害時の適切な支援を図ります。			
*避難行動要支援者の支援		事業量	避難行動要支援者名簿の作成 要支援者の実態把握・啓発 避難支援関係者による平常時の見守り・関係機関との情報共有 個別計画の作成 感震ブレーカーの配付	事業費	49 百万円
災対 04 - 02		被災していない他自治体や公共的団体、事業者等の協力を得て、災害対策の強化・充実をしていくため、各機関と協定を締結し、災害時に備えます。			
災害協定の拡充					
災対 04 - 03		社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターの体制整備を支援します。平常時から、関係機関との連携強化を図り、発災時に機能する体制づくりを進めます。			
災害ボランティア体制の整備		事業量	他団体との協力協定 7 団体 ネットワーク会議 災害ボランティアセンター運営等訓練	事業費	6 百万円

*避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方

分野・No	区分	事業概要(3年間)			
事業名					
災対 04 - 04		大規模災害の発生に備え、災害医療救護体制の整備充実を図ります。			
災害時医療の確保		事業量	災害用医療資材・医薬品の更新 防災訓練への参加 12回 トリアージ研修 3回 災害医療運営連絡会 3回 個別支援計画策定 15件	事業費	32 百万円
災対 04 - 05		事業概要は、災対 01 - 01(ページ)に掲載			
地域防災訓練等					
災対 04 - 06		事業概要は、災対 02 - 04(ページ)に掲載			
福祉避難所の整備・拡充及び妊産婦・乳児救護所の充実					
災対 04 - 07		事業概要は、災対 03 - 01(ページ)に掲載			
熊本地震を踏まえた災害対策の充実・強化					

■ 災害対策情報共有・交換 ■

日常的な防災意識や災害発生時における対応力を向上させるため、各主体が災害対策に関する情報を共有し、情報交換ができる体制を強化します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）
事業名		
災対 05 - 01		事業概要は、災対 01 - 01(ページ)に掲載
地域防災訓練等		

4-4 防犯・安全対策

将来像

みんなで作る、犯罪や事故の一番少ないまち

だれもが安全に安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支え守り合う自主的な防犯・安全活動が積極的に行われているとともに、被害に遭わない、遭わせない都市の整備が進んだ、犯罪や事故のないまちを目指します。

■ 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成 28 年の区内刑法犯認知件数は 1,573 件であり、23 区で最も少ない件数を継続していますが、窃盗や特殊詐欺などの身近な犯罪の減少率は鈍化しています。

また、区内の交通事故死傷者数が年々減少傾向にある一方で自転車に関係したものの割合が高くなっているほか、放置自転車による歩行者等の通行障害の問題など、道路の安全性・快適性の更なる向上が求められています。

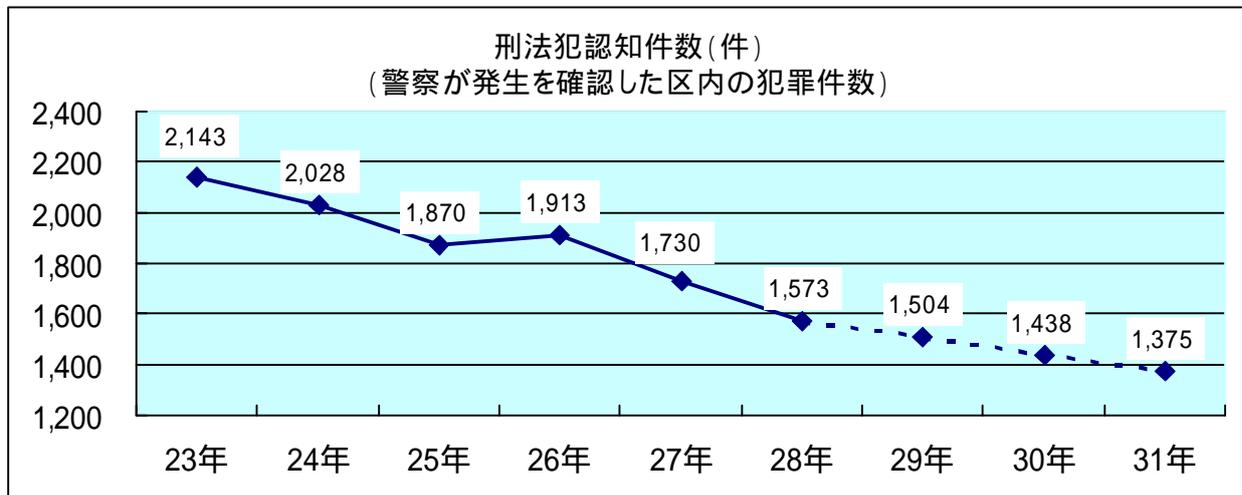
そこで、「文の京」安心・防災メール等を活用し、積極的に情報発信を進めるとともに、自主防犯パトロールカーの運行など、区民主体の防犯活動を支援するほか、特殊詐欺の未然防止対策として、自動通話録音機の無償貸与を行うなどの取組を進めます。

また、町会等の地域活動団体が区内において自主的かつ積極的にその取組を行っていただけるよう、推進地区を指定し、防犯カメラの設置補助など様々な活動支援を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

今後、更に交通安全意識の啓発活動の充実を図り、交通事故死傷者数を低減させ、事故のない安全なまちの形成を目指すとともに、より一層の放置自転車の削減に向け、自転車駐車場の整備や自転車シェアリング事業等の自転車対策を実施し、総合的な交通安全対策を推進します。

今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

安全で安心して暮らせるまちづくり



出典：「警視庁統計」

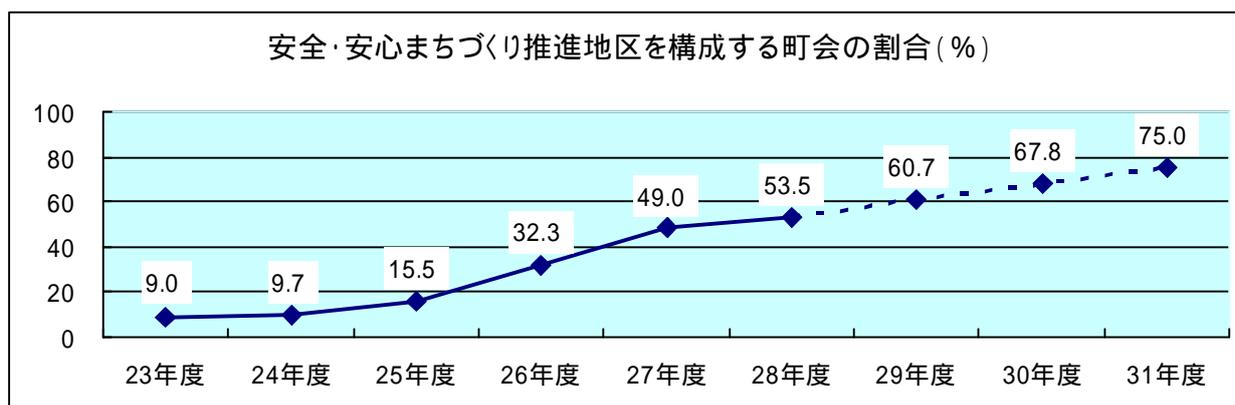
28年度は実績値

【指標の内容、設定理由・根拠】

刑法犯認知件数とは、被害の届出等により、刑法犯罪として警視庁がその発生を確認した件数をいいます。この数値は、区内における犯罪発生状況の目安となり、件数(=犯罪)が少ないということは、安全に安心して暮らすことができる地域であることを示していることから、この数値を継続的に減少させることを目標として指数を設定します。

区内の人口が増加傾向を示している中であっても、着実に防犯対策を行っていくことで認知件数を減少させ、過去10年間の刑法犯認知件数減少率の平均値である対前年比4.4%を維持することを目標とします。

文京区及び文京区内の4警察署(富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署)で締結した「23区安全・安心ナンバーワンのまち『文の京』更なる安全・安心推進のための合意書」に基づいて、警察と連携した総合的な対策を推進し、23区で一番刑法犯認知件数の少ない、安全で安心な区を目指していきます。



28年度は実績値

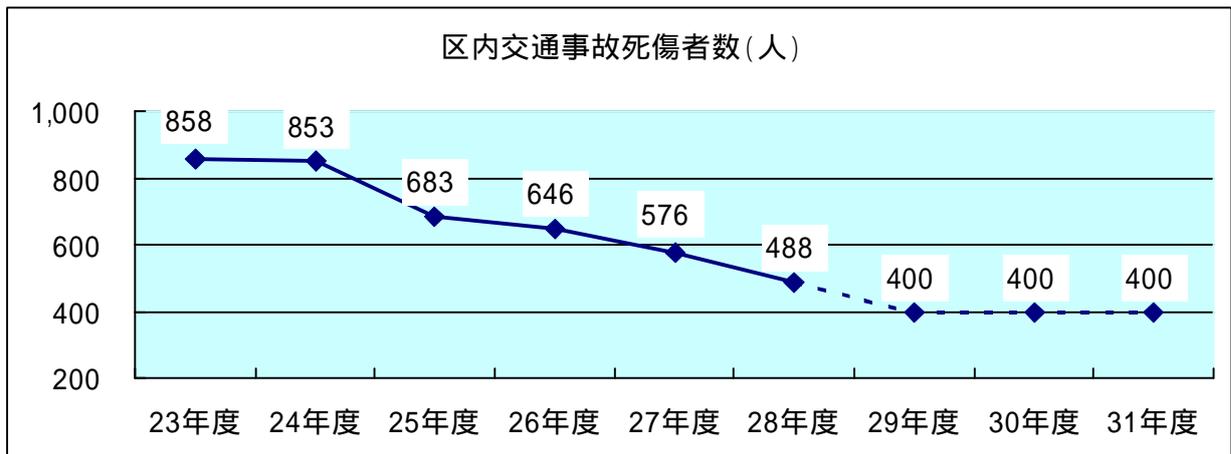
【指標の内容、設定理由・根拠】

安全・安心まちづくり推進地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、地域において自主的かつ積極的に活動を行っている団体からの申請により、その地域を、特定の施策を推進する地区として指定するものです。

推進地区は、単独又は複数の町会等により構成されており、推進地区の面的な広がり、区内における安全・安心まちづくりに対する区民等の意識及びその活動の広がりを示す目安となります。区内全155町会のうち指定地区を構成する町会の割合は、区民の安全に対する意識が高まり、安心して暮らせる地域であることを示す指標となることから、設定するものです。

平成18年度の2地区(10町会)の指定から、近年の区民の防犯に対する意識の高まりを受け、28年度末現在27地区(83町会)を指定しており、全155町会に対する割合は53.5%に達しています。今後とも、地域活動センターで行われる町会会合等の機会を捉え、推進地区における取組の紹介やノウハウの共有など、本制度の周知を図り、着実に割合を増やしていくことを目標とします。具体的には、31年度末までに全体の75%の町会が推進地区の指定を受けることを目指して、各年度の目標値を定めます。

交通事故死傷者数の削減

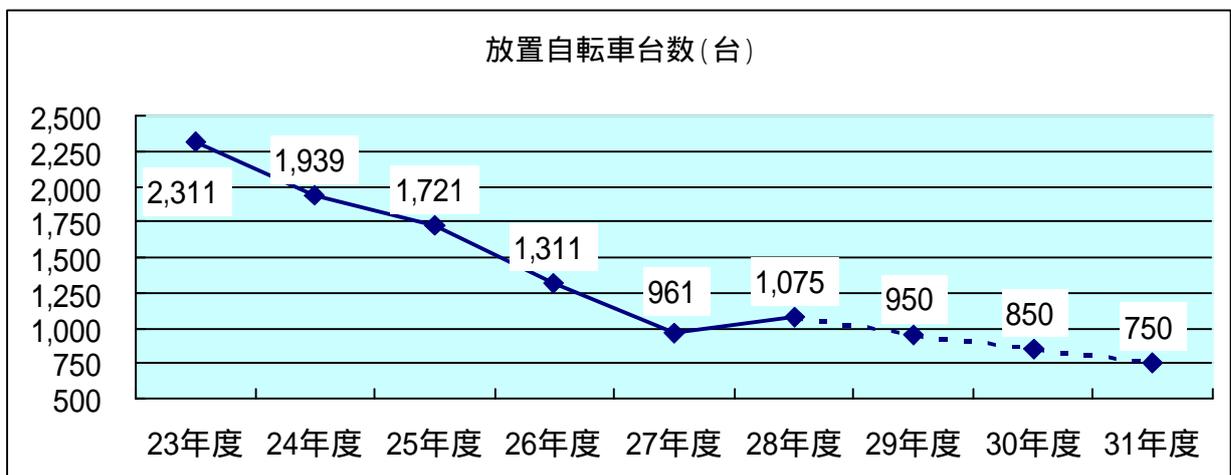


出典：「警視庁交通年鑑」
28年度は実績値

【指標の内容、設定理由・根拠】

交通事故のない安全なまちを形成するために、年齢層別交通安全教室、自転車実技教室による自転車運転免許証の発行、区民のつどいの開催などにより交通安全意識の啓発活動の充実を図るとともに、安全で快適な道路環境の確保を通じて、区内交通事故死傷者数の低減を図ります。

放置自転車の削減等総合的な自転車対策による道路の安全性・快適性の向上



出典：「駅前放置自転車等の現況と対策」
28年度は実績値

【指標の内容、設定理由・根拠】

放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備、自転車シェアリング事業等の総合的な自転車対策の推進により、放置自転車を削減していくことから、放置自転車台数を指標とします。

放置自転車の削減数については、撤去方法の改善等により毎年度、継続的に100台以上の削減を目指し、道路の安全性・快適性の向上を図ります。

将来像の実現に向けた、今後3か年の計画事業

■ 地域の防犯・事故防止 ■

安全に安心して暮らせるまちづくりに、地域ぐるみで取り組むよう、区民一人ひとりの防犯・事故防止に対する意識、見守りや助け合いの心を醸成するとともに、区民主体による地域の防犯・事故防止活動を支援します。

分野・No	区分	事業概要（3年間）			
事業名					
安 01 - 01		<p>文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、協働・協治の考えの下、安全・安心まちづくり協議会における推進地区の指定や、防犯パトロール、メール等による情報発信など、地域の安全対策を推進します。</p>			
安全対策推進		事業量	<p>安心・防災メール配信 安全・安心まちづくり推進に向けた啓発活動 安全・安心まちづくり推進地区の指定及び助成 自主防犯活動団体への資器材の貸出し及び助成 自動通話録音機貸与 パトロールカー運行</p>	事業費	119 百万円
安 01 - 02		<p>管理不全の空家等について、所有者等の申請に基づく区の助成により除却等を行い、区が跡地を原則として 10 年間借り受け、行政目的で使用します。</p> <p>また、継続して使用できる空家等については、所有者の意向を確認し、地域課題に取り組む N P O 等へ物件情報を提供します。</p>			
文京区空家等対策事業		事業量	<p>現地調査 450 件 相談 300 件 除去 6 件</p>	事業費	43 百万円
安 01 - 03		<p>事業概要は、青 03 -02(ページ)に掲載</p>			
子ども 110 番ステッカー事業					

■ 防犯に配慮した施設等 ■

犯罪が起きにくい安全で安心なまちをつくるため、防犯に配慮した施設・設備・空間などの整備をさらに進めます。

分野・No	区分	事業概要(3年間)
事業名		
安02-01		事業概要は、安01-01(ページ)に掲載
安全対策推進		
安02-02		事業概要は、環03-01(ページ)に掲載
街路灯LED化事業		

■ 道路の安全性 ■

だれもが安全に安心して通行できる道路となるよう、歩道の拡幅、段差や障害物の解消、自動車の速度抑制、交通マナーの向上など、道路の安全性・快適性の向上に向けた取組を進めます。

分野・No	区分	事業概要（3年間）	
事業名			
安 03 - 01		交通安全意識の一層の普及を図るため、警察等の関係機関と協力しながら、自転車利用者のマナー向上などの各種講習会を実施するとともに、区民のつどいなどを通じて、交通安全の普及広報活動を展開します。	
交通安全普及広報活動		事業量 交通安全協議会 6回 自転車運転免許証等発行 750人 啓発活動 中学校擬似交通事故再現体験 6校 区民のつどい 3回	事業費 7百万円
安 03 - 02		自転車を主要な交通手段と位置付け、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進し、放置自転車を削減します。	
総合的な自転車対策の推進		事業量 自転車駐車場(定期利用・一時利用) 放置自転車警告・撤去 再生自転車の海外への寄贈 レンタサイクル事業	事業費 545 百万円
安 03 - 03		幹線道路等に囲まれた地区ごとに、地域住民等からなる協議会にて整備計画を検討し、面的かつ総合的な交通安全対策を行います。	
コミュニティ道路整備		事業量 (白山・千石地区) 小石川植物園周辺道路整備 (向丘・弥生・根津・千駄木地区) コミュニティゾーン整備工事	事業費 293 百万円

分野・No	区分	事業概要(3年間)			
事業名					
安 03 - 04		橋梁アセットマネジメント基本計画に基づき、予防保全的な橋梁の点検、修繕、架け替え等を行います。			
橋梁アセットマネジメント整備		事業量	橋梁アセットマネジメント整備工事	事業費	622 百万円
安 03 - 05		歩行者、自転車、自動車それぞれの安全・安心を確保するため、自転車走行空間を整備します。			
自転車走行空間整備		事業量	自転車走行空間整備(区道第 808 号)	事業費	124 百万円
安 03 - 06		事業概要は、観 04 - 02(ページ)に掲載			
自転車シェアリング事業実証実験					
安 03 - 07		事業概要は、災対 03 -04(ページ)に掲載			
区道 870 号無電柱化事業					

第4章 行財政運営

「行財政運営」の将来像

将来像

1

区民サービスの向上

心の行き届いたサービスを受けられるまち

だれもが文京区に「住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるように、区民の満足度や信頼感を一層高める心の行き届いたサービスを受けられるまちを目指します。

将来像

2

開かれた区役所

だれもが区政を身近に感じ、参画できるまち

だれにでもわかりやすく、区政情報を正確かつ迅速に提供し、説明責任を果たすことにより、区にかかわるすべての人・団体が、情報を交換しながら、同じ目線で語り合い、それぞれの持ち味を存分に発揮し、よりよいまちづくりを進めていきます。

将来像

3

区の公共施設

だれもが使いやすい公共施設のあるまち

将来的な財政負担や必要性を考慮し、施設全体を有効活用するとともに、地域による自主運営や、区立以外の施設と連携・協力による運営を進めることにより、地域の特性や利用者の利便を考えた公共施設を目指します。

将来像

4

行財政運営

信頼される行財政運営を推進するまち

歳入の安定確保に努めながら、限りある財源を真に必要な事業に充てていくとともに、職員一人ひとりが、創意工夫を凝らし、多様化・複雑化する区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことで、区民に信頼される行財政運営を推し進めます。

将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区は、現在、特別区税などの一般財源の増に支えられ、区民サービスの向上に適切に対応しています。しかし、一般財源は、社会経済の動向や税制改正等の影響を受けやすいものであり、また、少子高齢化の進展に伴い、引き続き社会保障関係経費の増加は続くことが想定され、将来的には、生産年齢人口の減少による税収の減少が懸念されます。これらのことから、区では、引き続き、自主財源を始めとする財源の積極的な確保と、事務事業の不断の見直しを行っていきます。

また、税負担の公平性やサービス間の公平性の確保の観点から、受益者負担の適正化に取り組むとともに、世代間の負担の公平性の観点から、基金と起債の適切な活用などにより、安定的な財政基盤を構築し、将来にわたって持続可能な財政運営を図ります。

一方、人口構成の変化に伴い、求められるサービスの内容も変化し、より個に応じたサービスが求められています。そのため、事務事業の選択と集中に取り組むことにより、限られた資源(ヒト・モノ・カネ)をより効果的に活用し、多様化する区民ニーズに対応するとともに、区民サービスの向上を図ります。

さらに、審議会における区民委員の拡充等により、引き続き、区政への区民参画を推進するほか、新たな行政評価の仕組みの構築や区政情報のオープンデータ化を進めるとともに、現場主義の職員育成や職員の仕事の進め方(働き方)の見直しを行うことで、「品質志向の区政運営」の更なる推進を図っていきます。

今後、公共施設やインフラの老朽化に伴う維持管理コストの増加や、人口構成の変化に伴う公共施設やインフラの利用需要の変化が見込まれます。これらに対応するため、中長期的な視点で、維持管理や運営に掛かるコストの平準化や抑制に取り組むほか、公有地及び区有施設の有効活用を図ります。

分野横断的な行財政運営の視点

1 区民サービスの向上

(1) 職員育成

ア *現場主義の職員育成

多様化する行政課題や区民ニーズに的確に対応するためには組織力の更なる強化が必要です。「職員育成基本方針」では、本区が目指すべき職員の行動様式として「現場主義」を掲げ、様々な研修の中で現場主義の職員育成の取組を進めています。

基本的な考え方

「品質志向の区政運営」を進めていくためには、区民生活が営まれる地域(現場)から課題を発見し、そこで体得した知見や自ら省察して構築した方法論を職場で共有しながら、これまでの取組や考え方など行政実務を客観的に捉え直していく一連のサイクルを確立することが重要です。

*政策創生塾の成果を施策に反映させるなど、職員一人ひとりの政策形成能力や、管理監督者の組織マネジメント能力の向上に向けた取組について、一層の充実を図っていきます。

イ 事務改善・仕事の進め方(働き方)の見直し

限られた人員で、多様化する区民ニーズや増大する業務量に対応していくためには、より一層の事務改善に取り組み、効率的・効果的な業務運営を図っていくことが必要です。

平成 27 年度に実施した「職員の働き方に関するアンケート調査」の結果からは、勤務時間内で業務を効率的に進めていくためのスケジュール管理や組織内での情報・業務内容の共有など、職員や組織としての仕事の進め方(働き方)に関する課題が明らかになりました。

「品質志向の区政運営」を推進する観点からも、限られた時間で成果を出す働き方の改革や職場風土づくりについて、組織全体で取り組むことが求められます。

基本的な考え方

事務改善の取組や長時間労働の改善など、仕事の進め方(働き方)の見直しは、業務効率の向上、経費の節減、職員の健康維持などにつながります。

タイムマネジメント(時間管理)や情報共有、効率的な働き方等についてのスキ

* 現場主義 現場で様々な事態に直面し、悩む中で考え抜き、そこから得た知恵や理屈、経験を自治体経営の方法論に昇華させ、試行錯誤を経ながら洗練された実践につなげる行動。

* 政策創生塾 主任主事昇任 1 年目を対象とした職層研修で、実務の中心となる主任主事の政策形成能力の向上をテーマとした研修。研修成果を以降の区の施策として活用することを目標としている。

ルやノウハウを習得する職員研修を実施するほか、ワークライフバランスを意識したマネジメントスキルに関する管理職研修などを実施し、ワークライフバランスの推進と合わせて、さらに効果を上げていく取組を推進していきます。

これらを通じて、職員一人ひとりが業務の目的や方向性を正しく認識し、優先順位を付けた仕事の進め方をするすることで、業務の効率化を図るとともに、業務内容を共有するための仕組みづくりや時間の使い方の工夫により、長時間労働の改善を図り、質の高い行政サービスの創出につなげていきます。

ウ 実践的なOJT

OJT (On-the-Job Training (職場内教育)) は、日々の仕事を通じて、職員個人の特性に応じたきめ細やかな個別指導が可能であることから、職員育成の面で効果的な手法です。各職場では、管理監督者を中心に職員の指導・育成体制を構築するとともに、職員一人ひとりが職場で人を育てる意識を持ち、互いに職務に関する知識や能力の習得などに努めていくことが重要です。

基本的な考え方

ベテラン職員の退職による世代交代が進む中、ノウハウの継承、業務の安定的な継続が不可欠であり、OJTの需要は更に高まっています。OJTの取組を推進するとともに、現場における研修の充実を図るため、OJTをも包含する「*ワークブレイスラーニング (Workplace Learning)」の考え方について、職員育成の手法として研究していきます。

(2) ワンストップサービス化 (児童手当等の電子申請の拡大)

国は、平成29年7月に予定されている地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始等を見据え、各種検討・整理を行い、個人番号カードを用いてオンラインで一括して手続きが行える「子育てワンストップサービス」の検討を進めています。

これまでの面談による世帯の状況把握や他の部署支援との必要な連携などについて、対面手続としている趣旨を十分に踏まえた上で、オンライン化が適当と認められる申請等手続を電子的に行う事務処理体制を確立する必要があります。

基本的な考え方

*マイナポータルの利用により、請求者の利便性や安全性の向上が期待できます。「子育てワンストップサービス」の制度設計が明らかになった段階で、十分に内容を確認しながら対応を検討していきます。

* ワークブレイスラーニング 「現場の学び」に焦点を当てたもので、日常的な仕事の進め方や人事制度を含めた職場全体の人材育成機能を総合的に捉え、トータルな立場から効果的な人材育成手法を探求していく学習や教育。

* マイナポータル 行政機関がマイナンバー(個人番号)の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるサービス。

(3) 多様な主体との協働（新たな公共の担い手）

平成 25 年度からの 3 か年事業として取り組んだ「新たな公共プロジェクト」は、3 年間の成果検証と今後の方向性を検討するための成果検証会議を設置し、報告書のとりまとめを行いました。

社会において、複雑化・多様化した課題はますます増加しており、福祉・子育て、防災等の様々な分野における住民主体の取組も盛んになってきています。

また、町会・自治会等の既存の地域活動団体、NPO 及び企業と新たな公共の担い手との更なる協働が求められることから、区全体での幅広い連携や協働の基盤を整えることが必要です。

基本的な考え方

成果検証会議の検証結果を踏まえ、事業の再構築を検討し、社会福祉協議会が運営する「フミコム（中間支援施設）」との有機的な連携を図りながら、引き続き担い手の創出育成に取り組んでいきます。また、地域活動センターを活用し、町会・自治会等の既存組織やNPO、企業等の多様な主体との幅広い連携や協働を推進する中で様々な地域課題の解決に取り組んでいきます。

(4) 区民サービスの向上と効率的な施設の運営(指定管理者制度、業務委託等)

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の一部改正により創設された制度です。この改正により、公の施設の管理運営について、民間事業者等の幅広い団体に委ねることができるようになりました。これまで、区は様々な行政サービスの分野において、業務の民間委託や指定管理者制度を導入し、民間活力の活用を推進してきており、28 年度現在、体育施設や集会施設等の計 51 施設で指定管理者が管理運営を行い、区民サービスの向上を図っています。

複雑化・多様化する区民ニーズに的確に対応するために、よりきめ細かなサービスや、より柔軟なサービスの提供が求められています。そのため、公共サービスにおける民間活力の更なる活用を進め、効率的な施設の運営を図るとともに、品質の高いサービスを、安定的に提供していく必要があります。

基本的な考え方

基本構想に掲げる「みんなが主役のまち」を実現するため、区だけで公共サービスを提供するだけでなく、業務委託等によるサービスの提供など、民間活力の一層の活用や、区民や地域活動団体の自主的な活動が求められます。

公共サービスにおける行政の役割を認識した上で、区が実施すべきサービスについては、その水準を確保するために最も適したサービスの提供主体や手法を選択していきます。

ア 指定管理者・委託事業等の管理・監督

これまで区では、区民サービス向上と経費削減を図ることに適した施設への指定管理者制度の導入を進めてきています。

平成 26・27 年度は、指定管理者において、安定的なサービスの提供が確保されるように、労働条件モニタリングのモデル実施を行いました。

基本的な考え方

指定管理者、日々履行型業務委託、プロポーザルにより事業者を選定した委託については、業務実績等の評価を行い、サービスの維持・向上を図ってきました。こうした取組を補完し、サービスの質をより担保するため、労働条件モニタリングを、指定管理者制度において、平成 28 年度から本格実施しました。

また、委託事業等においても、28 年度のモデル実施を踏まえ、29 年度以降の本格実施につなげていきます。

イ 福祉サービス事業者の検査・指導監督等

区への権限移譲が進む中、介護保険、障害福祉、保育等の各種福祉サービス事業に関する指定業務及び検査・指導監督等の業務について、都と連携しながらノウハウの取得や人材の育成を図っていく必要があります。

また、検査・指導監督等に係る基準・指針・マニュアル等について整備し、福祉サービスの質の確保に努める必要があります。

基本的な考え方

各種福祉サービス事業に関する指定業務に係る検査・指導監督等の業務について、組織横断的な仕組みづくりを検討していきます。

検査・指導監督等に係る基準・指針・マニュアル等について、都から情報提供を受けるとともに、体制を整備した上で対応します。

ウ 保育園給食調理業務の委託

区立保育園の給食調理については、これまで区の栄養士、調理職員、保育士等の連携と工夫により、安全・安心な給食を提供するとともに、積極的に食育を推進してきました。今後も正規職員の退職等の状況や職員配置、経験年数等に左右されない継続的かつ安定的な給食サービスを提供できるよう、円滑な移行を考慮した上で、計画的に保育園給食調理業務の委託を行っていく必要があります。

基本的な考え方

調理職員の定年退職が続くことが見込まれる中、計画的な職員定数管理に取り組みつつ、将来にわたって継続的かつ安定的に保育園給食を提供していくため、退職者の状況をみながら給食調理業務の委託化を進め、併せて新たに 1 歳児園に非常勤栄養士を配置します。

委託に当たっては、委託の効果・課題の検証、委託事業者への円滑な業務移行及

び食育や栄養管理の更なる充実の観点から、定員数が少なく、現在栄養士が配置されていない1歳児園から委託を開始し、各年度1園から2園のペースで委託化を進めます。

エ 健康センター

文京シビックセンター3階の健康センターでは、医学的なデータを踏まえたトレーニングを通じて、区民の健康づくりを推進しています。

近年、民間事業者により、様々なトレーニングメニューが提供されている中、区として提供すべき事業の範囲について検討する必要があります。

基本的な考え方

メディカルチェック機能を前提とした上で、健康づくりを支援するトレーニングメニューについて、民間事業者による実施の可能性について検討を行います。

オ 学校用務職員の配置計画（委託化・非常勤化の検討）

学校用務職員は、子どもたちや教職員が快適で安全・安心な学校生活を送る環境を維持していく役割を担っています。現在、正規職員と非常勤職員が配置されていますが、今後の正規職員退職等の状況を踏まえ、業務の執行体制を検討する必要があります。

基本的な考え方

継続的かつ安定的な用務業務が担えるように、用務職員の配置計画を立て、一部委託化や非常勤職員の対応等の可否について検討します。

2

開かれた区役所

(1) わかりやすいホームページの構築

インターネットの普及により、ホームページによる情報発信が一般的となる中、文京区においても区政情報が集約されたホームページは、区の情報発信・広報活動において重要なものと位置付けられています。

文京区ホームページは、平成26年12月の全面リニューアルにより、サイト構造の再構築や*ウェブアクセシビリティ対応等を行い、探しやすさと分かりやすさの更なる向上を図りました。

高齢者や障害者を含む誰もが区政情報を正確かつ迅速に取得することができるよう、アクセスしやすく、使いやすいホームページ運営を図る必要があります。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に向け、国内外からの来訪者の増加が見込まれる中、情報発信基盤の拡充を図る必要があります。

基本的な考え方

ウェブアクセシビリティの確保は一過性とするものではなく、ホームページ全体の品質管理の中で、永続的に取り組んでいく必要があります。そのための適正な運用を図るため、ページを作成する職員に対し「文京区ホームページアクセシビリティガイドライン」に基づくルールを徹底するとともに、JIS規格に基づく定期的な検証等を通じて、ウェブアクセシビリティの確保・向上につなげていきます。

また、ホームページの多言語対応の拡充を図るとともに、国内外からの観光客などに対し、区の観光情報や災害時の情報などの区政情報を、広く発信する基盤として、区有施設等に無料公衆無線LAN環境を整備します。

(2) 有線テレビ広報活動

都市型有線テレビの区民チャンネルを活用した広報を展開し、広報機能の強化を図っています。また、番組制作を通じて、地域コミュニティの活性化を図るとともに、区内在住・在勤・在学者から選任したメディアパートナーが番組の企画等に参加し、区民との協働での番組の制作を行っています。

区民が必要とする情報を必要なときに提供できるよう、メディアパートナー会議等での受け手の評価も踏まえながら、引き続き番組内容の充実に努める必要があります。

基本的な考え方

テレビのメディア特性をいかした広報活動を強化するため、区民との協働で番組内容の充実に図るとともに、インターネットによる動画配信にも引き続き取り組んでいきます。

また、災害時等の緊急対応の情報提供媒体としての整備を進めます。

* ウェブアクセシビリティ ホームページを利用する全ての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報やサービスを利用できること。

(3) オープンデータの推進

オープンデータとは、区が保有する公共データを区民及び法人その他の団体が利活用しやすいようにするため、機械判読性が高く、二次利用可能なルールの下で公開すること、又はそのように公開されたデータを指します。公共データを利活用することで、経済の活性化や区民参画の推進などを図るため、各自治体では、国が策定した「*電子行政オープンデータ戦略」や「*世界最先端IT国家創造宣言」等を踏まえ、オープンデータを推進しています。

本区においてもオープンデータの更なる推進を図る必要があることから、平成28年度は、「文京区オープンデータ推進ガイドライン」を作成し、全庁的に周知するとともに、試行を開始しました。

基本的な考え方

区が保有する公共データを、様々な地域課題を解決するための貴重な社会的資源として捉え、誰もが、自由に使用・編集・共有ができるように、それらのデータをオープンデータとして、ホームページ上で積極的に公開します。

「文京区オープンデータ推進ガイドライン」に基づき、全庁的な体制により以下のことを目指していきます。

経済の活性化、新事業の創出

区民参画の推進

行政の透明性・信頼性の向上

データの活用は区民等との協働を深めることで、より効果的になることから、運用に当たっては、先進事例の研究などを通じて、区民等のオープンデータに関するニーズの把握に努めます。また、職員の意識向上や理解促進に向けた研修等を実施するとともに、他の自治体等の動向も踏まえ、広域的な連携について調査・研究を進め、オープンデータの更なる推進を図っていきます。

(4) 財政状況の公表

予算編成過程の公表、当初予算及び補正予算に係る資料、財政指標等の決算に係る資料、財務書類など、区の財政に係る資料を継続的に分かりやすく公表しています。

区財政に係る情報を網羅的に把握できるよう様々な視点から積極的に開示していく必要があります。

基本的な考え方

新公会計制度を導入に伴い、財務書類から得られる各種財政指標の分析や他自治体との比較を行うことによって、区民の方により分かりやすく、理解してもらうよう改善を図っていきます。

* 電子行政オープンデータ戦略 公共データの活用促進に集中的に取り組むため、平成24年7月に、IT戦略本部により決定された、オープンデータに関する基本戦略。

* 世界最先端IT国家創造宣言 世界最高水準のIT活用社会の実現に向けて、IT・情報資産の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成25年6月に閣議決定した。その中でオープンデータの推進は重要な施策として位置付けられている。

3

区の公共施設

(1) 多様な行政需要への対応

特別養護老人ホーム、認可保育所、認定こども園、育成室や児童相談所、建て替えに伴う仮設施設、自転車駐車場等、様々な行政課題を解決するために、これらの施設の整備が必要となります。

高齢者施策、子育て支援施策など、主要な施策に必要な施設を整備する際に、区が設置場所を確保する場合には、原則として新たな用地取得を行わず、既存の区有地及び区有施設を積極的に活用します。

しかしながら、多様な行政需要への対応のため、未利用の国有地や都有地等が活用できる場合には、土地の取得又は定期借地制度を活用した貸付け等についても検討します。

なお、活用に当たり、施設の建設や管理運営については、*PFI (Public Finance Initiative) や*PPP (Public Private Partnership) などの手法も参考としながら、積極的に民間活力の活用を検討するとともに、社会経済情勢、区民ニーズ、地域特性等に的確に対応し、機能水準の高度化を図り、より利用しやすく、地域に貢献できる施設とします。

ア 新たな活用を図る区有地及び区有施設

	現況建物等	所在地	土地数量 (㎡)	建物延床 面積(㎡)
	旧アカデミー向丘	向丘 2-5-7	472.96	661.88
	音羽地域活動センター敷地	目白台 3-4-11	942.35	414.16
	旧水道交流館	水道 2-9-6	316.52	317.55
	水道二丁目児童遊園敷地	水道 2-9	166.91	-
	旧元町小学校 (元町公園)	本郷 1-1-19 (本郷 1-1)	4,143.81 (3,519.50)	4,878.89 -
	旧岩井学園(グラウンド及び教 職員住宅を含む。)	千葉県南房総 市久枝 500 外	7,377.88	3,117.99
	柳町遊び場敷地	小石川 1-23	274.91	-

*PFI PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

*PPP 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの

旧アカデミー向丘

現況(29～31年度予定)	新たな活用の方向性
誠之育成室開設までの間、育成室として活用します。	中長期的な活用については、引き続き検討します。

音羽地域活動センター敷地

現況(29年度)	新たな活用の方向性
音羽地域活動センター移転後、育成室としての使用等を検討します。	育成室としての使用と併せて、敷地の一部を活用した自転車保管所やサイクルポートの使用を検討します。

旧水道交流館、水道二丁目児童遊園敷地

現況(29～31年度予定)	新たな活用の方向性
旧水道交流館と水道二丁目児童遊園敷地の一体的な使用により、青柳保育園の改築期間中の仮園舎を設置します。	青柳保育園の仮園舎としての使用終了後、当分の間、当該園舎は民間保育施設として使用を継続します。

旧元町小学校(元町公園)

現況(29年度)	新たな活用の方向性
区の整備方針等を検討し、まとめ、プロポーザル方式により、設計等の業者を選定します。	区の整備方針等を検討する中で、設置する施設等について、民間活力の活用を含めた検討を行い、保全・利活用を図ります。

旧岩井学園(グラウンド及び旧教職員住宅を含む。)

現況(29年度)	新たな活用の方向性
旧岩井学園については、園舎を文化財収蔵庫として活用し、グラウンド及び旧教職員住宅については、売却を進めていきます。	旧岩井学園の園舎については、引き続き文化財収蔵庫として活用します。グラウンド及び旧教職員住宅については、引き続き、売却を推進します。

柳町遊び場敷地

現況(29年度)	新たな活用の方向性
平成3年に、小石川一丁目児童遊園(小石川1-24)が整備されたため、現在は、「遊び場」として暫定利用されています。	隣接する柳町こどもの森(柳町幼稚園、柳町保育園)及び柳町小学校等の改築に当たり、暫定利用の「遊び場」を、学校敷地として有効活用を図ります。

イ 新たな活用を図る区有地及び区有施設

【国有地の状況】

これまでも、国（関東財務局）と、未利用国有地の処分等に際して、公用・公共用のための国有地の活用にあたっての優先的な売却や定期借地制度を活用した貸付けについて、適宜、情報交換をしてきました。

国では、平成 25 年 4 月に、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、29 年度末までに 40 万人分の受皿を確保することを目標として、様々な支援策を実施する中で、保育所施設を整備するに当たり、国有地を活用する場合には優先的売却や定期借地制度を利用した貸付けを積極的に行う方針が出されました。

26 年 8 月には、「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について」の通知があり、地域における公的施設の国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用を図る取組（エリアマネジメント）について、情報提供がありました。具体例としては、国と地方公共団体の双方が管理する施設の空きスペースの活用、庁舎等の合築、土地・建物の交換等が挙げられています。

また、27 年 11 月に、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとめられ、介護施設整備のための更なる活用を進めるため、28 年 1 月には、国（関東財務局）から、定期借地権設定契約による減額貸付け等を実施する旨の通知がありました。

【都用地の状況】

都では、都用地を活用した地域の福祉インフラ整備事業を実施しており、区に対して、適宜、未利用の都用地の状況についての情報提供が行われています。

また、平成 28 年 9 月に、「待機児童解消に向けた緊急対策」がまとめられ、認可保育所や小規模保育等の様々な保育サービスの整備を進めるため、都独自の整備費補助を拡充するほか、建物の賃借料補助を創設するなど、新たな対策が提示されました。

こうした国や都の動きを踏まえ、区では、多様な行政需要への対応のため、区有地の活用だけでは賅えない場合であって、適する未利用の国・都用地等があるときには、土地の取得又は定期借地制度を活用した貸付け等を検討します。

（２）公共施設マネジメントの取組

限られた財源の中で公共施設等を有効に活用していくためには、従来の考え方や手法からの転換を図り、サービスの質を維持しながら財政負担の軽減を実現する対策に取り組んでいく必要があります。

施設を現状のまま維持するだけでなく、コストを最少に抑えながら効果が最大となるよう、施設を最適な状態で保有し、運営し、維持していく必要があります。

また、施設の建築・整備にあたっては、設計段階から施工、さらには竣工段階まで、それぞれの段階において、区が求める施設として適切な内容となっているかを、事務的な見地と技術的な見地との両面から、将来の維持管理や更新を見据え、確認・検査を行う仕組みづくりが必要です。

基本的な考え方

区民等の安全・安心を確保し、サービスの質を維持しながら公共施設等の定期的な点検・診断により、劣化が進行する前の軽微な段階で適切な修繕を行う「予防保全型の維持管理」の実施により、施設を良好な状態で保持しながらできる限り長寿命化を推進し、修繕費等の削減や区の財政負担の平準化を図る取組を推進します。

また、経営的視点から、区全体の施設等の最適化を図るため、平成 29 年 3 月策定の「公共施設等総合管理計画」に基づく、公共施設マネジメントの取組を推進していきます。

(3) 施設の機能向上 / 区民サービス向上

ア シビックセンターの機能向上

文京シビックセンターは、庁舎棟が築 22 年、ホール棟が築 17 年となり、設備等の耐用年数から大規模修繕・改修等が必要な時期を迎えつつあり、竣工時から変化してきた社会情勢や区民ニーズ等を踏まえた「社会的劣化」や建物の経年劣化による「物理的劣化」を解消するために、施設全体としての計画的な取組が必要となっています。

そのため、平成 28 年度に策定した「文京シビックセンター改修基本計画」に基づき、必要な改修を行います。

なお、改修に当たっては、以下の五つの基本的な視点を定め、様々な来庁者が訪れる複合施設として、利用者の利便を第一に考え、だれもが使いやすい公共施設を目指します。

防災拠点としての機能向上を図ります

シビックセンターは、防災拠点として、大地震などの災害時には区民の生命と財産を守る中心的機能を果たします。これまでも、東日本大震災発生時に、シビックセンター内に帰宅困難者を受け入れるなどの対応をしていますが、被害の程度によっては、インフラの復旧に長時間を要することを想定しなければなりません。

そのため、非常時の発電機能の強化を図るほか、非構造部材の耐震化、浸水対策等により、帰宅困難者を含めた来庁者の更なる安全確保対策を行います。さらに、災害対策本部を低層階で補完できるよう必要な設備や非常用電源を確保し、区民サービスの継続や災害時の情報収集・発信に支障が出ないよう防災拠点としての機能向上を図ります。

省エネ・CO₂排出量の削減により環境負荷の軽減を図ります

シビックセンターは、これまでも、空調の運転管理や照明の縮減の徹底、照明器具のLED化などにより、温室効果ガス排出総量の削減に努めていますが、空調設備、給排水衛生設備、電気設備を高効率の機器に更新することで、省エネ・CO₂排出量を削減し、更なる環境負荷の軽減を図ります。

ユニバーサルデザインの充実等による来庁者等の利便性を向上させます

シビックセンターは、年間約 300 万人の様々な人々が訪れる公共性の高い超高層の複合施設です。施設は、福祉環境整備要綱などで求められる機能を満たして

いますが、より利用者の視点を重視して、誰もが安全で快適に利用できるように配慮したユニバーサルデザインの考え方に基づく整備、バリアフリー化を進めます。

具体的には、シビックセンターの誘導・案内サインの見直しと合わせて多言語化対応を進めるほか、公衆無線LANの利用可能エリアの拡充、エレベーターの待ち時間の改善を図る運行管理システムの導入、洋式大便器や温水洗浄便座への更新によるトイレの利便性の向上などを順次行います。

行政需要への変化に柔軟に対応します

シビックセンターの低層階には、出来る限り区民利用の多い施設を配置するなどの配慮をしていますが、区民の需要や要望の多様化に対応するため、セキュリティ対策・プライバシー保護などを考慮した窓口カウンターへの改善を行うほか、区民需要の変化に応じたフロアの有効活用が図られるよう取り組みます。

計画的・効率的な改修等により経費の縮減を図るとともに建物の健全性を確保します

空調設備・給排水設備・電気設備等の更新に当たっては、施設利用者への安全・安心の確保、環境負荷の低減にも取り組みます。

また、それぞれの改修費用の縮減や事業予算の平準化を図るため、技術革新の成果やこれまでの維持管理において蓄積されたノウハウなどを積極的に活用し、機器更新経費やランニングコストの縮減を目指します。

イ 戸籍住民課における混雑時の窓口増設等

文京区では、シビックセンターにおいて、住民異動に伴う各種届出等の窓口業務を一元的に処理しています。転入届や転出届の集中する時期（3・4月）は、毎年、戸籍住民課窓口が混み合いますが、平成28年3月と4月は、マイナンバー通知カードやマイナンバーカード（個人番号カード）の取扱業務が重なったことで、例年以上の混雑が発生しました。

また、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで、住民票の写し、印鑑登録証明書や住民税納・課税証明書を取得できるサービス（コンビニ交付）が、28年10月から運用を開始しました。

なお、22年度から、地域活動センター（礪川を除く8か所）に併設されている区民サービスコーナーでは、住民票の写し、印鑑登録証明書、個人住民税の納税・課税証明書や母子健康手帳の発行等を平日の午前9時から午後8時までと土日休日の午前9時から午後5時まで行っています。

マイナンバーカードの発行状況やコンビニ交付サービスの利用動向を踏まえ、区民サービスコーナーのあり方について検討していく必要があります。

基本的な考え方

シビックセンターの戸籍住民課窓口の混雑緩和策として、シビックセンター内での、住民異動届（転入届、転出届、印鑑登録届の各種手続）の受付窓口の増設について、設置場所や開設時間等を含め検討します。

また、区民サービスコーナーは、マイナンバーカードの発行状況やコンビニ交付の利用状況を踏まえ、開設時間の短縮や今後のあり方について検討していきます。

ウ 四季の郷薬師温泉やまびこ荘

新潟県魚沼市にある「四季の郷薬師温泉やまびこ荘」は、平成 23 年 4 月から民間事業者（湯之谷薬師スキー場管理組合）に運営を委託し、施設の維持管理のほか、山村体験施設としての特徴をいかし、田植え・稲刈り体験や尾瀬ハイキング等の山村体験交流事業を実施しています。

魚沼市と文京区は、災害時の相互協力のほか、教育・観光分野などにおいても、両都市のそれぞれの特徴をいかした事業連携の拡大を図っていくため、25 年 4 月に相互協力協定を締結しました。

現在、四季の郷薬師温泉やまびこ荘は、建物使用貸借契約により貸付けを行っており、施設の管理及び運営に関する協定を締結し、山村体験宿泊施設として、湯之谷薬師スキー場管理組合が運営しています。建築後 30 年以上が経過している施設は、老朽化に伴う各種設備等の改修が必要となっており、施設のあり方等を踏まえた検討が必要となっています。

基本的な考え方

当分の間、魚沼市との交流と区民の山村体験施設の拠点としていくことを踏まえ、運営のあり方と老朽化に伴う各種設備の改修について検討します。

また、相互協力協定の趣旨を踏まえ、山村体験交流事業については、魚沼市観光協会等の地域関係団体との連携を図りながら、更なる充実した事業となるような取組を展開していきます。

なお、建物使用貸借契約の期間は、3 年ごとに更新を行うため、次期更新の時期（平成 31 年度末）までに、今後の施設の維持方針等の抜本的な検討を行っていきます。

エ ふるさと歴史館

ふるさと歴史館は、文京区の歴史や文化財をあらゆる世代の方に伝え、触れてもらうことで、郷土に対する愛着や関心を深めるため、平成 3 年に開館しました。

開館から 25 年以上経過し、空調設備や給排水設備等が老朽化しており、設備等改修が必要となるほか、歴史資料等の保管場所が不足しています。

また、入館者数の漸減傾向への対応を検討していく必要があります。

基本的な考え方

施設のあり方を見直すとともに、集客力のアップに向けた検討を進めます。

オ 児童発達支援センター

児童発達支援センターで行っている児童発達支援事業は、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある幼児を対象に、通所による療育指導を行うもので、遊びを通じて豊かな発達を促すよう、専門スタッフと連携をとりながら、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図っています。

また、児童発達支援センターで行っている放課後等デイサービスは、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある就学児を対象に、放課後や土曜日、夏休み等の長期休業

中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行っています。

平成 27 年度の教育センター開所時から、児童発達支援事業（そよかぜ）及び放課後等デイサービス（ほっこり）は、区直営により運営しています。

放課後等デイサービスについては、サービスを提供している民間事業者も多くなってきています。

基本的な考え方

放課後等デイサービス（ほっこり）については、運営方法も含め、より効果的な事業のあり方について検討していきます。

（４）施設の効果的・効率的な活用

施設を効果的・効率的に活用するため、老朽化が進んでいる施設の改築に合わせて、地域の特性や区民ニーズを踏まえ、他の施設との複合化や集約化、より行政需要の高い施設への転換等を進め、公共施設の最適配置の実現を目指します。

ア 文京清掃事務所

現在、廃棄物の収集・運搬や作業用自動車の運営管理等を行っている文京清掃事務所（後楽一丁目）及び本郷分室（湯島四丁目）の庁舎は、いずれも築 35 年以上経過し、老朽化が進んでいます。

そのため、ごみ収集・運搬作業の一層の効率化を図るため、文京清掃事務所と本郷分室を統合し、施設の効果的・効率的な活用の考え方を踏まえた改築等を検討していきます。

イ 湯島総合センター

湯島総合センターは、地上 5 階建て（地階及び屋階あり）の建物に、幼稚園、福祉センター、図書館、児童館、育成室、保育園（私立認可保育所分園）等が入る複合施設です。

建物は、築 36 年が経過し、老朽化が進んでおり、改築又は大規模な改修が必要な時期を迎えています。

改築等に当たっては、施設の効果的・効率的な活用を踏まえた検討を行っています。

(1) 新たな行政評価

区ではこれまで、基本構想の実現に向け、政策・施策、事務事業の効果的な* P D C Aサイクルを実行するため、「基本構想実現度評価」や「事務事業評価」、「行政評価手法を用いた事務事業の見直し」を行ってきました。

限られた資源（ヒト・モノ・カネ）で、増加する行政サービスの質を向上させ、「品質志向の区政運営」を更に推進していくためには、政策・施策が目指す方向性と、それを実現するための事務事業とを有機的に結び付ける、総合的な視点に立った行政評価の仕組みが必要です。

また、評価に当たっては、根拠となる関連データを多角的に活用することで、区民等にも分かりやすく、客観的な評価結果を示すとともに、行政評価が組織マネジメントに資するよう、職員の実践的な取組が必要です。

基本的な考え方

政策・施策、事務事業を総合的に評価する手法のほか、区職員や学識経験者の専門性と区民の視点を効果的に活用する評価体制などについて、基本構想推進区民協議会の知見も踏まえて検討します。

なお、新たな行政評価は、平成 29 年度に試行後、事務事業のフルコスト情報の活用が可能となる新公会計制度の導入に合わせ、30 年度から本格実施します。

(2) 新たな歳入の確保

将来的には、生産年齢人口の減少による税収の減少等が懸念される中で、安定した財政基盤の確立の一助となる税収以外の歳入の確保が求められます。

区では、区ホームページへの*バナー広告の掲載等、区が有する有形、無形の財産を活用し、新たな歳入の確保に努めています。また、自動販売機の設置方法の見直しにより、設置者を原則として公募による入札で決定することで歳入の確保を図っています。

基本的な考え方

広告収入については、これまでも印刷物だけではなく、区ホームページのバナー広告などの導入等を進めてきました。区有施設や車両、区道等、有形、無形の資産を問わず、広告料収入の対象とし、指定管理者や委託事業者等が維持管理を行う施設の広告導入も検討し、更なる広告収入の確保を図ります。

また、「ふるさと納税」（自治体への寄附）の仕組みを活用するなど、様々な手法を研究し、歳入の確保につなげていきます。

* P D C Aサイクル Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）の活動を継続的に行うことで、プロセスの改善を図ること。

* バナー広告 ウェブページ上に、画像やテキストを貼り付けるタイプのインターネット広告。

ア ふるさと納税を活用した取組

「ふるさと納税」は、自治体への寄附金税制が拡充されたもので、寄附金とほぼ同額(制限あり)の税額控除を行うことで、自治体への寄附を促すものです。「生まれ育ったふるさとに貢献できる」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる」など、自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでも「ふるさと納税」(寄附)を行うことができます。

「ふるさと納税」(寄附)を行うと、税金が控除されますが、平成27年4月からは、ふるさと納税を行う際に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まり、28年度住民税からは控除限度額が拡大しました。こうしたことから、ふるさと納税の用途をPRしながら、ふるさと納税を活用して地域の実情に応じた事業に積極的に取り組んでいる自治体が増えています。

文京区では、「ふるさと納税」の仕組みを活用して、文京区ゆかりの文人である森鷗外、石川啄木、樋口一葉の基金を設け、それぞれの顕彰事業に役立てています。

また、文京区の姉妹都市ドイツ連邦共和国カイザースラウテルン市が受け入れている難民のうち同伴保護者がいない12歳から17歳までの若者に対するドイツ語の教育や生活支援のための寄附金を募集しています。

基本的な考え方

ふるさと納税については、過剰な返礼品による見返りを受けた住民のみが、実質的に税の負担を軽減されるという恩恵を受け、その他の住民は、税収の減少による行政サービスの低下を甘受しなければならないという不公平が生じるなどの課題も含んでいます。区では、区の施策に共感し、ご賛同いただいた方々の社会貢献の思いを実現するといった視点を大切にしながら、ふるさと納税の仕組みを活用していきます。

その取組の一つとして、貧困状態にある子どもたちへの支援メニューに対して、
*クラウドファンディングの手法等を活用した取組を幅広く検討していきます。

イ 公園遊具等への寄附募集

公園遊具等の整備に当たっては、地域住民のご意見を取り入れ、公園の再整備と合わせて行っており、クジラ公園や船公園といった、地域に根ざした愛称をモチーフとした遊具を設置している例もあります。

基本的な考え方

公園は、誰もが憩い、又は遊びを楽しむための場所です。より親しみやすく、より愛着の持てる場となるよう、公園遊具等の整備に当たり、区民や企業などからの寄附を募ります。

* クラウドファンディング 不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

ウ 有料広告付施設案内板等の設置による収入

区役所では、インフォメーションによる案内のほか、庁舎案内図や案内表示サイン等により、来庁する区民等利用者の利便性を図っています。

これまで、サイン計画等に基づき、各種案内表示等を設置してきましたが、民間事業者には、企業広告の入った案内板を作成し、設置から表示の更新等のメンテナンス、広告の入替えまでを担う他の自治体でも実績のある事業者があります。

基本的な考え方

区が、区役所庁舎案内や会議室案内等のタッチディスプレイ式表示案内板等の設置場所を提供し、民間事業者が、表示板の作成や設置、各種メンテナンスを有料広告収入により賄うことで、無償で区民への情報提供サービスの充実を図るとともに、施設案内板等の設置料収入を確保します。

(3) 行政コストの明確化

財務書類の中で行政コスト計算書等を公表しています。

新公会計制度の導入に伴うセグメント分析で得られたデータ等の行財政運営への活用が課題となります。

基本的な考え方

基本構想実施計画事業を対象として、セグメント別行政コスト計算書等を作成し、事務事業評価に活用していきます。

このほかにも事業別、施設別の行政コスト計算書を作成し、予算編成、受益者負担の適正化等への活用を図っていきます。

(4) 受益者負担の適正化

行政が提供するサービスを利用する人と利用しない人との間における負担の公平性を考え、公費で賄う部分と受益者が負担する部分とのバランスを適正に保つことが必要です。これを「受益者負担の適正化」といいます。

行財政改革推進計画（平成24年度～28年度）に基づき、公の施設等に係る使用料等の算定において、対象とするコストの範囲や施設の性質に基づく負担割合を定めて原価を算出するといった共通ルールを明らかにした上で、平成25年度と28年度に、使用料等の改定を行ってきました。

使用料等の算定の対象となるコストの明確化や施設の性質に基づく負担割合等の考え方について整理する必要があります。

基本的な考え方

使用料等の算定の対象となるコストをより明確にするとともに、施設ごとの負担割合等の考え方についての検討を踏まえ、受益者負担の適正化を図っていきます。

なお、幼稚園保育料については、子ども・子育て支援新制度の導入により、公定価格（利用者負担限度額）の考え方が示されたことから、この「受益者負担の適正化」の考え方とは切り離して、国が示す公定価格等を踏まえた観点から、別に検討していきます。

あわせて、子育て施設である育成室等についても、別に検討します。

（５）保育所・幼稚園・認定こども園・育成室の保育料の体系的見直し及び減額・免除規定の見直し

ア 公定価格を踏まえた適正な保育料設定

公定価格（利用者負担限度額）と現状の保育所保育料の負担水準に大きな乖離（かいり）があるため、利用者負担の見直しが必要です。

イ 保育所保育料の階層区分のフラット化

国の保育料の階層区分が 8 階層に対し、本区は 29 階層と細分化されており、区民の生活実態を十分に反映しているとは言えない状況です。

ウ 認定区分間の負担水準の適正化

長時間の預かり保育を利用する 1 号認定（保育を必要としない満 3 歳以上児）の児童と 2 号認定（保育を必要とする満 3 歳以上児）の児童の負担水準の適正化を図っていく必要があります。

エ 育成室保育料の検討

育成室保育料は、幼稚園保育料とともに、行財政改革推進計画（平成 24 年度～28 年度）における受益者負担の考えの下で、適正化を図ってきましたが、子ども・子育て支援新制度の導入に伴う子育て施策に係る保護者負担のあり方と整合を図りながら、見直しを検討していく必要があります。

基本的な考え方

保育所保育料については、公定価格を踏まえた保育料に設定するとともに階層区分についても国基準を踏まえたフラット化を目指しますが、保護者からの理解が不可欠であるため、丁寧な説明を行いながら検討を進めていきます。

また、公定価格を踏まえた保育所・幼稚園・認定こども園の保育料と育成室保育料の見直しとともに、低所得者等への減額・免除規定の見直しについても検討していきます。

（６）補助金のあり方

行財政改革推進計画（平成 24 年度～28 年度）に基づき、「補助金に関するガイドライン」を策定し、全ての補助金についてチェックシートを活用した検証を行うとともに、ホームページに公開することにより透明性を高めました。

補助金に関するガイドラインに基づく検証結果について、補助金ごとに差が生じないよう検証結果の平準化を図る必要があります。

基本的な考え方

補助金に関するガイドラインの継続的かつ適正な運用を行い、必要性、公平性等の十分な検証を行うとともに、課題と今後の方向性を明確にし、事業の改善・見直しにつなげていきます。

(7) 職員定数の適正化の推進

人口の増加や区民ニーズの多様化、さらには国等の制度改革により業務量は増加傾向にあります。こうした中、事務事業の見直し等により、ここ数年の職員定数は横ばいとなっています。

基本的な考え方

多様化する区民ニーズに的確に対応していくため、新たな行政評価等を通じ事務事業の徹底した見直しを行い、引き続き職員数の適正化に努めていきます。

しかし、こうした見直し等によっても対応が難しい、新たな業務が生じる場合などにあっては、その事務量や運営方法等を十分精査した上で、必要な人員配置について検討していきます。

なお、技能系職員については、引き続き、原則退職不補充とします。

また、あわせて、業務量の著しい変化や新たな制度に対応するため、外部人材の活用等も含め、迅速かつ柔軟な人事制度についても検討を進めていきます。

(8) 組織

これまでも、効率的かつ効果的な施策や事業を展開する観点から、社会経済状況に即した組織改正に取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかし、社会状況や価値観の変化に伴う区民ニーズの多様化・高度化が進む一方で、地域主権改革等、区政を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、地域の課題を地域で解決する責任ある自治の実現のためには、既存の地域活動団体や新たな公共の担い手との協働等により、区政運営を進めていかなければなりません。

このような点を踏まえた上で、更なる行政課題の解決を図るため、基本構想に掲げる「簡素で効率的な組織体制の構築」の実現に向け、区として今後どうあるべきか、長期的な視点から組織のあり方、見直しの方向性について検討を進めていく必要があります。

ア 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への対応組織

平成 25 年 9 月に開催都市が東京に決定したことを受けて、26 年度からアカデミー推進部にオリンピック・パラリンピック推進担当課長を設置し、気運醸成等の取組を行っています。

リオデジャネイロ 2016 オリンピック・パラリンピック競技大会後、東京 2020 大会に向けて限られた期間で準備をしていくに当たり、開催都市の一翼を担うため、区もホストシティとしての独自施策を展開するとともに、大会組織委員会や都と連携し的確に対応していくため、全庁横断的な体制をもって取り組んでいく必要があります。

基本的な考え方

平成 29 年度から 32 年度まで、準備から本番、大会後までの各段階に応じた組織体制が求められることから、計画的な組織や人事配置を検討します。

イ 福祉部のあり方

福祉部は、所掌事務が広範に及んでおり、スパン・オブ・コントロール(管理の幅)の点で、適正な規模についての検討が必要となります。

また、国民健康保険制度の広域化を平成 30 年に控えていることや、国において「地域包括ケアシステム」の考え方が高齢者福祉にとどまらず、共生社会の視点から議論されるようになっていきます。

基本的な考え方

医療と介護を過不足なく受けながらその地域で暮らしていける、「地域包括ケアシステム」の確立が急務となっています。また、健康の推進や維持に資する取組の充実が重要な課題となっているため、こうした状況に対応できる組織づくりの検討を行います。

ウ 空家対策の推進組織

これまで、本区の空家等対策事業は、管理不全な状態にある老朽空家を対象に、除却及び跡地の有効活用等を行うことを主な目的としてきました。危機管理課では、管理不全な空家等に関する情報の収集・整理や助言・指導を行うとともに、「空家等対策事業」として、空家等の建物除却費用を助成し、区が跡地を 10 年間無償で借り受け、行政利用を行う事業を実施しています。

「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)」が、平成 27 年 5 月に施行されたことに伴い、庁内関係部署で構成する「空家対策庁内検討会」において、区内の空家対策全般について、検討を進めるとともに、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に検討する必要があります。

基本的な考え方

平成 29 年度からは都市計画部に関連事務を移管し、「空家等対策計画」の策定など、組織横断的に空家に関する対策を実施します。

エ 施設管理部のあり方

行財政改革推進計画（平成 13～15 年度）に基づき、公共施設の施設管理の一元化を図るため、維持管理、修繕業務、改築・新築工事を受け持つ組織として、平成 14 年度に施設管理部を設置し、施設の効率的かつ計画的な維持保全業務を進めるとともにライフサイクルコストの削減を図ってきました。

あわせて、この間、業務の委託内容の見直しや同種の業務委託を統合することなどにより、効率化やコスト縮減に寄与してきました。

平成 15 年の地方自治法改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入できることとなり、本区でも平成 18 年度から、体育施設や集会施設等に順次、指定管理者制度を導入するなど、業務の民間委託以外の民間活力の活用手法が拡大してきています。

また、老朽化施設の大規模改修や改築、近年の待機児童対策や超高齢社会への対応等に伴う新たな施設整備などの急増する課題があり、その解決には、区有施設整備の体制や維持保全体制を見直していく必要があります。

基本的な考え方

平成 29 年 3 月策定の「公共施設等総合管理計画」に基づき、これまでの「維持保全」の考え方と合わせて、今後も急増する新たな行政需要に柔軟に対応していくため、施設管理部のあり方について検討していきます。